深草誌序

如何なる人、何れの民族にも鄕土を想ふの念はある。同じ搖籃に育つたものが誕生の地、墳墓の地を懷慕する―所謂鄕土愛の精神は、人間としての極めて自然的な發露であつて、此鄕土撫育の精神は大にしては民族愛、祖國愛の精神に一致するものと信ずるのである。

吾が深草の地は近時京都の都市的膨脹に影響されて地理的に著しく變易更替を告げ、史蹟は壞れ、傳說地は湮滅し、今や往昔の俤け偲ぶべくもなき實狀であり、尙ほ永く資料の蒐集を怠らば遂に史上に飛躍せし鄕土文化の成跡は探訪し能はぬに至るであらう。

不肖深く之れを慨し、數年前より古書記錄を辿りて其處に一縷の殘影

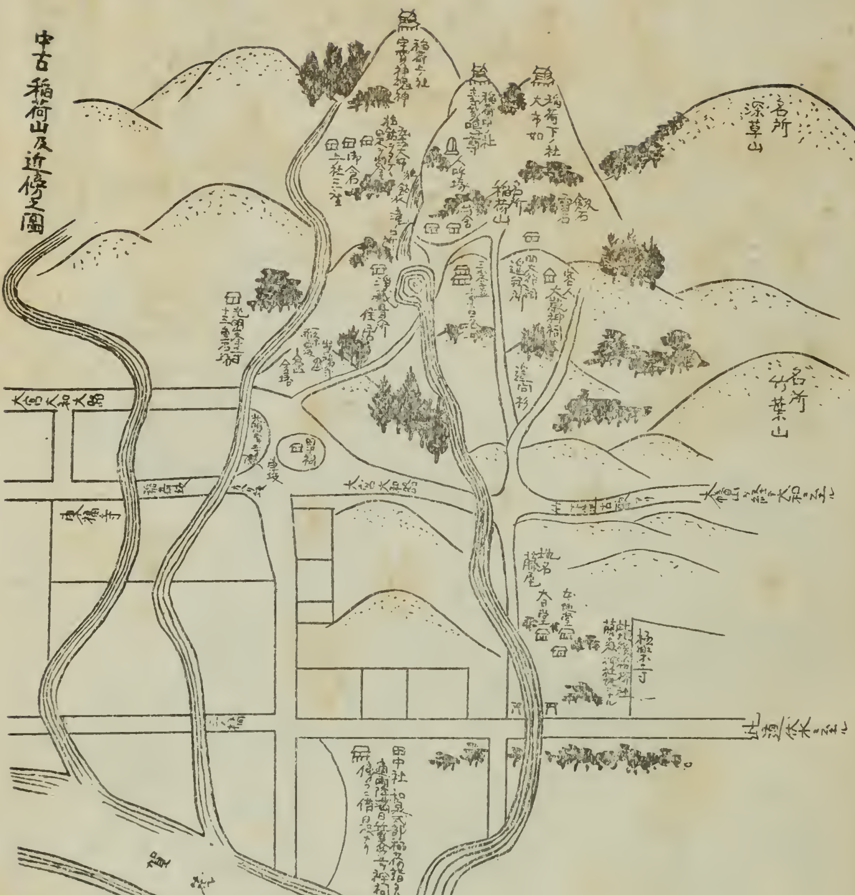
を停むるものを尋ね、神社佛閣に關聯せるものは之れが緣起由緒等を考證查窮し、巷說區々たるものは古老識學に糺し、以て資料の大成を期したるも其完成は恐らく終生不能なるべしと信ぜられる。されば鉛槧に脫漏する貴重なる考證は他日篤學の士に俟ち、茲に蒐集し得たる資料に數日の補正を加へて深草誌を編述刊行せし次第である。先賢の蹤績幸に鄕土人に稗補する處あらば編者の欣快之れに過ぐるものはない。

昭和八年十月

郊外書窟にて

宗形金風

中古稲荷山及近傍之圖




伏見山柏原神明社旧別當
大亀谷正圓寺所藏古圖写
木幡山
木幡ノ関
北尾村
伏見山
柏原神明
地名不詳
伏見尾山
御香宮
法安寺
大光明寺
伏見殿
石井村
神社
松原



稲荷山
松影山
深草山
時継山荘
深草殿
嘉祥寺
行者塚
深草陵
法華堂
貞観寺
極楽寺


北
長山御林
藤森社
大和大納言
岐阜中納言
結城中納言
中川七左衛門
市橋下総守
内藤紀伊守
津田長門守

深草誌目次

第一、舊跡、名所篇

第二、御陵墓篇

第三、神社篇

第六、教會篇

第七、廢寺篇

第八、史篇

第九、民政篇

第十、教育篇

第一、舊跡名所

本編に記述する處は社寺編と關係するものが多いので、その社寺編では記述の重複を避け或る程度まで省略する。

佛國寺の桃水

一生を貧しき者や、乞食の群れに身を置いて、佛の慈悲忍辱を身に歌つた桃水和尙は、日本でも稀有の聖者と云はねばならぬ。實に和尙の一生は佛に被養さるゝ野の雲雀であつて、世人から乞食と云はれた和尙の行狀や言葉を憶ふ時、筆者は自然と頭が下るのである。若しそれ我日本の產める眞の出家沙門を見やうとせば、和尙にその理想的典型的な姿を見ることが出來やう。

此意味から深草誌を編むに當り土地に因みある人物として先づ桃水和尙を擧げ得ることを喜ばしく思ふのだが遺憾ながら和尙に關しては殆んど記錄がなく、筆者の調べた處では明治五年版肥後雲龍山淸潭禪寺藏本と、安岐安右衛門氏著の「乞食桃水」あるのみで、其他では各種の人名辭書に散見する丈けである。竟り和尙は一世を塵埃に韜晦して世間の表面に現はれて居らぬから、生前も死後も社會が問題にせなかつた譯で、そこに和尙の面目躍如たるものがある。

和尙は一處に一年とは同じ事を爲さず、轉々所を更へ姿を更へて人生を遊戯された。或る時は大津の宿場で近

隣の人々より「あの翁は凡夫ぢやない」と見抜かれ、富者商人が踵を接するに至つたので、間もなく大津を逐電し跡を隱した、とある。又は有馬温泉に奉公し、若くは奈良の大佛の掃除男と姿を變へたとあるが、此等でも名利に恬淡たる和尙の性情が解ると思ふ。

或る人の言葉に「眞の隱士とは山に遁るに非ず、又巷に住むにあらず、己が德を隱す仁こそ誠の隱士なれ」とあるが、桃水和尙は飽迄己が德を隱し切つた大德の人であると思ふ。茲に和尙の片鱗を窺ふに足る「洞上聯燈錄」から抽けば

禪師は攝津法巖寺の住僧なり、肥後の人、形貌蕞の如くにして內甚だ聰敏なり、流長院の圍巖宗鉄公を師として事へ、徧く宗匠に參ず、然れ共其人に非ざれば與に交らず、初め島原の向東寺に住す、微く意に適はず、退いて肥後の河尻に處する事八載、後ち法巖寺に住む、四方の禪侶風を聞いて來り赴く履戶外に充つ、一朝潛かに遁れて其の如く所を知らず、已に年あり、其の徒密禪勢州の驛路を過ぐ、一乞奴あり、鞋を苑店に織る、熟々見れば則ち師なり、禪駭いて拜謁して曰く、我等師を失ふて兒の乳を離るゝが如く日夜怨慕す師奚ぞ此にあると。師笑つて對談し偈を示す、禪師泣いて別れ去る。又一士の師を知る者あり、偶々見て之を怪み曰く師何の故に形を變して奴隷となると、師曰く今時の價侶口に身は弊履の如しと說くもその實を知らず。是を以てわが身を捨てゝその實を試みんと欲するのみと。其後京師に到り或は傭奴となつて薪を遠近に負ひ或は乞食となつて食を乞ふ。一日雲山白公第五橋を過ぎ、師の簣を荷つて茶を賣り去るを見る、白公乃ち後を趁ひて其の家に至る、師は老媼と盤を同じふして飯を喫す、自らを見て喜び共に往時を談じ去る。

師偈を送つて曰く、

行脚昔年鬪ニ利名一、　相依未盡老夫情、
東山幸卜閑居地、　來伴ニ洛陽風月淸一、

それより居を鷹ケ峰に移し、紙衣繩帶酢を賣るを以て活業となす。天和三年九月十九日臨終に端座し偈を書して曰く、

靑山運歩明月擧レ目臨レ行一喝汗滴ニ鐵鎚。

桃水和尚が勤勞生活の中に入つて佛の慈悲忍辱を身に歌つたことに就き佛大教授の梅原眞隆氏はその著に

和尚の酢屋生活は一面からは巧みに角倉を濟度した身業說法とも見られる、即ち角倉の施心を淨化し洗練する營みとして一種の三輪體空に觸着せしめたのであつた、施しつゝ施しを忘れしめる爲めの活手段ともなつた。此意味から見れば「酢屋の通念」が市井に現はれて救はるゝ者は桃水よりも寧ろ角倉である

と云つてゐるが此觀察は推理的だが和尚の境涯を確かに穿つものと云ひ得られやう。

最後に和尚が如何なる高僧に憧憬したかを思ふに、勿論得度をうけた圓巖宗鐵禪師は別として、寛永八年二拾歳の時師の下を離れ諸國遍參に登つたのであるが、分けても黃檗山萬福寺に掛錫し、彼の有名な隱元禪師の棒喝を受けたのは事實だ。當時禪師の高足であつた木庵、即非などの偉僧に逢ひ其峻烈な氣風に接して境涯に一段の進展を來した事であらう。即ち眞の師として慕つたものに黃檗系の僧があることは桃水和尚の眼界に宗派の偏見が微塵もなく只正師あるのみなるを知るのである。

鷹ヶ峰で入寂した和尚が黄檗五代の高泉禪師を開山始祖とする佛國寺に墓所を定めたのは當然で、愛弟子智傳琛洲の墓碑二基も今は苔蒸して師僧のものと並び建てられてゐる。

蜘蛛の圍を拂つて碑銘寫しけり　　金風

俊成卿と明兆

壽永の昔、武人で短歌に堪能な平忠度が、出陣の途中より引返し、師と仰ぐ五條三位藤原俊成卿の門を敲き、一首の和歌の詠草を差出し、千載集へ選擇されん事を懇願したてふ優にやさしい逸話がある。實に卿は當時の名家たるのみならず、永く朽ちざる歌道の大家である。尙深草を詠じた

夕ざれば野邊の秋風身に泌みて鶉鳴くなる深草の里

世に膾炙せらるゝ名歌で、その頃の深草は非常に鶉の聲がよく態々大宮人も此里へ鶉の聲を聞きに來たとの事である。此名歌に對し蜀山人が

一つとり二つとりては燒いて食ひ鶉無くなる深草の里

と詠み換えを行つたが、遉が趣向に於て普通の狂歌師の及ばぬ處があつた。

この俊成卿の五輪の塔の向側に自然石の兆殿司の墓がある。東福寺の大涅槃像を畫いた有名な明僧で、此附近一帶を俗に繪具谷と稱するは明兆が揮毫の顏料を採取したからとの傳說がある程に明兆の遺した畫幅は貴重なものとなつて居る。墓地は東福寺の南、願成町の丘上で、八幡以北の山城國は一眸の中に鳥瞰され、視野の廣闊な

勝地である。

小町と少將

小野小町は公選の歴史にはなく、從つて根據の甚だ曖昧な種々の傳說を生んで居るが、中で最も名高いのは深草少將が九十九夜通ひつめ、百夜に當る夜の大雪で少將が凍死したてふ傳說である。この澤山な教訓を含む美しい傳說を其儘うけ容れて墨染の欣淨寺には兩人の墳墓を殘してゐるが、筆者は何の程度まで傳說を承認すべきかに就て此機會に詮索を試みて見やう。

小町は小野家の系圖を見ると小野篁の孫となつてゐる。篁は平安朝初期の有名な公卿で、百人一首の歌に

和田の原やそしまかけて漕ぎ出ぬと人には告げよ海女の釣舟

の作者で、彼の遣唐使として支那へ渡つた小野妹子の玄孫が參議正四位岑守であり、その岑守の長子が篁で、更に篁の子に出羽の國司を勤めて良實――或は良眞とも良貞とも書いて在る――と云ふ人があり、此人に二人の娘があつて姉の名は分らぬが妹は小町である。

小野家が出羽の國司としては篁よりも前に瀧雄があり、瀧雄と良眞とを混同する時、小町の時代に喰違ひが起る譯だ、即ち小町は篁の孫であつて姉妹揃つて釆女となり朝廷へ仕へたのであるが、朝廷では官女を一口に「町」と云ひ、小野の小町は姉と一緒である故、姉が小野の町で、妹が小町と區別されたのである。

小町は何時頃の人か、それは仁明帝の御即位より光孝帝の御即位頃まで各種の書に其名を散見するから、千餘

年前の人たるは疑ふ餘地がない。殊に小町の歌に「四のみこのうせたる」との端し書あれば、嵯峨天皇の第四子基良親王の外に當嵌る方なく、親王は深草の帝（仁明）の三番目の御弟なれば、天長八年六月に薨ぜられて居り小町が哀悼の歌を詠む年頃であるから幾分か親王より年上とも想はれる。

されば深草の帝（仁明）御即位が二十四歳なれば、小町は拾九か二十歳の年頃であり、采女は重に御膳部に立さはりて宮中のお給使役なれば、天子にも皇子にも接近し得られる譯だ。

此小町が男に對しての態度は作歌の上から判斷出來るが、當時は男女間打解けて戀心を歌に修飾したりする時世なれば、無論才色兼備の小町には當時の若殿原も惱まされた事であらふ。然し操持堅固な小町には少しの隙間もなく、それは、

ともすれば仇なる風にさゞ波の靡くてふごと我れ靡けとや

の歌で分ると思ふ。

海松布なきわが身を浦と知らねばやかれなで蜑の足たゆく來る

此歌は在原業平に答へた歌だらうと伊勢物語の註釋書にあるが、足繁く通ふを冷やかに嘲笑した痛快さが偲ばれる。

此通り小町は堅固であつた、當時の餘り淸からぬ風儀に照せば實に不思議な程に心が淸淨である。と云つて小町は戀を解せぬ女ではない。痛切に或る一人を戀ひ慕ひ奉つたのである。然し藤原氏が要職を占め、子孫相傳へて攝政たり關白たる時世では系譜を異にして遂げ得べき戀ではない。間もなく藤原氏により警戒され、宮中を逐

はれ小野の里に陀び住み、御心深く寄せ給へし尊さの感激に心を領され、歌に苦悶を紛らせ、夢に逢瀬を樂んだのである。

思ひつゝ寢ればや人の見えつらん夢と知りせばさめざらましを
うたゝ寢に戀しき人を見てしより夢てふものは賴みそめてき
いとせめて戀しき時はぬば玉の夜のころもを返してぞぬる。

寢卷を裏返しに着て寢れば戀しい人を夢に見られる、てふ昔の言傳へを詠むも、夢より外に逢ふ道なき人を戀すればこそである。

茲で小町の心情を詮議し得たれば、翻つて「百夜通ひ」の深草少將を究める必要が起つて來る。即ち欣淨寺の由緒書には

當山は深草大納言義平公の御子四位少將義宣卿の宅地にして弘仁三年三月十六日夜薨去す。則ち遺骸を葬り佛閣を爲し石塔を建て云々

とあり、小町の生れは幾ら繰上げても弘仁三年ほど早くならず、仁和寬平の頃に六十九歲で死んで居るから、結局深草少將の死んだ弘仁三年には未だ小町が生れて居らぬ譯だ。假りに一步讓つても乳臭の女兒が少將を惱殺せしむる害がない。結局史上にない義平、義宣父子は架空の人物で、從つて少將の文字に重きを置かず「深草」の二字に重點を置けば、眞の小町の戀人はズット高貴の方たることが首肯されやう。

人呼塚と硏の池

谺の池は新池又は熊鷹の池とも稱し、稻荷本社より御山巡りの登山路約五町程で達する所にある。峰櫓の翠黛滴つて碧波靜かに動く閑寂の幽境であるが、此池の傳說に、昔京洛の地に失踪者があると、緣族の者が池畔に來り、遠く中の峰の人呼塚に向つて手を拍ち、その拍手の反響する方向に從つて捜索すると必ず手懸りが得られたと云ふのだ。即ち谺の池の名はこれに起るもので、山の神性を認むる尊い傳說とせねばならぬ。

今は斯うした傳說を信ずる者もなからうが鬱蒼とした太古ながらの樹立ちの山や、周圍の山々を壓して天空に聳ゆる山の容姿には、之れに對する者をして甚しき神秘の感を與へ、思はず崇敬の念を起さしむるものだ。多くの山に必ず神社が祀られてあるのは後世の考へ方からすれば勿論其山を「うしはく」神であるが、それの起原は山そのものゝ神性を認めて其靈を拜する神殿であらうと思はれる。

樹木を神として祭る事は後世民間には往々見る所ではあるが、古く反響を「コダマ」と呼んだのは木靈の意味であつて、森林が自ら發言する力を有つて居ると信じた所から來た言葉であらう。即ち池畔の拍手が遠く中の峰の人呼塚の森に谺する――所謂反響は、失踪者の行衛を示す神の啓示と見られたもので、昔の人々には山は直ちに神であり、崇拜の對象であつたのだ。

大岩、小岩

大岩山は德川家康上洛の時、乘馬の飼草を賄つた處から俚人通稱して御草山とも云ふが、大岩の名稱は大岩小岩に對する近年著しき信仰から阪神地方迄も知らるゝに至り京阪電鐵師團前停留場からは聯絡の乘合自動車で賽

者が運ばれ、お籠りと稱する連日の祈願者も日に拾數名はあるの賑ひ振りを呈すやうになつた。

神靈が岩石を依代（ヨリシロ）としての其處に發生する信仰は、我が京都府下にあつては大岩、小岩だけであるが、斯うした自然物に靈性を認めて宗敎的に信仰する思想は我が古代國民に於ても見出し得るところで、今も尙ほ日、月、山嶽、樹木、岩石等に於て全國的に多くの實例を擧げ得られる。

即ち官幣大社鹿島神宮の要石を第一に、同じ鹿島郡大和田の主石神社は延喜式の官社であるが、石を神躰として祀るが故にこの稱號があると信ぜられる。更に景行天皇紀に「始め天皇は土蜘蛛の賊を討たんとし柏峽の大野に幸す、その野に石あり、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇之れに祈りて曰く、朕土蜘蛛を滅すを得ば云々」とあり、高く秀でたものや地表に孤生して一見それを識別されるものに天降る神、憑る神を想像し信仰の對象とすることは餘りに原始的であるとは云ひ、尙ほ今日の相當發達した知識に於ても續けられ、繰返されてゐる處だ

これが佛寺であれば構造の莊嚴を以て人心を感動せしむる場合もあらうが、我が國には未だ殿舍の營み拙ない草昧未開の時代から既に天神地祇があり、社殿の如きは只その神座を標識するために設けられたものであることは、異常に巨大な岩石や樹木があつて其傍らに小祠がある所が往々あるに徵しても明白であらう。

此意味から神社は、其境內に生育する老樹、岩石を以て本體とするもので、草木茂り、數百歲を經た老樹、苔蒸せる巨巖のあるに依りて神威の赫灼たるを想はしめ、この森嚴の氣によりて人心を正しうせしむるを本意とすべきだと信ずる。

面積現在に數倍したを想像される巨椋池を包む濕澤池の先史時代は、地質的に巨巖大石なく、盆地の周緣部は

僅かに耕作に生くる住民あるのみで丘陵地も雜草、雜木の交る平凡な起伏を見せる土地であつたを想はしめるが此地域にあつて獨り大岩、小岩の存在は神秘の念を起さしむるに足るものであり、神秘は軈て崇敬の念となり、この巨岩に宿る精とか靈魂とかを承認せしむるに至るは當然であらう。

偕行社の沓塚

偕行社地内にある古墳は、師團設置の際、一時取拂ひ地均しの沙汰が起り、支障あつて取止め現存されてゐるが、沓塚の由來は眞言血脉抄に

僧聖寶普明寺にて遷化、收棺の後ち棺の輕きを怪み開き見れば双履のみあり、則ち其履を納めたりとあつて、塚は聖寶理源大師の沓を埋めた處から俚人は行者塚とも稱して居る。茲で僧聖寶を東國高僧傳、門跡傳、元亨釋書等に探れば

聖寶は醍醐寺の開祖なり、兵部大輔葛聲王の子にして弘文帝の末なり。拾六歳にして眞雅法師に投じ得度す。三論を元興寺の願曉に學び、其他圓宗唯識華嚴密教に至るまで悉く研究す。貞觀の末醍醐寺を開き、顯密の二教を演ず、又東南院を南都に置いて三論を講ず。仁和三年勅して傳法阿闍梨の位を賜り、又貞觀寺の座主となる。後ち僧正の職に任ず。延喜九年寂を普明寺に示す。年七拾八、理源阿闍梨と號す。云々

即ち聖寶は貞觀四年七月、嘉祥寺の西院を以て充てた貞觀寺に一時座主となつて居るから、その貞觀寺（僧坊町附近）より程近い普明寺で入寂されたとせば、聖寶と深草の地との縁因も深く、沓塚の傳説も首肯される。因

みに當時の普明寺は今の偕行社敷地で、貞觀寺と共に聖寶の草創する處であり、和州法隆寺記に「今の講堂は山城國普明寺より移す」とあり、更に醍醐寺緣起に「於普明寺造八尺四天王像、拜書寫之部大乘經等、即供大會、此白太上法皇御幸云々」とあり、當時の普明寺は結構宏大なものであつたらしい。

元政上人の墓

墓は端光寺の西、鬱蒼たる樹木に圍まれて繞らず柵に石塔も建たず、纔かに三幹竹に所在を示すのがそれである。上人、俗稱は石井吉兵衛、又源八郎平之亟の別稱があり、別に日政、日峯、妙子、不可思議、霞谷、空子、幼千の數號がある。幼にして穎異、長じて高識卓異、九歲で建仁寺の大統院を拜し九巖和尙に謁し、後ち彥根城主伊井侯に仕へ、二十五歲の時主に從ひ江戶へ上つて居る。此江戶詰め中に三浦屋二代高尾と情意投合し、後ち高尾が故あつて自殺するや厭世の念起り髡緇して僧となつたとの傳說あり、後世の批評家は西（鳥羽）に文覺と袈裟あり東（深草）に元政と高尾ありなどゝ對照し、或ひは一遊女身を殺して高僧を後の世に送るなどと云つてゐるが、元政と高尾の關係に就ては尙ほ多少疑ひを挾む餘地がありと云はれて居る。

元政は明曆元年、深草に草庵を營み、竹葉菴と號し、孝心深き處から父母を寺の傍らに住ましめて孝養至らざるなかつたが、萬治元年、父元好道程の喪に逢ひ、翌二年母妙種七拾九を奉じて身延山に詣で、歸途江戶に入り母を伊井邸に托し、元政は日本橋に旅寓したるに、伊井直澄は元政の姉子なるを以て屢々元政を其邸に請ぜんとした。けれども固辭して赴かす再び母を奉じて深草に歸り、此時佛殿を開いて端光寺と號した。

元政が寛文八年、四拾六歳で示寂する迄、元政の風猷を欽じ時々訪ね來つた人に佛教嫌ひの熊澤蕃山があり、無二の親友であつた丈けに倶に詞文を語り、その兩人の遺墨は現在瑞光寺に數多く遺されて居る。尙ほ常に稻荷の人荷田信詮と共に文事風流を交へ、又明の歸化人陳元贇と唱酬し、門を叩く者多かつた丈けに著書も頗る多く重なるものに釋氏二十四孝、扶桑隱逸傳、身延山七面記、溫泉遊草、草山集、草山唱和集等があり何れも刊行されてゐる。

曾て元政が草庵の壁に貼付けた自傳がある。一讀戲文の範たるを知ることが出來やう。

不幸にして世に背ける墨の衣にはあらず、髮を結ばせるむつかしさに頭を剃り、茅の軒端竹の柱に身を輕う爰に留おき樂しむ心から浮世を見るに、東西に走り南北に行く人多くは身を思ふ事業にのみ足を空になして、吉野の花のあはれをも知らず、深草の鶉の聲を聞いても燒いてしてやりたとばかり思ひ、後に何になる事ぞや、かく靜ならぬ事は人間のみならず、山を出づる雲は雨を催さんとて岫を出で、深山の鹿は妻を戀ふ世話に聲の限りを啼明す、是れを思ふに此身ほど隙に樂な事なし、惠心の作の佛一體持てども後世を願ふためにもあらず、持傳へたる道具なれば御宿申すまでなり。極樂へ行きて樂みたいと思ふ慾が無ければ地獄へ落つる恐れもなし、死ぬるまで生きて居ようと思へば年の寄るも糸瓜とも思はず、籬のこぼれ種の朝顏もゆがもうが、すぢらふがあんなものと思ひ時雨ふる夜の小夜嵐吹かうが吹くまいが我身ひとりの苦にもならず、膝を容るゝ二枚敷一つにて事足り雜炊食はぬ身には聞かせまいとは云はぬ鶯も快よく聞き夜着持たぬ家にはさすまいともいはぬ依估贔負のない窓もる月を眺め、寢る苦の目なれば眠たければ晝

もかきこもりあるく筈の足なれば手の奴足の乗物こゝろの行く所へ迷ひありけども盗みせぬ身なれば人も咎めず、覺えた事も無ければ忘れる事もなし、歳を數へた事なければ幾つやら知らず、あら樂しや人目が人と思はねば人をも人と思はざりけり。

深草の元政の坊は死なれたり我身ながらもあはれなりけり

◇

▽伏見途中　　僧　元　政

杖レ藜緩步思悠悠。望ニ盡青山一傍ニ水流一。來ニ往風塵一多少客。桃花夾レ道不レ回レ頭。

▽三遊平等院　　同

三遊平等院。擧レ目思凄凄。何謂ニ鳳凰殿一。獨成燕雀棲。寶池幽草合。縹瓦古松低。昔日文筵地。向レ誰問ニ舊題一。

▽重過詩僧元政上人墓　　烏山芝軒

政公墳墓在。傳是此棲遲。除有三竿竹。終無雙字碑。
人高霞谷隱。我愛草山詩。重過留題去。祗應地下知。

▽僧元政　　田部苔園

託跡禪門日掩門。此心長與白雲閒。一篇獨樂記猶在。野竹淸風深草山。

小堀遠州の墓

小堀遠江守政一は元和九年より二拾四年間、伏見の郡代兼代官に輔せられ、在職中に逝去されたが遺骸は紫野大徳寺に葬られたこと一般茶道を嗜む者の知る處である。然るに今夏深草誌の資料調査中に筆者が偶然佛國寺の墓地に於ても發見し、碑面には「孤蓬庵大有宗甫居士」正保四之暦丁亥、二月初六日、と刻されてあり、明らかに遠州の墓碑たるを知つたのであるが、即ち大徳寺と佛國寺の双方に墓碑があるからは其一方が遺髮若くは分骨なるを思はねばならぬ。

佛國寺は黄檗五代の高泉禪師が開山であつて、遠州逝去の正保四年より約二十六年を經て建立されたとせば疑ふ餘地もある譯だが、然し佛國寺は豊公伏見築城の時御香宮神社を鬼門鎭護の意味から大龜谷（今の古御香）に移すに當り、從來その地域にあつた寺院を取拂つて居り、後ち德川家康が再び御香宮を舊地に復し伏見一鄕の鎭守としたので、古御香の境域は挾められ再び一寺院の建立を見るに至り、それが佛國寺に引直されたのであるから、孤蓬庵の墓碑のあるは不自然とも思はれない。遺憾ながら之れに就て佛國寺に何等徵證すべき記錄を殘して居らぬから後人の考證に俟つより仕方がない。

兎まれ茲には深草に因みある人物として、小堀遠江守の閱歷を扶桑畫人傳、野史、茶人系傳全集等より抽いて置かう。

小堀政一、遠州流茶式の祖なり、祖は正治、父は正次、世々近江に住す。政一初め字は作助、豊臣秀吉に事へ後ち家康に仕へて遠江の田一萬石を賜ひ從五位下に叙せられ遠江守と稱す。禁裡若くは柳營の作事奉行を勤め元和九年伏見奉行に補せらる。職に在ること二十四年、正保四年二月六日卒す、年六拾九。政一點茶法を古田

重能に學びて其法を熟得し兼ねて和歌書畫を能くし、活花の法に通す。又器物を鑑定するに委し、常に松花堂と交り親しく春屋國師に參禪し剃髮して宗甫大有居士と號す。孤蓬庵を紫野に起す、嘗て茶事を以て將軍家光の師範たり。云々

燒塩屋の墓

伏見奉行小堀和泉守政方の暴政に苦しむ奉行所管下の住民を救ふべく、挺身事に處し、千辛萬苦、以て伏見の衰亡を阻止したるは、實に文珠九助以下の六氏である。實に七氏の義烈は永く住民の敬仰する處となつてゐるが中に深草の地からは燒塩屋權兵衛が此義擧に參加してゐる。

燒塩屋の姓は平田、その先は播州赤穗より出で、文祿二年伏見田町に來つて瓦製造を營み、豐公伏見築城に當つては天守閣の瓦を製造してゐる。初め瓦町に住んだが二代目權兵衛より寛永年間に直違橋九丁目に移り、三代目權兵衛の次男が一家を起して初代平右衛門となり、平田家は代々に瓦製造を本業としたが、元祿の頃副業として燒塩を製したところ、それが美味で大に珍重せられ、土地名物の一つに數へらるゝに至つた。即ち人呼んで燒塩屋と云つた處から屋號をそれに因んだもので、義民權兵衛は實に其七代目に當り、町年寄に推され大いに公共の事に盡力した。

氏は素養もあり且つ辯才もあり、常に堂々の論を吐いたので、奉行の暴政に奮起した同志と集會協議するに當つては同志の氏を敬する處深く、推されていつも謀議の首領となり、作戰計劃は殆んど氏より出でたと傳へられ

て居る。

即ち初め同志集合場所を瓦町眞宗院としたのも、氏の計劃の一つであつて、瓦町は伏見奉行管轄外であり殊に眞宗院住職香山和尚は學德兼備し、氏と交り深く、和尚も同志と謀議に參加し援助を惜まなかつたのである。

斯くして當初の有志會合には二百餘名も集まつたが漸く奉行所の探知する處となり警戒の手が延びたので、身に危險の迫るを知つた有志は爾后の集合に頭數を減ずるやうになり、僅々數名に過ぎぬやうになつた。次いで集會所を氏が宿坊である瓦町善福寺後堂に移し熟議を重ねた結果、此上は幕府に訴ふるの外策なしと決して丸屋九兵衛この任に當り天明五年五月伏見を發し江戸に向つたが、更に謀議の必要が起つて一旦歸伏し、重ねて善福寺の後室に會合し、其結果九助、九兵衛、傳兵衛の三氏が同年七月二十一日伏見を發して江戸に入り、深川陽岳寺住職の仁俠に助けられて遂に九月十六日寺社奉行松平伯耆に守訴ふる事を得たのであつた。

茲に上訴の目的を達して同志は歸鄕したが一方幕府は伏見奉行小堀政方に東下の書を發し其職を免じたので、多年暴政に苦んだ奉行所支配下の住民は救はるゝに至つた。其後、京都東町奉行所が多數關係者を召して審問を始め、九助、權兵衛氏以下同志七人を獄に下し容易に事件の落着を見ず、此間麴屋傳兵衛が東下りの覊旅中の死を除き、何れも獄死し、燒塩屋は天明八年十一月四日死去したのであつた。

燒塩屋權兵衛拉致されてより八拾餘日、遂に獄裡に歿したことは相次いで獄死せる同志と倶に、いかに其死が尋常でなかつたかを識ることが出來やう。斯くて燒塩屋の遺骸は塗り込め地藏堂後の墓地に葬られたが後ち寶塔寺山內共有墓地に改葬された。尙ほ氏の遺子佐吉氏は分家平右衛門氏に累の及ばんことを恐れ瓦製造業を廢して

職工となり他の同業者に雇はれて一生を終り、子孫相次ぎ明治二十一年に系統全く絶えたが、遺族に對する奉行所の壓迫が苛烈であつたことは他の同志の遺族も同様血族絶ゆるに至つた事實が雄辯に物語つてゐる。

藤森の手水鉢臺

府社藤森神社拜殿の西南隅にある手水鉢の臺石は宇治中の島に於ける十三塔の上層のもので、石川五右衛門が取外し、窃かに運んで藤森社へ寄進したとの傳說がある。五右衛門の寄進は所謂傳說に停まり事實は誰人か宇治川中に層塔の一箇を發見し、拾ひ上げて運び來つたものであらうと信ずるが、その臺石の廻りと形狀から觀れば洪水で崩倒した時の層塔の一つであることは首肯される。

そこで塔建立の由來と崩倒の事實を探るに、佛心者は菩薩道の修行者である丈け人一倍殘忍の行爲に惻隱の心が逆るわけで、弘安九年拾月比丘尼道秀が宇治川に濫穫さるゝ魚鱗供養のため、高さ七間餘、九輪九尺廻り、塔臺八尺四方、笠九尺四方の十三塔を宇治川の中洲に建立してゐる。竟り遡ること六百四十年の大化二年に宇治橋を架けたが、洪水の都度押流されて居り、これは魚鱗の崇りからであるとて此流域に於ける漁りを禁じて供養塔を建てたものである。爾來宇治橋は流失を免るゝに至つたが、後光嚴帝の延文年間に洪水あり崩倒したので同年秋に再興され、又も桃園帝の寶曆六年九月に洪水で崩倒し、永らく土砂に埋もれて居たが明治に入りて再興する時、層塔中の一箇が發見されず、止むなく新たに補充して現在の十三塔を成すに至つたのである。されば藤森神社に於ける手水鉢の臺石は、此崩倒後永らく河底に埋もれて居たものを拾ひ上げたもので、十三塔再興の際不足

せる一箇の所在が判明せなかつたのは事實として今も宇治町の古老が語り草に殘つてゐる。

藤森の狛獅子

同じく藤森社前の石狛の一對は府下に於ける各神社のそれに較べて姿態極めて珍らしく、後世の狛犬（獅子）が佛教關係から阿吽の形式を正しとせるに反して阿のみの形態を見せて居り、開口雄豪の相貌を示して全く佛教を離れ獨立し發達せる極致の出來榮えであるを肯かしめる。舊約の創世記には「彼は牡獅子の如く伏し、牝獅子の如く蹲る」とあつて、牡獅子は伏し牝獅子はうづくまるとあるから、伏すは即ちまさに飛び懸つて惡人に嚙みつく勢ひであり、守護の任に當る神社特有の据ゐ物としては洵に意義深きものあり、藤森神社のそれは、一對何れも伏せる姿態である處に、古く唐時代の型を捉へてゐる床しさがある譯だ。

飜つて府下に於ける各神社々頭の狛獅子を見るに一樣に臺座の上に胸を張り、頭を後ろに引き、前脚を前方へ片脚だけ出し或ひは揃ひ、尻を伏せて居る。此等は頭髮が流れ、又は捲毛狀であり、又は缺けて居る抔の部分的相違はあつても、獲物を覘ふ姿態でない丈けに雄豪の相貌はあつても、何處となく落着いた處があり、惡人を氣殺する凄さが缺けてゐる。

惜むべきは藤森神社の石狛に工人の名を缺くが、德川末期の彫刻で非凡の腕の冴えを見せて居り、播州より篤信者が伏見奉行所へ送りつけたものを、奉行所の取計ひで藤森へ屆け、社頭に据ゐたと聽くのである。然るに時の植村府知事は神佛分離社僧復飾の太政官布達に基き、石狗は所謂獅子で印度の文化が生める佛教思想の所産な

れば神社には不必要なものであるとの見解から臺座の取拂ひを命じたのであつたが、後ちこの臺座に燈籠仕換えの工作を加へ、油料寄進の講中を作つて再興し、現存するに至つたもので、府下に數ある石造美術品中に於て異彩あるものだ。

▽力　石　――又は「かへし石」とも云ひ藤森神社境内にあること都名所圖繪や山州名跡志にも載せてあるが、重量二拾貫あり、德川時代には所司代巡検の際、神職をして返さしむる一つの行事もあつた程で、曩年史蹟天然記念物に指定された。

▽藤の古木　――小侍從の歌に「むらさきの雲とてよそに見へつるは木高き藤の森にぞありける」とあり、拜殿の西南隅に數百年を經た藤の古木が今尙ほ年每に花を咲かせて居り、傍らの「紫藤之銘」碑は遠山盧山の筆である。

▽蒙古塚　――同じく境内に石の玉垣を繞らし、二列の古墳七ツは土膨らみて根笹茂り朧ろげに塚の所在を示して居る。舍人親王が蒙古勢を討ち、敵將の首級を擧げ來り、戰利品と共に此地に埋めたとの傳說がある。

伊藤若冲の墓

石峯寺後山には六尺許りの釋尊の立像と涅槃像が安置され、これに十六羅漢五百大弟の石像が置かれて居る。風餐雨食、彫鏤麁朴、僅かに其面目を認むる程だが、之は畫家伊藤若冲が自ら畫いて彫刻せしめ石峯寺へ寄附したものと稱されて居る。

その若冲の墓は後山の麓にあつて墓表には「斗米菴若冲居士墓」とあり、墓側には貫名海屋の撰書に成る一碑が建つて居る。

若冲の名は初め春教、後ち汝鈞、字は景和、若冲はその號である。又斗米菴とも號し京都の青物問屋の主人であつた。幼より畫を好み、初め狩野家に學び、後ち元明の古蹟を模修し、又光琳の筆意を混じて一流の畫風を出したのである。人物山水草花鳥獸いづれも能くし、殊に鷄の揮毫に巧みであり、偶々鷄の畫を請ふものあれば必ず米一斗を謝禮として受けたとの奇談が殘つてゐる。後年石峰寺の側に閑居し黃檗派の傳琦和尙に參禪したが寛政十二年九月拾日八拾五歲で逝去した。

伊藤若冲碑　　貫名苞撰

奇哉若冲居士之用心乎丹青也余每覽遺跡想其爲人及讀其壽藏碣其用意果異於常人後上石峰觀其處建五百應眞像始知用其終身心力於阿堵焉居士自少專務新奇不欲涉蹈習刻意覃情作水墨翎毛或評云若冲畫雖工山於水墨至沒色不能居士聞之仍作沒色數十幅又刱意賦彩人所不爲今見藏相國寺者是也善平生合作自惜不妄與人有藏諸名山之意云夫古之名匠如顧陸吳季其心靈其腕妙仙瓜所到意描得出佛經中諸變相似肱發宇宙之秘幻技至此可謂盡矣後生輩出皆瞠若莫敢企後慶倘有鞭勵之士進步又進々々不止其勢必將得思及於玆居士乃寄諸濬朕無朕之石像焉蓋其意謂若就彼無相有相之間千奇憂變寶光百出譎詭恠誕如行雲流水不可捉定雖有神仙點化笻安得窮極哉然則有相之不足盡無相而無相乃足盡有相也故獨寓焉居士初置石像肆頭有求請畫者使出一鋪資既而厭塵士則蟲毛縛菴石峰石像之次一畫換斗米終以身殉其用意可不謂奇哉至遺言表墓倣筆形意不能忘於懷哀

哉庚寅秋京輦地大震多所所頽摧應眞亦不免歲癸巳居士孫清房修理復舊使余識其由於墓表居有孫焉

▽石峯寺觀石羅漢　　　　市村水香

一點傳心悟者誰。靈山會裡證明師。應眞五百點無語。猶似當年聽法時。

山つゞじてるや五百の甍の石　　靑々

若冲忌頭石を見に山に行く　　同

老鶯や石の羅漢は草の中　　泊月

唐門の赤き壁見ゆ竹の春　　虛子

阿羅漢が肱に拳に落葉かな　　虛明

唐門に卽非の額や白牡丹　　蘇南

三昧の羅漢五百に風薰る　　金風

鶉の床と竹の下道

平安朝時代の深草は所謂大宮人の憧れの地で、此地に別業を營むもの、隱棲するもの多く、歌詠む者は、竹の下道、竹の葉山、鶉なく里など數限りもなく風懷を今日に遺して居るが、確かにそれと判斷のつく舊蹟は一つもない。これに就き都名所圖繪には

鶉の床は深草野の叢らに巢をくむを云ふ也、此所に鶉の床と云ふ所一所あり、竹の葉山の邊りなり。後世

和歌によりてなづくるものか。昔より鶉の名所にして聲は他鄕に優りたりとて都下の詞客中秋の頃こゝに來りて美聲を聞く。總じて鶉は荒れたる野に鳴くものなり。萬葉には鶉鳴く古りにし里と詠めり。殊に深草は荒れて露深き邊りなれば鶉の床はしめて名のみなるさま也云々

とあり。その竹の葉山の邊り云々に就き、名跡志は竹の葉山の所在を道澄寺の南へ一町西へ二町餘とし鶉の床たる地所に隣ると說いて居る。

此說に從へば飯食町西裏、竹田の境界に在る墓地を指すのであるが、俗稱コクボの墓地附近と爲すは疑はしい寧ろ深草一帶の曠野に巢ひたるを以て深草野を指し鶉の床と稱するを適當と思ふ。

又、竹の葉山に就ても名跡志は鶉の床に隣ると說いてゐるが、同じく都名所圖繪には「寶塔寺東より一帶の凹地を霞谷とし西方に竹の葉山あり」と記して居り、是れは足利時代の地圖に徵して舊大和大路に沿ふ竹の葉山の所在と同一であり事實に近からう。

竹の下道に就ては名跡志も名所圖繪も墨染寺の邊り、欣淨寺裏の藪地なりと記してあるが、往時京都より伏見へ往來するには大和大路より深草鄕內（昔の大和大路は今の直違橋通より數町東にあり泉涌寺の馬場先より東福寺の中を過ぎ寶塔寺前を南へ過ぎ、更に木幡關道と伏見街道とに分岐）に至るもので路傍竹林多きこと古圖の示す處なれば此等の竹林を指したものであらう。

▽　　　　後鳥羽院

獵にこし鶉の床の荒れはてゝ冬ふかくさの野邊ぞさびしき

▽

その色もわかぬあはれも深草や竹の葉山の秋の夕暮、　無品親王

▽

ふかくさや竹の葉山の夕霧に人こそ見えね鶉鳴なる　家隆

▽

深草や竹の下道わけ過ぎてふしみにかゝる雪の明ほの　前關白太政大臣

△

深草や鶉の床をけふよりやいとゝ空しき秋の古里　後鳥羽院

▽

ふかくさや鶉の床の朝露の袂にうつる秋の夕暮　慈鎭

竹の下冬鶯の來りけり　青々

稻荷山の劍谷

一の峰の北溪、末社長者社の舊蹟で、俗に御劍社と云ひ、老杉鬱蒼として茂り幽禽その間を去來する——實に靜寂そのものゝ境地である。屹立せる巨巖は青苔を帶びて滑らかに、山氣流れて水よりも冷たく、彼の一代の刀匠三條小鍛治宗近は此處に參籠して神の告げにより山の埴を採り燒刃の用とし、始めて多くの名刀利劍を得たと

の傳說がある。されば後世冶金の職に在る者祈願を御劍社に籠めて名匠の名を謳はれんとするに至り、毎年十一月八日に本社で執行する火焚祭は一つには鞴祭とも稱し鍛冶の工人として凡そ鞴を使ふ程の者はこの日の參詣を怠らぬものとなつて居る。祠前の神泉「燒刄の水」は今も滾々流れ出てゝ鍊刄の昔を私語いて居る

▽御膳谷――同じく稻荷山の御膳谷は、往古此處に上中下の三社の御膳殿があり、文永年間からは五社の神饗殿として此處から供進し、御膳谷を稱さるゝに至つた。今も毎年一月五日大山神事を執行し、此舊蹟の石盤で山上の神々に淸濁二種の神酒を供へる式がある。即ち此神酒を盛つた土器を頂く事によつて新しい幸福が得られると信じ、式後骨格逞しい壯者達が雲集し土器の爭奪に肉塊相搏つ物凄い熱爭振りを見せるのであるが、この暴風の如き巖上の狂鬪も不思議に未だ一人の負傷者も出さず、軈て颱風一過の靜けさに返り神事が滑らかに終るのだから一つの珍行事とされて居る。

▽十石塚――稻荷山お產場の池に臨む樹林鬱蒼たる丘地がある。近年お山巡りの新道が開かれ、此の丘地を開鑿したが、十石橋を渡れば新道に接して丘陵あり、これに對し池際に小丘陵を爲すのが荒廢せる車塚とも觀られ尙ほ新道の東にも丘狀の地あり總稱して十石塚と云ふが、未だ考證を進むべき資料がない。

▽昭宣公基經の墓――仁明天皇の嘉祥昭宣公は深草の地に極樂寺を建立したが、この舊寺域に當る現今の瑞光寺門前に番神の森と稱するのがある。反別一反一畝、形方圓を兼ねて高サ一丈餘の丘陵を爲してゐるが山州名跡志には是れ昭宣公の墓なりとあり、雍州府志には昭宣公基經の塔は木幡山淨妙寺にありとし、深草と木幡の二說に分れてゐる。然し古今集には「堀川のおほきおほいまうちの君、みまかりける時に深草の山に

おさめける後によみける」とて

うつせみはからを見つゝもなくさめき深草の山烟だにたて

深草の野べの櫻し心あらばこの春ばかり墨染に咲け　　上野岑雄

此歌並に詞によれば、深草に葬りしこと事實と信ぜられる。されば深草にて火化し、この墓を本墓として木幡へは殘骨でも納め塔を建てたのであらう。故に雍州府志にも塔とのみある。因みに淨妙寺は其頃藤原氏代々の墓所があつた

▽**寺本忠吉の墓**　雍州府志に「寺本氏の墓は深草山上にあり、織田信長と足利義昭公と六條河原に戰ふ時寺本氏は信長公に從ひ戰死す、斯の人深草の人なり、故に斯山に築く」とある。今はこの墓寶塔寺中の大雲院の北にあつて寺本内藏允忠吉、法名は誠本院學翁宗心居士である。

▽**少將水**――墨染欣淨寺境内に深草少將の墓あり、池畔老樹の下、少將水と云ふがある。深山集に「題少將水」の詩として

少將誰家郎。代遠失姓氏。身立仁明朝。家住深草里。獨傳好色名。身死名未死。君名不可洗。空留少將水。潔士何容飲。人與貪泉比。只有吳隱之。一啜可未耻。

▽**九條家累代の墓**――攝政關白藤原道家公は洛東に於て大伽藍建立の發願あり、洪基に於て東大寺の東の字を取り、盛業に於て興福寺の福の字を取つて茲に禪刹五山の一たる東福寺を起したといふが、其道家公以後數代の墳墓が煙滅してゐたるに明治拾四年九月、東福寺山の南、車坂と稱する處で發見された。即ちこゝに

は鎌足公より二十代に當る道家公を始め、教實、忠家、忠教、師教、房實、道教、經教、忠基。滿教、政基、尙經公に至る三拾一代迄、更に遡つて十八代兼實公の墳墓も塔中桂昌院（今は廢寺）車坂に於て翌拾五年に發見された。

▽阿保親王の墓——伏見街道三ノ橋より北、阿保町にあり、町の凡そ一町許り東に小土封があつて是れが親王の墓と稱せられて居る。

▽記念山——山村町の北林宗次郎氏が日露戰役後に丘地を開拓して戰役記念碑を建てた處から一般に記念山の名で稱せられて居るが、今は日蓮上人の丈餘に及ぶ座像があり、之れに對して淸正公の銅像と乃木將軍の馬上颯爽たる英姿が臺石上に仰がれ、道を狹む下良ケ谷の丘にも白砂稻荷を勸請し、小祠に近く福神の陶像が建てられて一小公園の觀がある。殊に土地は山城盆地を双眸裡に鳥瞰し得る丘地なれば樹木圍繞するも低く、視野を遮る何物もなく、俚人半日の淸遊に適せるものだ。即ち深草に於ける新らしい名所の一つであらう。

▽雀のお宿——直違橋通の鍵谷氏宅を雀のお宿と云ふが、今より二百年程以前より多くの雀が座敷と云はず臺所迄、巣を造り喧しく囀ずる樣は全く童話の世界その儘であり、深草の名に負ふ名所と云はねばならぬ。

若竹や雀が宿の新枕　　支考
むら時雨雀ひさごの影法師　　靑々
雀見にはいる二人が頭巾かな　　同
うるめ燒く雀が宿は古りにけり　　同

竹の春雀の宿の雨さびし　蝶衣
ふくべ吊る亭主に馴染む雀哉　虚明
春の宿とはゞ雀の留守なりし　可種

▽お茶の清水――石峰寺前石段の南側畑の中に井筒がある。往昔大和大路は石峰寺前を寳塔寺前へ、更に南したもので、傳説では大官に仕へる要職の人、茶を嗜み、態々宇治橋三ノ間へ河水を汲ましめてゐたが、その使ひの者誤つて水を零し、再び後戻りの勞を偸んで石峰寺前のお茶の清水を吸み歸つた。然るに主人は茶の嗜み深い處から忽ち水の變つたことが發覺しお叱りあると思つたところ反つて三ノ間の水に優ると褒められ。爾來使の者は遠く宇治へ使する勞が省けるやうになつたとのことだ。此お茶の清水の地は石峰寺二代石門が法藏庵を建て隱居せる境内に屬し、明治初年取潰し畑となつた凹地だが、近年地盛りしたゝめ新たに井筒を增し現存して居る。又お茶の清水は西半町の鉄道線路に近き茶碗坦（チヤワンコ）だとの一說もあるが場所は舊大和大路に沿はぬので疑はしい。

猿丸太夫古跡

三十六歌仙傳、皇胤紹運錄等によれば猿丸太夫は攝津莵原郡深草鄉の人で、後年近江の曾束山中に隱れたが時代は詳かでなく、恐らくは元慶頃の人だらうとある。或は厩戶皇子の子、山背大兄王の第三子弓削王の別名だとも稱されて居る、是れは萬葉集の弓削王の詠中に猿丸の歌が列記されてあるための推定であらう。雍州府志に、

猿丸太夫は深草郷の人で、奥山に紅葉踏みわけ……の名歌は藤森社の北に小山といふ字名の畑があり、その奥山の古跡であると云ひ、扶桑隱逸傳に、猿丸太夫は深草の人、今も深草を名づけて猿丸郷と云ふ、と書かれてある。

深草師團の設置から衛戍病院敷地に充てられた處に古墳があり、今は地均らしされて終つたが、それが猿丸の塚だと云ひ、或は藤森を離るゝこと東南約二丁俗に庚申塚と云ふのが隱棲の古跡だと云ふなど、筆者は猿丸太夫の古跡調査に甚だ腦まされたが、兎まれ深草の鄕の人たるには誤りがないやうだ。そこで筆者に一つの疑ひがあるのは猿丸太夫は職業の名で、名歌を遺した人が其職業を代表し其名を獨占し、猿丸太夫と云へば其人なりと後世に信ぜられたかに思はるゝ事だ。

太夫か職名であることは誰人も信ずるが猿丸は更に分類された特殊な職業的部族を形成したもの――と推定すれば、その部族が特殊の位地を守つて何を爲し來つたかを考へねばならぬ。既に特殊な部族と斷定して其職業を考ふるからは、茲に野見宿彌の後裔たる土師連に率いられた雜戶を考へて見る必要が起つてくる。即ち土師部は野見宿彌に率ゐられて出雲から大和に來た民族であり、出雲地方に定住した朝鮮民族であることは祝部土器が朝鮮土器の系統に屬するを見て判斷されやう。

されば西部日本海岸地方にゐた沿岸民族系統であつて天孫民族より以前に日本に居を占めた先住民族だが、野見宿彌のやうな英傑を出しながら一般的には一般民族のなかに解消されず、特殊な部族をいつ迄も形成して來たのである。此中にあつて優れた藝能をもつ者は、その藝能を職業とするに至つたが、取纏めて云へばそれは千秋

萬歳と獅子舞である。就中萬歳の藝能は最も古いもので、恐らく彼等が諸處の大社等に隷屬するに至つた以前から、これを以て各地の農家を訪れ、農作の豐饒を祝ぎ廻つたものであらう。それが年の變り目の春に來る萬歳の正しい意義である。而して此萬歳の藝能は猿樂、能にまで深い影響を及ぼしてゐるが、彼の猿樂の能の最も重きものとされる「翁」は此萬歳の藝能の系統に屬すると信じてよいと思ふ。

以上の筆者が考察から猿丸太夫は即ち職名であり、中に天禀の才能ある者が名歌を遺し、その人が職名を代表し獨占したものと斷じたいのである。

小天皇趾

偕行社前には老樹數本あり雜草の茂るに任せて荒廢せる儘に顧みられぬ一丘陵がある。わづかに小天皇の標石建ちて何等かの由緒ある地であるを想はしめて居るが、是れ府社藤森神社西殿の祭神たる井上内親王、早良親王伊豫親王の三柱を祀つた舊趾である。即ち延應三年、關白九條道家が東副寺を創むるに當り、本町十六丁目現在の未定陵の跡に塚本の社があつたを深草極樂寺の南である現在の小天皇の地に遷したもので、後ち應仁の亂に社頭悉く兵燹に罹り灰滅した處から藤森に遷し、西殿に別けて祀ることゝなり、小天皇の舊地はお旅所として小祠を建てたが、今はそれも朽廢しお旅所として偲ぶべき何物もなくなつた。

第二、御陵墓

緒言

太古の陵は、その制詳かでないが、多く山嶺に營築せられ、石棺を用ひられて居る。神武天皇以後は大抵丘によりそへて御陵を造營せられたが、開化天皇の頃より陵墓の制大に備はり、山によりて前方後圓形を爲し、圓形は三段に作り、圓形の處を高くし、石棺を設けて御棺を納め奉つてゐる。而して方形の處は稍々平にして圓形の處と前後相接し、其間は卑くして狹く恰かも瓢の如く、陵の四面には溝を鑿り廻らすを常とし、兆域は甚だ廣く、頗る廣大を極めてゐる。それが用明天皇より後に至つては總じて圓形となり、山麓山腹又は平地を撰び御造營あるやうになり、奈良朝時代を經て平安朝時代に入つては佛教が隆盛を極め、火葬を行ひ給ふやうになり、且つ薄葬を以てせらるゝに至り、時には遺詔によつて山陵を起し給はぬ事もあるに至り、それが爲め後世御陵の所在を詳かにせざるものもあるやうになつた。

即ち至尊の御火葬では持統天皇を始めとし、御遺骨は天武天皇陵に合葬し奉つたが、嵯峨天皇には永く祭祀を絕てよと遺詔し給ひ山陵を起されず、淳和天皇も亦遺詔せられて御骨を大原野山上に散し奉らしめ給ひたれば、此兩帝は山陵を起されざるに依つて後世荷前の例幣に預り給はぬのである。

これより後は多く寺院に葬り奉つたので山陵の制は古の如く行はれず、後白河天皇の御骨を法華堂に收め奉つ

た以後、後深草天皇も之れに倣はれて安樂行院の法華堂に納め給ふあり、次で此深草法華堂には伏見、後伏見、御光嚴、後圓融、後小松、稱光、後土御門、後柏原、後奈良、正親町、後陽成天皇の十一代の御骨を納め奉り、後水尾天皇以後は曩に四條天皇を葬り奉りし泉涌寺に納め奉つたので、同寺は恰も御菩提所の如く觀らるゝに至つたのである。

然るに慶應二年十二月、孝明天皇崩じ給ひ、同三年正月御葬送を行はせらるゝや、從來永く行はれ來つた荼毘の御儀を廢し、壯大なる後月輪東山陵を起されたが、これ實に我國上古の舊制を復興し給へるもので、明治天皇伏見桃山陵、昭憲皇太后伏見桃山東陵大正天皇武藏多摩陵は申すも畏きながら、山陵の結構、宏壯雄大に拜し奉るのである。

山陵は列聖神靈の鎭まりませる靈域であるから御歴代天皇の崇祀敬重し給ふことは、もとより言を俟たない。されば御歴代天皇は即位の初、必ず告陵使を立てゝ即位の事を奉告し給ひ、立太子、改元、外藩の來朝、朝貢、祥瑞等、いづれも之れを山陵に告げさせられ、また天皇の御惱又は天下に災異ある時は、山陵に奉幣して、その平癒鎭護を祈請し給ふた例は頗る多い。即ち龜山天皇の文永五年六月、異國來襲の報あるや特に山陵使をして、神功皇后、天智天皇、宇多天皇、後三條天皇、後白河天皇、後鳥羽天皇、土御門天皇の七陵に御告文を奉らしめ異賊拂攘、國家平安の御祈請をされたのであつた。

現代の制に於ても、即位の禮及び大嘗祭の御擧行期日決定せる時は、之れを賢所、皇靈殿、神殿に奉告し給ふと同時に神宮、神武天皇山陵並に前帝四代の山陵に奉幣し給ひ、即位の禮及び大嘗祭訖りたる時は、天皇、皇后

と共に、神宮、神武天皇山陵並に前帝四代の山陵に謁し給ふの外、天皇御成年式、天皇御大婚、皇太子、皇太孫御結婚の御式にも、奉幣又は御親謁の御定めである。

列聖の山陵を尊敬し給ふこと斯の如くである。されば中古山陵の制、殊に嚴重で、之れが修理保存の道亦缺くる所なく、大寶の制では治部省に諸陵司を置かれて專管され、喪葬の禮、供幣の典、盡く備はり、その下に陵戸があつて山陵を守られた。即ち陵戸は雜戸の類で、山陵を奉護し、その職は世襲で調庸及び雜役を免ぜられ、若し陵戸少くて、その陵に充つるに足らぬ時は、附近の百姓を點じ、年を限つて庸役を除き之れに充てられた。

延喜式によれば、凡て諸陵墓は毎年二月官人を差遣して巡檢せしめ、兆域を正し、垣溝を修し、崩壞等の事があれば特使を發して修理補築せしめ給ふた。又山陵に對する刑罰は律令に明文があつて、兆域門內に闖入し草木を攀折するも罪に處し、山陵を毀たんことを謀るものは謀大逆とし斬に處するの嚴制であつた。然るに後世戰亂相次ぎ、政權武門に移つた處から皇室式微となり、尊嚴無比の靈域も、雨露荊棘に埋もれ恐懼に堪えぬ有樣を見るに至つた。

山陵の荒廢を嘆いて、歴代御陵の調査修築を行つたは、實に德川五代將軍綱吉である。初め川越侯柳澤吉保の家臣細井知愼、その兄甚藏の意見を聞き、元祿十年その主柳澤侯に建言し、更に柳澤侯より建議せるに基くもので、德川實記元祿十二年四月二十九日の條に

こたび本朝元弘建武の大亂以後、古帝王の寢陵荒廢して、其有が確かならず、樵牧雉兎の蹊徑となりき、然るを數百年を經て修理する事なし、是一大闕典といふべし。しかるを當代（綱吉）感じ思召ありて、こ

の年頃御料は代官、私領は領主に仰ごと下り、普ねく古跡を捜索せしめ、藩籬をもうけ、樵采を禁ぜられしに、この月その事成功せるよし。京職松平紀伊守信庸より注進す（中略）すべて神武天皇より後花園院まで百三代、重祚二代と安徳天皇を除きて外、崇神、仁賢、繼躰、欽明、陽成、宇多、村上、花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉、後三條、堀川、二條、六條、後深草、伏見、後伏見、崇光、稱光の二十二陵は湮沒して其跡もさだかならず、現存七十八陵のうち、十二陵は舊垣あり、六十六陵はこたび新たに表章せらる云々。

と、これより先き三拾餘年前、萬治元年雲州松江侯松平直政隱岐を巡視するや、後鳥羽天皇陵（實は御火葬所）の荒廢せるを修理し、次に延寶七年、佐渡奉行曾野五郎兵衛吉正國中巡視の後、順德天皇陵（御火葬所）の荒れ果てたるを歎じ、幕府に上請して修理を施した事があり、共にこれ聖蹟修補の先驅とされて居る。又元祿修補の頃、京都に松下見林と云ふがあり、醫を業としたが夙に帝陵の荒廢せるを歎じて舊記を探獵し、實地を踏査し口碑傳說を査覈し、元祿九年前王廟陵記二卷を著し、以て後世を警めてゐる。天保年中には蒲生秀實が諸國を跋涉し、苦心經營の後ち山陵志二卷を著し、大に勤王の志氣を鼓舞するあり、この頃水戸烈公も光圀の遺志を紹いて諸陵の荒廢せるを歎き、殊に神武天皇陵の修復せざる可からざるを思ひ、老中大久保加賀守忠眞に請ふ所あつたが容れられず、この後時勢は一轉して勤王の志氣上下を風靡すると共に、山陵の荒廢を憤るは一種の時代精神となり、若宮水枝、世古國栖雪、平塚飄齋、谷森種松、矢盛式部、砂川政故、今井通倭、高島敬、水島永政、北浦定政、山川定宣、戸田通元、川路聖謨等の山陵研究家が續出し、著書も亦頗る多く出で、茲に文久元治の大修

補を促したのであつた。

文久二年宇都宮侯戸田越前守忠恕は、書を幕府に呈して、山陵修補の事を請ふた。蓋し此前年幕府は諸侯に令して「國政に就きて氣付きたる事あらば、忌憚なく上申せよ」とあつたからで、忠恕の上書は即ち幕府の令書に對する答申と云ふべきものである。其要旨に

今日の急務は士氣を振興するに在り、士氣の振興は報本反始によりて人情を厚ふし、忠孝の觀念を養ふを最要とす、その人情を厚ふして忠孝の觀念を養ふは、千餘年來荒廢せる天朝御代々の御陵所を修補するより善きはなし

と論じ、且つ「山陵修補の事は主上に取りては、追遠莫大の御孝道となり、將軍家に於ては廣大の忠節となり、公武合體の趣旨彌々顯はれ、海內一般その德化に浴し、報本反始の情厚く、眞に忠孝の士氣振起可仕云々」と云ひ、愈々御陵修補の事、許可あるに於ては、その任務を自己に一任せられむ事を懇請して「私儀も元來駑手不如意には御座候へ共、斯御時節御爲筋に相成候に付、如何樣共力を盡し、家中粥を啜候共、尊敬心切を心掛修補可仕候」と忠誠切實を極めた處から、幕府も直に之れを採用し、宇都宮藩に命じて、山陵修補の事を董督せしめたのであつた。

時に藩主忠恕尙弱年のため大任に當ることが出來ぬので、幕府に請ひ同族の家老間瀨三郎忠至を本姓に復し、戸田大和守と稱し、藩主の名代として實務に當り、文久三年には神武陵の修補が成り、慶應元年に至つて各御陵の修補全く成功し、この故を以て大和守は特に大名に列せられ高一萬石を附せられた。惟ふに慶應二年十二月、

孝明帝崩御に際し、山陵の制を復舊し給へるは、この大和守の建白に基くものと斷じて良からう。

御深草天皇深草北陵

嘉元二年七月十六日(八月廿五日)(紀元一九六四年)富小路殿に於て崩御、十七日夜深草殿に渡し奉る。伏見天皇の頃から後花園天皇の御代まで後深草院への山陵使はいつも深草法華堂に立てられたから、陵は此處に定まる。

▼御事蹟――御名は久仁、御諱は素實、常磐井殿、又は富小路殿とも稱す。後嵯峨天皇の第三皇子、御母は大宮院藤原佶子、第八十九代の天皇、寛元元年六月十日御降誕、同廿六日親王宣下、同四年正月後嵯峨天皇の禪を受けて四歳にして即位し給ふ。在位十三年改元すること五、正元元年拾一月後嵯峨上皇の意によつて位を皇太弟恒仁に傳へ院政を聞き給ふ。嘉元二年七月十六日崩去御壽六十二。天皇孝友和順、讓位の後ち每に後嵯峨上皇に侍して宴遊の度每に從ひ、後嵯峨上皇崩御の後は龜山天皇親ら庶政を決し、後深草上皇は殆んど何の御關係もなく唯名のみの院政を見られた。後宇多天皇即位せらるゝに及んで、益々憂鬱にかゝられたから北條時宗天皇の第一皇子を後宇多天皇の皇太子とした。天皇の意初めて釋然たるものがあつたといふ。伏見天皇即位の時、淺原爲頼の謀逆があつた。衆議粉々として龜山法皇の意によつたものと爲すものがあつた。藤原公衡勸めて法皇を六波羅へ遷さんとした。後深草上皇潸然として曰く「浮言信じ難し、何ぞ速かに此に至らん、先帝もし知るあらば朕を何と思ひ給はん」と事遂に釋然たるものがあつた。

伏見天皇深草北陵

文保元年九月三日（十月十六日）（紀元一九七七年）持明院に崩御。五日深草殿にて御火葬、御骨は後深草院の法華堂に納め奉る。

▼御事蹟——御名は熙仁、法名素融、後深草天皇の第二皇子、御母は玄輝門院藤原愔子、左大臣實雄の女、第九十二代の天皇に當らせられ、文永二年四月御降誕、建治元年十月後宇多天皇の皇太子となり、弘安十年十月廿一日受禪、正應元年三月十五日即位、十一年改元二度、永仁六年七月廿二日位を後伏見天皇に讓り院中に政を聽き給ふ。延慶元年花園天皇即位し給ふや再び院中に政を聽き、正和二年十月機務を後伏見上皇に屬し薙髮して伏見殿に移る。乾元二年三月又持明院に移り、文保元年九月三日崩御。深草に火葬し法華堂に御骨を納む。天皇和歌をよくし、書に巧みであつて嘗て藤原爲兼に命じ萬葉集以下の和歌を選ばしめ玉葉和歌集と名附く。初め天皇北條時宗の援立する處であつたから時宗の子貞時と謀つて御伏見天皇を立てられた、後宇多法皇其先帝の說に違へることを責められたから貞時と議定して、後深草、龜山二帝の皇胤を迭立する事となし、十年を以て期限とす。兩院迭立の爭ひ之れから起ることゝなつた。

後伏見天皇深草北陵

延元元年四月六日（五月廿五日）（紀元一九九六年）持明院に崩御。八月嵯峨野に火葬し仙骨は後深草院の法華堂に安じ奉る。

▼御事蹟——御名は胤仁、法諱は初め理覺、後行覺と改む。伏見天皇の第一皇子、母は准三宮藤原經子、參議經

氏の女である。第九十三代の天皇にあたらせ給ひ、正應元年三月の御誕生、八月親王とならせ、二年四月皇太子に立つ、永仁六年七月禪を受け、十月十三日大政官廳に即位、平安三年正月位を皇太子邦治親王に讓る。在位僅かに三年之れ全く大覺寺派の天位を望みし結果である。そこで天皇は二條富小路殿に移り新院と稱した。花園天皇正和元年上皇專ら院政を行ひ文保二年伏見上皇、後宇多天皇と兩統十年迭立の約を結び、後二條天皇皇子邦良親王を立つ、蓋し邦良の祖母は後深草天皇の女、遊義門院であるところから、持明院統を和らげんとしたものであつた。後伏見上皇これを喜ばず元亨元年十月石清水八幡に祈り皇子量仁を皇太子たらしめんとし正中二年皇太子邦良薨ずるや北條高時の力をかつて翌年量仁を皇太子に立て早く大統を受けんことを加茂社に祈る蓋し是れ後醍醐天皇の約に違つて讓位の意志がないところからである。元弘元年後醍醐天皇笠置山に遷幸し給ふや、高時量仁親王をたてゝ光嚴天皇とし、上皇常磐井殿に居して院政を行ひ給ふ。三年三月赤松則村、後醍醐天皇の勅を奉じて來り攻め上皇及び天皇並びに花園上皇を六波羅に遷して諸方の兵を徵し、五月足利尊氏上京、上皇大に悅び給ふたが尊氏却つて後醍醐天皇の詔を奉じて六波羅を攻む、上皇大に驚き圍みをつき近江伊吹太平護國寺に幸し駐ること十八日、京都に歸り六月持明院に薙髮し、延元元年四月六日崩御。御齡四十九。

後小松天皇深草北陵

永享五年十月二十日(十二月十日)(紀元二〇九三年)崩御、二十七日泉涌寺に火葬し御骨は日野新中納言御手函に入れ深草法華堂に納め奉る。

▼御事蹟——御名は幹仁、法諱は素行智、後圓融天皇の長皇子、御母は通陽明院嚴子、第九十九代の天皇、永和三年六月廿六日御降誕、永德二年讓りを受け同十二月即位、御年六十二歳。北朝の第六代に當り、足利義滿將軍の時世である。明德三年閏十月吉野朝と媾和し、父子の禮を以て後龜山天皇から神器を受け給ふ。應永十九年八月位を皇太子實仁に讓り、在位三十年、改元すること五度、政を院中に聽かれた。永享三年三月剃髮、同五年十月二十日洞院仙居に崩御。

稱光天皇深草北陵

正長元年七月二十日（九月八日）（紀元二〇八八年）土御門の皇后の黑戶に崩去、二十九日泉涌寺に火葬、三十日御拾骨、中納言經成鄕御骨をかけ深草法華堂に納め奉る。

▼御事蹟——諱は實仁、法諱は大寶壽、後小松天皇の第一皇子、御母は日野資國の女光範院資子、第百代の天皇に當らせられ、應永八年御降誕、十年親王宣下、後小松天皇の讓りを受け二十一年十一月即位、天皇佛を好み給ひ、常齊し給ふて嗣がなく、因て皇弟後花園天皇に位を讓り給ふた、在位十六年、正長元年七月二十日崩御、御齡二十八、改元二度、

後土御門天皇深草北陵

明應九年九月二十八日（十月三十一日）（紀元二一六〇年）崩去、拾月四日御入棺、御棺は泉涌寺の寺官の沙

汰數日で遲引するとの事であつたから、御棺と稱して實は桶に入れ奉る。尤も蓋あり、絹にて悉皆張り廻し、十一月十一日泉涌寺で火葬、入費のない處から四十餘日あまり延引し、武家が納めたのは唯一萬疋であつたから、泉涌寺の盡力により辛うじて御葬送が出來た次第である。十二日御拾骨、甘露寺中納言深草法華堂に籠め奉る。此法華堂は安樂行院の內の一堂であつたが、此頃には本院既に退轉して此一堂のみが殘つて居たのである。

▼御事蹟――御名は成仁、法諱は正等觀、後花園天皇の第一皇子、御母は嘉樂門院藤原信子、贈太政大臣信宗の女、第百二代の天皇に當らせられる。嘉吉二年五月二十五日御降誕、寛正五年七月十九日、父天皇の讓りを受け翌年十二月二十七日即位、在位三十六年改元すること六度、明應九年九月崩去、御壽五十九。

後柏原天皇深草北陵

大永六年四月七日（五月二十八日）（紀元二一八六年）小御所にて崩去、十一日御入棺、五月三日泉涌寺にて御火葬、四日源宰相中將御骨を肩にかけ深草に納め奉る。僧衆請ひ取つて之れを收めたから宰相中將は其所を見なかつたといふ事である。

▼御事蹟――御名は勝仁、後土御門天皇の第一皇子、御母は贈皇太后源朝子、第百三代の天皇である、寛正五年十月二十日御誕生、文明十二年親王となり、將軍義政の邸に元服、時に十七、明應九年三十七で踐祚し、永正十八年即位の禮を行ひ給ふた。在位二十六年、改元三度、大永六年四月七日崩去、聖壽六十三。

後奈良天皇深草北陵

弘治三年九月五日（十月七日）（紀元二一二七年）崩去、十一日御入棺、十一月二十二日泉涌寺で火葬し二十五日御拾骨、廣橋大納言御骨を肩に懸け、深草に納め奉る。

▼御事蹟――御名は後柏原天皇の第二皇子、御母は豊樂院藤原藤子、贈大臣勸秀寺敎秀の女、第百四代の天皇、明應五年十二月二十三日御降誕、大永六年四月二十九日踐祚、在位三十一年、改元すること三、弘治三年九月五日崩去、御壽六十二。

正親町天皇深草北陵

文祿二年正月五日（二月六日）（紀元二二五三年）仙洞に崩去、六日泉涌寺に渡御、二十三日火葬し奉る。

▼事蹟――御諱は方仁、後奈良天皇の第一皇子、御母は贈皇太后藤原榮子、第百五代の天皇、永正十六年五月二十九日御降誕、天文二年親王となり、弘治三年十月御年四十二で即位し給ひ、永祿三年正月即位の禮を擧げ給ふた。在位二十九年、改元すること三度、天正十四年十一月位を皇太孫和仁に讓つて太上天皇となられ、文祿二年正月五日崩去、寶壽七十五。

後陽成天皇深草北陵

元和三年八月二拾六日（九月二拾五日）（紀元二二七七年）仙洞に崩去、九月三十日泉涌寺に火葬し翌朝御骨を深草法華堂に納め奉る。

▼御事蹟――御名は周仁、幼名は和仁、正親町天皇の孫、陽光院誠仁親王の第一皇子、御母は新上東門藤原晴子

第百六代の天皇に當らせらる。元龜二年十二月十五日御降誕、天正十四年九月正親町天皇の養子となり、十一月七日禪を受け、二十五日即位、御年十六、十六年四月四日關白豐臣秀吉の請ひにより聚樂の第に行幸があり、皇室尊嚴漸く舊に復した感があつた。十五日秀吉簾下に諸大名を盟はしめ御料を內裏仙洞に奉つた、十八日還幸文祿元年正月二十六日又聚樂第に行幸があり、慶長九年には德川家康供御料を献じ一萬石をその額とした。在位二十六年、改元二度、同十六年位を後水尾天皇に讓り、元和三年八月二十六日崩去、寶壽四十七。

後光嚴天皇深草北陵

應安七年正月二十九日(三月二日)(紀元二〇三四年)柳原殿に崩去、三十日御入棺、安樂光院の長老之れを沙汰し二月二日泉涌寺に火葬、三日拾骨、藤原中納言忠光鄕頸にかけ奉り、法華堂に納め奉る。

▼御事蹟――御名は彌仁、法諱光融、光嚴天皇の第二皇子、御母は陽祿門院藤原秀子、北朝四代の天皇、歷應元年三月二日御降誕、觀應三年八月足利尊氏天皇を迎へ立て、時に御年十五、南朝の諸將屢々兵を起し來り征む。よつて天皇屢々所々に移遷さる。在位十二年、改元五度、應安四年三月位を太子緒仁に讓り、七年正月二十九日崩去、御年三十七。

後圓融天皇深草北陵

明德四年四月二十六日(六月十四日)(紀元二〇五三年)小山殿に崩去、二十七日泉涌寺に火葬し御骨は法堂に納め奉る。――以上十二帝は皆法華堂に鎭まり給ふが、此堂は世の亂れ打續きて荒れ果てゝゐたのを後陽成

天皇崩御の時再興があり、今の法華堂は文久二年の修築で二間四方である。土塀を廻らし正面は塀重門がある。

▼御事蹟――御名は緒仁、法諱は光淨、後光嚴天皇の第二皇子、御母は崇賢門院仲子、北朝五代の天皇、延文三年十二月十三日御誕生、應安七年十二月即位、在位十一年、改元三度、位を皇太子幹仁に讓つて院にあつて政を聞かる。明德四年四月二十六日崩去、寶壽三十六。

▼深草十二帝陵に就て

以上深草法華堂に鎭まり給ふ列聖のうち當時の御治世を回想し、臣子として殊に恐懼に堪えざるは御土御門、御柏原、御奈良の三帝であると信ずる。即ち後土御門帝の御治世には寛正五年の御踐祚より三年を經て應仁の亂起り、山名宗全、細川勝元が互ひに黨を集め合して二十餘萬、大軍京都の地に爭ふこと拾一年に及ぶのであるから世は亂れて麻の如く、皇室の式微も甚しかつた時である。この天下騷然たる有樣に就ては太平記に、

京都の堂社宮殿殘り少なく燒け失せぬること、たゞ事とも覺えず、唯法滅の因緣、王城の衰微とぞ見えたりける。禪院、律院、御祈禱所、三拾餘箇所の佛閣も皆此時に燒かれけり。されば東山西郊寺院も稀れに貝鐘の聲も幽かにして無明の睡りも覺め難し、

とあり、更に後太平記にも

近年打續き飢饉の後なれば、世の亂を好む軍賊、物取ども、時を得たりと喜び、京中に走り廻つて町架商屋に火を放ち、金銀米穀を押取り、剩さへ王城をも恐れずやゝもすれば禁門を犯し椋めしかば、六門の警

固おびえ騒ぎ、鉾を差置く間もなし。後花園上皇これは如何なる世となりぬと叡慮を傾け給ひ、宸襟穩やかならざれば、諸卿僉議あつて、世は既に魔魅の掌に落ち、人心を失ひ、十善の君をだにも知らざれば、斯ては金闕爭てか隱やかなるべき(中略)今は妨亂凶賊のため遽かに御忍幸御坐しませば、月卿雲客殿上も直衣の裳を挑げ歩行跣にて夜半に紛れ密かに忍歩おはしける。嗚呼亂世とは云ひ乍ら一天の君だにも、斯かる亂妨の災ひをば、王化を以ても免れ給はずと、貴賤感歎せずと云ふ事なし。云々

されば皇室の御料も、武人の專横に委せて上納するものなく、天皇世の果敢なきを恨み出家の思召があり、又文明拾一年には東宮に位を讓らんとし給ふたが、幕府の献ずる費用乏しく、それさへ出來ぬ御惱みがあつたのである。次で後柏原帝の御治世は、應仁の亂後衰微その極に達し、即位の大禮を行ふことが出來ず、踐祚後二拾一年を經たる大永元年に至つた大阪本願寺の僧光典がその費用を奉り、漸く大禮を行ふことを得たのである。

また後奈良帝の時も先帝の御治世と等しく、踐祚の費乏しくして使を四方に派し北條氏の五萬疋、今川氏の三萬疋、朝倉氏の一萬疋、白山は百疋を献じ、天文五年大內義隆共總費用二拾萬疋を上納するに及んで僅かに即位の大禮を擧ぐることが出來、實に踐祚後十年を經たのである。而して此年は日蓮宗京都諸山の活動目覺しく、宗獨特な强き立正安國の精神が何物も折伏せしめずには置かぬ勢ひとなり他宗折伏の銳鬪を各所に演じ、天臺の宗徒は發展しゆく、新宗に一大痛棒を與へて一擧に屛息せしめんと大法亂を捲起すに至り、他方、諸國の守護人大名高家も紊れたる無力の政道に唾を吐いて、國を擧げ益々搖蕩し、關東では北條と上杉が戰ひ北陸では長尾が全道を擾亂し、山陰では尼子經政攻め動き、伊豫では河野父子相戰ひ、安藝では毛利、武田、吉川等所領を論じ、

全く國内は九夷の亂戟が續いたのである。

斯うした御治世なれば皇室の式微も極度に達し、紫宸殿の築地破れて三條橋上から內侍所の燈火を見得るやうに荒れ果て、左近の橘の附近には毎日茶を賣るものがあり、銀百と共に御簾に結びつけて置けば、宸筆の百人一首や伊勢物語が下がると云ふ話は、實に此御世の事であつた。されば天皇夢の中に

梓弓とるとも菊を厭ふなよ野はふじ袴いつれをか見ん

と御歌を詠じ給ふたと聞くのであるが、何たる悲慘の御製であらう。筆者は深草北陵に鎮まり給ふ列聖の御治世當時を追想して感慨殊に銳く恐懼に堪えざるものがある。

仁明天皇深草陵

嘉祥三年三月二拾一日（五月十日）（紀元一五〇一年）清涼殿に崩御、二十二日裝束司、山作司、養役夫司、治路司を任じ、二拾五日深草の山陵に葬り奉る。送終の禮は皆儉約に從ひ、綾羅錦繡の類帛巾を以て之れに換へ、皷吹方相の儀悉く停止せしめた。是れ遺詔に依るもので、四月十二日山陵に樹木を列栽し、間を一丈とし行をなさしめた、陵は今丘の形をなさず、長方形に小隍を廻らして居る。周圍百三十間。

▲御事蹟——御名は正良、世に深帝草と稱す。嵯峨天皇の第三皇子で、御母は檀林皇后橘嘉智子、第五十四代の天皇である。弘仁元年御誕生、十四年淳和天皇の太子となり、天長十年二月受禪、承和三年初めて檢非違使廳を置き、六年には彈正臺が逮捕の任に堪えぬといふ處から其任をも使廳に委ねた。既にして九年七月春宮帶刀伴健

岑、但馬權守、橘逸勢等皇太子恒良親王を奉じ東國に走つて亂を謀るとの風聞があつたから、詔を下して伴健岑橘逸勢等を捕へて配流し、太子を廢した。これ恒良親王の藤原氏の出でない處から藤原良房等が喜ばなかつた結果である。在位十七年、改元する事二、嘉祥三年三月廿一日崩御、寶壽四拾一。天皇叡哲聰明で衆藝を包綜し最も經史に耽り、諸子百家の書に通ぜぬといふことはない。兼ねて文藻を愛し漢音の淸濁を精辯し、射に巧みに、書を能くせられた。

▲女御貞子墓――名跡志云、仁明天皇の女御巴、天皇陵の傍有此墓由載。三代實錄曰、貞觀六年六月三日丁巳是日仁明天皇女御正二位藤原朝臣貞子薨、勅贈正一位葬深草山陵兆域內云々

仲恭天皇九條陵

天福二年五月二十日（六月二十五日）（紀元一八九四年）崩去、同二十三日御葬、陵は今圓墳で周圍百四十五間。

▲御眞蹟――御名は懷成、世に九條廢帝、又は半帝とも稱せらる。順德天皇の第四皇子、御母は東一條院、第八十五代の天子である。建保六年順德天皇の太子となり、承久三年四月禪を受く、時に御年四、蓋し父天皇は後鳥羽天皇と共に討幕の師を擧げんとし給へるが故に、便宜上位を避け給ふたのであつた。既にして官軍連敗して北條泰時大軍を率ゐ上京するや、同年七月天皇神器を閑院內裏に棄てゝ九條院に避る。在位僅かに七十餘日、文歷元年五月二十日九條院に崩去、得壽拾七、明治三年七月明治天皇、仲恭天皇と諡せらる。

雲の峰松しづかなる御陵かな　雪魚

御しゞま風吹く中の冬の鳥　同

百舌鳥なくや狹霧のなかの十二陵　無果

霜踏んで身にそふ影の寒さ哉　芒角星

廣前の砂明りとぶ蜻蛉かな　白浪

外套を抱え御陵にすゝみけり　雪魚

鵯なくや冬木にかゝる晝の月　同

風晴や芒の穗綿散るばかり　野葡萄

東福寺

蜩や立並びたる隼人塚　蘇南

元政墓

すがれたつ三竿竹や夕しぐれ　蘇南

玉垣の竹の落葉を拂ひけり　皐水

第三、神社

緒言

筆者は茲に神社篇を設け、深草に於ける各神社の由緒を明徵にするに當り、一言我國民の間に獨自的に發達し來つた固有神道の意義を明らかにしたいのだが、實は之れを明らかにすることの容易ならぬを感ずるのである。牙は吾々の祖先が遺した所の神話に據つて考察する外に途のないを識る時、その神話が纒められて構成された記紀の傳說なるものも、既に朝鮮と交通を始めてから遙かに後ちの事であり、支那とも盛んに交通して居つた時代であるから編者は何れも漢文を學び、支那の書籍を讀み、支那の文化に憬れ、何事も支那を模範とし、之れを模倣する事を努めやうとした人々であり、從つて支那の神話を取り潤色するは極めて自然な事で、現に日本書紀の初めにある天地開闢なとは唯南子や三五暦記から借り來つた說が多分に識込まれてゐる事は既に學者の論明してゐる處である。

假りに斯樣な事は比較的重要でない部分としても、其神話が祖先から傳へ來る間には、絕えず輸入せられつゝあつた支那の古傳說などに影響されて知らず識らず固有の神話が變化して來ることは想像に難からぬ處である。されば純粹の固有思想と云ふやうな事は容易に使用し得ない言葉であるを知るのだが、然し實際に於て固有神道が存在した事は疑ひ得ないことであるから、茲に筆者は充分に注意を加へて考察を行ひたいと思ふのである、

神道信仰の對象は云ふ迄もなく神である。その「カミ」の語義は如何、換言すれば古代人は如何なるものを「カミ」と呼んだか。これには古來學者が様々に說を立て

一、明神と書いて日本書記に「アラカヾミ」と訓ませてある所から見ると「カミ」は「カヾミ」の省略であると云ふ說。

一、すべて尊いものを「カミ」即ち上と稱すると同じ意味から來て居るものであつて、長官、頭髮等を「カミ」と稱する所以であると云ふ說。

一、「カミ」は明見の略、即ち神明照臨するの意味であると云ふ說。

一、隱り身の省略で、即ち人の目に見る事の出來ぬものだとする說。

一、「カミ」は牙（カビ）であり、日本書記に「天地未剖陰陽不分、渾沌如鷄子溟涬而含牙、云々」とある此牙が神々の現はれ始めであつて、之から「カミ」の語が出たと云ふ平田篤胤一派の說。

次に本居宣長も、總て尊きもの、恐るべきもの、强力なるもの、奇しきもの等、世の常ならざるものを指し「カミ」と云ふとして居るが、此說は多く迎へられて居るやうだ。

惟ふに「カミ」は被ると云ふ語と關係があるらしい。一般には上、長上等の意味で、遐遠の地を下と云ふに對して首都に近い地を「カミ」と云ひ、河の上流を「カハカミ」と云ひ、人間の頭髮も「カミノ毛」と云つて居る。更に帝、貴人等の場合にも用られるのである。此意味から人としての天皇は「カミ」と稱され、雷を神鳴り、狼を大神、各地方に蟠居して覇をなす酋長が國津神と呼ばれもした譯である。要するに神は單に宗教的の意味に

のみ用ひられた丈けでなく一層廣汎な言葉であり、神道信仰上の「神」は其中の一部の「カミ」だと解すべきが妥當であらうと思ふ。斯く論じて來ると國民信仰の對象となつてゐる神には如何なるものがあるか、大別すれば自然神と人間神とであり更に精密に考ふる時は頗る複雜な問題が起つて來るのである。

自然神と云ふ中には自然其ものを崇拜するのと、自然物又は自然現象を神格化し、それが其自然を司掌する神となつたものとがある。然し此等は筆者の編む深草誌の現在の神社に何の關係も及ぼすものでないから省く事にして、人間神と云ふ中には人間其ものが直ちに神として尊崇せらるゝものと、死後其靈が神となつて崇拜せらるゝものとある。その最も著しいのは天地開闢の神々であつて、之れは人間的の神と云つた方がよいであらう。即ち現在人間であらせられる所の天皇の御祖先であると云ふ點から云へば當然人間でなければならぬが、それは形體を具へず、獨り生りませる神であると云ふ点に於て最初から一種の神であり、或ひは總ての点に於て人間性を有つて居るが、而も山川河海を生み出すと云ふやうな超人間的の働きを爲せる点に於て又最初から神である。即ち我國の古傳說上、神代に現はれた神々は皆超人間性を有つ所の神であり、同時に何れも日本國民の祖先である点に於ては人間である。斯く神と人間との間に嚴格な區別を立てない所に我が國民信仰の特色があるのだ。

然し乍ら神道信仰の本體は、人間の靈魂を神として崇拜するものである。人間は靈肉の二元から成つて居て、肉體が生活を失つても靈魂は不死の生命を保ち神性を具へて超自然的な働きを爲すものであると云ふのが我が國民の本來的に有つて居る信仰であつて、今日迄國民の神道的信仰として維持せられて居るのは實に此信仰である。

この死後に於て靈魂が神となると云ふのは日本國民に限つた信仰ではないが此信念が神道信仰の基礎をなすも

ので、靈魂の中でも特に自家の祖先、氏の祖先、國民全體の祖先と信ずる所の大祖の靈を祀る事に重きを置く故を以て神道は祖先崇拜教であると云はれるのである。而して斯く祖先の靈位を崇拜するは其靈位が其子孫を保護すると信ずるからであるが、玆に一つの異例は、其子孫、其國民を保護すると信ずる反面に、崇敬する神は人間神であるがため反對に呪咀する事もあると信ぜられてゐる。例へば寃罪に依つて殺されたとか、叉に角失脚した人々はそれが縱し充分の理由ある處の制裁であつたにしても、その制裁を受けたに就て怨念を含み祟りをなす場合ありと考へられて居るのだ。此意味から神として國家、國民が崇敬せるものに上、下御靈神社、北野神社、白峰宮があり、崇道天皇以下菅原道眞まで八柱の神樣が祀られてゐる。

吾が深草に於ける藤森神社の祭神中にも早良親王があり、親王は桓武帝の弟であるが、長岡遷都の建議者であり皇都造營の長官であつた中納言藤原種繼に對し憤らせらるゝ事あり、延暦四年九月、桓武帝の平城宮行幸中に留守の種繼は刺客のため暗殺せられ、下手人は直ちに逮捕されたが延いて皇太子となつた早良親王に及び、遂に太子は廢せられて淡路に遷され、途中斷食して崩去あらせられて居る。又聖武帝の第二皇女で光仁天皇の皇后であらせられた井上内親王と、光仁天皇の第三皇子で大同二年事に座し乙訓郡菱川の謫所に幽死された三品中務伊豫親王の御靈も、同じく塚本の社に祀られ、後ち藤森神社へ合祀されて居る。

足利尊氏兄弟が吉野に御崩御の後醍醐帝のため夢窓國師をして緣故深き龜山離宮の地に一大伽藍を建立せしめたのも是れ御怨靈を和め奉り自己の安心を求める爲めであつて、當時の信仰として其怨靈の祟りを怖れる情の殊に切であつた事は察するに餘りあり、神社の建立が人心の極く微妙な機微に觸れてゐることは信仰史、宗教史上か

ら見遁す可からざるものである。

筆者は、神道の中心が人靈崇拜であり、神道の特色が此所にある所以を述べ盡したと信ずる。そこで吾國の神なるものは後世の發達した宗教意識から云へば完全なる性格であるとは云ひ得ない。即ち耶蘇教のゴッドの如く全智全能の神ではなく、佛教の彌陀佛の如く唯一絕對の存在でもないことは云ふ迄もないが、是れを人間に比較する時は、超自然力を有つてゐる丈けに、より貴き存在で、同時に人間的の弱点、人間らしい感情を有つて居るから、時ありて怒り、喜び、哀しみ、好み、悪むものであると信ぜられて居る。此結果として神が人間に近いと云ふことは反對に人間が神に近づき得ると云ふ事であり、神を絕對の彼岸に置かず、人間も努力に依つて神たる事が出來るといふ處に神道の大なる道德的價値があると思ふ。

神道の神は斯の如きものであり、德川時代の國學者は此純粹固有神道を强調し來つたのであるが、然し宗教は時代の進步に伴つて進步すべきものであるから、神道を强て古代の儘に停止させて置かうとするは間違つて居る即ち固有神道の良い点は飽迄擁護し保存せねばならぬが、同時に失はれたものを恢復し併せて外部からの刺戟を受けて發達を續ける永久性を保たねばならぬものと信ずるのである。此意味から儒教佛教の輸入は、中に神道精神を破壞するやうな事もあつたが、然し影響を受けて往昔と著しい變化を見るに至つたは事實である。

是れは違つた思想信仰を有する二つの國民が相接する時、必ず相互に影響する自然の過程であり、その場合進んだ方が他の方に對し、より多く影響を與ふるものなのである。此結果として今も尙ほ國民の一部に信仰を保ち、神社側に於ても漫然これを容認し、否中には固有神道への思想の混淆を歡迎しつゝある極端なものあるを見るのは

彼の〇緯説に關係の深い星の信仰である。此北辰北斗の信仰は神道に入つて神社として現はるゝに至つたが、平安朝から鎌倉時代にかけ大將軍を祀るの記錄は甚だ多く、本來は陰陽師の行ふ處の星の祭りなのである。即ち京洛の地に神社として所謂大將軍社なるものゝ生れしは、例へば王城の四面にあつたといふ東方南禪寺門前のもの（今は絶えて其跡を大將軍といふ）、西方紙屋川一條東入の大將軍社、南方藤森神社の大將軍社、北方大德寺門前の大將軍社等であり、此等の創始時代は詳かでないが、玉蘂承久二年四月拾四日の條に祇園社燒亡の事を調べて

　延久二年十月十四日戌尅感神院神地燒亡、牛頭天王足燒損、八王子御體並蛇毒氣神、大將軍御體燒亡

とあり、祇園社の如き佛寺と神社の中間をゆく所謂宮寺に始め佛の性質を帶びて祀られたものが、祇園社は後世段々神社としての色彩が強くなり、且つ非常に廣く信仰せらるゝやうになつた時に、其中の大將軍も、牛頭天王や八王子と共に、諸方に勸請せられたものではあるまいかと思ふ。兎まれ藤森神社には今も八幡社と共に此大將軍社が攝社であり、其建物は特建保護物となつて居るが、今は五行生剋の思想に何の關聯もない岩長姬命を祭神と稱してゐる。

　次は佛教の天部諸神と吾が神道の神との所謂神佛習合に就て一言せば、此習合は吾が國の神が、外來の佛教を保護すると云ふ思想から始まり、事實佛教の護法神たる天部諸神は吾が國の神明と何の交渉もないに拘らずこれを混同して批難を廻避し、彼の東大寺大佛鑄造に際しては宇佐八幡が事業を援助したと唱ひ、加護の御禮と稱して金字最勝王經、法華經其他を献じ、茲に佛經奉献、神前讀經の端を開き、國民信仰の方向轉換を圖る手段としたのであつた。筆者はこの神佛習合に就き、僧行基の本地垂迹説は姑らく措き最も活動せる人に叡山の傳教と東寺

の空海を擧ぐるものである。即ち傳教は叡山鎭守のため赤山明神を勸請し（元亨釋書）、空海は稻荷の神が老翁となつて現はれ佛法保護の誓を立てられたと朝廷に奏聞して、東寺の鎭守の神とし、稻荷の神木を請けて塔を建てた（廿一社本緣等）そこで尙ほ一步を進め、國民の信仰が未だ實相の理觀によりて解脫を得るを本旨とする哲學的佛敎に緣遠く、只加護の恩惠に浴せんとする宗敎心よりない事を知るや、茲に吾が國の神々は曼荼界會の諸尊の垂迹なりと說き、息災、增益、敬愛、調伏等は修して靈驗あらぬと云ふことはないと說いたのであつた。素より空海にしては現世祈禱の低い宗敎心を善導し、やがて自心佛を開見し解脫の境に住せしめんとの思念からであり、此說により祈禱の門を開くことは信念向上の過程として餘儀なきものと觀じたからの事であらう。

空海が神佛習合の善巧方便として現世祈禱を說くや、忽然稻荷山に現はれ擧身投地の徹底的行法を修し十界頓超の理念に突入を期した人に淨藏貴所てふ修驗者があつた。即ち空海の息災、增益、敬愛、調伏を俚人のためにも修したので、その信仰者は法莚に充ちたと聽くのであるが、今は單に古地圖に行場の所在を殘すのみで、加賀白山の泰澄の如く、二荒山の勝道の如く傳說のみ傳はり確實なる史料が乏しいから、何の程度迄が事實が容易に定め難いものがある。然し此等の修驗者は多く眞言秘密に屬するものであり之れに系統を引くことは後世の修驗道が眞言宗と關係の深い所から見て其性質が想像せられる。

始め秦氏が稻荷三ケ峰に祖先を祀り、（社傳、二十二社註式）秦氏の一族代々社司となり山城地方に鬱然たる勢力を示す一族の信仰を鍾め來つたものが、後ち空海現はれ、朝廷に奏聞して東寺の鎭守とし現世祈禱を爲すに至つてから眞言宗の隆盛と共に稻荷社も朝野の歸依盛んになり、初午詣でが京都市民の一風俗と謠はるゝに至つた事は

諸舊記に徵して明らかな處である。斯くて鎌倉時代より南北朝時代に入るや本地垂迹說は益々盛んになり、神社として本地佛の沙汰の無いものは無い有様となつたが、此時に於ける

▽稻荷神社は

下　社	如意輪觀世音
中　社	千手觀世音
上　社	十一面觀世音
田中	不動明王
命婦	文珠菩薩
四大神	毘沙門天

▽藤森神社は更に戰國時代に入つて

本　社	藥師如來
西御前	十一面觀世音
東御前	文珠菩薩

以上の如く、本地佛は大抵十三佛中に在り、此等の諸佛が神と如何なる本迹關係を結ぶかに就ては更に理由が見當らず、同じ大山咋命にしても松尾神社は釋迦、毘沙門、十一面等なるに、日吉神社は釋迦、彌陀等であり、そこに何等統一なく只漫然取極めたものと思考されるのである。

斯の如く、神道信仰の對象たる神に就て國民は混沌たる理解の儘に、加護の恩浴を祈念し來つたのであるが、茲に明治新政の出現するや思想界を風靡した所の標語は舊習一洗であり、舊來の陋習は破られて、國民思想の根底に永く潜んだ敬神崇祖の風は、勢ひよく頭を擡げて來たのである。此結果として明治元年には神佛分離、社僧復飾の布達があり、國家的民族的祖先の眞の神を崇敬し得るに至つたのである。

府社藤森神社

▽祭神（十二柱）

素盞嗚命、別雷命、日本武命、應仁天皇、仁德天皇、神功皇后、武内宿彌（以上本社）

天武天皇、舍人親王（以上東殿）

井上内親王、早良親王、伊豫親王（以上西殿）

▼緣起——始め神功皇后征韓より凱陣し給ふや、山城國深草の里藤森を神在すの淨地として撰び給び纛旗を樹て兵具を納め、塚を造つて尙武の皇威を八紘に輝かし、弓矢蟇目の法を修して神懸りし給ふたのが當社の起りである、時まさに皇后攝政の三年であつた。斯の如く祭神は何れも武功の神々であらせられるから桓武天皇の延曆十三年には詔して弓矢政所の實稱を授けられ、奠都奉幣の御儀が嚴䔥に執り行はれた。

▼東殿——天武天皇、舍人王親の二柱で、淳仁天皇の天平寶字の年、深草の里藤尾の地に祟め祀られ、同時に親王に對し崇道盡敬皇帝の諡號を賜はつた、即ち藤尾の地は今の稻荷の社地であつて弘仁七年嵯峨天皇官幣を奉ら

れ、僧空海の奏請によつて鴨川の西、九條の地より五條（今の松原）の地迄の產土敷地を稻荷の祠に讓らしめ給ふ事となつた。舍人親王は持統、文武天正、聖武、の五朝に歷仕して國政に參與され、養老四年には日本紀を撰して叡感を賜はり、又弓矢蟇目の秘法を傳えられて御子達も皆榮えた。攝政九條良房等藤原一門の崇敬厚く、貞觀の年、良房の九條の第に淸和天皇の臨幸あつた時、天皇の寶祚を祈り奉つて官幣を捧げ、勅諚の神事を執行せらた。是れが深草の貞觀の御祭の始めである。

深草祭「藤森祭」は寶祚延長國家安隱を祈らしめらるゝ御事であるに依り九條家世々の公達は泰平を表して弓矢鎧などを納め奉るを嘉例とした。

永享十年四月二十八日には後花園天皇の勅で將軍足利義教稻荷の祠を三ケ峰の麓藤尾の地に遷し藤尾大神を藤森に遷坐し東殿に祀られて官幣の御儀があつた。

▽西殿——早良親王は光仁天皇の第二皇子で天應元年四月一日御兄山部親王に越して皇太子に立せられた。此前年即ち寶龜十一年に陸奥の伊治大領皆麿謀反して朝命に服せず、勢ひ猖獗したので親王は立太子と共に征討將軍の宣旨を蒙られ、親王は即ち軍勢を催し纛旗を飜して賊徒剿滅に出陣の擬勢を示された所、奥賊之れを傳へ聞きて忽ち畏怖し悉く慴伏平定し、出征の將士も皆京師に凱旋したので都鄙の道俗は歡呼して親王の威武を謳歌した。

斯がる英武のお方であつたが延曆四年事に座して淡路に謫され、途中斷食して神去り給ふたのである。後ち十九年桓武天皇は親王の靈に崇道天皇と謚し、深草の里塚本の地に齊き祀られたのであゑが、共以前寶龜六年事に坐

して大和國宇智の謫所で皇子他戸親王と共に神去り給ふた井上内親王と光仁天皇第三皇子で山城菱川の謫所に神去りました伊豫親王の御靈の尙ほ鎭まりまさぬので天長三年正月五日勅して二柱の御魂を塚本の宮に合祀せられ官幣の御儀があつた。

即ち西殿の三柱神は斯く荒御魂であつたから朝廷の崇敬も他と異なり、貞元二年五月十一日の內裏炎上、同年六月の數度の大地震の際は神人春原通十の邸に皇后親王の車駕數日の難を避けられ、圓融天皇亦奉幣御祈願あつて駐蹕時の功を賞せられ神領二千五百石を深草の地で賜はり、通十は正五位に叙せられた。社領の恩典は之れを以て始めとする。

▼社殿の沿革——天喜三年九月二十七日隣地法成寺より火を失して塚本の宮も類燒の難に遭ひ宮殿悉く烏有に歸したが、白河天皇勅して再建せしめられ、大納言能信奉行して承曆元年十月二日落慶した。建久三年十一月六日には後鳥羽天皇藤原故守をして官幣の御儀があり、延曆元年には九條道家が塚本の宮を極樂寺南の小天皇に遷したが應仁の亂で社頭悉く燒失、此時藤森に遷して西殿へ祀られ、舊趾小天皇をお旅所としたのである。又、後土御門天皇には藤森三坐大神へ官幣を奉られ、越えて文明二年勅を奉じて社殿を再建改造し本殿及び東西兩殿の高臺に三所大神を別けて齊き祀り、三所を一所に合して藤森大神と稱へ申すに至つた。

永正十八年には後柏原天皇が正月十六日に官幣の御儀を行はせられたが共後は世漸く紊れ群雄割據の戰國時代に入り、皇室の式微甚しく、貞元二年の勳功から圓融天皇より恩賜の所領深草の地二千五百石も、何時か武家の横奪する所となり僅かに紀伊郡三栖の水田四百石を附せられて居たが豐臣秀吉天下を統一して文祿四年正月には社

參の砌り所領の事を聽くに及んで舊地深草の地に於て二百名を增して三栖の水田四百石に替え、德川家康も亦先規に倣つて秀忠以後家茂の萬延元年に至る迄黑印を附し安睹の寄附狀を與へられて居た。斯くて明治初年地領奉還の祿制布かれ、公債證書に替え社頭補人等に下賜されて全く無祿となつたのである。

尙ほ現在の本殿並に拜殿は正德二年後水尾天皇より御下賜御寄附となつたもので、本殿は宮中內侍所（賢所）の御建物である。更に神前の燈籠は三基宛左右にあるが是れは正遷宮每に時の伏見奉行より寄進されたもので

▽元祿十二年　　建部內匠頭源政宇

▽正保巳年　　風化のため判讀不能

▽文政二年　　丹羽式部少輔源氏昭

▽安政六年　　內藤豐後守正綱

の刻字あり、他は寄進年代すらも判明せぬ迄に風化雨蝕して居る。

▼例祭其他の祭日――例祭は十一月五日、私祭は六月五日である。維新以前迄は正月八日、五月五日の兩度每年朝廷より御撫物に白銀五枚を添へ御下賜になり、六月五日、（舊五月五日）には德川將軍より太刀一振、馬一頭を献上し、同日武運長久の祈願をされた。

古來五月五日（現今六月五日）には貞觀の面の守護神である處の祭神磐長姬命を祀り、當今尙ほ方除けの神として衆庶の崇敬敦く祈願する者が多い。

▼茲に德川時代に於ける家康公御黑印を始め代々御朱印の社領二百石（此定取百四十二石四斗六升二合）に對す

る內譯を舊記より抽けば

玄米十五石年中社入費、玄米四十八石九斗社役へ配當、玄米七十八石五斗六升二合神主へ收納、外に境內餘地東西百十五間、南北二百三間、此反別三町收穫米二十三石五斗（明和年中に開拓）神主へ收納され合計四十八石九斗社役人へ配當の分內譯は

玄米七石四斗社役人三人、同五石同一人、同八石二斗神樂役一人、同二石七斗同助役一人、同二石七斗巫子一人、同二石七斗神人三人、（極樂寺村中村の兩村にて地領寄附）、

▼更に祭禮略記を安永年間前後の舊記に徵すると

四月晦日　神輿出御

五月四日　具足揃へ

五月五日　當日寅刻出門朝渡卯の半刻露拂（東福寺門前大下町より勤むるを例とした）辰の上刻御公儀御警護着任、同刻產子地より願望にて差出すべき兒馬、走馬、拂馬、差社、

▽晝の馬列

一、御公儀警固、頭本、御弓持、御野太刀持、御小野太刀、兜持、神主、役人、社役人、兒馬屋形ロ二騎乘込走馬、拂殿馬、以上

▽神輿渡御略記

一、北組本町六丁年寄、長柄鑓二十本並に組付大亀谷村年寄麻裃にて總中供奉、先驅、太皷、榊持、神輿

鐙屋町並に八町年寄麻裃にて總中供奉三ツ具を奉持す、太鼓、榊持、神輿、神馬、神子、社役人、神主、頭本、御公儀御警固、以上

右渡御當社南門より出御、大龜谷、伏見に至る、伏見街道一ノ橋遙拜所に於て神輿奉下、同所にて神主奉幣祝祠あり、次で同町西の鳥居より出御、伏見街道を稻荷鳥居の裏北の方祭壇藤尾社、此處にて神輿奉下、稻荷神社より神酒神饌を供献、此處にて祝祠を了り、同社を出御して本社南の馬場より還幸後亥の刻還宮

五月六日午の刻産子地の輩來りて神輿の飾りを解き神輿社に收む、

一、氏子凡そ二千戸祭典費安永年間前九條本殿にて頭本を勤められ此諸費同家領庄屋、年寄之を賄ひ、安永後中絕して本社領極樂寺村、中村の兩村庄屋、年寄諸事之を務めた。

一、神輿の出輿並に御旅中當日渡御の諸費は其當番町より悉く之を支辨して來た。

下手のせて馬も遊ぶや藤の森　太祇
馬馳る陣のゆかりや藤の森　嘯山
かつぎ行く宿禰の太刀や椎若葉　十夜
芋の葉の路の彼方や藤の森　虚子
青雲や松の高きに冬日影　青々
松榊赤き實を見る冬木かな　同
冬木立ふきぬく風や根笹鳴る　金風

府社東丸神社

▽祭　神　荷田春滿大人命

古神道の先覺者にして國學四大人の鼻祖たる荷田春滿（東丸とも書く）は寛文九年正月三日稻荷社正官御殿預り正五位下主膳正稻田信詮の第二子に生れ、幼より頴悟にして深く皇國の學に志し、元祿十年には靈元天皇第五皇子妙法院宮堯延親王に歌道の御進講を申上げ、御信任を蒙つたが夙に皇室の式微皇國學の湮晦を慨き、之れが挽回興復を以て己が任と爲せるを以て宮家を辭し、江戸に遊學すること十四年、刻苦硏鑽遂に皇典古道の蘊奧を究め名聲四方に高くなるに至つた。

この間彼の赤穗義士の義擧あるや窃かに之れを援助せる事實あり、又大人は固より敬神の念敦く常に稻荷神道の弘通に務め神社の發展に留意し、天正以來中絕せる日供再興の如き其記文によつて證する事が出來る。而して其三度東下するや德川幕府より百般の公文書籍等の檢閱の特權を與へられたが、漢學隆盛の時に當り斯くも幕府の信寵を得られたるは實に異數と稱さねばなるまい。大人は此頃

踏みわけよやまとにはあらぬ唐鳥の跡を見るのみ人の道かは

の一首を詠じ、以て國學の振はざるを慨き極端に漢風に走るを痛罵せられたが、晩年は京都東山に地を相し國學校を建て古道を闡明せんとし、啓文一篇を作りて幕府に上つたが、時到らず惜い哉、元文元年七月二日六十八歲

で歿せられた。

實に大人は一社人の子弟、眇々の身を以て能く皇道顯揚國體發輝の大義を主唱し、之れを後昆に垂れたので、賀茂眞淵、本居宣長、平田篤胤の三大人相踵いて出で、斯學大いに起り終に明治維新の大業を成就するに至つたのである。されば朝廷も大人が率先主唱の偉功を表彰し、明治十六年二月正四位を贈り給ふたので、有志相謀り其舊邸の一部に社殿を創立し明治三十六年十二月府社に列せられ、尋で大正八年十一月從三位に追陞さるゝに至つた。

墳墓は神社の東南二丁餘在の山の先塋の側にあり、遺言に從ひ永久に遙か御所を拜するため特に北面に葬られてゐる。因みに大人が舊宅書院は大正十一年三月史蹟名勝天然記念物保存法に依り指定保護さるゝ事となつた。

荷田春滿

たがためと誰か思はん世をまもる天津やしろも國津やしろも
稻荷山けふはことりのねを絕えて音するものは谷川の水
しるや人たもつ心のたまたにも磨くにつけて光りそうとは
おやおやのよをくみしらる水莖の跡やこのこのしるべにやせむ
藻塩草なほかきくゆることはあらし硯の海もつきぬ世なれば
我ならでかけのたれをのたれかよに曉告くるときをまつらん
稻葉山ほから〳〵と明くる夜を名乘る鳥の聲も春なる

村社櫻町神明社

社記によれば、承安年中、藤原中納言重範卿（成範の誤りか、成範は小納言入道信西の子にして小督の父）櫻を愛し、多く名花を植え翫んだ。天照大神を敦く祈誓して落花の遲きを願ふたが、神明その願の切なるを憐ませ給ひ花の齡ひを三七日に延し落花を遲くし給ふた。故に此土地を櫻町とも櫻町中納言とも呼ぶに至つた。そこで重範卿は御神德の深きを謝せんがため靈社建立の志あつたが或る夜の夢に拾四五歳の神童が白羽の箭一番を持ちて枕頭に立ち、汝久しく祀社建立の志深ければ今その願ひを就げしめん、依つて此白羽の矢を深草鄕の樫原に指し置くべし、探し求めて宮造りせよ、と御告げあり夢がさめた。重範卿奇異に感じ曉をまちて家臣多く召連れ、深草鄕を尋ねて遂に白羽の矢を探し當て、その周圍の根笹を刈取り兩大神宮を勸請して數株の櫻を植え神木とされた。されば卿の居宅も此附近にあつたとの傳說であるが考覈の求むべきものなく、京都に樋口町とて櫻町中納言の第跡を傳ふる土地がある。

斯くて神木春に繞り遇へば爛熳たる花は一段優れて花の壽命も永く、其頃の貴紳雅客は群集したとの事である。

官幣大社稻荷神社

▽祭神　主神三座

宇迦之御魂大神　中央に鎭座、下社と稱す

佐田彦大神　　北方に鎭座、中社と稱す
大宮能賣大神　　南方に鎭座上社と稱す

相殿二座

攝社、田中大神　　最北座にます
攝社、四ノ大神　　最南座にます

以上總稱して稻荷五社大明神と云ふ。

稻荷神社の祭神に就ては古來諸說頗る多いが、現今官幣大社として奉祀する處は以上三座であり、延喜式に載する三社も即ち是れである。然るに中古以來、攝社田中大神、四ノ大神の二社も本殿に合祀し、祭禮も亦同日である處から世に稻荷五社の名がある所以である。

▽宇迦御魂大神――は天照大神の御弟須佐之男命の御子にして御母は神大市比賣命である。大神亦の名を豐宇氣毘賣神、若宇迦賣神、保食神、大宜都比賣神と申上げ、伊勢外宮の大神と同體であり、五穀を始め總ての食物及び蠶桑等の事を掌り、その幸御魂を屋船神とも申して家屋のことも守り給ひ、總て人生一日も缺く可らざる衣食住の大恩神である。

▽佐田彦大神――は國津神で、亦の名は大土御祖神と申し天孫瓊々杵尊天降りの時に御出迎ひ申上げ先驅を爲し給つた處から海陸の道路を守護し、自然通商貿易の事も掌り、更に土之御祖としては普く田畑山林等の事をも守り給ひ、萬事良き方へ請ひ給ふ處の大神である。

▽大宮女大神――は天太玉命の御子にして亦の名を天宇豆賣命といひ、天照大神を天磐戸より招き出し奉りし時に、面白く舞ひ給ひ、神樂の舞踏の始祖として俳優歌舞音曲等のことに幸ひ給ふ外、鎭魂祭も大神の遺蹟で壽命延長を守り給ひ、更に宮中にては內侍の起原として善言美詞を以て君臣の間を和らげ、總て愛敬の神として商賣繁昌、一家親睦社交の和合を守らせ給ふ大神である。

▽田中大神、四ノ大神――此兩攝社の大神は、古來福德圓滿しかも勇武絕倫の大神として、又農耕繁榮、五穀豐饒の守護神として尊崇せられ給ふ大神である。

▽鎭座――元明天皇和銅四年二月始めて伊奈利山三ケ峰に鎭座せられし事は諸書の載する所皆同一である。但し其日を七日と云ひ、或は九日と云ひ、又は十一日と云ひ此點は諸說殆んど一致せぬが、初午詣での由來を考ふる時は其初午の日であることに疑ひがないやうだ。而して長曆を以て之れを推せば和銅四年二月初午は即ち七日であるから、此七日を鎭座の日といふ說は正當であらう。

▽社地――鎭座以來伊奈利山は殆んど境內に屬し、其區域頗る廣大であつたが、弘安年間東福寺創建の時に其幾分を割き、爾來漸次減縮して現今の地積となつたのである。又山上より現地へ移轉の時代を考ふるに、舊社家の所傳に據れば永享十年正月足利義敎、祈願に依つて之れを移したとあり、藤森社緣起、雍州府志其他の諸書には弘仁年間弘法大師の請願に依つて移したとあり妄誕の說を交へて諸說その何れを信ずべきかに迷ふのであるが、諸舊記中、行幸の記事に探れば社頭の儀式頗る莊重盛大であつたらしいから到底山上狹隘の場裡では行はるゝ筈なく、既に永享以前に於て移轉せるものと信ぜねばならぬ。

▽社殿――鎮座以來一千百有餘年間の沿革は詳かでなく、延喜八年に至つて藤原時平が三社を修造せしこと始めて諸書に散見し、其後二百八十餘年を經て、文治六年修造の事が吾妻鏡に載つて居る。以來修營年次が稍明らかとなり應仁の亂では再度兵燹に罹り、明應八年再營の後、數次の修營を經て天正十七年豐臣秀吉が現今の諸社殿を造營したのである。而して往古は五社別殿であつたが明應再營の時合殿と爲つて今に至つたのである。

▽旅所――往古は八條坊門猪熊（今所謂古旅所）及び七條油小路兩處にあつて上旅所、下旅所の別あつたが其沿革と現在の地へ移りし時代は不明である。然し舊社家の所傳では天正年間豐臣秀吉が故あつて之れを移したとある。

▽神階――淳和天皇天長四年、始めて從五位下を授け奉り、爾後累進して朱雀天皇天慶五年には正一位を陞られ而して正三位より正二位に進まれた年紀は詳かでない。

▽神領――淸和天皇貞觀七年、神田三段を奉られ爾後累加して加賀、山城、備後諸國に散在したが天正十七年に至つて豐臣秀吉更に稻荷近傍に於て百六石の神領を奉納し、德川家康之れを繼承して將軍累代朱印狀を社司に授けた。

▽行幸行啓及御幸――行幸は後三條天皇延久四年に始まり、順德天皇承久元年に停まり其後の記事は諸書に見えず、行啓は皇后宮明治九年十月の一回にして御幸は後白河上皇壽永二年に始まり後嵯峨、後深草二上皇、弘長二年に停まり其後は詳かでない。

▽奉幣――文德天皇仁壽二年祈雨に始まり爾後歷朝繼續以て今に至つて居る。而して諸書に二十二社若くは七社

奉幣又は祈年穀奉幣と記せるは皆當社も其列に在るものである。

▽祭禮――往古は勅祭であつて神幸當日御輿迎ひの儀があり而して神輿旅所に駐まること二十日にして四月第一卯日若くは第二卯日還御の後祭典を行ひ之れを稲荷祭と云ふのである。當日は勅使及び皇后宮、東宮の御使參向あり儀式最も嚴肅であつた。然るに中古以來(年代未詳)毎年勅裁の綸旨を神祇伯に下して祭典擧行を社司に委ねらるゝを例とせられ、爾來勅裁祭と稱して神幸の途上綸旨を鹵簿の中央に奉じ、神輿の街衢に警固の司吏を置いて威儀嚴正なものであつた。維新の後、明治六年に至つて祭政改革に因り綸旨下賜を廢され、四月九日を以て例祭と定められ地方長官參向し奉幣奠享の儀を行ふことゝなり、神幸還幸は一社の私祭に屬する事となつた。且つ改暦から神幸を四月第二午日、還幸を五月第一卯日と變更したが稲荷祭の名は依然現存し、式典鹵簿等苟も變替することなく又五基の神輿は古來著名の美觀であつて本邦無比と稱せられ、其構造と裝飾物は皆優逸し金具の彫刻、織物の繡彩等は概ね名工の作に成り、總て金色燦爛として人目を眩する程である。又神輿一基の舁丁は殆んど三百人を要するのだから以て其構造裝飾の偉大なることが推知し得られやう。

▽初午詣で――初午の稱呼は實に當社大神始めて鎭座の日、即ち和銅四年二月七日壬午に起因するものであり、素より定式の祭典を行ふのであるが此日は衆庶の參詣殊に多きを以て古來此名稱があるのだ。而して啻に當日のみでなく毎月午日には其前宵より遠近の參詣者が陸續其蹤を絶たず、近年崇信者は益々多きを加へて居る。

▽攝社及末社――攝社は本社に合併せる田中社、四大神社の外、境外に一社あり、末社は境内に十二社、境外旅所に二社ある。尚ほ、境内末社白狐社は舊記に謂ふ處の命婦社で、寛文年間故ありて今の名に改めたものである。

今日世人の命婦社又は奥ノ院と唱ふる所のものは一の供物所であり、其命婦谷の奥に在る處からの訛傳である。

▽稻荷山舊蹟——山上神蹟七所及び山下に大八島神蹟一所、尙ほ古歌に諸書に稻荷山十二景其他の舊跡を有するのであるが、今は殆んど湮沒して尋ねる事が出來ない。

秦氏の稻荷大神奉祀に就て

筆者は緒言中に、神道は祖先崇拜教であると稱せらるゝ所以を述べたが、是れ吾が國は往古から社會組織が氏族的家族的であり、それが國民思想の中樞となつて居るので、子孫が報本反始の精神から祖先を神に祀り崇拜するもので寧ろ自然の成行と觀ねばならない。即ち此動機から祀られた所の神社は可成り多く、之れを調べると自から氏族の分布狀態も解る譯である。

先づ京都に例を擧ぐれば加茂氏が其祖先たる賀茂大神を祀る處から神主、禰宜、祝などの神職を永く氏人より出し、今は下鴨社の攝社となつて居るが出雲井於神社（又の名を比良木神社）は出雲氏の祖先であり、賀茂氏が大和より移住せぬ以前、既に出雲氏が蟠居した地域であるから、出雲氏の祖先たる天穗日命を祀つた社が賀茂神社の攝社ながら地主大神と申されて居るのである。

次に小野氏の祖先たる高野の小野神社、橘氏の祖先たる梅宮——（此處は神主にも奉幣使にも氏人を採り、橘氏の是定なる長者が神社を管理してゐた。）藤原氏の祖先たる大原野神社、後には吉田神社をも氏神に准じて祀つて居る。それに松尾、稻荷兩神社を祀つた秦氏に於ける酒神社——これは太秦廣隆寺の境内にあり、人は彼の有名

な牛祭を廣隆寺の行事と思つてゐるが實は此神社の祭禮なのである。
斯う一々實例を擧げると神道は人間の靈を崇拜する中に在ても特に己れの家祖、氏祖――延いては國民全體の大祖を祀る處の祖先崇拜教である事が首肯されるのであるが、茲で然らば何故に祖先の靈を祀るに至つたかと云ふ事になると、社會學者、心理學者、宗教史家は何れも之れを恐怖の念に基くものとして居るやうだ。即ち死者の靈は生者と同じく食物を必要とするものであつて、若し其子孫が供物を捧ぐる事を怠る時は、餓えたる祖靈は怒つて其子孫に祟りをなし禍害を與へると信じ、之れを和めんとする事が、祖先崇拜の起原であると云ふのである。勿論之れは根據のある說で、原始時代にあつては、單に供物を怠つて祖靈を餓えしめた塲合ばかりでなく、生活物質の豐かならざる事と、道德思想が發達して居ない事とのために人間相互に相爭ふ機會が多く、互に恐れ互に惡む事が寧ろ其常態である。それは假へ親子の間でも免れない所である。從つて死者に對しても心を許す事も親みを感ずる事も出來ないのである。此意味から信濃姥捨山の傳說に殘る食料の浪費を防ぐために、老いて働き得ない人を殺すといつた塲合もあつたらう。然るに文化が進み、生活物質も豐かになり、道德思想も發達すると共事情は大變化を來し、親子の間は終始温き親愛の情を以て結ばれ、從つて子が親の靈を恐れる理由は更に無い。親は常に自分に好意を有つて居たのだから、死後の靈魂が矢張り其好意を持續すると信ずるが當然である。即ち子が其親の靈位に奉仕するのは恐怖からでなく、其生前と同じく自分等の生命を保護し幸福を增進せしむると信じ、それに對する感謝と祈願とから祖先崇拜は起るのである。而して最初は只自分が直接に關係を有つて居た父母又は祖父母迄に止まつて居たものが、人智の發達すると共にその感恩の念を遠き祖先にまで遡らせてゆく

――茲に文化時代に於ける祖先崇拜の儀禮が起るのである。

然らば吾人の今考察しつゝある固有神道の時代はその何れの状態まで進んで居たかと云ふに筆者が緒言中に述べた謫所に死せる人々を祀つた場合を例外として、恐怖の結果祖先の靈を祀つたと云ふ徴證は全然認められない總て親愛と謝恩と將來の幸福に對する祈願とから來て居ることは神話に依つても亦歴史事實に於ても、將た祝詞に依つても明證されるのである。神武天皇が

我皇祖の靈や天より降り鑒して朕が躬を照し助け給へり、今もろ／＼の虜已に平げて海内事無し、以て天神を祭りて大孝を申べきなり

と大和平定の後ち謝恩の意味を詔に現はされて居り、そこに日本書紀編纂者に依る文辭の潤色はありとするも、吾が國上代に於ける祖先の靈に對する報本反始の精神が窺はれると信ずる。

茲に於て秦氏が酒神社を造營した所以は、以上の意味から首肯されてゐるが、後ち秦都理が松尾大神を祀り、秦伊呂久が稻荷大神を祀つて、共に一族から神主を出したことに就ては、既に辟氏を祀る酒神社がある以上、同じく辟氏を祀ると觀る根據が乏しくなる。されば筆者は秦氏が稻荷大神を祀るに至つた理由を他に求めねばならぬが、茲には山城風土記の記述が汎く知られて居り信を措くに足ると思ふ。即ち

稱二伊奈利一者、秦中家忌寸等遠祖伊呂倶秦公、積二稻梁一有二富裕一、仍用レ餅爲レ的者成二白鳥一飛翔二居山峰一生子、遂爲二社名一至二其苗裔一悔二先非一而拔二社之木一殖レ家祭レ之也、其木蘇者得レ殖、其木枯者不レ福

之れは神名帳頭註、諸神記、二十二社注式、諸社根元記等に引用され、多少の異同はあるが大體に於て同じもので

ある。文中白鳥の神は田穀を主宰さるゝ宇迦之御魂神であり、食物を粗末にし射戯るゝを怒らせ給ひて斯かる奇異を示された處から伊呂倶は先非を悔ひて宇迦之御魂神の親神たる須佐之男命、大市姫命と共に、三座の社を三ケ峯に建て齊き祀つたものであらう。

たゞ茲に一言を挾んで異日の考覈を俟つものは、明和八年十一月、神主從三位秦親盛が、

稻荷社御本宮並神號傳之事

御本宮三座

下社　若倉稻姫命

相殿

級長　戸邊命

級長　津彥命

中社　瓊瓊杵尊

上社　伊諾冊尊

但口授十五箇條

右者從ニ當社秦始祖伊呂倶公一所レ傳、而秦氏累代奥秘之爲ニ傳來、今般田中社祝秦親業依ニ懇望一令ニ相傳一者也、他姓者勿論、爲ニ同姓一、不ニ其器一猥勿レ傳焉。

以上の相傳書を遺すことであり、文中、下社相殿に於ける級長戸邊命、津彥命は、吾が國神祇の何れを指すかと

云ふ點である。若し秦氏の祖先に繋がる韓士の神であると觀れば津彦は倚古、又は速古で「ショウコ・ソコ」に當り百濟を起した有名な人になり。戸邊は東明だとすれば高句麗の系統は此東明から來てゐるから朝鮮から滿洲へかけて開闢の傳說の一番古い神樣に當る事となる。兎まれ稻荷本宮の神號に關し、累代の奥秘だから同姓と雖も其器ならねば猥りに傳ふるなと始祖伊呂倶の相傳秘事とせる點は訝しき事である。然し稻荷大神の鎭座ありてより茲に千有餘年、其間秦姓の祠官は永く續いたが、時代によりて祭神に異說あり、今は羽倉文書に依る奥秘口傳と一致するものでない事を識らねばなるまい。

紀　貫　之

ひとりのみわか越なくに稻荷山春の霞の立かくすらん

壬　生　忠　見

春霞たちましりつゝ稻荷山こゆるおもひの人しれぬかな

慈　鎭

たはふれの身にしあらねば稻荷山祈る日よりそさかはゆきける

千　蔭

稻荷山そのきさらきの初午に乘りてそ神は人をみちひく

濱　臣

ねきこともしなかはるらん稻荷山むれゆく袖の色に棚引く

ねかふことなりもならすも瓜生坂群れつゝのほるけふの諸人　　藤原知家

稲荷山杉の青葉をかさしつゝ歸るはしるき今日のもろひと　　藤原光俊

きさらきやけふ初午の驗しとて稲荷の杉はもとつ葉もなし　　俊頼

いなりにも思ふ心のかなはすは驗しの杉の折られましやは　　失名

稲荷山しるしの杉の年古りてみつのみやしろ神寂ひにけり　　隆房

群からす梢のとこをあらそひて稲荷の杉にゆふかけてなく　　失名

時雨するいなりの山のもみちはゝあをかりしより思ひそめてき　　源道濟

いなり山行かふ人のさま〳〵に思ふ心は神や知るらむ

初午や人に隱るゝ稲荷山　　闌更

日暮れて稲荷山に遊ぶ

散るをこそ夜の櫻のまことなれ　曉臺

春風やまた賣れてゆく土人形　水巴

初午や稲荷の山に雪殘る　隨

朱の鳥居潜りて峯の初明り　柳翠

山を脊に重なる鳥居秋麗ら　禾水

雪空や梅まだかたき稲荷みち　北汀

稲荷山神無月夜のしぐれかな　三幹竹

大繪馬は埃に剝げて冬の雨　予里

山道のはたか電燈や一の午　野風呂

玉垣にわが名も古りぬ初詣で　無果

出ついでの元政庵や一の午　同

笹鳴や懸け重ねたる堂の繪馬　同

初午や一ト茶屋占めて浪花人　野葡萄

行春や積みかさねたる古鳥居　白浦

椎落ちて易者の机鳴らしけり　蘇南

野施行や石に凍てつく小豆飯　蘇南
灘の衆の揃ひ法被や一の午　同
野施行や茶屋に下山の一たむろ　同
初午の二ン月晴れとなりにけり　野葡萄
初午や竹の伏見に古り住みて　同
涸瀧や氷柱の如き月の水　笛童
塚あれば神依りまさん穴施行　金風
數々の鳥居に秋を夕陽かな　三思
蜩や間道を行くいなり山　北星

第四、國寶、特建

稻荷神社茶室

本健築は書院造りを加味したる茶席建築であつて、其建造及び欄間、釘隱し、襖、引手等の錺具の形式から考ふる時は尠くとも桃山時代を下るものではない。依つて是れを社傳に糺すと天正年代の頃建立せりとあるは信を措くに足るであらう。果して然らば其規模は小なりと雖も我國最古の茶室建築として建築史上貴重なるものに屬する。但し其屋根形狀は破風板、懸魚等の妻飾の材料より判斷するに、當初より入母屋造りであつたこと明らかだが、其葺方の所謂腰葺なるは後世の故葺に依りしものであらう。

▼古社寺保存法第四條により特別保護建造物の資格あるものと認められ、昭和二年四月二十五日内務大臣より指定さる。

▼寸尺——身舍桁行二十三尺、梁間二十六尺、軒出（柱眞より廣小舞下角まで）二尺七寸、軒高（石口より廣小舞下角まで）十尺、棟高（石口より棟瓦天端まで）二十三尺。

▽玄關——桁行二十三尺二寸、梁間八尺、軒出二十三尺二寸、軒高七尺八寸、棟高二十尺

▽車寄——桁行三尺二寸、梁間八尺、軒出三尺二寸、軒高七尺五寸、棟高十尺五寸。

▼構造及裝飾——身舍、玄關、車寄の三棟は纒續して一構を爲し、總て單層屋根入母屋造り腰葺（鞍部棧瓦葺

腰廻り檜皮葺）軒一重疎垂木小舞打、總て角柱、內外長押付妻飾木連格子懸魚付、總素木造、隨所に飾金具を打つ。

▽身舍之部――桁行二間、梁間三間、座敷二室（上之間と下之間）並入側間共各疊敷掉緣天井、廣椽竹挾み拭板敷天井化粧屋根裏、下之間正面板戸及明障子、入側正面板戸、右側面板戸及明障子廣椽悉く吹放し、下之間左側面總て明障子。上之間左側面前方一間吹寄せ棧障子次出書院華灯窓付上之間背面總て下地壁とし便所に隣接、廣椽背面押入に接續す。下之間及入側間仕切襖建竹節欄間上之間及廣椽境舞良戸襖明障子、座敷間切襖建、欄間菱格子、入側及廣椽境板戸槫椽雨戸建込、鉢前左右各一ケ所濡れ椽付。

▽玄關之部――桁行四間、梁間一間、床四半瓦敷、天井化粧屋根裏背面と身舍に接す。右側面兩引戸により車寄に接す。正面右端一間高窓、次一間下地壁、次一間高窓、吹一間下地壁、左側一間片引戸。

▽車寄之部――桁行一間、梁間一間、床玉石敷、天井化粧屋根裏、入口開放し、左右下地壁、背面玄關に接續す。

稻荷神社本殿

▼明治四十二年四月五日特別保護建造物の資格あるものとして指定さる。本殿は應仁の亂の兵燹に罹り天正十六年豐公の願により造營、翌十七年八月竣工したものであるが、共後元祿七年七月と文政二年十一月とに修理を加へて居る。

▼寸尺——桁行三十七尺七寸四分、梁間三十二尺一寸四分、軒高十四尺二寸一分、棟高三十一尺一寸、附屬向拜（桁行二十三尺七分、梁行十三尺）

▼構造及裝飾——五間社流造、單層、屋根は檜皮葺、獅子口箱棟、軒前流二重、春流二重、繁垂木、圓柱、方柱、柱上斗拱三ツ斗、頭貫、蟇股、繫虹梁、三重長押、半長押、方立間草、四方濱椽脇障子、襷、高欄登勾欄、寶珠柱、濱床、階段、級軒下周圍敷石。

前面桁行五間各蔀戸、背面五間各壁、左右側面本屋三間右始一間幣軸、板唐戸、次之間各腰壁、角連子窓、内部内外二陣區劃、外陣五間幣軸、板唐戸、天井は小組格天井、内陣床狐板敷、周圍羽目板、天井格天井、鏡板、總拭板敷。

前拜五間吹放し、裾格子戸、脇間裾格子、戸上手摺付、角柱繫虹梁、中備蟇股、濱床板張、左に梯子段付。

妻飾、叉首束、叉首掉、斗、肘木、博風、懸魚、桁隱、

附屬、向拜一間、向唐搏風單層、屋根檜皮葺、繪振臺獅子口、箱棟、棟本屋流造に接續す。軒二重繁垂木、方柱柱上斗拱二ツ斗前側面吹放し二重虹梁、象鼻（春面一重）實肘木、蟇股簑束、正面大瓶束、笈形、側面卷斗、肘木、虹梁、蟇股、内部化粧屋根裏總丹亞壁は白亞塗、蟇股は牡丹笈形梧桐に鳳凰彫刻極彩色、唐金擬寶珠隨所、銅製鍍金、鐵製金具、軒樋、軸上鋼張、入口翠簾、幌、内陣壁代等。

藤森境内大將軍

▼府社藤森神社本殿の北裏にある大將軍社殿と八幡宮社殿は共に明治三十九年四月十四日付で特別保護建造物の資格あるものとし指定されて居る。

▼寸法――桁行七尺七寸三分五厘、梁間七尺七分、軒高十一尺三寸五分、棟高十八尺四寸七分。

▼構造及裝飾――一間社流造、屋根柿葺、瓦棟鬼板、軒二重繁垂木、斗拱和樣三ツ斗、斗拱間正面蟇股、繪圓柱、三重長押付、向拜斗拱三ツ斗、斗拱間蟇股、方柱、

正面一間蔀戸、左右側面及後面壁、三方廻椽勾欄袖障子付、正面木階五級登勾欄袖濱椽付、內部と內外陣に區別し內陣正面板唐戸幣軸、內外棹椽天井、拭板敷妻飾叉首束叉首棹、內外丹塗、壁白亞塗、斗拱及蟇股は極彩色長押釘隱木製。

藤森境內八幡宮

▼寸尺――桁行七尺七分、梁間七尺五寸、軒高十一尺四寸五分、

▼構造及裝飾――大將軍社殿に同じ。

寶塔寺の多寶塔

▼塔婆（多寶塔）は應仁の亂の兵燹より免れたが其他は悉く烏有に歸したので豐臣秀吉は平野遠江守長康に命じて堂宇を再興せしめ、其際塔婆も修補せしめた。

▼寸尺――初層方九尺六寸五分、二層圓徑五尺二寸、初層八尺九寸八分、二層軒高十八尺四寸五分、露盤下迄高二十四尺七寸八分、相輪頂迄高三十九尺七寸二分。

▼構造及裝飾――三間二層塔婆、屋根本瓦葺（一部行基葺と稱する形式の瓦を用ゆ）相輪鐵製兩層共二重繁垂木、斗拱二層和樣四手先、尾垂木、支輪、組入小天井付、圓柱、臺輪二重長押付初層斗拱和樣二手先支輪小天井付、圓柱臺輪三重長押付二層四方中央幣軸付板唐戸、其他連子窓、廻椽勾欄付椽腰組平三ツ斗、白亞塗饅頭付、初層各方面中央一間各幣軸付板唐戸、兩脇間各々連子窓、四方廻椽付、椽下は龜腹付、內部折上小組格天井、拭板敷、中央來迎柱前須彌壇を設く、外部總丹塗、壁胡粉塗、內部極彩色、須彌壇漆塗金銅金具。

寶塔寺四脚門

▲寶塔時の塔婆と四脚門は同じく特建物の資格あるものとして明治三十九年四月十四日付內務大臣原敬より指定されたものだ。

▼寸尺――桁行十尺五寸二分、梁間八尺五分、軒高十一尺七寸、棟高十七尺三寸三分、

▼構造及裝飾――總門（四脚門）は屋根切妻造本瓦葺鬼板付、軒二重繁垂木、大斗肘木、本柱圓形、冠木唐居敷付、四脚方柱腰長押付。

一戸扉、鐵八双釘隱し付、化粧屋根裏、雨落內漆喰叩々葛石、側面腰長押白亞塗壁、妻飾虹梁大瓶束三ツ斗等總丹塗、長押釘隱し銅製。

東福寺月下門

▼東福寺禪堂(選佛場)は明治三十一年十二月二十八日付、月下門と東司は同三十五年七月三十一日付、次に浴室は同四十年八月二十八日付で特建物とし指定された。月下門は元禁裡御門にあつた月華門を文永年間龜山天皇が普門院に賜ひ同院の總門として現在の場所に建てたもので、後ち寛永十一年と寛政十年とに兩度修補した。

▼寸尺――桁行十一尺、梁間八尺五寸、軒高十尺六寸五分、棟高十四尺七寸五分。

▼構造及裝飾――四脚門の左右側面白壁、丸柱冠木付、四脚角柱、斗拱大斗肘木、斗拱間前後三面板、蟇股、軒一重化粧板裏、妻飾斗拱虹梁板、蟇股、屋根切妻造本瓦葺、鬼板付、總て丹塗、木口黄土塗。

東福寺東司

▼寸尺――桁行九十尺四寸五分、梁間三十四尺三寸、軒高十三尺六寸、棟高二十五尺五寸。

▼構造及裝飾――七間四面、單層、妻入、屋根切妻造、前入口開放し、左右間壁、左側面腰羽目角格子窓、后面腰壁角連子窓、丸柱、斗拱唐樣、三ツ斗、軒一重半繁垂木、妻飾二重虹梁太瓶束、內部鏡天井、土間、左右兩側屋根本瓦葺鬼板付、內外素木造り。

東福寺三門

▼寸尺――下ノ重は桁行八十五尺、梁間三十四尺、軒高二十八尺二寸一分。上ノ重は桁行六十八尺四寸、梁間

三十一尺四寸、軒高四十九尺九寸六分、棟高七十三尺九寸二分。

▼構造及裝飾――五間三戸樓門、山廊付、兩層共組物挿肘木三手先、二タ軒、上層前側凡て唐戸、兩側南端唐戸、四方高欄、內部二重虹梁、大瓶束、中央鏡天井、周圍化粧屋根裏、極彩色、屋根は瓦葺。

東福寺禪堂

▼寸尺――桁行百三十九尺九寸、梁間七十三尺二寸、軒高二十二尺五寸(石口)、棟高四十一尺六寸(石口)。

▼構造及裝飾――桁行九間梁間六間、重層、上層切妻、向拜付、屋根本瓦葺、總丸柱、組物各層三ツ斗、下層一ト軒、上層二重垂木、向拜組物三斗、入側繋虹梁、化粧屋根裏、床土間、內部鏡天井、床敷瓦、下層頭貫飛貫の間立誦明リ窓、前側中央兩端唐戸、其他花燈窓、兩妻后端唐戸其他花燈窓、內部總明ケ放し。

東福寺浴室

▼寸尺――桁行三十七尺二寸五分、梁間三十六尺六寸五分、軒高十四尺六寸、棟高二十六尺六寸。

▼構造及裝飾――桁行三間、梁間四間、單層屋根切妻造、本瓦葺、鬼板付、軒一重疎垂木、斗拱唐様三ツ斗、圓柱礎石付、三重貫付。

正面中一間棧唐戸、兩脇連子中窓、左右側面各三間壁、左側面後方一間引戸、其他后面共總て壁、左右側面頭貫及飛貫の間連子窓、內部化粧屋根裏、中央鏡天井、前部敷瓦、他は板ノ間、後部一間通土間、中央に浴槽二ヶ所

を設く、后部火焚場との間壁を以て區劃す。前部敷瓦の部分に前面より兩側面に壁に添ふて腰掛を設く。妻飾斗及太瓶束壁白堊塗、素木造。

▽荷田東丸舊宅――史蹟名勝天然紀念物保護法中、史蹟第八項（由緒ある舊宅、苑池、井泉、樹石の類）に該當し大正十一年三月指定されたが、筆者の以上擧げた建造物は之れと異なり古社寺保存法による保護指定のものである。

▽國寶指定書畫其他

▽瑞光寺（深草）

○紙本墨書大般若經（一帖）

卷第二百四十六（和銅四年の奥書あり）大正十五年四月十九日指定さる

▽東福寺

○東福寺莊園文書（七通）

明治三十年十二月二十八日指定さる

○絹本着色釋迦三尊像（三幅）傳呉道子筆

明治三十二年八月一日指定さる

○絹本着色五百羅漢圖（四十五幅）（傳僧明兆筆）

○紙本墨書聖一國師度牒（一幅）

○同　　　　戒牒（二幅）

○淡彩達磨蝦蟇鐵拐像　（三幅）（明兆筆）

以上明治三十二年八月一日指定さる

○着色四十祖像（四十幅）（同）

○同　聖一國師像　（一幅）（同）

以上明治三十四年三月二十七日指定さる

○絹本着色無準像　（一幅）

以上明治三十三年四月七日指定さる

○同　墨畫維摩居士像　（一幅）

○紙本淡彩東福寺伽藍圖（一幅）（傳雪舟筆）

以上明治四十年五月二十七日指定さる

○紙本支那禪刹圖式　（一卷）（寺傳大宋諸山圖）

○紙本墨書無準行狀記　（五幅）（德如筆）

以上明治四十四年四月十七日指定さる

○同參ノ天臺五台山記　（八冊）

大正七年四月八日指定さる

▽法性寺（本町十六丁目）

○彫刻、木造三面千手觀音立像（一軀）

明治三十六年四月十五日指定さる

▽桂昌院（東福寺山内）

○絹本着色毛双峰國師像（一幅）

▽同聚院

○彫刻、木造不動明王座像（一軀）

▽願成寺

○絹本着色佛道禪師像（一幅）

▽永明院

○絹本着色圓鑑禪師像（一幅）（明兆筆）

▽海藏院

○絹本着色虎關和尚像（一幅）

○同墨書栃伽禪寺私記（一卷）

▽靈源院

○絹本着色在先和尙像（一幅）（明兆筆）

○紙本墨書松山集　二冊
○同　　北越吟　一冊　（三種）
○同　海藏和尚紀念錄　（一冊）

▽靈　雲　院

○絹本着色岐陽和尚像　（一幅）

△退　耕　庵

○絹本　　性海和尚像　（一幅）
○紙本墨書永明知覺壽禪垂誡　（一幅）
○同　　聖一國師忌齊幹緣疏　（一幅）

以上明治四十二年四月五日指定さる

▽佛　國　寺

○高泉和尚銅碑　（一基）

高泉敦老和尙の碑銘は寶永三年十月（德川六代綱吉時代）攝政太政大臣從一位近衞家熙公の撰並に書であり、大正七年四月八日國寶に指定されたものだが、原文は進學達明の士ならでは解し得ざる程の家熙公の文才を以てせられたれば、茲には無學不才を顧みず大膽に原文を譯し、大方の參考に資する事とする。

山川の百里を潤す者は、天子必ず之を祭る而るを況んや天下に雨ふるを乎、緇素の一能を負ふ者も、聖代夫れ含めん而るを況んや、聖主に師たるを乎、小林氏の宗、吾邦に入るに逮んで道人主に副ひ、德太山に均しくして而かも含氣有生の屬ら、其の澤に霑潤し沐浴せずと云ふこと靡き者は隆蘭溪、元無學、寧一山等の諸大老の若き皆其の人のみ、爾り而して後ち、支桑信を絕ち、法道振はざること久し、承應甲午、太上天皇降誕の年に當りて大光國師隱元琦和尙葦を渤澥に折て𢭏て檗門を闢く、闔國之を仰ぐこと大旱の雲霓を望むが如し、輪下の英靈星の如くに馳せ電の如くに鶩て、道を一方に唱るもの夥からざるにあらず、然れども而かも、大法幢を竪て大法雷を震ひ大法雨を澍き超然として古人に愧ること莫きものは唯だ大圓廣慧國師のみ、師諱は性敦字は高泉自ら曇華道人と號す、福州福清東閣の人、族姓は林、父を悟玄と云ふ、佛に奉じて耆德あり、母は趙氏、震めるに方て一僧來りて寄宿すと夢みて、驚き寤て誕ず、甫め六歲のときより葷羶を茹はず、七歲にして鄉校に入り、諸典目を過れば輙ち誦ず、毎に僧伽梵刹を見るときは則ち眷戀として舍まざりき、父陰かに之を異しむ、偶々兄弟と書を讀む次で、各々其の志を詢ふ、師獨り僧と爲らんことを願ふ、父其の志の奪ふべからざることを知て心に之を許す、未だ幾くならざるに父母旬を同ふして逝す、師深く哀痛を爲す、即ち叔父無住㝎公に投じて髮を剪んで驅烏と爲る、而して隱元和尙に黃檗に待す、隱與るに本分の草料を以てす、此より發憤して脇席を沾はさず、睡るときは則ち大步經行し、或は肩を以て柱に觸る、十九のとき圓頂受具す、隱因に上堂す、師直ちに前んで問話す、全機旋轉として玉の盤を走るが如し、隱爲に唉を發す、時に心盤、即非の二公嘆じて曰く、吾門千里の駒なりと適隱老聘に應じて東します、上足慧門沛公其の席を補す、師に命じて典賓せしめ繼いて記室を掌らしむ、常に無夢

無想の主人公の話を看す、久ふして決せず因に問ふ、無夢無想の時必竟主人公甚麼の處にか在る、慧曰く遍界曾て藏さずと、師當下に旨を領す、是れより言句を疑はずと雖も、稍や機思通快ならざることを覺ふ、師侍する次で曰く個事甚だ分明なるも只だ是れ人の借問に遭ふて句の對すべき無し、慧驀面に一掌して曰く、是れ有句か無句か、師覺へず失聲して曰く、從上の諸祖、天下の老和尚、元來總べて是れ白拈賊、慧曰く汝今日始て瞥地なり時に王太史と云ふもの有り、素より師の德を欽む、一日箕仙紫雲洞の何九眞を請じて降らしむ、眞詩を題して以て師に寄す、又曰く我れと師と紫雲の舊友、故に此れを作て懷を寄るのみ、師詩を得て以て和す、箕仙陳無煙も亦た贈るに偈を以てす「向後花を移して雪を待て開く」の句あり、一夕夢に一木盆を海上に汎べて將に岸に抵らんとするとき勿ち空中の聲を聞くに曰く、此れ日本國なりと、何く無ふして隱老の招されるに遇ふ、果して夢と叶ふ、行を啓くに臨んで、慧門沛公の囑累を承く、蓋し本に背かざればなり、遂に商舶に乘じて東渡す、亟かに太和に造る、乃ち寛文元年辛丑なり、隱師の至るを喜んで、命じて衣盂を掌らしむ、百務蝟の如くに集ると雖も曲らに孝誠を盡し、內外雍肅す、隱の松堂に退休するに曁んで、黃檗の左に就て、法苑を剏し深居簡出して、而かも名九重に徹す、後水尾院太上法皇勅して、十牛の頌を製せしむ、師勅を奉じて上進す、龍顏大に悅ぶ。賜ふに衣を以てす又法皇八十の聖誕に値ふ師陞座し以て、提唱幷に撰ずる所の偈史を進む、皇覽て嘆じて曰く、願くば禪師朕と壽を同せんことを、爾しより後ち、優詔藉々として絕へす、人以て榮と爲す、興福一乘眞敬親王は、法皇の聖子なり、一見して夙契の如し、特に師を便殿に招て、心を虛しくして諸盆す、機鋒相觸るに至りて、脫然として省有り、遂に弟子の禮を執る、又師の從亭雷州と云ふもの有りて、廢寺を伏見に起し、而して師を請じ

て開山と爲す、衆檀力を戮て助建し、蔚として寶搆と作す、山を天王と曰ひ寺を佛國と曰ふ、恭く大圓覺の三大字を掲ぐ、蓋し法皇の賜ふ所のものにして、山川觀を改む、其の他與の甘露、擁の佛日、加の明法の如き、皆な衆望に迫り、勉彊して而かも往く、各々開法を請とも力辭して允さず、其の謙遜なること大抵斯の若し、元祿五年の春、大元帥命じて、黃檗の第五代爲らしむ、始て國の爲めに開堂し、百丈の叢規を擧げ行ふ、衲子至る者無慮三千指、尋て戒壇を開く、七衆求授の者一萬餘指、其の盛なるや、佛鑒の徑塲に住し、笑翁の靈隱に蒞と雖も曷を以てか加焉、既にして而かも、調御の殿、聖僧の堂、庖庫、法堂、門廊、寮舍に至るまで、缺る者をば之を完ふし、壞る者をば之を新にす、丹雘藻麗として百廢具に擧ぐ、太上天皇師の道譽を慕ふて、聖詔を頒降す、師法語數段を進む、奏對旨に稱ふ、大元帥も亦師の德臘叢林に卓犖たることを奏す、即ち勅して紫を披せしむ、師闕を望で上堂し、纔で東武に入て以て謝を致す、元帥特に命じて殿に登しめて法要を咨詢す、師應對簡にして而かも明なり、元帥左右を顧みて曰く、師の如きは實に僧中の寶なりと、退くに暨んで賜ふに金帛を以す、是の日幙下の官員、禪教の耆德、鉅儒博士、同く倶に聽を側かす、みな嘆服せずと云ふこと莫し、師偶梅雨に感冒して不安なり力めて山に回らんことを乞ふ、元帥重臣に托して堅く留めて夏を過さしむ、且つ國醫をして之を診せしむ時に列國の侯伯、護法の縉紳、宗門の昆仲、憧々として疾を問ひ日に相踵午す、師應接すること常の如し、然ども自ら起つ可からざることを知て亟かに賀を趣かす、時に京極甲牧其の釆邑に就て、興國禪寺を創して、師を請じて鼻祖と爲す仙臺羽林も亦た膏腴を割て、以て佛國の香積に充つ、至若ず遠く城外に出で護送する者、陌に滿ち衢に盈つ、甚だしきは駕を擁して山に至る者有り、蓋し其の德浹く人に洽すこと此の若し、既而て山に還るに

及んで、遠近の緇素先を爭て贍り至ること古佛を迎るが如し、唯だ恐らくば後るゝこと或んことを、太上天皇屢詔を降して慰問す、師起立して恩を謝す、少しも倦色無し、一日左右をして扶け起しむ、問答畢て侍者遺偈を請ふ、師堅く之を却く、索て已まず、遂に偈を書し筆を擲て而して逝す、實に元祿巳亥十月十六日なり、三日を經て入龕す。唇紅ひに手軟かにして、顏貌生るが如し、治命に遵て闍維の法に從ふ、門弟子、靈骨を奉じて佛國に送る、師世壽六十有三法臈四十有四、語錄若干卷有り、其の餘に洗雲集、僧寶傳等の如き、凡そ一百餘卷幷に世に行はる、師平生許可を謹しむ、嗣法の者明誠巖等僅に數人耳、太上天皇、遺德を追想して辱くも宸翰を贈り、賜ふに今の號を以てす、師廣顙秀目、聲音洪亮、動止尊嚴なり、加旃、宏才博達にして筆を下せば章を成す、諸を春の上林に入て熈々乎として千葩萬卉自然に鮮翠なるに譬ふ、未だ嘗て機に應じ物に托して以て眞乘を敷演せずんばあらず、性を稟くる仁慈、之れに就くときは則ち温にして冬日之日の如し、衲子を鞭答するに至つては鷹の如くに起り雲の如くに合て人の得て端倪を辨ずること無し、肇め東遊より以て化を戢むるに曁んで、忠を先皇に奉じ、孝を老僧に竭し、僧史を編し叢規を修し、宗を扶け敎を樹て、廢を興し弊を振ふ、奚ぞ翅た功烈を宗姦に抗るのみならんや、抑又大に世敎にも裨け有る者なり、嗚呼、往矣咸な曰く師は末世の光明幢なり、宗說兼ね通じ、福慧兩ながら備れり、唯だ闕くる所の者は壽考のみと宜哉。然り而ふして余を以て之れを觀れば、師や也た未だ曾て滅度せず、蘇文忠曰ずや、溪聲廣長舌、山色淸淨身と、今茲師の法子見住佛國道龍等、狀を具して、余が塔上に銘せんことを徵む、想に嘗て眞敬親王師を大人前の關白の第に誘ふ、余も亦席に預る、共に日用の工夫を示されんことを請ふ、師向上の一著を提起して激切渤湃たり、一片の婆心諸を紳帶に書す、故に辭す可から

ず直ちに其の大較を筆にして後の人をして以て聖明なる師の德、其の遭逢斯くの若く盛んなることを知らしむ矣

銘に曰く、

偉哉榮宗、派を中峯に分ち、流を日東に傳ふ、譬へば膏雨の、遍く區宇に布て以て、草莽に被しむるが如し、卓爾たる英孫、砂盆を提起し、宗門を扶竪す、機に應ずる作略、箆の膜を刮が如く、鷂の雀を撃に似たり、禪餘意に適して、翰墨游戲するも、佛事に不と云ふこと靡し文彩已に彰る、名廟堂に達し、道聖皇に副ふ、一莖を拈じ得て、一佛國を現じ、大圓覺に住す、隣選榮膺、力めて祖燈を挑ぐ、百廢具に興る、道風廣く亘ぼす、人天交も參じて、僉な優曇と稱す、化緣既に終て、而して眞空に入る、胡ぞ太だ忽々たる、師に生滅無し、洪音絕へず、塵々刹々、親く奎章を賜ふ、一段の重光、十方に照耀す、穿堵嶙峋たり、勒するに斯文を以てして、萬人に揭示す、葉奕り芳聯り、崩れず騫けず億萬斯年。

寶永三年歲次丙戌十月乙酉朔庚子十六日

左大臣正二位藤原朝臣家熙撰幷に書す

碑の陰

碑表之文、余曾て書く所のものなり、今茲國師の十七回諱に値ひ、嗣徒等將に金に鏤めて不朽に垂なんとす、因て篆額して以て其の闕を補ふと云ふ。

正德元年龍集辛卯五月廿六日

攝政大政大臣從一位家熙記す。

第五、寺院

緒言

我國の宗教中その發達最も早くして、勢力の根底深きは佛教であらう。佛教は傳來以後長足の發達をなし、奈良朝に於て既に隆盛の極に達したが、其當時に於ける山城地方に於て如何なる程度に行はれてゐたかは今詳にし得ない處であり、聖武帝の朝に國分寺があつた事は其遺址の存ずるに依りて首肯され、古寺の現存せるものでは太秦の廣隆寺等二三を數ふるに過ぎない。

然るに平安奠都以後に至つては佛教が俄然として勃興し、諸宗孰れもその起源を此地に存せざるはなく、眞に海東の王舍城たるに至つた。即ち平安京の制都城の正門兩側に東寺と西寺があり、延暦二十四年には最澄をして比叡山に延暦寺を創建せしめ、次で弘仁十四年空海に東寺を賜はり、南北相對して王城鎭護の靈場となし給ひしかば、天台と眞言の二宗は相並んで南都の古宗を壓しその勢力を擅にした。

後ち最澄示寂するや朝野の歸依は空海一身に集り、眞言密教の勢力益々旺んとなり、天台の顯教も亦密教に傾き、所謂東密台密が相對峙するに至り、南都の佛教も漸く密教化して平安朝三百年間は終に密教事相最隆盛の時代となつたのである。此時に當り上下の歸依其極に達し、主上は薙髮して自ら佛事を修し給ひ、皇族顯官の子弟で僧となり寺に入るものが多く法皇、法親王、門跡等の稱號は此時に起つたのである。されば寺院の建築は盛ん

になり大寺巨刹の創建せらるゝもの極めて多く、從つて僧徒の驕傲制すべからざるものとなり政教混亂の弊を馴致したが、此隙に乘じ本地垂迹の說が顯はれて海內を風靡し、平安朝より鎌倉時代へかけ天下の大社は殆んど神官寺となり、佛教亦淨土、眞宗を除いて寺院內に神社を設け、全く神社と佛教とを混同して終つた。

斯くして佛教の紛亂頽破が其極に達した處から其反動として新氣運の發生するは自然の勢ひであり、崇德天皇の朝、諸大寺の大衆が紛爭亂鬪する間に良忍、永親等盛んに淨土往生を勸說し、良忍は天治元年融通念佛宗を開立し、源空は安元元年淨土宗を開立し、建久二年には榮西が入宋して臨濟宗を齎らし、次で源空の弟子親鸞は眞宗を開立して嗜肉帶妻の宗風を興し、道元は宋より歸つて曹洞宗を傳へ、日蓮は日蓮宗を開いて唱題成佛の功德を主張し、一遍は時宗を開立して遊行念佛の教を弘め、新佛教は鬱然として一時に勃興するに至つた。

然れども應仁以後になつて、京都は天下四爭の地となり爭亂相踵ぎ、洛の內外にある寺院は殆んど災禍を蒙らぬはない有樣となつたゝめ古寺名刹は多く烏有に歸して其遺跡の今日に傳はらぬもの尠なからぬは惜むべきである。後ち德川氏天下を一統するに及んで諸寺諸山の法度を定め、悉く先格に據らしめ朱印黑印の寺領を付し、僧侶の生活を保障し四民皆佛門に歸せしむるに至つたので、佛寺の繁榮は比類なく、僧侶は偷安を事とし、進取勇往の氣象に乏しく、衆生濟度の大任を忘れて、徒らに座次、位階の高下を爭ひ、諸宗擧げて沈滯の勢を馴致し、只虛位を保つに過ぎぬものとなつた。此間卜部兼俱等の兩部神道を排して唯一神道が唱道せられ、德川時代の太平から文運興隆するに從ひ國學の研究漸く盛んとなつて國民固有の思想が闡明せらるゝに及び唯一、兩部の二說とも純正なる古神道にあらずと辯駁する輩が續出し、京都では荷田春滿が純正神道を首唱し、後ち本居宣長、平田

篤胤等相繼いで之れを唱導鼓吹した處から、復古思想が海內に磅礴し、遂に明治維新神佛分離の大改革の素地を作るに至つた。

この明治維新に於ける神佛混淆禁止の大改革は、千數百年の俗習を一朝に打破したものである丈け其人心に及ぼす影響も大なるものであつたが政府は令して嚴に官民を訓戒したので國民固有の思想に立歸り改革の眞意を汲むことが出來、漸く安定を告げたのであつた。

東福寺

臨濟禪宗東福寺派の大本山で惠日山と號し、京都五山の第四位に居り、嘉禎二年關白九條道家これを創建し、圓爾、即ち聖一國師を請じて開山とし奈良の二大寺、東大寺、興福寺の一字づゝを採りて東福寺としたのである。初め道家深く佛法に歸依し殊に嘉禎二年四月二日夢想に感じ、乃ち一千四百餘言の發願文を自製しこの寺を開いたと稱される。殿內には五丈の釋迦像、二丈五尺の觀音、彌勒の像並に一丈二尺五寸の四天王像を安置し、釋迦像はその眉間に大日如來の像を藏め、光背中には化佛五百體を置いてゐる。かくて僧五十口を居らしめ顯密性相、大小乘、權實の諸教を講學せしめ、一には國家の安寧を祈り、一には君臣の壽福を願ひ、建長七年六月二日落慶供養を行つて居る。更に文應元年には兀庵普寧が我が國に渡來し本寺に止住して禪宗を普說して居り、文永二年藤原實經は莊園四十一ヶ所を寄せて永代供養の料と爲し次で弘安二年北條時宗も加賀國熊坂の莊を寄附してゐる。後ち元應元年と建武二年とに兩度の兵火で殿舍の大半を烏有に歸したが貞和三年には藤原經通が佛殿を

再建し天正年中には豐臣秀吉、寛永年中には德川家光が共に本寺と殿舍を重修し斯くて本寺は九條家歷代を始め鎌倉執權・室町幕府の將軍、豐臣氏、德川氏の擁護に由り事なくて明治に至つて居る。然るにその十四年不幸にして佛殿、法堂、方丈等その大部分を燒失せしは惜むべきだが其後再建に着手し昭和二年には佛殿の上棟式を行つたれば遠からず舊觀を呈する日があらう。境內廣さは五萬九千餘坪で伏見街道に面し北、中、南の三總門ありその南總門を入り東に行けば二町程で六波羅門に達することが出來る。こはもと平氏六波羅第の門なりと傳へられ、その內に思遠池があり中央に石橋を架け、池の北には五間三戶の樓門があり足利義持筆の「妙雲閣」の扁額を掲げ、閣上中央には華嚴釋迦坐像(長さ五尺一寸)左右に月蓋長者立像、善哉童子立像を安置し、東西壇に十六羅漢坐像が列してゐる。此柱と天井等の彩畫は兆殿司とその弟子寒殿司の合作と稱され最近では明治二十八年に修理を加へた。實にこの三門こそは市及び附近に於ける諸門中の最古最大のもので建築史家の特に尊重する處となつて居る。次に法堂址の西には禪堂があり僧堂とも云ふが今は假本堂即ち選佛場であつて桁行九間梁間六間重層上層屋根、切妻造、本瓦葺であり選佛場三字の扁額は宋僧無準の筆、中央に釋迦立像(高さ八尺二寸)脇士迦葉、阿難像(高さ六尺五寸)四天王立像(高さ三尺五寸)を安置し、左壇に梵天帝釋天、文珠、大日如來、佛海禪師等の諸像を列し、右壇に達磨、臨濟、百丈、辨圓の像を安置して居る。又この堂內に明兆筆釋迦涅槃圖の大幅(竪三丈九尺、横二丈六尺)(應永十五年六月兆殿司五拾七歲の筆)及び十八天の圖を藏し。その北方松林中に轉輪藏即ち經藏がありて宋版一切經を藏し、古鐘樓にはもと西寺に在つた無銘の梵鐘が懸つて居る。而して其傍らには藤原道家の建立と傳ふる十三重石塔婆がある。更に有名な通天橋は法堂址の北にある方丈の西より始ま

つて北方開山堂に達する歩廊の中間に在り、下の溪流を洗玉澗といふも奥床しく兩岸の楓樹霜に飽く色は天下に聞ゆる處だ。此橋は普明國師が開山堂に往來し易からしむべく架けたもので、慶長二年豐臣秀吉が修理を加へたことは梁文に明らかで、この通天橋から眺めて下流に横はるを臥雲橋と云ひ、歩廊北に盡くる所に開山堂がありもと常樂庵といひ文永五年藤原實經が造營し開山辨圓に附與する處だ。此堂前を西に下れば龜山天皇が御所の月華門を賜はりし所謂月下門があり、門內北側に在る普門院は開山國師の常住せし方丈である。

本寺は朝野の庇護甚だ渥く、歴代の住僧また學德に勝れたれば寺領豊かに勢力も盛んで、塔頭子院も儼然と今に存し、その整へること花園の妙心寺と共に雙璧と云はれる。今その主要なるものを列記すれば、

一、萬壽寺――本寺北總門內の北方にありて、もと萬壽寺通柳馬場西に在り六條御堂と云つた。白河天皇の皇女郁芳院の故宮を賜はり永長年間に創立したものだが後ち今の名に改め京都五山の随一に列せられた。然るに永享六年燒失し天正年中に三聖寺へ合併し塔頭の一として今に至つてゐる▽――二王門――は明德年中足利義滿の建立▽愛染堂――は名の如く愛染明王の木像を祀り▽本堂――には惠心僧都作と傳ふる阿彌陀如來坐像を安置し、又建長寺の隆蘭溪の贊ある北條時賴の畫像及び絹本着色八相涅槃圖を藏し▽二王門――には金剛二力士木造二軀があり運慶作と傳へて國寶である。

二、海藏院――虎關師錬の居りし所で近衛家の宿院であり境內に虎關の墓と康永二年自贊の虎關和尙像絹本及び紙本墨書拐伽禪寺私記一卷とがある。

三、勝林庵、四、栗棘庵、五、同聚院、六、靈雲院、七、即宗院、八、龍吟庵、九、大機院、十、芬陀院

――一條家の墓がある、十一、南明院――もと法性寺に屬せしもので藤原俊成、明兆、德川家康の室南明院（秀吉の妹朝日姫）などの墓がある。十二、永明院、十三、靈源院、十四、退耕庵、十五、桂昌院、十六、願成寺、十七、盛光院、十八、龍眠庵、十九、善惠院、二十、一華院、二十一、天得院、二十二、長慶院、二十三、莊嚴院、二十四、正覺庵、二十五、光明院、

以上二十五坊で末寺は三百餘ヶ寺ある。

內山本廟は佛殿址の東二町ばかりに在り、九條家の祖月輪關白藤原兼實を祀つて居り、奈良興福寺の南圓堂（藤原冬嗣建立）を模し八角造りである。本寺の開基藤原道家の墓は三門の東南二町餘の茶圃中に在り寶篋印塔碑を建てゝあるが藤原俊成、明兆の墓と同じく舊南明院の墓地にある。

▽寶　塔　寺

鶴林寺と號し瑞光寺の北にある。昔は極樂寺の舊地で眞言宗であつたが延慶年中、極樂寺住職良桂が日蓮の法孫日像の說法に感じて改宗し、日像を請じて住ましめた。そこで日像は自ら法華の首題を書いて石塔婆に彫り京師に入るの要衝地七ケ處に立てしめ、寺內の題目塔は即ち其一つである。此塔婆には日蓮、日朗の遺骨を收めた處から寶塔と稱する所以である。日像の說法石は釋迦千體堂の內にあり、鎭守の社には三十番神を祀り、その鳥居の額は元政上人の筆と傳へられて居る。本寺は良桂より七代に至つて中絕したが天正年中妙顯寺住職日堯の弟子日銀が再興し現在に至つて居る。

北地域は古歌に詠せる深草霞谷で四邊幽邃鐘聲自ら塵外の餘韻を含む心地がする。

▽瑞　光　寺

境内の字名を藥師堂畑と云ひ、往昔極樂寺の藥師堂の遺跡であつたが、明曆元年に元政上人此處に中興し藥師經の義によりて瑞光寺と名づけ法華の道場である。又元政の草庵あるを以て元政庵とも呼ばれて居る。本堂は西向茅葺で頗る雅致あり、本尊は釋迦如來、胎中五臟六腑を彫刻し刀法精緻にして到らざる所なきを稱せられて居る。右壇には元政上人の座像厨子入が安置されてある。

新涼の松仰ぎ入る瑞光寺　野荷葫
ぬかづけば竹の雫や秋涼し　笛童
鶉野や聖の笈も草がくれ　蕪村
薄日さす元政庵や竹の春　法城
一泓の水に栖まする蛙かな　靑々
山茶花の一木短かし草の堂　同
笹鳴や元政庵の日南椽　藤園
寂々と竹三竿のみぞれかな　東方
元政庵の和尙飼ひ居る鶉哉　野風呂

▽石峰寺

百丈山と號し黄檗宗萬福寺派である。開山は黄檗の第六世千呆和尙、本堂は西向で本尊釋迦を安置し堂楣の扁額は濟世法王、又左右に聯あり千呆和尙の筆である。表門の額は即非の筆「高着眼」とあり、大正四年一月火災に罹り共に消失せしは痛惜に堪へざる處だ。

表門は後山に登る小門と共に漢門に擬し形狀頗る技巧を極めてゐる。後山の石造釋迦を中央にせる十六羅漢五百大弟の像は灌木の間に錯落隱現し彫鑱麁朴わづかに面目を認むるところ遉が若冲の創意と首肯せしめる。

うそ寒や目鼻おはさぬ羅漢達　蘇南

門入れば高着眼や梅の花　同

秋の山風化の羅漢撫でもして　子城

伊藤若冲の墓

若狹屋の墓に花なし草紅葉　青々

▽清涼庵

大龜谷五郎太町にあり淨土宗知恩院末である。本尊福壽觀音は大和長谷寺觀音を寫像したものと傳へられる。昔

は保安寺境內に屬したが廢滅後は此小庵が殘存し德川義直公の第內に在り、義直（尾州公）の生母阿龜女の念持佛を本尊の胎藏佛として辨入して在る。

明治四十二年同庵より一個の古像と木牌を發見し木像は鑑定の結果德川義直公、木牌は前記胎內佛の由緒書と判明した。

義直の生母は志水加賀守宗淸の女、宗淸は洛南石淸水八幡宮の社司であつた。お龜の局は家康公の側室となり二子を生んだが一人は夭死し、もう一人は尾張公義直である。局は寛永十九年七拾歲で沒し、今名古屋にある相應寺は局の菩提を弔ふため尾州公が建營されたものだ。

淸凉庵にある局の像は沒後三年の正保二年四月造られたもので庵の開基道雲和尙眞筆の祈願文が添へてある。

▽佛　國　寺

開基は黃檗山第五世の高泉和尙である。和尙は福建省の人、隱元來朝の後は隱元の高弟慧門性沛が支那の黃檗山に法を嗣いだので、高泉は主として慧門の敎を受け、寛永元年來朝して黃檗を嗣ぎ後ち天王山佛國寺を開いた。

豐公が築城の際永久寺を廢し、其趾へ御香宮を遷したのであつたが、德川時代に入るや御香宮を舊地へ復したので其地域の一部へ佛國寺を造營したのである。

高泉和尙の佛國詩偈

○千秋嶺――（嶺不甚高在山門外即進京師之大道也）曲曲盤雲横二嶽麓一。西行二十里即京華。儲君鶴常常遊レ此。故號二千秋一壯二釋家一。

○將軍山――（在嶺南爲寺近案參天古木在夏如秋前關白嘗鎭干此城闕莊嚴今廢）鬱々峨々倚レ殿前。相傳舊是綺華筵。元戎棄レ劍知何代。百萬松杉緑到レ天。

○金涌水――（在寺右松下僅三尺許雖亢旱不竭皆有王者性嗜茶嘗用此泉）一勺清流二石邊一。泓澄二甘碧一倒涵レ天。毎將二活天一烹二金鼎一。不亞濂谿與レ釀泉。

○御香宮――（居寺右與本寺並坐盃道宮也今已頽毀惟宮煎石坊儼然如新）丹灶金爐盡冷灰。朱簾畫棟委二莓苔一。獨餘二華表一依二雲際。或恐眞人化レ鶴來。

○觀音巖――（居本山左臂千佛臺上）天生一座玲瓏石。指作二峰。小補陀一。大士熾然常說法、不レ煩二鳥語及一風柯。

○後山に桃水和向の卯塔があり「圓寂雲溪水公老宿之塔」とある

身を土芥にして怪ます桃水忌　青々
桃水の墓に徑や秋しぐれ　無果
太閤の田樂岩や梅の丘　蘇南

▽道澄寺

直違橋六丁目にあり淨土宗西山深草派である。本尊は阿彌陀如來で、醍醐天皇延喜年中、權大納言道明卿、參議澄淸卿の建立せる處から二人の諱の頭字を以て寺號とした、此寺に小野道風の眞筆になる洪鐘の銘「道澄寺者從三位守大納言兼右近大將行東宮太子傅藤原朝臣道明、參議左大辨從四位兼行勘解由長官播磨守橘朝臣澄淸爲報四恩而濟六趣合誠戮力建立也云々」あつたが應仁の兵亂に剽掠され今は大和宇智郡小島村榮山寺に傳へられてゐる

▽西　岸　寺

直違橋二丁目にあり眞宗本派本願寺末である。九條兼實公の臣田村采女正光隆が見眞大師に歸依し法名を有阿彌陀と稱し文永五年九條家より小御堂の寄進を受け深草山西に創建されたのであつたが文祿年中現今の地に移つた當寺は後白河法皇入御の靈塲であり、祖師親鸞上人が玉日姫と御配偶の由緒もあり、又上人が左遷の時御發輿の舊跡でもある。文久年間六條門覺町松國寺は當寺へ合併された。

▽淨　蓮　華　院

瓦町の東南にあり天台宗妙法院末である。文政四年比叡山地福院の法師堯覺、有栖川一品韶仁親王の命を奉じて草創、天保十四年妙法院宮一品敎仁親王より淨蓮華院の號を賜つたのである。堯覺の弟子堯雄が師の遺志を繼ぎ萬延元年七月桓武天皇（當寺背後の小丘は皇陵と稱されてゐる）御影殿を建立し共別當となつた。然るに慶應三年桓武陵を擬陵とせられ明治十年十二月、天皇の御影殿の稱を廢せられた。

▽西　福　寺

寺町西町にあり淨宗知恩院末である。太平記に「光嚴上皇は伏見山奥の光嚴院に移らる」とあり、伏見鑑は「此光嚴院は現下深草にある西福寺に沿革す」と記されてゐる。本寺の佛壇には等身大の光嚴院坐像及び宸翰を傳へてゐる。

人皇九十六代光嚴院太上法皇には文和元年阿州の離宮に於て御得度あり、良覺明和尙禪衣を着せ奉り、勝光智無範大和尙と稱せられた。時に四拾一歲、初め嵯峨に暫く御座あり、夫れより伏見の奥木幡峠、今の城山に光嚴院と聞えし幽閑の室戸に叡慮を寄せられ禪律念佛門に入らせられ、更に後ち丹波山國の常照寺に渡御あり貞治元年七月七日薨去あらせられた。此時寶壽五拾二。

當寺を如意山光嚴院と稱したのは法皇御在寺あつたからで此由緒より明治維新迄菊の御紋章を用ひられた。斯くして當寺は文祿三年に今の地へ移り、敎譽上人を中興として淨土宗へ歸屬したのである。

▽等　泉　寺

敦賀町にあり知恩院末、本尊は阿彌陀如來、承應元年頓譽圓西上人の開基である。

▽地　福　寺

僧坊町にあり淨土宗西山派末、圓空上人の上足如圓上人が弘安十年三月開基する所である。

▽自　得　院

寳塔寺山にあり日蓮宗本山寳塔寺末で文祿三年開基。

▽大　雲　院

同じく天正十八年五月開基。

▽直　勝　院

同じく康安元年四月開基。

▽圓　妙　院

同じく慶長二年三月開基。

▽慈　雲　院

同じく明曆三年に開基。

▽靈　光　寺

同じく寳塔寺山にあり日蓮宗本山立本寺末である。往古眞言宗で法身莊嚴院と號し、創建並に開基は詳かでない

が、延慶三年住職實典僧都は日像に歸依し極樂寺良桂と共に宗を改め日蓮宗となり、應仁の兵燹に逢ひ文祿年間教藏院日生再び堂を建てたものである。

▽崇　泉　堂

福稻高松町にあり淨土宗西山派である。

▽常　泰　寺

七瀨川町にあり淨土宗金戒光明寺末である。明應二年の創建で觀譽宗祐上人の開基、初め國母山城圓寺と稱したが後ち現寺に改稱した。

▽誠　心　寺

直違橋北一丁目にあり淨土宗知恩院末である。天正二年僧周道の開基。

▽了　峰　寺

直違橋南一丁目にあり曹洞宗香林寺末である。天正十七年佐久間備前守先妣了峰宗悟大師のため此地に建立、長久山了峰寺と號する。

▽蓮　乘　寺

直違橋二丁目にあり淨土宗知恩院末である。元和二年十一月蓮乘の開基せる處から此寺名とした。

▽常　安　寺

直違橋五丁目にあり淨土宗金戒光明寺末である。往昔延暦寺末長嚴寺と號したが後ち荒廢し慶長十五年源譽詮盈上人が再建した處から開山となつて居る。今は改宗し長嚴山常安寺と號するが、境外には長嚴寺川の地名が殘つて居る。

▽攝　取　院

直違橋十一丁目にあり、淨土宗淸淨華院末で、始め慶長十三年僧道無大和大路大紋に創立し後ち稻荷御前町へ移轉したが明治十一年八月鐵道建設のため更に現地へ再移轉した。明治四年中舊本寺西光寺を當院へ合併して居る。

▽西　休　寺

極樂町にあり淨土宗知恩院末で慶長九年僧休甫の開基である。

▽榮　眞　寺

藤森玄蕃町にあり眞宗高田派專修寺末である。豊臣秀吉の局飛鳥井大納言從一位雅綱の養女である堯眞僧正の女が、文祿五年七月桃山城に逝去した處から此地に葬り菩提のため法名「妙孝院殿榮眞大姉」を採り寺號とした。

開基は僧淨意である。

▽嘉祥寺

十二帝陵の東にあり、天台宗延曆寺末である。往昔仁明天皇の勅願により淸凉殿を寺に充て年號を以て嘉祥寺と稱された。應仁の亂には堂舍寶物悉く湮滅し、寬文二年に空心比丘宸殿及び祈禱場を再建したが、その祈禱場は現今の本堂である。本尊大聖歡喜天は弘法大師の護念本尊であり、十一面觀世音は後西院皇女誠子內親王の靈夢により御寄附されたものである。

三代實錄に、光孝天皇勅して嘉祥寺垗域に五種の塔を造營せしむとあるが、現今境內にある法華塔は即ち共一つである。

▽善福寺

瓦町の東にあり眞宗大谷派末である。文祿四年三月廿日東山大谷勝久寺祐願嫡子延正の草創で此地一帶は往昔嘉祥寺の封境であつたことは本誌一一六頁に詳述して置いた。

▽眞宗院

瓦町の北、淨土宗で本尊は阿彌陀如來、寶治年中圓空上人の建立せる所、應仁文明の亂に燒亡し、寬政五年誓願寺龍空の再建、嘉元二年、後深草天皇葬送の時、こゝに法華堂を建て御骨を收められ尋で伏見、後伏見二帝をもこゝに送り奉り深草法華堂と稱したが後ち同寺の荒廢から御骨塔も敗滅せんとしたので安樂行院に移し奉つた。

第六、教會

緒言

徳川末期に於ける神道は兩部神道あり、唯一神道あり、伯家神道あり、垂加神道あり、橘家神道あり、黒住神道あり、富士講あり、吐菩加美講あり、各相當の勢力を有したるが就中最も旺んであつたのは純正神道の中堅たる平田派であつた。然るに明治維新の改革に當り兩部神道は神佛分離の結果滅絶し、宣教使設置より神佛合同教導職設置の時代は、純正神道獨り盛んにして他の神道各派は殆んど之れに隷屬せる實狀であつた。

明治八年四月神佛合同布教停止の後は、教導職統一の機關として神道事務局を設け、局内には神道大教院を設け各府縣に事務分局又は支局を置き、分局内に中教院、支局内に小教院を置き、布教に從事せしめたのである。而して翌九年一月には更に教導職を三部に分ち各部官長を置き同年十月改めて四部とし、同時に黒住講社及修成講社の一派別立を許され、神道各派の分立は實に茲に起因したのである。

後ち拾五年一月、內務省令で神宮教導職の兼務を廢し神管の葬儀に關係する事を停めたので、神道の勢力大に減じ、從來分立を希望せし各教會は此機會に乘じ各一派を成した。即ち神道教會中最も有力な神宮教會を始め、大社、扶桑、實行、大成、神習の六教會は何れも同年五月十五日獨立の許可を得、九月二十八日には御嶽教も亦獨立を許され、神道中に九派を生ずるに至つた。然し乍ら當時は尙ほ內務省に於て教導職を補命してゐたが十七年

八月に至つて神佛教導職を廢し、管長委任條件を定め、神道には一派に一管長を置くことゝした。茲に於て從來神道事務局に屬し、各派に屬しなかつた教導職は神道本局を組織したのである。共後附屬教會中より更に禊教、神理教、金光教、天理教の四派獨立し、神宮教は三十二年九月神宮奉齊會の設立と共に解散せしを以て現今の神道教派は十三派となつた。筆者は本篇に於て深草地域に於ける此等各派教會を擧ぐるに當り資料を府社寺課の臺帳に仰いだのであるが、以下拾數の教會は何れも神佛教會所規則に基き成規の手續を履める現在の教會である。

▼御嶽教

▽御嶽教天地教會總本部　深草笹山町一番地

持主（大教正）辻田詳壽、擔任教師（大講義）夏目光治郎

▽御嶽教大岩教會所

深草向ケ原町八九番地　同（小講義）久保市之助

▽御嶽教神祇崇敬教會

深草笹山町二三番地　同（小講義）山本榮次郎

▼天理教

▽天理教船場大教會莵原支教會富志美宣教所
深草大島屋敷町三三番地　同（少講義）井上健二

▽天理教府内分教會洛南教會所
深草向河原町四四番地　同（訓導）平田末松

▽天理教敷島大教會長谷川分教會深草支教會
深草ススハキ町二七番地　同（少講義）大東忠太郎

▽天理教河原町大教會眞榮分教會錦京宣教所
深草キトロ町一〇八番地　同（權訓導）林壽太郎

▽天理教大縣中教會京東支教會福稻宣教所
深草下横縄町一八番地　同（中講義）水田幸次郎

▽天理教敷島大教會長谷川分教會深明宣教所
深草森吉町一一番地　同（權訓導）森川シナ

▼扶桑教

▽扶桑教敬神教會本部
深草開土口町五番地　同（大教正）正田良宣

▽扶桑教敬神末廣教會所
深草一ノ坪町二〇番地　同（權小講義）河野ヤスヱ

▼金光教

▽金光教深草小教會所
深草西出町七六番地　同（權少講義）松尾正次郎
▽金光教十條小教會所
深草相深町一五番地　同（訓導）大西幸男
▽金光教墨染小教會所
深草中之島町三六番地　同（少講義）松岡道太郎

▼大成教

▽大成教直轄神德皇恩教會本院
深草願成町二八番地　同（少教正）森本とく
▽大成教天明教會
深草谷口町九七番地ノ一　同（權少講義）森島コン

▼神理教

▽神理教深草教會
深草加賀屋敷町一七番地　同(權少講義)小谷たまゑ

▼眞言宗高野派

▽高野山大師教會京都稻荷山支部
深草開土口町五番地　同(權少僧都)建部快運

第七、廢　寺

史上に著名な廢寺のみを擧げる

即成就院

「雍州府志」に、即成院在二伏見一、始號二光明山一、傳言惠信僧都於宇治說法時八旬餘老翁來聽レ之、謂二僧都一曰、願須レ來二臨吾草庵一、僧都以爲異人也、則訪二草庵一、時老翁與二一飯一、其香味非レ常其所レ說非二眞正人一親示二淨土三體相一、然後吾是南京伽藍之守ノ護神也、言已不レ見二其形一、草庵亦無二其跡一、僧都以爲二維摩之化身一、於レ茲命二佛工法定朝一、前所レ示之彌陀三等像並二十五菩薩悉令レ彫二刻之一、建レ堂安二置此像一、號二光明院一、一條院正曆二年辛卯八月十日有二開眼供養一云々

即ち一條帝の正曆二年（紀元一六五一年）惠心僧都が現今の桃山學區江戸町附近に說法場を開き光明院と號したらしいが、後ち凡そ八十年を經て三條帝の時、橘俊綱がこの處に山莊を構え偃蹇傲逸伏見長者と稱され、財力富饒にして豪奢時人を壓したことは幾多の文獻に明らかである。

後ち俊綱沒して山莊は其弟家綱に傳はり、幾くもなく此地を白河院に献じ、白河院は之れを有仁に賜ひ、有仁に嗣なく鳥羽院の皇女頌子內親王を子となして所領を傳へ、內親王は更に後白河院に献上せられ、後白河院また皇女宣陽門院に傳へたが宣陽門院には建久六年御母高階榮子と謀られて荒廢せる即成就院を再興し給ひ、下野那

須庄を寺領に寄附し故院（後白河法皇）の冥福を祈らせられ、晩年は伏見山に御殿を築きて住はれ、建長四年六月八日御年七十二で崩じ給ふたのである。

高階榮子は僧章尋の女、初め相撲守平業房の妻であつたが、宮に入つて丹後局と稱し從三位に叙せられ從二位に進み、帝寵を蒙つて宣陽門院を生んだ。又、宣陽門院は文治五年內親王となり三宮に準ぜられ建久二年號宣陽門院と進められ、年官年爵を給ひ、後白河上皇特に之を愛して同じく六條殿に居まし元久二年薙髮し法名は性圓智と稱へられた。

即成就院――略されて即成院となつたが、後年豐臣秀吉伏見築城に際し大龜谷に移され、更に明治拾年頃東山區泉涌寺門前町へ移り現在に及んで居る。その桃山より移轉せる時無字の一石塔があつて、之れには橘俊綱の墓石であるとの傳說あるが今は泉涌寺末たる關係から山內保安寺に移されて現存し同時に、那須與一の墓と稱する無字塔も移され、俚人は那須與市が一時勘氣を蒙り伏見に蟄居し、赦されて八島の戰ひに偉功を建てた處から即成院を「早即功成」の意義に解し開運の墓と崇尊して居るも、與一伏見居住の史證はなく、拾芥抄に

伏見寺一名即就院、稱俊綱建、有石塔婆六尺餘、乃其墓也、後白河院皇女宣陽門院下野那須于當時

とある處から地名那須を人名に附會したものと信ぜられる。

尙ほ豐公築城に依る大龜谷移轉後に於て年代不詳なるも即就院住職に呑海和尙なるものあり常念佛と稱し晝夜を通じ木魚を敲いて熱烈な勵聲念佛をやつた處から信徒は衆を爲して靡き、呑海節とて一種の和讃口調まで生れて流行したとの事である。今は此舊址に天理敎々務支廳が建築せられ土地の古老が記憶に殘るのみである。

嘉祥寺址

嘉祥寺は仁明帝の嘉祥年中、時の皇太子道康親王（後の文德帝）が父帝のため建て給ひし所と傳へられ、京南の名刹であつたが中古戰亂に際し、其跡泯びて舊觀遂に索む可らざるものとなつた。即ち現今の深草十二帝陵の東に隣接して嘉祥寺と稱する天台宗の寺院があり、之れは寛文年中空心僧都が古の嘉祥寺の亡びたるを慨き再興する所であると云つて居る。されば此嘉祥寺は往古の嘉祥寺を再興したものではあるが、事已に近世に屬し、其間年代の隔絶があり、寺地の如きも亦果して舊地を索めたるものか知る事が出來ない。故に其名相同じと雖も遺址考定の上からは姑らく別問題とせねばなるまい。

▽嘉祥寺の創立――に就ては現今の嘉祥寺の寺傳に、嘉祥三年二月仁明帝の崩御あるや太子道康親王が建て給ふことを記して居る。然れども「續日本後記」には嘉祥寺創建の記事を缺き、寺傳いふ處の嘉祥三年二月には未だ崩御なし給はず、登遐は三月二十一日であつて山陵を深草に築き奉れるは同月二十五日である。而して史上始めて嘉祥寺の名を見るは次の文德帝の仁壽元年二月十三日で、「文德實錄」に

是日移清涼殿﹅爲﹅嘉祥寺堂﹅。此殿者。先皇之讌寢也。今上不﹅忍﹅御﹅之。故捨爲﹅佛堂﹅。

とあり。此時移されて堂となつたものである。されば仁壽元年は嘉祥三年より恰も一年後で、記事の意は、清涼殿を移して嘉祥寺堂と爲したにあり寺の創建ではなく寺中の一堂と見做すべきであらう。從つて嘉祥寺は此時以前に創建されたと思はれる。尙ほ其翌月には先皇の御忌齋會を寺に於て營まれて居り以後嘉祥寺は洛南の大刹と

して漸次壯觀を致せる如く、藤原良房は寺の西へ新たに別院を建て淸和帝の御爲めに禱つてゐる。

又嘉祥寺の新院は貞觀四年七月に至り改めて貞觀寺と稱し、年分度者も定められ、皇室の尊崇厚かつた丈けに寺の盛大見るべきものがあつた譯だ。

▽嘉祥寺の位置——「延喜式」や「三代實錄」及び「中右記」を綜合すると仁明帝陵、貞觀寺、嘉祥寺の三者相互の位置が判斷し得られる、即ち深草陵の西は貞觀寺の地域で、陵の西々北は嘉祥寺西大門、從つて嘉祥寺の堂宇亦北方か西北方にあるを知るべきである。「都名所圖會拾遺」の善福寺の條下に

此地も往古は嘉祥寺の封境にして本堂の礎は上古の伽藍石なり。又仁明帝より嘉祥寺開祖眞雅僧都へ御附屬の藥師佛は當時にあり。

と記され、現今瓦町町善福寺本堂正面に見る礎石の中には、該本堂が近世の建築なるに拘らず其樣式の甚だ古くして且つ其礎石の上に立てる柱と相恊はざるものがあり、一見其等の礎石が同寺の本堂建築のため新たに造られたのではなく古き礎石を流用したるを思はしめる。茲に於て善福寺も舊嘉祥寺の一部地域であるを首肯し得られる。

更に善福寺住職の談では寺の東北隅にあたる畑地及び之れに連續する竹藪には約地下一丈にして敷瓦の一面に排斥せるあり其間に礎石の埋沒せるもの多數あるとの事であり、現に同寺の庭園に置ける礎石は何れも此地續きの地表下より獲たるもので、尙ほ地下に埋沒せる礎石敷瓦が多數にあるを思はしめる。又同寺には銅錢、古錢を所藏し、先住の得たるものと云ふが、古錢四個は何れも銅錢で「長年大寶」の文ありこれは仁明天皇の嘉祥元年

に鑄造する所で、其後淸和天皇の貞觀元年銅錢「饒益神寶」を鑄るまで仁明文德兩帝の間に殊に多く使用されたものであり、仁明文德兩帝と緣故深き嘉祥寺舊趾と思はるゝ地より「長年大寶」を出せるは特に興味ある事實である。

安樂行院

安樂行院は、もと持明院と云ひ、其草創は堀河天皇の康和年中にありて、大藏卿藤原通基の建つる所であり、もと京都舊市にあつたが、通基の子孫其家を持明院と號した處から寺名を改めて安樂行院と稱するに至つたものである。即ち持明院基家は、後堀河院の外戚となつた處から、皇室との關係深くなり、後深草天皇の皇統を特に持明院統と稱へ奉るに至れるは、持明院が屢此皇統の皇居となつた關係からである。安樂行院が荒廢したのは何れの時なるや明かでないが、足利時代末に於ては此持明院皇統と緣故殊に深き同院も、已に其正堂を失ひ僅かに一堂を殘せしのみであつた。即ち「明應凶事記」に、後土御門天皇の御葬送を記して

明應九年十一月十二日壬戌、今朝即御收骨儀也（中略）上卿持之（中略）奉籠深草法華堂（此法花堂者安樂行院之一堂也、於本院者久退轉、此一堂相殘計也、仍堂修行兼帶ニ法花堂ニ云々）

とあり、以て安樂行院の狀態を窺ふべきである。即ち此殘存せし法華堂の地は現今十二帝陵の地であつて是れ安樂行院內の一堂であり此故に現今の十二帝陵に連なる所の嘉祥寺の境域は安樂行院の舊跡であると斷じ得られやう。

現嘉祥寺の寺僧は應仁亂離の後をうけ寛文中、空心僧都が嘉祥寺震殿と安樂行院とを再興したと云ふが、嘉祥寺に關しては唯其名の復興にして、地域は即ち安樂行院の遺蹟であるは疑ふべくもない。

極樂寺址

直違橋六丁目より十丁目に至る東を其舊址とされ、今の寶塔寺、瑞光寺も其境内に屬した。即ち極樂寺は藤原基經（昭宣公）の遺志により時平の創建せるもので、基經幼き時、仁明帝芹川（下鳥羽）行幸に隨つた時、帝秘藏の箏爪を遺失されたので、帝は基經の慧敏を察せられ之れを索めしめられた。基經は心に誓つて、若し命を果し得れば其處に一伽藍を建立しやうと、遂に深草の地にそれを索め得て帝に献じた——と大鏡、河海抄等に出て居る。後ち大に顯達した處から極樂寺を創めたのである。

青蓮院門跡次第に「覺快法親王（鳥羽皇子）極樂寺別當慈鎭同上」とあり、鎌倉初期に存立したこと明白であり。年代記に「應仁二年八月四日大風極樂寺十三重塔吹折す」とあり、山名、細川が互ひに黨を集めて戰つた所謂應仁の亂の第二年に、尙ほ殘存した事が判明する。本朝文粹（昌泰二年）に

極樂寺者東山勝地也、寺之西北有一仙洞、盖棠外之境壺中之天地、中起高堂大悲觀世音爲中尊、西置禪房傳法阿闍梨爲本主、堂巽有碧羅山雖少、而其勢如對千萬峰、山中有瀑、布泉雖編而其聲可聞一二里云々

宇治町の興聖寺は始め極樂寺舊址にあつたが、後年荒廢したので慶安二年淀城主永井信濃守尙政が移轉再興した事は興聖寺記に明らかである、即ち

道天禪師諱希元字道之號佛法禪師性源氏洛陽人入宋從洞山良价之流、師天童如淨禪師附以曹洞宗歸期開法於城南深草鄉經營於一宇嘉禎二年十月十五日開堂號觀音導利院興聖寶林禪寺建長五年示寂云々。

法性寺址

藤原氏一門の崇信をあつめし寺には南都に興福寺あり、春日社と共に藤原氏の興廢之れに懸る處である。京都にあつては藤原氏の顯耀と繁榮は一千載の帝都の裡にその爛漫の花を開きし處なれば崇敬の寺社の多かつた中に於ても基經の極樂寺、忠平の法性寺、兼家の法興院、道長の法成寺、賴通の平等院等は最も現はれたものであつた。其中に今日尙ほ往古の輪奐の美を偲び得る遺構としては獨り平等院、鳳凰堂が共境地と共に殘るのみである即ち法性寺は規模宏大洛南での大寺であつたが後變遷を蒙つて今は往時の偉觀を描き難い實狀である。

法性寺の名は法性寺關白によりて世に知られる藤原忠通の創建ではなく、遙かに先だつ攝政藤原忠平の建營である。忠通が法性寺殿と稱せらるゝ所以は法性寺を崇信すること篤く、後ち法性寺の傍らに邸を造つたに依つてである。後ち又後法性寺殿あり、九條關白兼實であるが、兼實も法性寺に歸信し第を此地に營んでゐる。忠平は時平の弟で基經の子であり藤原氏の勢力を缺くことなき迄に築いた人で、其後道長に至り藤原の權勢は最頂上に達した。

法性寺の創建に就ては寬弘四年となすもの、延長七年となすもの種々の說あるが、日本紀略には延長三年五月十八日に

とあるから既に新造の堂も此時に建つるを以て寺の創建はその以前と知らるゝのである。

法性寺が斯く佛門昌隆の時に於て更に世上の視聽を惹くものあつたは忠平の算賀の法會を營んだ事である。延長七年二月には宇多上皇、忠平の爲めに五十の齢を賀する法會を開かれ、又三月には忠平の子右近中將實賴が同じく父のはめ五十賀の法會を催して居る。此儀の盛大であつた事は「扶桑略記」に鈍金觀世音菩薩の供養に金字の寫經備はり名香を焚いて布施亦華美なり、とあるに徴する事が出來る。

後年法性寺の歴史に大變化を與へたは兼實の孫、道家の東福寺造立であつた、即ち東福寺の隆昌につれ其境地を失ひ、鎌倉時代末期の亂離に當つては佛法王法の衰微に寺塔漸く寥寂を加へ、遂に元弘の年に兵燹に罹つた。星霜移つて現今はたゞ本町通に法性寺なる尼寺をとゞめ觀音の靈像を安んじて居るが、寺はその文徴を失つて以前の寺傳を知ることが出來ない。

第八、史　篇

地勢の考察

山地周圍に連り其中央陷沒した土地を盆地と云ひ、琵琶湖沿岸一帶や奈良平野の如きは即ちそれである。我が京都も同樣の地形を爲し三方が山脈に圍まれ一方、淀川下流方面へ缺けたる山城盆地であつて、斯の如き盆地が何うして出來たか、先づ其成因を述べる前に地殼と地球の內部關係を少しく述べる必要がある。

本來人類は大氣の圍繞する地球陸地の表面に於てのみ生息出來るもので、地球內部の狀態に就ては詳細明瞭に見聞し得ない。只人々が多年の經驗と研究とに基き、大地は堅固な安心して生息出來るものだとの輕い意識あるのみである。然し乍ら事實何等かの機會に地殼は龜裂破壞等の變動を免れない程不安なもので學者の測定では地表から內部へ深さ百尺毎に攝氏一度を增す熱度を有するから、深さ十里では實に一千度に及び、土塊岩石等は高熱の爲に悉く熔解し恰も硝子の熔けた如き狀態であると發表されて居る。されば內部に至る程高熱であり同時に地壓も加はるから總ての物質が液體の如き流動體を爲し、それが何等かの機會に平均を失ふて地震を起すとの事だ。

地表に於ける地層の堺目、切れ目——所謂斷層は地殼中最も薄弱な所であつて地震も多く之れに源を發する事は地理學的にも明瞭であり古來の歷史が如實に物語つて居る。斯かる斷層線は低地河川に添へるもの多く、京都盆

地も高野川と東山西端を限る一線を以て南北に通ずる一大斷層を含んで居るので、百年目位には必ず地震を生じた歴史がある。彼の大佛の破壞、桃山城の大地震は史上に現はれた其一例で、今後とも危險の源泉として我等を尠からず脅威するものである。

我が京都盆地を圍める山々には愛宕、比叡、鞍馬等があつて此等は總て他の山脈と連接し、所謂一波萬波の形容其儘を現出して居り、恰も一高原の如き感がある。彼の丹波の山の如きは、太古一帶の平面狀を爲した高原であつたが、雨雪其他の浸蝕作用に依つて之れに數條の溪谷を生ぜしめ數多の山に分離せしめたものと思はれる。就中比叡と大文字山間の如き昔時連續平亙せるものが、水の浸蝕作用の爲め別れたもので、白河の流水作用に依ると思はれる。之れは即ち白河の流水が幾多の星霜を經て浸蝕され、其沿岸に運搬し沈積せしめたものに外ならない。向日町附近の白砂が東山特有の花崗岩の粉末であるなどから首肯されやう。

斯の如き作用の行はれたるは有史以前の事であり、更に其頃は京都盆地が茫々たる海原で、東山及西山の段丘がその水底であつた事が想像される。是れ京都の地質が岩石の無い平均した土砂の堆積であるに依つて證明される處だ。此土砂は京都盆地を潤す所の木津、加茂、大堰の諸川が四隣の盆地、平原を經、周圍の山脈を横切つてくる間に浸蝕せるものであり、斯の如き長年月に亘る河水の苦心が遂に一平原を作るに至つたのである。故に京都盆地は一の水成平原なりとの斷定が得られ、此等河川に依つて埋められたる低凹は未だに其一部を巨椋池として往時の名殘を停めて居る。軈て琵琶湖も巨椋池も（巨椋池は人爲的に干拓が行はれて居るが）自然的に埋め盡され一帶の平地化する時がある譯だ。

有史以前の考察

山城盆地が地質時代の斷層陷沒湖盆にして一時は滿々たる一大湖水であつた事は以上の考察から斷定されるがそれが西壁の山崎、男山兩山塊間の隘路を破つて大阪灣方面へ流下し漸次自然的に干拓され、それと同時に盆地の周緣部から流れる各河川による流下土砂のため、湖岸の四方からデルタを建設して湖盆は漸次縮少し、平地は干拓して遂に今日の地形になつたものである。されば降つて有史時代に入つた頃の巨椋池面積は、尙ほ今日より遙かに廣く、湖岸には幾多の濕澤地が横たはり、盆地中央部は到底人類生活の場所たるを得ない狀態にあつたらう。それは盆地周緣部の丘陵地に於ける古墳の分布狀態を見ても略々推測する事が出來る。

この古墳の分布狀態に就ては或る一部の人は加茂川の沖積のため深く埋められたらうと說を爲してゐるが、地勢的に考察して斯かる濕澤地であつた時代に人類の棲住が不可能であつた事は想像し得られる處だ。事實石器時代に於ける遺跡から觀て大和、河內、和泉、近江、若狹等に亘り最も多く人類の密集群居して居たことは考へられるが、獨り山城、丹波には其發見が殆んど稀であり、當時の文化が他に比して甚しく遲れて居たことを識るのである。

要するに石器時代の人類の住居は近畿に於ては河內、大和邊りが特に其中心であり、山城は餘り彼等の住居になつて居なかつたらしい。此狀勢は金屬時代に入り、歷史時代の初めに至つても殆んど同樣で、山城は他の河內和泉、大和に比べて文化の上に重要な意義を有して居なかつた事を識るのである。而して興味ある事には畿內で

一番文化の點から遲れてゐた山城が、其後文化の中心となつた事である。即ち桓武帝の平安奠都は、石器時代以來の傳說に囚はれてゐた南畿內から脫して新らしい北畿內に新らしい發展の基礎を置かれたと觀らるゝ點である

有史以後の開發

筆者は山城湖盆に於ける河川流砂の作用による自然的干拓を述べたが、而かも倘ほ天平時代迄は巨椋池の面積が現在に何倍か廣く、北は横大路沼、東は木幡沼まで續く洋々たる一大湖水であつた事を識るのである、夫れは現在の巨椋池を包む伏見、向島、淀其他の地域に於て幾多の何々島といふ地名を殘すことで、此等の地は島や洲の狀態にあり葭芦が生繁り、一朝洪水到れば忽ち氾濫し到底居住も耕作も不可能であつた時代がある事を物語るものである。それが平安奠都後政治の中心が京都に移ると盆地の開發が急速に行はれ、或は治水に、干拓に、築堤改修に積極的施設を見たので、そこには聚落、神社、交通路等が漸次干拓面に進出するに至つたのである。

桓武奠都に先立ち歸化人秦氏の來住土着せしことは注意すべき事だ。彼らが文化に遲れた山城へ大陸の文化を傳へ地方開發に力を致し、先進地方を跳ね越し急發展を遂げしむる素地を爲さしめた事は疑ひを容れぬ處である即ち秦公酒が禹都滿佐（太秦）の號を賜はり今の右京區太秦地方に蟠居し廣大なる土地を占め農耕に養蠶に機織に釀酒に地方文化の發展に貢献し、殊に大きな堰を造つて北山城平原の灌漑用水たらしめた大土木事業の如きは今に大堰川の名に殘る程で、此等の土木事業の跡は地域の條里を現はせる古地圖に徵して明らかである。

此頃同じ秦氏の系統に大津父と稱するがあり深草の地に住み大陸文化の所產を齎いて遠く大和、近江、伊勢、

尾張地方に人を派し商營頗る力めて饒富を致し欽明帝の優寵を蒙り、後ち出仕して大藏省を拜せる事が日本紀に記されて居る。

降つて推古帝の御代には秦河勝が蜂岡寺（今の廣隆寺）を創建し、文武帝の御代には秦都理が松尾神社を奉祀し、天明帝の和銅年間には秦伊呂久が稻荷神社を創建し一族をそれに奉仕せしめた如き、如何に彼等の富の大にして社會的に勢力も亦これに伴ひしかを識るに足らう。後年桓武帝が平安京を造營さるゝに當り秦　川勝供し其屋敷跡の橘が紫宸殿前の右近の橘と呼ばれた抔は秦氏の根據地が北山城にも延びて居た事實を物語るものであり、此北山城に鬱然勢力を張つた事は比叡の傳敎が大山咋命を地主神として日吉神社に祀つたに對し、秦氏は松尾神社へ同じ祭神を祀つた事に依つても識らるゝと思ふ。

更に深草、伏見地方の郷土文化を發展せしめた部族に、野見宿彌の後裔に統率せられた土師部の人々があつた事を見逝すことが出來ない。日本紀に

雄略天皇十七年三月戊寅、土師連に詔して朝夕御膳に盛るべき淸器を進ぜしむ。是に於て土師連の祖、阿筒（アゲ）は山城の内村、俯見村、伊勢の藤方村の工人、其他丹波但馬因幡の私民部（キサイベ）の工人等をして供奉の陶物を作らしむ之れを贄の土師部といふ。

とあり、「ハニシ」は即ち「ハニツチ」を扱ふ者で埴を以て人馬食器其他種々の物を造る部族であり、此等の人々は石器時代から所謂彌生式土器なる素燒の土器を使つて居た民族で、野見宿彌が埴輪土偶を作り殉死者の代りとした事から土器を造る半面に葬儀にも關係するやうになり、墳墓築造、守戸など雜多の業に就く賤民も生じたが

然し此等は石器時代から此國土に往み日本民族構成の一大要素となつて居る地主側に屬するものである。

此等の人々が深草、伏見に根據し通例赭色素燒の土物を造つたが、今も伊勢大神宮や、賀茂、春日などの大社の祭器として用ゐらるゝ瓷器は此系統の燒方に屬し、之れが一般的に使用された往昔には可成りの生產を要した事と信ぜられる。即ち雄略朝の日本紀の記述には單に地名に於て伏見を指して居るが、當時の伏見は現在の桃山學區が大部分の居住地であり、東山續きの丘狀を爲す桃山迄での地帶に於ては此等彌生式瓷器の原料が悉く深草に產し現在も御即位大饗の賜饌等に於ける土器を始め祭典用土器が深草に於て製造されて居る。

此等和製古陶は總じて赭色を帶び其質が硬く、粘土の性質によつては暗黑色を成すもの、茶褐色を成すもの、又は自然に地質より釉の吹き出て淡綠色を帶ぶるもの抔があり奈良朝時代から平安朝初期へかけ、可成り廣く需要もあつたが、時世の進運につれ製陶の技が巧緻精妙になり釉藥の使用が盛んになつて硬質のものが廉價に提供さるゝに至つては、單に祭具用に停まる生產丈けで足るやうになり、勢ひ夫等新器の工人に趨る者や或ひは農業に轉じて、今は土師の昔を偲ぶ人もなく、日本紀の所載に土地の因緣を語るに過ぎぬものとなつた。

遷都以後の交通

平安遷都は山城盆地を積極的に開發せしめた一大革期をなすものであり、遷都に伴つて盆地內諸般の事業施設は急速に進着し、六十餘州中の首位に置かれた帝都所在の山城として、總ての方面に申分なき施設を見たのである。從つて今迄取殘されてゐた巨椋池附近の地域も開拓せられ利用厚生の策は建てられたが、其第一は淀川水運

の中心地を山崎より淀津に移動せしめた事である。實に與等津は京都の玄關であり、更に東する荷客のためにも重要の發着地であつた事は延喜式に明かである。今に残る納所の唐人雁木舊址は三韓入貢の使節が上陸せる地點であつて、此處に上陸せるものは一路深草、山科を經て東するあり、又は直ちに洛中に入るあり往還漸く繁くなつたのである。殊に深草の地は、遷都後尙ほ奈良方面との交通繁く、其通路としては京都より東福寺、稲荷、大龜谷を經、桃山の後方八科峠を越え宇治に至り、南方木津より奈良に向ふ處の舊大和大路に當り、此往還は豐公築城まで、深草を縦貫する主要道路とされたのである。

然るに豐公が伏見築城に伴ひ、宇治川に豐後橋を架け、南方小倉村に向ふ小倉堤を新築し、之れを以て奈良街道としたゝめ、舊大和大路の八科越えは新街道に勢ひを奪はれる狀態となり、尙ほ豐公は朝廷參賀の往還として直違橋通を擴築し、北往一直、深草の幹線道路とした關係から舊大和大路を廢道とし之れに沿ふ住民の直違橋通移住を奬勵したので、今は纔かに舊大和大路の所在を古地圖に偲ぶのみとなり、其古地圖も正確な測定に基く現代の地圖と異なり、單に所持者が自己の備忘に筆を趨せたものなれば、頗る覺束ないものである。

藤原の食邑周ねし

藤原時代の深草、伏見地方は、國家の中に別に一種の治外法權を有する不輸租地——莊園であつた事は史實の上から首肯される。即ち足利時代には霞ヶ谷に時繼山莊あり、遡つて延久年間には父賴通の宇治山莊に倣つて俊綱山莊が桃山に營まれ、九條兼實の月輪山莊、左大臣藤原冬嗣の深草山莊、中納言兼民部卿伴宿彌善男の同じく

深草に於ける別業等、全く此界隈は王孫公子、權臣勢家の莊園を置く地とせられ、從つて農民は國家に對する一切の貢納を免ぜられた代りに、食封を有する此等の人々に貢納の義務を有したのであつた。されば斯うした國家の法權の達せぬ一地域を私有して領主に同じく權力を振ふた莊園なるものに對し、筆者は茲に其性質を明らかにして置かう。

大化の改新令によつて部落擅制の舊制を廢し、全國の土地を國有とし、全國の人民を皇室の臣民となし郡縣の制を樹てたことは一大英斷であつたが、然し此新制にも二三の缺點はあつた。即ち神社、寺院に神戸、寺戸、神田、寺田を與へて之れを永久に傳へしめた事が其一つである。此等の神社、寺院に與へられた封戸は單に其家に租稅するの權を寺社に與へたに過ぎず、決して後世封建時代の諸侯が人民に對して生殺與奪の權を有したが如きものではなかつた。然るに永久に戸口に對して租稅を課するの權は因襲久しくして、後ち寺社公卿が戸口の領主たるが如き性質を生じて來たのである。始め國家が寺院に與へた處の土田は、後ち權門勢家が其祖先子孫の冥福を禱るがため夫れを寺院へ寄附するありて封戸を增大し、此等は皆太政官符によつて不輸租田となつた。されば寺院は漸次經濟力を增大して新田を開墾し、或は舊田を買收し、其領土を擴張し、之れが政治上の一大勢力となつて驟ては僧侶が武器を取り除を爲し、土田の領有權に關し寺院同志が相鬪ふやうな――國家の中に小國家の群立した觀を呈するに至つたのである。斯くて大化大寶の土地國有政策は寺院の爲めに破壞さるゝに至るや、王室の枝族、藤原氏の公卿、宮中の妃嬪等も、この寺院の敎示に倣ふやうになり、其功田、賜田、職田を世襲して不輸租地とし名づけて莊園と號したのである。

平安時代初期から醍醐天皇延喜年代へかけて至大な權勢を背景に、廣大な莊園を領してゐたものは、此平安時代の貴族を代表する藤原氏の一門であつた。富に於て皇室に過ぐると迄云はれた一門の豪奢振りを史實に求むれば、

かつて俊綱山莊に殿上人二拾餘人來る、卒然の會とて準備全くならざるも、沈木の机に時菓を積み、酒肴を羅ねて饗す、醉戲百出、時に厩に馬二十頭を繋ぐ、一樣に黑色にして額少しく白く何れも鞍を懸けたり客之れを見て壯とす、其翌日再び殿上人二拾餘人來會したるが、此日室內の裝飾善美を盡し、歡待至らざるなし、厩を見れば額白き黑栗毛の馬二十頭を繋ぎたり、客いづれも其富饒を評し合へり。また關白師實（俊綱の兄）雪の朝伏見に赴く、隨ふ者は播磨守師信のみ、往きてその門を叩きしが、漸くにして開門す。師信その遲きを詰れば曰く「通路の雪を踏む事を惜んで、殊更らに迂廻せるためなり」と、俊綱師實の來訪を大に喜び「今日の光來、平生の膳具は汚穢を憚る、奈何にして饗應せん」とて直ちに家衆二十人を使し、許多の銀飾新器を搬出す。この他に觀雪の客は山莊內に充滿せしに、俊綱一々膳を聯ね、然も器具なほ豐富なり、師信之を見て驚いて曰く「倉卒の會に饗應斯の如し、足下豫め公の來るを夢見られしや」と、

これは宇治拾遺物語、續世繼物語に載る處であり、更に

俊綱家甚だ富饒にして居宅勝多し、一時歌人會集、吟咏率ね虛日なし、嘗て白河帝に侍す、帝近京の勝境を問はる、俊綱對して曰く石田第一、又其次を問はる、曰く高陽院、帝曰く然らば則ち鳥羽第三か、曰く、夫れ鳥羽宮地の如きは眺望甚だ奇絕ならず、唯宮家の創する所を以て、世人徒らに艷稱するのみ、若し

し第三を論ぜば則ち臣の伏見かと、時人其眞卒を稱す、

これは大日本、雍州府志、山城名勝志に載る處であり、俊綱の云ふ第一の石田とは、木幡の北、幽靜の地にして歌詠多く、後に賴通の第三子覺圓僧正こゝに居り、石田殿と稱した處、又第二の高陽院は後冷泉天皇及び後三條天皇の皇居、もと高陽親王の居所なるを以て稱した處であり、此等に對比し眞卒に伏見桃山莊を指した如き、以て境域廣濶、結構善美を極めたことを想像されると思ふ。即ち此等權門貴族の富饒なる所以は莊園の領有にあつた事疑ふべくもなく、樞要な官職を獨占する結果として收入は莫大なものであつた、假へば位田に就て見るに、令制によれば

一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品四十町、正一位八十町、從一位七十四町、正二位六十町、從二位五十四町、正三位四十町、從三位三十四町、正四位二十四町、從四位二十町、正五位十二町、從五位八町、（女子は總て其三分の一を減ず）

を給與され、功勞に對して賜はる功田は面積は無制限に與へられるが、而かも大功の功田は永世に傳え、上功は三世に、中功は二世に、下功は子に傳へる事となつて居り、又職分田も太政大臣に四十町、左大臣及び右大臣に三十町、大納言に二十町賜はることになつて居る。

從つて假へば正一位太政大臣の者は位田、職分田併せて一百二十町、從一位左右大臣は一百四町、正二位大納言は八十町を正規に賜はり得る以外に、無制限に功田を給與さるゝ事があつたのである。否な、夫れのみではなく、此等權臣勢家には更に封戸を賜つてゐる。凡そ封戸は皆課戸を以て充て、調と庸とは給主に全給され、田租

のみは二分して一半を官に入れ、他の一半を給主に賜ふ事となつてゐるが、此等は收入として甚だ莫大なものであつた。祿令の規定に依れば、凡そ食封は一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸（內親王は半減）、太政大臣三千戸、左右大臣二千戸、大納言八百戸、正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位百七十戸、正三位百三十戸、從三位百戸、其五位以上は食封の例にあらず、と云ふ事であつた。從つて假へば正一位太政大臣の者は位田、職分田合せて一百二十町以外に、封戸を三千三百戸賜はるのである。

以上の規制は延喜年代迄行はれたのであるが、貴族は朝廷に於て擁する至大な權勢を背景として、既に奈良時代から尠なからぬ私有地を開墾、買得等により領有し、その富と權勢は彌が上にも重きを爲したのである。夫れが平安時代に入り朝綱漸く弛み貴族の權威が一層重きを爲す時代に際會するや、官職に對して與えられた職分田を始め位田、封戸等々の如き迄不輸租の莊園たらしめたのである。

一方此等權官と一翼を爲すものに寺院と神社があり、社寺亦强大な物質的基礎を有してゐたのである。それは朝廷が機會ある每に莫大な土地を給與したからで、貞觀十四年三月九日の貞觀寺（嘉祥寺西院を以て充てた貞觀寺を指す）田地目錄帳に依ると、寺領七百五十五町七段八十二步に垂れ、山城、美濃、遠江、越前、伊賀、丹波信濃、武藏、下毛野、備後、伊豫の十一箇國に散在して居り、此等は其一例に過ぎぬが、觀來れば平安時代の寺社は莊園領主として廣大な封土を領し、庄官及び庄民に對して封建的君侯でもあつた譯である。

斯うした莊園の增大は結果として藤原一門の食邑、天下に周ねく、何れも自立に堪ゆるものとしたが、一方皇族にありては昇つて天皇となりし一族のみは榮華を極めたが、其他の皇族は官職に就くもの尠なかつたから枯落

して四方に離散するものを生ずるに至り、承和十三年、畿内に勅し皇族の所在を調査し之れを登記せしめた程であつた。即ち世に冶容、麗貌を以て稱せられた在原行平、業平兄弟の如きは、其父阿保親王であるに係らず、親王自ら上書して臣姓を請ふた如き、これ皆王姓を捨てゝ仕食に便ならしめやうとしたに他ならない。

深草も擧げて莊園

近畿は鎭護國家之道場多く、從つて寺社に權勢あり、豐富な所領を擁したが、此間に藤原一門の莊園が介在したのだから、地を擧げて莊園であり輸租の公民が尠なく庄士を耕作する庄民のみであつたとも云ひ得るのである。即ち寺社は神佛の威を假りて公民を還らしめずこれを庄民とし、莊園の領主は公民を集めて庄士を耕作せしめ公民の庄民化に努めたが、公民も亦不法過重に賦役の日數がある不平から苦中に活を求めて莊園を避難場所に求むるもの多かつたは事實である。

即ち公民の庄民化は一風潮であつたが、莊民なくして莊園ある筈がないから、莊園の贈與は土地そのものより寧ろ耕作者を以て主なる要素とされて居り、從つて莊園は轉々授受される毎に庄民は新たな領有者に歸屬する事となつたわけである。斯く考察してくると俊綱沒後の伏見山莊は弟家綱に傳はり、後ち白河院に獻上し、花園左大臣有仁に賜ひ、更に頌子内新王に傳へ、平範家に賜ひ、その子親範これを世襲して居るから、莊園の領有者は幾轉し、耕作の莊民はその都度新たな領有者に歸屬した事になり、斯くて在職による一時的の職田も遂には世襲の性質を帯ぶるに至つた。

深草は擾亂の巻

朝政は弛廢し地方は衰弊し、莊園は增加し公領は減じ、朝威日に衰へつゝあつた時、藤原一門は榮華の夢なほ醒めきらず縉官、要職を占め詩歌管絃の遊樂に耽つてゐたので、志を中央に得ぬものは自由の新天地を求めて續々地方へ下り、その在任中に廣く莊園を占得するは云ふ迄もなく、任期滿ちても尙ほその地に止まり、益々封殖に努め、斯かる間に族類も繁衍し、莊園の小作人、下僕などは其下に隷屬して主從關係を結ぶやうになり、玆に所謂地方豪族階級なるものが發生し、一種の新勢力が徐々に發達して來たのであつた。而して此等の中に於ても源、平二氏の如き皇裔、貴族の場合は地方人民が尊敬、仰望すること極めて厚かつた事は云ふ迄もない。斯くて延喜年間を分水嶺とし天下變亂の機は徐々に動いたのであるが、天慶の亂以來地方豪族の叛亂起る毎に、それを討伐するは官兵の力にあらずして同じく地方豪族の力であり、戰亂を經る毎に地方豪族の實力は加はつたのであるが此間尙ほ藤原一門の貴族は權勢を爭ひ又は遊樂に日を送つて自らの墓穴を掘つてゐたのである。

殘民爭採首陽薇。處々閉廬鎖竹扉。詩興吟酸春二月。滿城紅綠爲誰肥

これは後花園帝の吟詠で、將軍を諷し、天下の大道を尋ね、經緯を謀るべく告げられた御製と拜するが、然も何等顧みず、闘茶に耽り蕩逸に流れてゐた時、遂に應仁の亂起り鬪墻十一年に及んで、皇室の式微まことに恐懼に堪えざるものあるに至つた。

此時深草、伏見も擾亂の渦中に入り、應仁二年八月、東福寺門前町の御厨子某なるもの、西軍の山名勢を支持

する畠山義龍に屬し、多數の卒を聚めて東陣細川勢の路を塞ぎ、山科を進發する武田赤松の兵を攻めた處から深草、竹田の諸方に兵燹起り、住民は南へ亂を避けて逃げ惑ひ、小屋を拵へて不安の幾日かを過したのである。即ち此亂に依り東福寺、稻荷神社、それ以南の堂塔伽藍は灰燼に歸したが、越えて九月六日の戰ひには東軍が藤森神社を燒き、里民は家を燒かれて困惑其極に達した。

豊公築城前の九郷

正親町天皇の天正年間、豊公未だ伏見築城の以前に於て伏見九郷の稱があり、舊家往々その圖を藏するが、それに依ると

山　　村――今の桃山六地藏の邊
舟戸庄村――今の伏見柿木濱の邊
久　米　村――今の伏見南久米の邊
法安寺村――今の深草五郎太町の邊
即成就院村――今の桃山江戸町の邊
石　井　村――今の御香宮神社の邊
森　　村――今の工兵營舍の邊
北　尾　村――今の深草古御香の邊

之れに對し史的解釋を施せば、久米村は往昔神功皇后の忍熊征伐に此地に駐蹕せられたとせば或は扈從したる久米（武人）屯宿して一部落を爲したか、又は野見宿彌の後裔たる土師連に率ゐられた雜戶のうち久米舞、獅子舞等の藝能あつた者が農業に轉じて伏見移住者中に一部族を爲したもの乎。即成就院村は橘俊綱山莊の畔に建立した寺名に同じければ夫れを地名としたるらしく。法安寺村は源有仁の妹守子女王伏見齊官として居られ、延文年間には法安寺上皇も居られ、後醍醐皇女祥女內親王も居られしことは新葉和歌集にも見えたれば、此寺名を以て稱したと思はれ。石井村は梵刹淸泉寺に因みたるか。舟戶庄村は巨椋池に瀕し舟揖來往、漁家蜑戶點在した土地なるに因むか。森村、北尾村、北內村は地形より名稱としたものであらう。

秀吉の伏見築城

元龜天正の群雄割據時代に、信長出でゝ大半を平定し、秀吉その遺志を繼いて天下統一の時代に入るや、天正十三年秀吉は關白となり、翌年正月家康と和し、茲に秀吉得意の平和事業が次第に絢爛を示し來り、十五年九月聚樂第に移り、十六年四月後陽成天皇聚樂に行幸せられ諸侯の誓盟があり、十八年七月北條氏が降り、十九年九月を以て奧羽地方平定し、斯くて國內全く平定、武を大陸に用ゆるに至つたのである。この歲征韓令を發し、文祿元年正月征韓の諸將を部署し、秀吉は三月二十六日を以て伏見を經て大阪に至り其征途に就いたが、翌年明使來つて和を請ひ、次で明の媾和使沈惟敬來朝せんとするに至り秀吉の伏見築城はこゝに生れたのであつた。

豐公の伏見築城は文祿三年正月三日を以て始まつたとせられる。即ち同日築城の命を發し、佐久間河内守、瀧川豐前守、佐藤駿河守、水野龜助、石尾與兵衛尉、竹中貞右衛門尉等をして工を董さしめ、諸大名に令し、一萬石に付二十四人の割合を以て諸將に課役を命じ、二月初旬以降、事に從へる役夫二十五萬人、醍醐、山科、比叡山、雲母坂より大石を引出し、木曾の谷、土佐の嶺より用材を運び、槇島堤を築いて宇治川を巨椋池より分離し以て伏見山下に流域を開き、巨椋池を中斷して大和街道を開き、木津川の水流を淀に注がしむる等大土木工事を營み、斯くて同四年三月宏壯瑰麗な伏見城を竣工せしめ、豐公こゝに移つたのである。

然し乍ら實際に於ける築城着手は既に其以前に屬し、元年末肥前名護屋陣中より普請に關して、前田民部法印へ送れる書狀があり卜齋記も「假初の普請」と記し「指月に築城す」とあり、當初より廣大な規劃ではなかつたものらしい然して又この伏見城は豐公の隱退場所とし、將來は秀頼に大阪城を與へ、秀次に伏見城を與へやうとした事を目的としたとの說あるも、當時の豐公は諸侯を叱咤して征韓の軍を起し、和議成らんとして明使來朝の事があり、四圍の事情は豚犬を顧みて團欒を樂むを許さず明使來朝と之れが引見儀禮の所、宜しく彼が膽を奪ふべく、更に又威勢の赫々たるを天下に示さんとする遠大の目的を有したるは必然であつて、斯くて當初の普請が二年三年に及び、愈々宏大な計劃となり、文祿三年正月に至り、初めて茲に大規模を發表したものと解すべきだ。

宏壯善美の伏見城

太閤記に、伏見城より見たる形勝を述べて

南は宇治川心のゆく所に流れつゝ着船の便よし、北は洛外に打續き、在家幾重ともなく引廻し、賣買の便いと賑ひ、東は町に添ひつ川流れにけり、辰巳より引廻し、靑山峨々と岐聳、徑路桐柏生茂りたり、見渡せば朝日山共いはず月さし出で、川邊も一際いさぎよく、千鳥此處彼處おとづれにけり、平等院扇の芝、塔之島、山吹の瀨、宇治おちかた、うらの藏松、眞木の釣舟、ふしみの指月、其景いづれか、ましおとりせる、西は八幡、山崎、狐川、淀、一口、長江悠々として船の上下遠浦歸帆、漁村夕照、さま〳〵の興、

府君の詠を催し貢す。

とあり。其規模に於ては名護屋丸東西五十間南北九十間、本丸東西七十五間南北百三十間、松之丸東西八十五間南北五十間、西之丸東西九十五間南北百四十間、日下部丸東西七十間南北六十間、合計東西七町南北七町に亘り外濠は伏見山北、藤森南の東方より西に延び、伏見堀となりて宇治川支流に接續したもので、現在の疏水流域は即ち此外濠を利用したのである。

伏見城の壯麗であつた事は、金を鏤して瓦に塗つたことでも想像されると思ふ。後年桃山御陵工事の時土中より金瓦多數に發掘されたが、瓦の紋には菊、桐、巴、花菱等七八十種の多きに達し、菊は三重、二重、單瓣等あり、瓣は十六瓣より八瓣迄、桐も五七、五三があり、巴は右巴少く左巴多く、鷹の羽ちがひ、雲版及法輪、丸の内に山の字などの巴瓦も發掘されたのである。更に城内の結構裝飾等に至つては、所謂桃山時代の粹を極め、之れは現在西本願寺唐門、同書院、豐國神社唐門などが其遺物とされて居る。又、學問所の如きも數寄を凝らした

もの丶如く僧承兌の「學問所之記」に

城州伏見里者、天下勝境也、大相國相レ攸、築二大城一營二華第一、栽二松竹一作二深林一、建二高堂一號二學問所一、堂之四維構二第屋一、屋中一々賦二倭歌一、吟二詠風景一矣、集二故人英豪一煎二仙茶一、而爲二數寄可否一、堂前有二長橋一、過二此橋一者、見二江山烟景一、不レ知二歸期一、故名レ之以二日昏一、於二數奇一其心親切者、臨二此橋上一、可レ啓所二希求一、不レ論二親疎一、咸景慕之深、招以欲レ爲二賓客一、大相國外隆作二勝遊一、內不レ忘二干戈一、大明已入貢、朝鮮悉征伐、四夷聞レ風來享、寔古今名相也。

慶長三年戊戌孟春十一日

同じく承兌日誌の慶長二年十二月十一日の條に於ても

有二御使一赴二學問所一、有二雲門一、四方之御座敷一々見レ之、舟入御殿、太閤有レ召具二同伴一、宮殿華麗、以二短筆一難レ寫レ之、非下杜牧賦二阿房一之筆力上、爭形二容之一云々

築城に當つて用ひし石は、多く自然石の奇石であつて諸侯伯の記紋署名あるは献納にかゝるものであるを知る事が出來る。現在御香宮神社の大手筋に面せる大石は夫れらの遺物として記紋あるを散見するのである。

▽註——本丸は明治天皇御陵所在地に當り、伏見山の最高處にして昔時は木幡山と稱した。

名護屋丸—は本丸の東で、照憲皇太后御陵に當り、御陵前一帶の廣場は字百間長屋で、御陵御治定以前は梅谷と稱し、梅花の名勝地であつた。學問所は此東方に在り、名護屋丸の東に一小丘あるを太皷山と稱し太皷曲輪の趾か、更にこの南方山麓に「舟入」があり、宇治川を切り込んだ處が今猶舊趾殘存し池となつ

て居る。
西丸―本丸の西に當り、近年まで「金城閣」のあつた處、眺望廣濶である。
松ノ丸―本丸の北、松林で、四方空濠、纔かに本丸に通じ、秀吉の愛妾お松の方を住はせた處である。
江雪堀―名護屋丸の北に當り、四圍老樹鬱蒼、池水を湛え、築城の際水の手なきを慨し北條氏の臣岡江雪入道が此處に水を引いたと太閤記にある。即ち城内の濠はこの水を引けるものである。

市街地形成の端緒

豐公築城以前に於ける此邊りは深草が舊大和大路に沿ふて軒檐並びたる以外、伏見と雖も桃山學區地帶に部落の散在したに過ぎず、西部一帶は瀦澤多く棲居に適せなかつたのである。これ巨椋池が當時北に延びて横大路沼に接し、鳥羽附近に迄及んだからで、夫れが築城と共に宇治川の水路變替し、地形茲に一變して低地は外濠の構築から排水の便が生じ、濕潤を薄からしめたので西への埋立が自然と人爲とで續けられ市街形成の端を爲したのである。

現存せる築城後の所謂城下古圖を按ずるに、城下の廣袤は伏見山を中心として、東は木幡山より大龜谷八科峠に亘る舊大和街道を堺とし、南は宇治川を隔てゝ向島に及び、西は三栖の鼻より上下三栖に至り、現在の八丁畷には島津兵庫、堀尾帶刀等の第宅並列し、北は景勝、下竹田より深草直違橋四ノ橋を限り、東西一里餘、南北一里半に亘り、諸侯隨臣の第宅は、城廓を中心に伏見京町以東に多く、次で外濠及び宇治川支流に瀕せる附近に於

て相連り、山城宮内少輔が町割奉行に任ぜられて市街の形成に盡力したのである。

太閤記には豐公が築城に際して故郷尾張中村の郷民を伏見に召出し伏見兩替町外二拾九町を與へ、且つ數多の建築材料を付與し、特別の恩惠を施した旨を記してあるが、こは恐らく中村の郷民に限らず當時伏見城造營に關係せる一般の者及び城下町形成と共に來集せる總ての者に與へたものであらう。斯くて絢爛たる伏見城の出現は土地の經濟的發展を遂ぐるに至らしめ、殊に淀川水運の利用は前途を祝福せしめたが、茲に豐公の壽が更に永かりせば一段の發達を示したであつたらう。

慶長年間の大地震

豐公の伏見城移居後一年、慶長元年七月十二日夜、鳥羽伏見を震央地として所謂慶長の大地震があつた。これを日錄に徵せば

▽「義演准后日記」――文祿五年（慶長元年）閏七月十二日霽、今夜五刻大地震（中略）伏見事、御城門殿以下大破、或顛倒、大殿守悉崩て倒了、男女御番衆數多死、未レ知二其數一、其外諸大名屋形、或顛倒或雖二相殘一形計也、其外在家家爲體、前代未聞、大山も崩、大路も破裂す、非二只事一。

十四日。霽、地震未レ休、諸人不二安堵一、家を去て道路に臥也、今日夜中、大佛東寺爲二見舞一發足（中略）歸路伏見へ越る、言語同斷次第也、全所一所も無レ之、諸人猥雜、大路難二通路一體也、大地裂て落入了

十五日。少雨灑、地震夜以外也、暫時も不レ休、京都方々へ爲二見舞一悉札遣レ之、伏見御房方へ同前、聞傳

主上于今庭上假屋に御座候

日記に依れば翌年五月に至るも猶餘震があつたらしい。

▽「增補家忠日記」――慶長元年閏七月十二日夜に入子の刻大地震、土裂け水湧出す、京都伏見大廈巨宅及び民家倒れ破れ死する者數を知らず、洛陽大佛殿倒れ、佛像破壞す、伏見の殿中殿舍倒れ崩る、是によりて上﨟女房七十三人、仲居下女五百餘人横死す、太閤秀吉殿中に有と雖も此難を避れ恙なし、大神君御館門樓破倒して御家人加々爪隼人死す云々

竣工間もなき伏見城も「全き所一所も無之」とあり「伏見城中の死者上﨟仲居下女約六百人近き」とあつては地震の被害も甚大であり、城内城下の混雜察すべく、加藤淸正の忠節、豐公家康同道の天機奉伺、途中大佛倒壞せるを目し豐公赫怒して弓を挽いた等のことも人口に膾炙せる處である。

此年八月明韓媾和使の沈惟敬等堺浦に上陸し、二十九日伏見城に至つたが、之れが、饗醼準備として城内は更に壯麗を極め、彼の聚樂第の美術品も悉く伏見に移して饗醼室を形成した處へ大地震に遭遇したのであるから秀吉の心事推測すべきである。當時京都所司代役として洛の內外に令した前田德善院には京都島原、伏見撞木町其他の倡家より侍宴の婦を徵發して應急措置を講じ、破壞の伏見城は直ちに修補せられ、以て使節を迎へたとの事だ。此明使接見の事に就ては安土桃山時代史、太閤記、武勇雜談集等に

九月二日明の使節沈惟敬等伏見城に入る、明使秀吉に謁し金印及び冕冠を呈し、翌日使節を饗し、次で秀吉花畠（桓武帝陵の東邊）に退き僧承兌を召して冊書を讀ましむ、爾を封じて日本國王と爲すの一語に至

り秀吉大に怒り、忽ち冊書を取りて地に投じ明使を追ひ、直に朝鮮再征の命を發せり

とある。

慶長の動亂起る

慶長三年三月拾五日、秀吉は醍醐の花見に一代の豪奢を極めたが、その五月五日には病を發し、月を越えて癒えず、秀吉愈々起つことの出來ぬを知つた處から五大老、三中老、五奉行に後事を託して同十八日遂に逝いた。時に年六拾三。群臣は姑らく喪を祕し、前田玄以が秘かに遺骸を阿彌陀峰に葬つたが、そのうちに征韓の諸將も悉く還つたので、茲に大老奉行等は秀吉の遺命を奉じ、秀頼を大阪城に移し、家康は伏見にあつて政事を視、五奉行は更替で伏見城を守る事とした。

然るに此時から內紛は漸く擡頭して諸將夫々黨をなし、形勢次第に急を告げたので城下は物情騷然、人心恟々たるものがあつた。此間家康の威望は次第に加はり、島田長政先づ動き大老、中老、諸奉行を說いて四年閏三月十三日遂に家康は向島の邸より伏見城に移つたが、俚人之れを稱して「天下殿になられた」と云つたのである。斯く威望加はり入城するに及んでは家康の眼中已に豐家が無い。されば諸將の間を策して事の推移を早からしめた處から茲に三成派との溝渠が深きを加ふるに至り、所謂慶長の動亂が起つたのである。

此年八月上杉景勝が伏見を發して會津若松に歸り、漸次敵對の色を濃くしたので翌五年正月家康は景勝の上洛を促したが更に應じない。茲に於て家康意を決し、會津征伐の軍を起し、大阪を進發して薄暮伏見城に入り、東

下中に於ける伏見城の留守を鳥居元忠、內藤家長、松平家忠、松平近正等に託し、遂に十八日伏見城を進發したのであるが、七月に入つて三成の異圖漸く發露し、家康の罪狀十三箇條を數へて諸侯に檄し、家康を挾擊するの策に出で、先づ手始めに伏見城を屠ることゝなつた。此時の伏見城の守備は城兵凡そ千八百人

本丸（主將）鳥居元忠
西丸　　　內藤家長、內藤元長、佐野綱正
三之丸　　松平家忠、松平近正
治部少輔丸　駒井直方
松丸　　　深尾淸十郞
太鼓丸　　上林政重

十九日西軍來り、二十一日に至つて外濠に迫り、二十二日宇喜多秀家、小早川秀秋、鍋島勝茂等の兵が加はり、攻城連日に亘つたが容易に拔くことが出來ず、二十五日秀家來つて攻城諸將を會し部署を定め、南方追手口を除くの外之れを重圍して總攻擊に移つた。

東方（主將）宇喜多秀家
東北　　　小早川秀秋
西北　　　島津維新
西方　　　毛利秀元

其他攻城分屬の諸將があり、此總兵力は約四萬に達する大軍であるが、城兵は一死千軍に當るの勢ひを以て應戰するから攻城軍の損傷は夥しいものがある。此時松丸の主將深尾淸十郎の部下である甲賀の鄕士達は西軍の奸策に乘ぜられて內應し、遂に松丸に放火し、城壁を破壞して西軍の侵入に便ならしめた處から、西軍之れに乘じて殺倒し、主將元忠以上奮戰して最後に殘る手兵拾餘人と倶に力及ばず自裁し、玆に伏見城は遂に陷落したのである。

伏見城の攻防戰は一旬餘に渉つたので民家の燒失破壞されたもの甚だ多かつたことは想察できると思ふ。斯くて關ヶ原役後九月二十日、家康は命じて西軍諸將の伏見邸を悉く燒かしめたから、東西一里餘、南北一里半にわたる武家邸の盛觀は見られなくなり、此時衰退に傾く土地を捨てゝ他地方へ移住した者も多數に上つたのである。されば同年九月二十六日家康伏見に入るや南北の町年寄を寄せて住民退散の狀を聽き、松平下野守に伏見を支配せしめ、其臣舍人源太左衛門が代理して町民を慰撫し、漸く人心を安堵せしめたのである。

德川家康と伏見城

關ヶ原役平定と共に、家康は政局の主權者となり、役後十月敵對せる諸將を處置して戰功ある諸將の賞を行ひ轉封配置巧みに豐系を抑制し、自家の地盤確立を期したが、是より先き家康九月二十七日大阪城西城に入り秀忠は二十四日より伏見城に居り、城の修築を行つて六年正月には諸侯の賀を受け、同月二十七日秀忠は大納言を拜し、家康亦翌年二月二十二日征夷大將軍の宣下を受け、事實上伏見城は德川氏の近畿に於ける權力の中心と

なつたのである。

茲に德川幕府初期に於ける伏見城關係の目錄を掲ぐれば

▽慶長八年、

二月十二日　內大臣德川家康を右大臣に任じ、征夷大將軍に拜し、源氏長者淳和奬學兩院別當と爲し、牛車兵仗を聽す、廣橋兼勝、勸修寺光豐を伏見に遣はして宣旨を家康に賜ふ、（公卿補任、慶長日件錄）

本鄕治部少輔信富は、家世々室町將軍に仕へ、將軍家制度に詳なるを以て、伏見に伺候して奏者役たるべき命あり、伏見城下に宅地を賜ふ、（家譜）

二月二十四日　公卿殿上人伏見城に抵り將軍宣下を賀す、（西洞院記）

三月三日　伏見城に上巳の祝あり、烏丸大納言光宣、日野大納言輝資、廣橋大納言兼勝、飛鳥井頭侍從雅宣、勸修寺宰相光豐等參賀す、（慶長日件錄）

三月二十一日　家康將軍宣下拜賀の禮を行はんとして伏見より入洛、二十五日參內す、（將軍宣下記）

四月十六日　家康二條城より伏見に歸る、（當代記）

四月十九日　諸國大名伏見城に上り太刀馬代並に酒樽を捧げ將軍宣下を賀す、（慶長年錄、當代記）

五月十五日　家康孫女千姬を豐臣秀頼に妻さんとす、秀忠の夫人淺井氏千姬を伴ひ伏見に抵る（武德編年集成）

五月十九日　勅使を伏見に遣して、匂袋を將軍家康に賜ふ、（梵舜日記）

六月二日　長福丸（賴宣）の髪置式を伏見城に行ふ、（紀藩古書）
七月三日　家康伏見城より二條城に入る（西洞院記）
七月十五日　家康能樂を二條城に張ること二日、豊光寺承兌を訪ひ、伏見城に還る、（慶長日件錄）
七月二十八日　秀忠の子千姫、伏見より船にて大阪に下り、大阪城に入輿す、（武德編年集成）
是月　秀忠の第四女初姫伏見に生る、（德川氏系譜）
八月一日　公家卿門跡諸大名伏見城に至り八朔を賀す、（義演准后日記）
八月十日　家康の第十一子鶴千代伏見城に生る、（家忠日記）
八月二十八日　島津忠恒、薩摩より宇喜多秀家其子八郎秀親を家臣に擁せしめ伏見に護送し來る、（創業記）
九月二日　山口駿河守直友、島津龍伯入道に書を贈り、宇喜多秀家此日伏見より護送して駿河久能山に下らしむ旨を告ぐ、家康、毛利輝元に家眷を携へて國に就くを許し、且命じて領内の要地を相して居城を新築せしむ、是日輝元伏見を發す、（荻藩閥閱錄）
九月二十七日　加藤清正の伏見の第火あり、悉く燒失す、（義演准后日記）
十月二日　幕府河村與三右衛門、木村宗右衛門に命じ、舊に仍りて淀川の過書船を管轄せしむ、（木村先祖書家譜）
十月三日　家康山岡道阿彌景友の邸に臨む、景友子なく兄美作守景隆の子主計頭景以の嫡子新太郎景本（

此時八歳)を伴ひ初見の禮を爲さしめ養子たらしめん事を陳ぶ、家康景本に吉光の脇差を與ふ、(慶長日記)

十月十六日　家康將に江戸に還らんとするを以て、勅使を伏見に遣し薫物を賜ふ、是日家康の右大臣を罷む、(公卿補任續本朝通鑑)

十月十八日　家康伏見を發す、(慶長日件錄)

此歳　池田備中守長吉、伏見城を修理す、(家譜)

此歳　京伏見に盜賊横行の聞えあり、市街の市人十人を以て一黨とし、黨中一人にても悪事あらば同罪たるの令を發す、(慶長見聞錄)

▽慶長九年

正月十日　幕府山城紀伊郡富森横大路堤防を修築し、板倉伊賀守勝重之を監す、(梵舜日記、慶長年錄)

三月一日　家康上洛せんとし此日江戸を發す、(當代記)

三月二十日　福岡城主黒田長政の父如水伏見の邸に卒す、(黒田文書)

三月二十九日　家康伏見城に入る、諸大名追分に出迎へしが、行列簡素にして知るものなく、伏見に追付きて漸く安着を祝す、行裝の簡易眞卒に驚嘆す、(當代記、板坂卜齋記)

四月一日　武家傳奏廣橋兼勝、勸修寺光豊を伏見に遣はし將軍家康を勞せらる、(時慶卿記)

四月五日　上方諸大名伏見に往き歳首を將軍家康に賀し、公家衆亦訪問するもの多し、(言經卿記)

六月八日　結城秀康江戸より伏見に抵る、(當代記)

六月十日　家康伏見より二條城に入る、二十二日參內す、(西洞院記)

七月一日　家康伏見に還る、幕府西國大名に課して伏見城を修築せしむ、(當代記)

高山公實錄云、此年九年公神君の命を奉じて、伏見城水の手の丸を繩張し玉ふ云々、又創業記考證云、七月一日、此比伏見も石垣普請あり西國衆悉相上普請仕る、

七月十七日　秀忠の次子江戶生にる、家康之を命じて竹千代(家光)と曰ふ(續本朝通鑑)家康結城秀康の伏見第に臨み相撲を見る、後ち諸大名を饗す、(當代記)

八月二十日　家康伏見の第に京都市民の踊を見る、是より先十四日京都に豐國社臨時祭、(豐公七周年忌)あり(豐國大明神臨時祭日記)

八月二十一日　是より先き上杉景勝上洛す、この日伏見を發して米澤に歸る、(上杉年譜)

閏八月十日　家康近日江戶歸還に付公卿殿上人門跡伏見城に至りて辭見す、(西洞院記)

閏八月十四日　家康伏見を發し江戶に還る、藤堂高虎之に從ふ、(言經卿記)

閏八月十八日　加藤清正伏見を發して肥後に還る、(時慶卿記)

十二月二日　渡邊掃部、伏見撞木町に遊廓を再興す、(嬉遊笑覽)

是歲　長曾我部元親の伏見舊邸を松平隱岐守定行(定勝の子)に與ふ(松平由緒書)

▽慶長十年

正月九日　家康上洛の爲江戶を發す、(創業記)

二月十九日　家康伏見城に入る、（義演准后日記）

二月二十日　高倉永孝、飛鳥井雅賢、烏丸光廣等伏見城に至り家康に謁見す、（西洞院記）

三月三日　公家衆諸大名伏見城に至り家康に謁す、明日また同じ、（慶長日件錄梵舜日記）

三月五日　家康朝鮮の使者孫文彧、僧惟政を伏見城に引見し、本多正信、僧承兌をして之と媾和の事を議せしめ、又宗義智の功を賞す、（朝鮮物語付、柳川始末本）

秀吉の韓明再征は其薨去により挫折し再征軍盡く歸國したるが、家康將軍たるに及び未だ全然解決せるに非ず、朝鮮の背後たる明軍の勢力大なるを知れる家康及び諸將は萬一來寇の事なきやを警戒しゐたりしかば、家康こゝに見る處ありて、關原役鎭定後、先づ宗義智（對島領主）に諭して、朝鮮との媾和を策せしめたるも朝鮮は未だ半信半疑にして決せず、前年末使僧對島に至り義智に事實を確めに來れるを以て、義智使僧を伴ひて上洛伏見城に至る、家康はその京着より稍遲れて上洛し、且つ秀忠に東北の大名數十人、十數萬の同勢を隨從せしめ、續いて上洛せしめ伏見に入るの日は、近畿、中國、四國の諸大名をして隨從に加はらしめ、行裝盛大を極め、朝鮮使節に之を見せしめ、以て日本の諸大名は悉く豐臣氏の下を去りて、德川氏に臣服せる實況を會得せしめ、以て和議締結の一材料と爲したるが、果して使節の會得する處となりて、成立を見たり、（德川實記、大日本時代史）

三月十九日　加藤清正伏見に至る（時慶卿記）又この前日島津忠恒伏見に至り家康に謁す（家譜）

三月二十二日　秀忠二月二十四日上洛の爲め江戸を出發、此日膳所崎の城を發し、前後鹵簿を整へ粟田口

より醍醐を過ぎ伏見城に入る、行裝綺羅を盡し、京伏市中の貴賤之を迎へ、都鄙近國の者之を拜せんとして雲霞の如し、家康朝鮮使者とともに舟入櫓に在りてこの行裝を見る、（西洞院記、梵舜日記）

三月二十七日　朝鮮の使節歸國の途に上る、（朝鮮物語付、柳川始末）

是月　家康伏見城にて東鑑刊行の事を令し活字版東鑑を印行す、（慶長活字本跋文）

四月一日　公家衆伏見城に至り、家康秀忠に謁す、（慶長日件錄）

四月五日　秀忠、金森法印素玄伏見の邸に臨む此夜吉田重勝（織部）の第に茶湯會あり（當代記）此日康圓光寺元佶に命じ活字版周易を印行せしむ、（書籍考）

四月七日　家康將軍職を辭し、秀忠を以て之に代へん事を奏請す（慶長日記）將軍家康二條城に入る、（言經卿記）

四月十五日　家康伏見城に還る、（當代記）

四月十六日　征夷大夷軍徳川家康を罷め、權大納言徳川秀忠を征夷大將軍に拜し、內大臣正二位に陞し、淳和院別當に補し牛車兵仗を聽す（公卿補任）勅使伏見城に臨み宣旨を賜ふ（慶長日件錄）之より家康を大御所と稱す、（當代記）

四月十七日　秀忠伏見より上洛し二條城に入る（義演准后日記）二十六日參內將軍宣旨の恩を謝し奉る、（言經卿記）

四月二十七日　秀忠伏見に還る、（慶長日件錄）

五月一日　諸大名伏見城に至り、秀忠に將軍宣下を賀す、（當代記）

五月三日　將軍秀忠能樂を伏見城に張る事三日、以て公家諸大名を饗す（慶長日件錄）家康月見櫓より之を見る、（慶長日記）

五月八日　家康大阪の秀賴に久しく對面せざれば出京を促し伏見城に謁せんとし、高臺院（故大閤北政所）を大阪に使はす、秀賴生母大虞院（淀殿）秀賴不慮の災あらんとなし肯かず、京攝の農商之を聞き、戰役近しと爲し大に騷ぐ、（當代記）

五月十五日　秀忠江戶に還らんとし伏見城を發す、（當代記）

五月二十七日　家康金森法印左近伏見の第に臨む、（時慶卿記）

是月　家康池田輝政の伏見の邸に臨む、（慶長見聞記）

六月十六日　家康嘉定の儀を伏見に行ふ、（鹿苑日錄）

七月五日　幕府伏見城本丸の殿舍を修造せんとす、家康西丸に移る、（當代記）

「武德編年集成」七月七日使番安藤治右衛門正次江府より伏見城臨監として上着す

七月七日　家康能樂を伏見城に張る、（言經卿記）

七月二十一日　家康上洛二條城入る、（慶長日件錄）

八月十日　伏見の城中法制を下す、（慶長日記）

法制に曰く、城中無狀のふるまいをなし、禮を失ふ輩見たりなば、其由その者にことはりて聞え上べし、

殿中一所に會合し、高聲に雜談するものあらば、同じくことはりて聞え上べし、御前近き所にて高聲のあらばこれもことはるべし、御膳役送の輩怠慢せば聞え上べし、此輩當直の時は必長袴用意すべし、輩將棊、碁、諷瀧打、扇切、相撲等の遊戯するものあらば聞え上ぐべし、御内書をはじめすべて右筆等のものかく所へ立よるべからず、仰なくして硯を借用ゆべからず、もしかゝるふるまひするやからを、そのまゝすて置時は、右筆等も曲事たるべし、諸大名着座の席へ塵芥をすつ置べからず、すべて殿中灑掃以下心いるべし、厠の外へみだりに尿すべからず、この條目令せらるゝ後違犯の輩あらば嚴に聞え上べし、かくし置てもれ聞ゆる時は、同朋權阿彌の罪なるべし（德川實記）

八月二十一日　家康伏見城に還る、（言經卿記）

九月九日　公家衆伏見城に至り重陽を家康に賀す、（慶長日件錄）

九月十一日　武家傳奏伏見城に遣し、宸筆薰香方を家康に賜ふ、公家衆家康の東歸を餞す、（言經卿記）

九月十五日　家康、松平康次、成瀨久次、松平重勝を留めて伏見城を守らしめて東歸す、（言經卿記）

九月二十四日　圓光寺元佶家康の命により印行せし周易注本を献ず、（慶長日件錄）

十二月二十六日　有馬豐氏の伏見の第に火あり、淺野長政、板倉勝重、蒲生秀行の第に延燒し、立賣町民家殆ど全燒す、（慶長見聞錄、義演准后日記）

「義演准后日記」十月廿七日、晴、昨夜伏見御城の南方大名屋形風廿ケ所計、其外在家數千間燒失、所司代板倉伊賀守屋形不殘燒了云々

「言經卿記」十二月廿六日、丙寅、天晴時々小雪、伏見入ㇾ夜火事也云々、有馬玄蕃宿より江戸町々東板倉伊賀守等四五町也云々

「鹿苑日錄」十二月廿七日、自ㇾ朝晴天、齋了至二伏陽一、昨夜回祿、有馬玄蕃より出火、則立賣町西東一間も不ㇾ殘燒却す云々

▽慶長十一年

一月　幕府山城淀の堤を修築す、（慶長日件錄）

四月六日　家康上洛伏見城に入る、（慶長日件錄）

四月十一日　公家衆諸大名家康に謁す、（慶長日件錄）

四月廿八日　前將軍家康參內、歲首を賀し來る、武家の敍位は悉く幕府の吹擧に依らん事を奏請し、伏見に還る、（慶長日件錄）

是月　萬石以下の諸士に命じて伏見城の石垣を修築せしむ、（當代記）

「當代記」四月伏見有二石垣普請一、但一萬石取より內の衆勤ㇾ之一萬石より上之衆は駿河爲二普請一可下被ㇾ除二此普請一

五月七日　勅使を遣し家康の歲首參賀に答へしめ給ふ、公家衆門跡亦歲首を家康に賀す、（慶長日件錄）

五月十三日　伏見城邊怪異あり、凶兆と云ふ、（當代記）

「當代記」伏見城邊怪異さま〴〵あり、古き祠より挑燈のごとき光物いでゝ飛行し、豐後橋の邊に落る

また加藤肥後守清正の邸中よりも、行燈の如き光物飛いで、洛中にても光物飛行す、その音車のごとし都人呼て破車といふ、先年も二度かゝる怪物あり、いづれも凶兆といへり

七月二十七日　家康二條城に入る、（言經卿記）

八月十二日　家康伏見城に還る、（言經卿記）

八月二十一日　加藤清正能樂を伏見の第に張る、（當代記）

九月三日　足利學校三要伏見城に上り家康に謁す、（舜舊記）

九月九日　公家衆重陽を家康に賀す、（當代記）

九月十三日　片桐且元、大久保長安、板倉勝重伏見城に上り、豐國社の條約並に社頭石燈籠の事を陳べ許可を受く、（舜舊記）

九月二十一日　家康伏見城番を更定し、結城秀康を以て留守と爲し東歸す、（當代記）

▽慶長十二年

三月一日　結城秀康病あり、伏見を發して北莊に歸る、（慶長日件錄）

三月二十五日　幕府畿內及近傍諸國の諸大名以下に駿府築城の役を課し、伏見城の器用を駿府に輸送せしむ、（當代記）

「當代記」駿城修築の爲、畿內、丹波、備中、近江、伊勢、美濃十ケ國の人夫を召る、五百石に三人の制なり（一說には五百石に付一人）この人夫先伏見にのぼり、かしこより駿城に送る所の什器長持以下を運送せしむ云々

「慶長見聞錄」この月（中畧）また伏見城中儲蓄ある所の財寶、器物、布帛、筵席の類までこと〴〵く駿府へ運送せしめらる

閏四月四日　伏見城下近習の輩の居宅毀たる此頃京伏見の邊物騒也（當代記）又此頃伏見より駿府へ金銀五百五十駄を運送し、次いで十九日また金銀八十駄を送る、（當代記）

閏四月二十九日　幕府掛川城主松平定勝を伏見城代と爲し新地五萬石を賜ひ掛川城を其子定行に與ふ、（當代記）

この頃まで伏見城松丸は普第衆交代して警衛し、治部少輔丸は水野石見守、名護屋丸は日下部兵右衛門、江雪曲輪は成瀬吉右衛門、戸田曲輪は松平豊前守、戸田又兵衛、帶曲輪は小笠原次右衛門、其外大須賀五郎兵衛、柘植三之丞警衛し、この輩京所司代板倉伊賀守並に米津淸右衛門とはかりあいて諸事を沙汰せしが定勝城代たるに及びこのともがら皆駿府に赴く、伏見町奉行長田喜兵衛、芝山喜兵衛、淀山船奉行は小笠原越中也、（德川實紀）

五月二十三日　幕府伏見城三年番の制を定む、（慶長見聞錄）

「別本當代記」伏見三年番は慶長十二年未より始渡山邊山城、其次水野市正、其次松平丹後、慶長十二未年伏見三年番初る

未、渡邊山城守　申、水野　市正　酉、松平丹後守　戌、山口但馬守

亥、阿部備中守　子、高木主水守　丑、渡邊山城守　寅、井伊掃部守

卯、松平丹後守　辰、土岐山城守　巳、高木主水正　阿部左馬助　午、水野備後守　牧野内匠頭

「花遯漫鈔」伏見錄、慶長十二丁未三月十九日大御番より伏見在番はじまる、頭一年代り諸組より抜人三十人三年詰、これを伏見三年番といふ、

「徳川實紀」廿三日（中略）この日大番頭水野市正忠胤渡邊山城守茂をして、其隊下の番士を引つれ伏見城を勤番せしめらる、これを三年番といふ、番頭は一年にて交代し、番士は三年にて交代す、八月十二日をもて交代の期たるべしと定めらる云々

▽慶長十三年

十一月　是月家康伏見城代松平定勝の領地を改め近江及び伏見の地を賜ふ、且廩米二萬石を與へて士卒の扶助に充てしむ（家…日記補、松山叢談）

是歳　幕府伏見の銀座を京都に移す、（貨幣秘錄）

「銀座由緒書」慶長十三申年、伏見之御役所を京都へ御引移被ㇾ爲ㇾ成、京都室町通と烏丸通之間、二條より三條迄四町拜領被ㇾ爲㆓仰付㆒御役所相建座人住居仕候

「貨幣秘錄」慶長十三年戊申、伏見の銀座を京都に移され、地所四町を賜ひ銀座を建られ伏見と兩所にて鑄造す、爰をも兩替町といふ

▽慶長十四年

「備考家康銀座を伏見に置き貨幣改鑄を命ぜしは慶長六年五月なり」

二月十八日　筑後柳川城主田中吉政（所領三十二萬石）參覲の途伏見に卒す、（當代記）

三月六日　加藤淸正伏見を發し江戸に參覲す、（慶長年記）

七月十七日　大番頭松平重忠、山口重政に伏見城在番條約を授く（令條記）是月重忠重政等伏見に赴任し八月十二日到着す、前城番水野忠胤以下番士交替歸府す、（家譜）

十一月二十五日　福島正則伏見を發し江戸に參覲す、（慶長年錄）

▽慶長十五年

三月二日　安藤正次伏見城監使を命ぜられ江戸を發す、（寛永系圖）

▽慶長十六年

四月三日　家康三月十七日を以て上洛、二條城に入り、この日伏見城に入り滯留二日にして二條城に還る（當代記）

十一月十七日　伏見火あり、諸大名の邸宅多く燒亡す、（當代記）

「義演准后日記」十一月十七日伏見町延燒燒失五六町

「當代記」十七日未刻、伏見新町より火出、兩替町燒其より大名衆屋敷二十計及二類火一、但去夏よりコボシ殘の家共也

「駿府記」十一月二十二日自二伏見一飛脚到來申云々、去十七日未刻伏見町中燒亡、家千餘宇燒失餘焰の所レ移、龜井武藏守（〇茲矩）吉田大膳太夫（〇重治）島津右馬頭（〇忠興）稻葉右近太夫（〇方廣）田中

筑後守忠政、池田備中守（○長吉）石川長門守、森右近忠政、毛利伊勢守（○高政）加藤佐衛門佐（○貞泰）日根野左京亮（○高繼（堀久太郎、筒井紀井守（○定次）松平土佐守忠茂（義）、松平陸奥守政宗松平伊豫守忠昌、永井右近大夫直勝等宅燒亡云々

幕府伏見城を毀す

慶長十九年、豊臣秀頼兵を擧ぐるや、家康、秀忠軍を率ゐて西上し、伏見より進發して秀忠は住吉に陣し、家康は木津、奈良を迂回して策應するに至つたが、兩軍媾和の成るに及んで軍を返し東歸した、是れ即ち冬の陣であり。次で元和元年四月、秀頼再擧を圖つたので家康、秀忠再び西上し、五月五日大阪を攻め、八日には凱旋して二條城に公武の人々を饗應されたのであつた。

元和九年には秀忠、將軍職を家光に讓り七月二十七日家光は征夷大將軍を拜したが、此時三條實條卿勅使として伏見城に參向し宣旨を傳ひ、翌二十八日は諸大名伏見城に上り將軍宣下を賀し、國持ち十萬石以上は太刀馬代並に時服金銀を献じ、九萬石以下は太刀目錄を捧げ、城下は此等月卿雲客の往來連日相次ぎ、一時的ながら殷賑を極めたのである。即ち此家光將軍宣下に依る勅使の參向や饗宴による賑ひこそは伏見城の最後のものであつて將軍歸東するや松平安綱を召し「伏見を除いて帝都を守護するの地、淀に勝るはない、汝今より淀の地に築城せよ」と命じ、伏見城の遺材を以て修築に當らしめ、更に京師の寺社に給付し、玆に於て城下町の面目は次第に失はれ、大名の邸宅も漸次減少して字名に所在の名殘りを停め、伏見山も空しく荒廢に歸したのである。

伏見城の廢毀された影響は可成り甚大であつたことを想像される。大名はたゞ參勤交替に際し淀川を上下するに過ぎぬのであるから寛永中期より正保、慶安の年間は全く火の消えたやうな寂しい町に過ぎなかつたらう。然して殘された廣大な大名邸宅趾は星霜經るに隨ひ民有に歸り、軒を連ぬる民家と化するもあれば、耕作地化して今は所在の想像もつかぬものもある。此間にあつて荒廢に歸した伏見山は狐狸空しく雄草の間に棲むの場所となつたのであるが、人ありて紅桃三萬樹を植ゆるに至つた處から、春は紅霞棚曳く遊樂の地となり、何時しか此地を「桃山」と呼ぶやうになつたのである。後ち桃樹は短命であるとて梅樹が植栽され、梅林に香を慕ひ桃溪に春を賞する俳人歌客の吟詠の料となり、それ等の遊客が春ともなれば杖を曳く地となつたが、「都名所圖會」に云ふところの梅溪とは萬疊敷の邊り清凉庵の北と西とであつて、京都師團の設置から萬疊敷は練兵場として買收され、多くの梅樹は取拂はれたが、五郎太町より西、桃山學區地内には尙ほ老樹清香を放つ往年の名所の俤げが殘つてゐる。

伏見城廢毀後百四十年を經たる寶暦の頃、顯常大典なる人の城山觀梅記中より一節を抽けば

三戸村を旋り隴を過ぎ林を穿ちて北し、一庵に至る、清凉と曰ふ、庵僧文亮（文亮は同伴の人）を識る、之を堂上に引て茶を飲ましむ、以て渴を止め足を息ふことを得たり、庵西に面し、遠く山野を挹ゆ、俯せば則ち梅溪なり、復目を注ぐこと久うす、庵を辭して西に行き、稍下に就く、遂に梅溪を過ぐ、是梅の最も多きなり、故に名づく、正に爛く爛熳蓋復し、恍として雪中に行くが如く、馥郁以て人の肝腸を滌蕩す相與に謂て曰く、玄都の觀、瘦嶺の思に熟ぞやと、左右に眄して已ます（略）

伏見の夜急に更けたり時鳥　　蕪村
大名のあざなを桃の畑かな　　正秀
月見せん伏見の城の捨廓　　去來
太閤の千疊敷や茶摘歌　　露月
わが衣に伏見の桃の雫せよ　　芭蕉

幕府奉行所を置く

三代徳川家光が將軍宣下の禮を最後として茲に伏見城を取壊すに至つたが、是れ元和夏の陣に於て豐臣氏滅亡し、警戒の必要がなくなつたからである。此元和元年大阪城を攻めた時より遡る拾五年、慶長五年家康が關ケ原に大捷し政權を掌握する所となるや、先づ大阪の城代松平下野守忠吉は伏見奉行を兼ね、治廳を桃山淸水谷に設け、寛永七年二月現今の工兵隊營地に移り、其臣舍人源太左衛門を代理として奉行所を開き、大和國の郡代を兼ねしめたのであつた。

即ち伏見奉行當時の支配地は伏見町及び伏見廻り八箇村並に宇治川筋、御池廻り、木津川筋の川添ひ七十八村落と、それに山科御西山、勸修寺、石田、南小栗栖、五箇莊、久世郡槇島村落であり、此伏見廻り八箇村石高は古検三千九百七石二斗七升六合であつたが、寛永二年小堀遠江守の検地石高では四千三百六石六升四合となり、次で延寶六年仙石主殿頭の検地石高は四千三百三十八石五升一合となつた。茲に深草地内に於ける上納石高を擧

ぐれば

▽深　草

五百六十石二升五合	伏見御預け
六百二十三石九斗八升六合	九條殿御家
二百石	藤森社
六十二石一斗二升	新典侍御局
四十石	大典侍御局
三十一石一斗二升三合	養林院
三十石二斗四升一合六勺	知恩院
二十八石四斗八升一合	法傳寺
二十四石二斗七升	禁裏御料
十九石三斗八升四合	上御靈社
十八石一升六合	圓福寺
十七石九斗五升五合	高倉殿御家
四百三十九石八斗四升六合	伏見御預け
三百石	御香宮社

九十三石九斗五合　南禅寺
四十一石九斗三升九合　中御所殿家
三十三石三合　慈照寺
三十一石　本覺寺
二十九石三斗八升七合　內侍所
二十六石　佛陀寺
二十石　華堂寺
十九石六升八合　七觀音寺
十九石三斗八合　若宮八幡社
十六石九斗八升四合　極樂寺
十六石三斗七升一合　下御倉
十石九斗一升九合　大外記知行
八石四斗　勝德寺
六石二斗九升七合　白川殿家
四石六斗一升八合　御藏入
十六石九斗七升五合　誓願寺

十六石二斗七升　安樂壽院

▽大龜谷

四百三十六石五斗七升八合　御藏入代官

▽福稲

二百三十石九斗八升七合二勺　東福寺

三十九石九斗五升五合　小倉殿家

十八石九斗六升八合　御藏入

七十七石　御局

百三十四石九斗五升五合五勺　南禪寺

十六石一斗　上前御局

十石四斗九升五合　出納東市正知行

六石三斗　大隅大炊助知行

五石二斗六升一合　相國寺

四石一斗九升八合　高濱釆女知行

六石三斗　內野丹後守知行

二十七石一斗三升三合　東福寺

十石	新田
五十石	大典侍御局
五石四升五合	七條家
百六石八斗九升六合五勺	稲荷社
百九十石	東福寺
四十一石七升四合	清和院

即ち深草、大龜谷は共に伏見奉行支配に屬し、福稲は京都町奉行の支配に屬したのである。而して此正租の徴收法は福稲は田草高一石六斗、畑一石五斗を定免、納米の內金納は幾分を願ひ容れられ、納期は毎年十月中旬より二度に納め、銀納は極月二十五日限りとした。但し大龜谷草下卿は十一月十日銀五百目を納め、同月二十五日適宜納め、殘りは十二月十日と三月十日に皆納した。

此外に正租外運上冥加と云ふがあり、これは福稲、深草上卿は詳かでないが、大龜谷と深草下卿は庄屋が年始八朔に伏見奉行所へ鳥目二十疋を獻上し、此費用は高割で徴收した。尚ほ庄屋、年寄、百姓總代の步行給料は高一石に付米一升八合三勺の割で十二月中に小百姓より徴收し、其他雨乞ひ入用、村費等も總て高割で十二月中に徴收したのである。

大阪城代、松平下野守忠吉が伏見奉行を兼ねた慶長五年以來の歷代奉行を擧ぐれば

▽城　代	松平下野守	(慶長五年より同七年迄)	三ヶ年
臣	舍人源太左衛門	(慶長五年より、同七年迄)	
▽城　代	松平隱岐守	(慶長七年より、元和五年迄)	十八ヶ年
兩町奉行	柴山小兵衛	(慶長七年より元和元年迄)	十四ヶ年
同	長田喜兵衛	(慶長七年より、元和元年迄)	十四ヶ年
同	門奈助左衛門	(元和元年より同五年迄)	五ヶ年
同	山田清太夫	(元和二年より同五年迄)	四ヶ年
城代奉行	山口駿河守	(元和五年より同九年迄)	五ヶ年
郡代兼代官	小堀遠江守	(元和九年より、正保四年迄)	廿五ヶ年
同	水野石見守	(正保四年より、寛文九年迄)	三ヶ年
代官兼	仙石因幡守	(寛文九年より、天和元年迄)	十三ヶ年
同	戸田長門守	(天和二年より、貞享三年迄)	五ヶ年
同	岡田豊前守	(貞享四年より、元祿七年迄)	九ヶ年
同	靑山信濃守	(元祿七年より、同九年迄)	三ヶ年

以後、京都町奉行兼役支配となる。

京東町奉行　瀧川丹後守　（元祿九年より、同十二年迄）　三ヶ年
同　松前伊豆守　（元祿九年より同十年迄）　二ヶ年
同　安藤駿河守　（元祿十年より同十二年迄）　三ヶ年
京西町奉行　小出淡路守　（元祿九年より、同年六月迄）　五ヶ月
同　水野備前守　（元祿九年より、同十一年迄）　三ヶ年

以後、伏見奉行支配に復す。

和州郡代兼　建部内匠頭　（元祿十二年より、正德四年迄）　十七ヶ年
同　石川備中守　（正德四年より、享保五年迄）　七ヶ年
同　北條遠江守　（享保五年より同十九年迄）　十五ヶ年
同　小堀和泉守　（享保十九年より、延享三年迄）　十三ヶ年
同　菅沼織部正　（延享三年より寛延四年迄）　六ヶ年
同　堀　長門守　（寛延四年より、寶曆八年迄）　九ヶ年
同　久留島信濃守　（寶曆八年より、明和元年迄）　六ヶ年
同　本多對馬守　（明和元年より安永七年迄）　十五ヶ年
同　小堀和泉守　（安永七年より、天明五年迄）　八ヶ年

安永七年來任の當時は稍民政に意を注いだが、幾干もなく驕奢に長じ華麗を好み、婦女子を掠奪し、無辜の民を殺戮し、在職中に住民より苛酷に徴收した金額は實に十二萬三千兩に達したとの事だ。茲に於て文珠九助、燒鹽屋權兵衛等相謀り千辛萬苦密かに策を立て江戸幕府に歎訴し、遂に其志を貫いて天明五年に小堀の役務を免じ八年五月其家を改易し其封を沒し、小田原に追放されたのであつた。

同	久留島信濃守	（天明六年より寛政三年迄）	六ヶ年
同	本庄甲斐守	（寛政三年より、同七年迄）	五ヶ年
同	加納遠江守	（寛政十二年より、文化四年迄）	八ヶ年

以後、又も京都町奉行兼役支配となる。

京東町奉行	森川越前守	（文化五年より、同年十二月迄）	十一ヶ月
同	小長谷和泉守	（文化五年より、同七年迄）	三ヶ年
京町奉行	牧野大和守	（文化五年より同七年迄）	三ヶ年

以後三度び、伏見奉行支配となる。

伏見奉行	本多大隅守	（文化七年より、同十一年迄）	五ヶ年
同	丹羽和泉守	（文化十二年より、文政二年迄）	五ヶ年
同	仙石大和守	（文政二年より、同六年迄）	五ヶ年
同	堀田豊前守	（文政六年より、同十年迄）	五ヶ年

同　本庄伊勢守　（文政十一年より、天保四年迄）　七ヶ年
同　加納備中守　（天保四年より、同九年迄）　六ヶ年
同　內藤豊後守　（天保九年より安政六年迄）　廿二ヶ年
同　林　肥後守　（安政六年より慶應三年迄）　九ヶ年
京都町奉行　永井主水正　（慶應三年七月より維新に至る迄）

以後、京都町奉行支配となる。

安永年間の苛政

德川幕府が、伏見城を毀し政權を江戸に移したとは云ひ、尙ほ奉行所を伏見に置き直轄地となせるは、依然此地を重要視したからである。されば歷代奉行は支配下の政治に對し大に留意し、極めて圓滿裡に推移を見たのであつたが、安永年代小堀政方が着任するや、暴政眞に言語に絕し、士民は離散荒亡の外なき窮狀を示すに至つたのである。茲に於て文球九助、燒塩屋權兵衞等以下の所謂伏見義民が蹶起し、此惡奉行を驅逐し、以て住民を塗炭の苦みより救つたのであるが、以上義民七氏の挺身事に處した悲壯な事實は、本誌十五頁、舊蹟名所篇の「燒塩屋の墓」に於て詳述してあり、茲には小堀政方暴政の事實を訴狀の內容に徵することゝする

乍レ恐書付を以奉ニ願上一候

一、山城國紀伊郡伏見驛下板橋貳丁目元年寄九助同所京町北七丁目同九兵衛申上候伏見之儀は往古より一町

に年寄壹人宛有之順番に御年頭拜禮に罷出候處いつの頃よりか北本町にて貳人南本町にて貳人隔番に拜禮に罷出候者相極り毎年出府仕候砌惣町中より相應に宛行ひ遣來候然る處四年以前寅年十一月二十八日（註天明二年）下村惣左衛門平井喜左衛門山本治郎右衛門柴垣五兵衛四人共苗子御免惣年寄之名目被ㇾ下役料壹人ゑ六百目宛惣町中より割渡し候樣御用人長井彌次兵衛門殿當番與力衆御立合にて被二仰度一候得は前々より出府之砌夫々ゑ宛行遣來候處此度新規に被二仰付一惣町中壹ヶ年に銀貳貫四百匁宛町役にて差出餘慶差出一同難儀仕候

一、當御奉行様七年以前亥年（註安永八年）より御勤役被ㇾ遊惣町中分限相應成者共へ御用金被二仰付一差上來押而御斷申上候得は同心衆外に森與十兵衛殿と申者來帳面等を取上土藏に封印附候に付無二是非一金子差出し申候然る處子年（註安永九年）に至右御返濟として取逃無盡御取立之由にて町役之者御用人衆と馴合身上相應之者茶屋に相招き用人衆より直々御頼有ㇾ之一枚に付十匁廿匁と札料相極地持六千二百五十六軒（註三間間口を一軒役と稱し、大間口あるものは二軒役といふ）ゑ割付に成伏見中にて六百枚程毎月一度宛百會滿にて取集今以出銀仕罷在候處又々御參府之節御用金壹軒に付十三匁五分七厘宛之割當にて都合千五百両被二仰付一候旨御與力三輪源太左衛門殿津田順右衛門殿御懸にて被二申渡一候に付四百七拾匁程惣町中より可二割出一旨申上候得共半金にも不二相當一候旨御叱りに付左候はゝ家別に貳匁五分つゝ両度に差上度旨申上候得は御聞屆有ㇾ之右之割合を以て金九百兩相納候處猶又殘六百両之儀は身上宜敷者共より强而御取立被ㇾ成都合千五百両に相成候、

一、當六月中（註天明五年）御勝手方御用人太田垣伊右衛門殿より被二仰付一候由にて町役之者共併堀内村庄

屋敷兵衛伯耆町馬借年寄六兵衛下南部日用頭十助より町中身上相應之者え取退無盡加入之儀强而申付被ニ取立一難儀仕候

一、毎年御年頭拜禮之節両御丸樣え献上物代銀四貫貳百六拾目宛例年茶屋四郎治郎え相渡し來候處亥年（駐安永八年）は大納言樣（註德川家基）薨御被レ爲レ遊候に付西御丸之献上物代銀は不用に相成候處勘定帳面に例年之通相認差出現在貳貫百三拾匁押領致し候に付町々年行事年寄共より調に掛り候處右勘定帳は御番所え差上候由申立去年拜禮之節も御懸り御奏者番樣御目附樣えの進物代銀凡三百匁相掛り候旨書出し惣町懸りし候へ共前々より例無レ之殊に遺物之賣上も不ニ持歸一候に付疑敷御調之儀相願候處臨時進物は可レ有レ之事之由於ニ御白洲一被ニ仰渡一候

一、右惣年寄四人義押領等有レ之候上橋之御渡初之節諸入用勘定高之内五百匁程押領致其外町方年中勘定仕上も紛敷事共有レ之併石錢方より葭島新田起返し賃錢百貫文葭島名主え可ニ相渡一處是又取込不ニ相渡一我意權高に相成町中難義に及候間前書の御用人中え立入候七瀨川佐渡屋次郎右衛門え相渡候處金子貳百兩差出候はゝ四人共役儀取立元々之通に可レ被ニ成下一旨申候に付御用人財滿平八郎殿え金百五十兩差出し惣年寄四人は隱居被ニ申付一候得共銘々悴共跡役に被ニ申付一役料等は有來通悴え可レ渡旨被ニ申渡一町中費相止不レ申候

一、諸色運上願致し候佐渡屋次郎右衛門、紙屋嘉右衛門、河内屋伊右衛門苗字御免被ニ仰付一候右願人は名目計にて町中に困らせ置跡より髮結惣右衛門林藏を以御內益御詫禮式祝儀杯と名付分量に過候金子ゆすり取候手段之由右次郎右衛門自身申聞候右體之儀は御奉行樣には一向御存知不レ被レ遊土地靜謐に可レ有レ之思召候處

御家中並與力同心中之仕業にて町人共難義之事共數多有レ之及ニ騷動一候事至而數敷事共に御座候
一、伏見中肥（註糞尿の事）之儀是迄近在并攝河之百姓取來り候處油掛通紙屋嘉右衞門と申者に引受に成り以外より受合候者共難義に相成申候
一、右佐渡屋次郎右衞門義近在より出候米問屋願相叶候處古來より有來る米屋並造酒屋共難義之旨申上候へは御用人長井彌次右衞門殿當番御與力衆御取計御内益と名付金子百五拾両御取立右問屋御潰し被レ成候
一、大阪町駿河屋伊右衞門義質屋會所改相叶候處質屋共差支候旨申上候得は相止み又候去年右伊右衞門義質屋古手屋會所支配人に相成候に付質屋共差支之旨申上候へは大金御取上支配人御止被レ成却て質屋年寄樋口町八幡屋半右衞門苗字御免被ニ仰付一候
一、古手屋之儀は金子出し不レ申候に付當時伊右衞門支配受罷在候
一、右之外見世に商物差置候へは何に不レ限運上願人有レ之町方より差支候旨申立候へは役人中に被ニ取立一候事數多御座候
一、右古手屋會所差配人伊右衞門古道具屋も同樣差配人被ニ仰付一候處兩仲ケ間より不得心之旨申候へは御用人財滿平八郎殿より金子百両差出候はゝ元之通に可レ被ニ成下一旨被ニ申出候
一、伏見髮結の儀は下賤之者にて床株を持捕者有レ之節或は牢屋へ罷出勤來り候處此度惣右衞門（註博徒にして肥後橋三栖側船大工庄左衞門の借家に住す）と申者目明しとなり新規に床株壹軒被レ下右惣右衞門並林藏と申髮結兩人は旅に出候節は帶刀御免被レ成候に付權高に成寺院方並聚樂組年寄 傳兵衞 を其身宅へ呼付敷蒲團

に居り罷在應對致し不法之事共に御座候

一、周防町に博奕會所建度旨髮結惣右衛門林藏より申候得共家主甚嫌ひ店借し不レ申候然る所御家中森奥十兵衛參後難請合之手形を渡し候に付無レ據借し候處近藤小八郎殿と申穩密同心衆より吟味に逢候節右十兵衛より遣し候證文差出候得は證文は用に立不レ申旨被レ申家主を町預にいたし詫金取相濟し並大文字町にて博奕會所取建度旨申候に付斷申候得は御家中岡本丈助參右會所にて御部屋樣之御自分金貸付候間是非借し候樣申候得共右周防町之例も有レ之候に付家主得心不レ仕候處左候はゝ金貳歩出し候樣申右金子を取會所之儀は相止み候

一、御內々の御免を蒙り候旨惣右衛門林藏等申渡し中書島に於て見德博奕之會所相建冥加金差上候由にて日々繁昌仕町方之若き者共並手代下人に至迄晝夜入込罷在家業を忘れ金銀を費し候に付勘當御願申上或は欠落等仕候者夥敷土地之迷惑限り無二御座一候

一、博奕會所に不レ參寶引等之慰致候者有之候へは御用人長井彌次右衛門殿御同心近藤小八郎殿並手先惣右衛門林藏參彼是六ケ敷中坪井組塩屋町より金七拾兩御駕籠町より四拾兩ゆすり取此四拾兩之割金九助（註文珠九助の町內下板橋）町內よりも差出し申候

一、川筋堀端之濱地無年貢之場所に候處佐渡屋次郎右衛門願出濱之間數御改有之御大名樣御藏屋敷は相除き町人共へはかり過分之御年貢被二仰付一難義之旨申上候へは詫金と名付金子三百兩程懸り御役人衆え取候上少分之御年貢にて相濟申候

一、竹中醫山本元順兩替町森元立宣北村淳仙三人御奉行樣え被二召抱一銘々居宅之分諸役御免之段御用人中より被二仰渡一御除地同前に相成右之分役銀町中より惣割にて相勤申候

一、高瀨川筋に罷在候墓所之煙亡市兵衛長兵衛御用金差出候に付苗字御免町之駕籠にて往來被二仰付一候

一、京橋邊革荷物引請候問屋三軒當春非人之手下に被二仰付一御仕置者有レ之節拔身之鑓を持候樣被二申渡大に困り御役人衆え相歎き候へは壹子御取立にて元之町人に被二成下一候

一、先年仲右衛門と申者升形町材木屋茂兵衛方え金四拾兩預ケ置茂兵衛よりも用立金貸遣之色品等有レ之差引相濟候由其後茂兵衛跡式退轉いたし末葉之者尼ケ崎へ居候處近藤小八郎殿宅え呼寄右金子元利百両に相成候間早々相濟し候樣被二仰付一候得共壹錢も可レ出體之者に無レ之候間無二是非一尼ケ崎町より金五拾両差出償候由其外古借金半分わけ之相對にて嚴敷取立之儀度々御座候

一、中書島湯屋源四郎義理性院樣御名目銀之貸付候處右銀子御取上に成銀拾四貫匁を三ツ割借り方一分にて四貫六百目餘貸方に致返濟候樣御同心小林小十郎殿被二申渡一禮金之儀は双方より金百兩宛急に差出候樣同所河内屋新七申聞候

一、六地藏村清水と申酒屋え御與力津田順右衛門殿御同心近藤小八郎殿參酒三升買候而代金に壹兩相渡候に付つり金三歩と錢と差戻申候然る處右酒屋御呼出し両替儀は仲ケ間之外御停止に候處いつの頃より仲ケ間へ入候哉之旨嚴敷御吟味之上金貳拾兩差出候樣被レ申候に付無二是非一相納候由其外少分之買物に貳朱銀を渡しつりを取歸り候跡へ惣右衛門林藏參吟味致五両七両宛ゆすり取候事度々候間町人共こり釣錢取引相止め候處

漸先日釣錢遣候事不ㇾ苦候御觸有ㇾ之候

一、革屋町佐渡屋次郎右衛門借家に居候者之忰京都より家出いたし歸居候所主人方詫相濟候間御訴不㆓申上㆒差置候處御與力津田順右衛門並隱密方同心中より察斗有ㇾ之右次郎右衛門並同人甥彌助両人は相除其外之町人共より割合を以金三拾両差出候樣申渡右金子御取立被成依估贔負なる取りはからひに御座候

一、新町四丁目久太夫離緣之聟盜賊に入候由にて入牢被㆓仰付㆒候處前書惣右衛門林藏より首代金五拾両入墨代三拾両差出候樣申付右金子取立相濟候由

一、伏見之儀は何品によらず代物銀子取遣イに候間自分に目方改候天秤所持致來候處御停止被㆓仰出㆒候然る處町方惣代友田太郎八外貳人其外町役之者より達て相勸め天秤壹丁に付金貳百疋宛之割にて百両程取立候上內々天秤相用候樣御役人中より被㆓申渡㆒候

一、伏見所々に有之候寺方境內町役地之分永代除地に可㆓被ㇾ成候間壹軒役に付金貳拾五両宛差出候樣御用人長井彌次右衛門寺院方え被㆓申渡㆒右地所除地に罷成候へは其町に出銀多く罷成候處寺院方其儀を被ㇾ察候哉强而御斷被ㇾ申除地之沙汰相止み申候

一、町方道造之儀御與力三輪源太左衛門殿より被㆓申渡㆒古來より之道幅小路狹く候間居宅建物伐取候樣可㆓相成㆒候旨近藤小八郎殿宅へ其町々呼付申渡候上金子取立切取候事相延並下南部町 森橋通東町え 新規に道付候間居宅切取候樣被㆓仰出㆒候旨にて近藤小八郎両町間數御改に御出被ㇾ成候節前書林藏 金三拾両を差 出し御免相願候樣下南部町え掛合申候此金子も盆前に少々取立候由に御座候

一、伏見宿役人足方石錢と名付大阪より登り船壹石に四文宛壹人に付四文宛之積リを御免被ニ成下一取レ之一ケ年冥加銀五貫目宛上納仕宿役人足方勤來候處五ケ年以前丑の年（註天明元年）請負人河野新吾申出し右石錢御取立に相成候樣子に付町方騷動いたし同七月六日御歎願に大勢罷出候處御聞屆有レ之新吾義請負御止め被レ下新吾借銀拾三貫目町方引受に被仰付今以年々利足差出申候然る處四ケ年以前寅年（註天明二年）二月右人足方請負に致度旨惣町中より相願足し銀一ケ年拾貳貫目余宛町方より差出し來候處同九月被ニ召出一前書新吾置通三ケ年之間石錢壹錢增に御免被ニ成下一候間右新吾方ゑ右茶料名前料貳貫四百目御內證金貳拾両差上候樣被ニ申渡一候

一、御役所御用人足日々差出候分百貫文餘宛有レ之候處向不レ被ニ下置一町々より辨へ罷在難儀仕候御役所廻り垣結並掃除人足等は此外に差出し宿役之外に御座候

一、右織人足之儀鐘木町平野屋傳六爲ニ請負惣町中より銀拾壹貫三百匁宛渡來候處御用人長井彌次右衛門殿より町役惣代友田太八郎ゑ可ニ相渡一旨右彌次右衛門殿差圖之由太郎八申に付請取町方にて相居候處間もなく御用人財滿平八郎殿より右請負南組本町車町店借信右衛門ゑ爲レ致町々壹軒役に銀五匁つゝ貳ケ年分銀高六拾貫匁餘一所に致し信右衛門ゑ相渡し爲ニ貸付一右利分を以永代請に可レ致旨被ニ申聞一候得共町々より手賄に致度旨相願候處取用無レ之無是非信右衛門ゑ相渡し候樣被レ申せり合に罷成御免相願候はゝ徒黨仕候旨平八郎殿嚴敷御吟味有レ之候

一、此度道中筋宿々相續之ため宿織人馬賃錢四割增被ニ仰付一內貳割は上納殘貳割は馬借人足所之益に仕候樣

被㆓仰出㆒候趣伏見御役所におゐて被㆓仰渡㆒難㆑有仕合に奉㆑存候然る所貳割町中之益に相成候に付金五拾両差出し外に平八郎殿え金五両御勝手御用人太田垣伊右衛門殿へ金五両取被㆑申候御公儀より所々御救に割増之儀被㆓仰出㆒候處右躰大金被㆓取立㆒候ては却て迷惑に罷成申候

一、所々橋々御普請御入用之由にて古御城山諸木伐採山荒し候に付去年松苗千本餘植候様被㆓仰付㆒銀壹貫七百目落札に候處貳貫五百目之札え被㆓仰付㆒候旨山林方御與力三輪源太左衛門殿より申付目前に八百目之費相立其上山林方御役人中え夫々禮式取被㆑申候

一、六地藏橋此度御掛直し貳貫六百目之落札にて日野屋喜兵衛茨木屋五郎兵衛え請負被㆓仰付㆒候然る處右請負高之内金貳拾両可㆓差出㆒旨御內意有㆑之候旨にて喜兵衛義大に困り候由申聞候

一、前々より御川漁有㆑之節取揚候諸魚御入用之分相納殘りは御用相勤候漁師え被㆑下候處當時は右殘り候分入札にて御拂に成り漁師共助成無㆑之様罷成申候

一、伏見御役所南東御門は〆切北西御門は番所有之猥に出入不㆓相成㆒候處右番所相止み四方之御門明放しに成候間御內に行倒者兩入有㆑之右入用町懸りにて差出し殊に身元不㆑宜者日々御家中に立入及 密談㆒又は晝夜に不限藝子舞子被召呼御用人衆與力衆同心中其外御家中に至迄慾心增長町人共をせひり或は無躰之申掛けゆすり取いたし七ケ年之間に凡拾万両ほとも被 取上㆒此節町中立行不㆑申此上に兩三年もか様之目に逢候はゝ伏見町離散仕亡訴同前に可㆓罷成㆒と歎敷御事に御坐候

一、穩密方同心衆並佐渡屋治郎右衛門宅え御奉行様御部屋様共被㆑爲㆑入旨申僞り舞子藝子京都より呼寄共內

近藤小八郎殿方にては藝子遊女之類呼寄輕薄仕候者共寄合晝夜酒宴にて奢に長し其上藝子舞子之乘り候駕籠は往來共人足所より宿役にて相勤候樣被ニ申付一格別之失脚相懸り町中難義に罷成申候

一、伏見貳拾石船支配人淀屋傳右衛門義何之譯に候哉船支配並年寄役ニ被召上一候旨御用人長井彌次右衛門殿當番與力衆立合被ニ申渡一跡役同町之者え被ニ仰付一無商賣に罷成暮方無レ之候に付奉公稼に罷出可レ申と路用才覺致候由及ニ御聞一遠國は勿論他所へ參候義差留候樣町內えニ被申渡一足留に罷成及ニ渇命一罷在候

一、當七月九日九助九兵衛村上町年寄市右衛門兩替町十三丁目年寄淸左衛門直違橋九丁目年寄權兵衛右五人思召有レ之年寄年行事被ニ召上一京町年寄伊兵衛大文字町年寄傳兵衛兩人は年行事被ニ召上一候段御用入財滿平八郎殿御與力横田彥左衛門殿立合被ニ仰渡一奉ニ恐入一候然る處何之譯に候哉御吟味等も無レ之候間相考候得は右七人之者共人足方永代請並四割增之禮金物町中之爲に不ニ相成一旨押て御斷り申張候間七人之者共役義勤置候ては佞人共之妨に罷成候に村南組本町年行事年寄鐘木町傳六同帶刀町作兵衛北組本町京町通十一丁目町人市兵衛聚樂組年行事年寄城通町八兵衛兩替町十五丁目年寄庄右衛門京橋町町人庄九郎並南組本町東町車町店借信右衛門義金子貳拾兩可ニ差候一間七人之者を役義取放貰度旨財滿平八郎殿え內々相賴右金子は盆前に差出候由に御座候

小堀和泉守樣

表御用人

長井彌次右衛門殿

財　満　平　八　郎　殿

御勝手御用人

太　田　垣　伊　右　衛　門　殿

同御與力

三　輪　源　太　左　衛　門　殿

津　田　順　右　衛　門　殿

同穩密方御同心

近　藤　小　八　郎　殿

小　林　小　十　郎　殿

勝　野　十　藏　殿

勝　島　嘉　助　殿

武　井　佐　左　衛　門　殿

両替町十五丁目年行事年寄

庄　右　衛　門

庄　九　郎

京本町町人
車町店借り　信　右　衛　門

右之方々奸佞邪智之者共告知らせ候に任せ御威光を借候而無躰之差圖申付等被レ致其下働候者

森　奥　十　兵　衛

右之者は兩替町筋指物屋九兵衛と申者にて平日御立入仕候處新規に被ニ召抱一候

岡　本　丈　助

右之者は虚無僧退虚と申候者に候處新規に被ニ召抱一候

小　林　惣　五　郎

右之者は下風呂屋町京屋と申多葉粉入屋に候所新規に被ニ召抱一候

髪結目明し　惣　右　衛　門

同　林　藏

右兩人之者御用人中與力衆同心中と馴合種々之儀聞出し御内益御詫金御禮金抔と名付金子ゆすり取又は御免之由申僞博奕倉所相建我儘仕其上少々之儀を尋捜し無躰成義申懸候發起人に御座候

右之通に御座候當御奉行御初入以來七ケ年之間に右躰新規之儀相始り其度々御奉行様より被仰出候旨申僞又は御益願仕候而仲ケ間を極候に付商賣手狹に罷成殊に夫々運上取揚候に付おのつから諸式直段も高直に相成下々之困窮に罷成或は御公儀様御政道を不レ奉レ重御奉行様を蔑にいたし下々違背難レ成儀を呑込御奉行様より被ニ仰出一候旨申僞り御名前を穢し我儘不法之儀申出し或は慾心増長仕此上兩三年も此儘に成り行き候はゝ伏見町之町人立行難レ成離散仕亡訴同然に相成候は目前に御座候左候へは恐多も御公儀様を奉レ恨候様に相成

御奉行様之御越度にも可ニ相成一哉と歎敷何卒佞人を退け土地之風儀相直り候様仕度候得共御役所へ申上候て
は御取用ひ無レ之剰へ非道成責に逢候は治定に候間江戸表え罷出候得共共所之御奉行様より御深管無之候て
は御取立無レ之沙汰に付京都え罷歸り町御奉行所え御添管可レ奉レ願と大津邊迄罷越候處追々江戸表え御歎願
に罷出候旨訴人有レ之私共兩人之家內は町預けに成其外一所に退役致候五人之者共も被レ預私共呼戻し候樣町
內え被ニ仰渡一京町北七丁目四郎右衛門外兩人迎ひに出候所右四郎右衛門義は九兵衛と心易仕候者に付呼戻し
候樣申付候由

一、八月十四日にも三輪源太左衛門殿津田順右衛門殿より米屋年寄え御部屋樣御賴之由申僞金子三拾兩用立
候樣申付無ニ致方一十兩差出し並樵木屋仲ケ間儀に被ニ召呼一候跡右仲ケ間之內土橋町日野屋喜兵衛堀詰邊津の
國屋捌兵衛下材木町天王寺屋三郎兵衛方之帳面御取上げ其中に太田垣伊右衛門殿より御用金百五拾兩差出候
樣御部屋樣よりも金廿兩御賴之由申懸け候由

右躰之噂追々途中にて承並私共行方を嚴敷御吟味有レ之京都大阪えも手配致し捕人出候由風聞仕候上は容
易京都へ御添管願にも難ニ罷越一所詮國元え罷歸り怖敷糺明に逢ひ犬死致し候より迚も御仕置に相成候事に候
はゝ江戸表え有之儘に御注進申上置伏見え罷歸り候へは命捨候ても共內には江戸表より此趣御沙汰に罷成自
然と伏見中靜謐に罷成交易等も無ニ心置一仕候町人共一同安堵仕御公儀樣御政道明き故騷動も相鎭候と雖レ有
仕合に可レ奉レ存候私共儀は存詰候事に候間大津より直に引返し申候今日此訴狀差上置早速伏見え罷歸り糺明
に逢候覺悟に御座候間私共搦捕御仕置に成候跡にても何卒御慈悲を以土地之困窮御救被ニ下置一候樣偏奉レ願

上ㇾ候以上

天明五巳年九月

伏見下板橋貳丁目
願人　九　助

同所京町北七丁目
同　九　兵　衛

御奉行様

以上は九助九兵衛が、天明五年九月十六日寺社奉行松平伯耆守邸前に於て駕訴せる政方暴政の內容であつて、伏見町民の困窮想察すべく、奉行一味の奸曲言語同斷である、九助等の願意達し訴狀は則日評定所に上つたので更に伏見同志より致せる共後の秕政を追書提出し採納せられた、その主なるものは

一、直違橋八丁目加賀屋忠兵衛義藤森神主古借金取替遣し右神主より物之年貢にて濟崩に取立候然る所此度氏子両替町拾五丁目年寄庄右衛門申出掛定仕上候處忠兵衛方に少々請取過有ㇾ之由にて忠兵衛入牢被ㇾ仰付ㇾ金子千両差出候得は御免可ㇾ被ㇾ成旨隱密方同心衆並下役人より申掛忠兵衛入牢跡は目付役同心石田村友右衛門殿付立に被ㇾ參候由其後無ㇾ是非ㇾ手を入候處金三拾両差出宿預りに相成其上貳百両禮金差出相濟候筈に相極り候由右一件に直違橋八丁目米屋半兵衛義は長々町預け罷成候

一、京町六丁目近江屋彥太郎義商賣筋に付不行屆有ㇾ之に付町預け相成ゆすり候得共江州日野よりの出店候間都て驚不ㇾ申候處町內五六軒も御預け相成金子五百両出し候へは相濟相遣とゆすり候由

一、御家中市場吉兵衛（註元俳優坂東米五郎、政方側室芳子の情夫）義江戸表へ罷下り路用伏見惣中へ可被二仰付一趣候處當番與力衆より觸狀を以此方共より申付候へは御用金に有之其外より申付候は御用金にて無之候間差出候及不申候旨申渡候に付右路用金百両相調候様博奕會所へ被二申付一候處髮結惣右衛門御詫申上候五拾両にて相濟毎日壹両宛日割を以て五十日に相濟候由

一、車町新右衛門義九月十四日にも今町河内屋與兵衛格子出張候由建物切取候様申掛困入候よし

一、御用人財滿平八郎殿樽代金百五拾両差出し遊女請出し其後京四條大芝居取寄其外松茸狩に御出諸雜用惣右衛門林藏より差出し候由

一、小林宗五郎義御貸付金餘程取込九月廿二日夜家内不殘出ぽん致京都出店も仕舞候由 右此節江戸表御奉行様御訴申上候由承り悪事可顯之逃去候義と相見へ申候

一、九月廿二日伏見町々年寄不殘札之辻え被二呼集一役人並年行事年寄隱密方へ被呼江戸表へ罷越可二申合一せ候義無之候旨御尋候に付一統何之義も不存候段申上候得は其段請印取被申其外町々の年寄は札之辻にて印形取差出し候様被二申渡一候處新町筋高田組印形不致廿五日迄日延之義は何分御免相願候處印形不レ爲二承知一之上は同類に付入牢被二仰付一候由被申候に付無二是非一廿六日之朝町々不殘印形仕候 然る所伏見町人之内邪佞之者一両人右連印之以二書付一江戸表へ罷越伏見中當時難澁致者は一人も無之候御訴訟申上私共両人罪科おこなひ候様巧み候由に付萬一連印を以書面を御尋有之候共伏見中困窮難儀及候筋無二相違一押取逢ひ候手形を以御訴訟申上候義候間候御疑も有之は候ゝ伏見表にて何れの町人成共被二召呼一御尋被遊候はゝ

明白に相知れ候義乍レ去一通りに被二仰遣一候而は御 用人衆取 計を以手先町人御下し可レ被レ成候は必定にて候間伏見與力中より表向にて被二仰付一有之一候様に仕度旨申越候前書 伏見町中印形仕候證文之寫三通 指上申候私共義堂强附仕候筋には毛頭無レ之全土地之難義を見兼両人存詰 御訴訟申上候義にて御 座候然る處私共當御奉行様え御申上候趣伏見えも相聞候義と相見へ難 有仕合に奉 存候此上何卒御慈悲を以土地之困窮御赦被レ爲二成下一置静謐に相成候偏に奉二願上一候

（以上天明五年十月付第一回追書）

一、先月八日夕方隱密方と申役名 御取立被レ成以來は此役名は 御取止め被 遊候段被二仰渡一候乍 然勤方は是迄之通相働き仕掛有 之候御用向は四人共取計之旨被二仰渡一候

一、御奉行様より髮結惣右衛門え金百両御貸付壹ケ月に拾両宛濟崩相納候様に被二仰付一候由財滿平八郎殿先達而受出され候遊女髮結惣右衛門へ預被置候處 此度妾宅物好に普請有 之右之女住居候由 右之通京町南八丁目元年寄伊兵衛より書狀を以申越候に付此段申上候

（以上天明五年十一月付第二回追書）

一、此度道中筋御吟味御勘定方神戸近藏様御留役大原四郎右衛門様先月十一日京都より伏見へ御出去年人足〆高御改之處往送用四千餘人御役所御用人足八千人餘場帳 御取上げ取調被 成候處 芝居道具持運び並役者迎かご人足等有 之候に付 伏見本陣小右衛門被二召一呼內譯之義委細申上候様被二仰付一候得共 小右衛門義有躰之御聞申上候義御免二可被一下相願候由

（以上天明五年十一月付第三回追書）

九助等の苦心酬ひられて小堀和泉守政方は其職を免ぜられたが、此事件のため後任伏見奉行久留島信濃守は赴任を早め、翌六年一月二十一日着任、直ちに京都東町奉行所に於て丸毛和泉守と立會、關係者の吟味に着手し、奉行側及び町民の取調を受くる者二百餘名の多きに達し、年末漸く取調及び處置を終つて十二月十五日江戸へ護送されたものは左記の二十三名であつた。

▽奉行側與力、－三輪源太左衛門、長瀬五郎左衛門、小野三十郎、松山鄕右衛門、

▽同　同　心－近藤小八郎、小林小十郎、

▽和泉守家中－小堀權左衛門、宮川庄太夫、加藤又兵衛、太田垣伊右衛門、長井勘次右衛門、淺山紋右衛門

財滿平八郎、森奥十兵衛、

▽深草七瀬川町－佐渡屋次郎右衛門

以上十五人は網掛乘物

▽奉行側（北八丁目元惣年寄）下村宗左衛門、（北組鍛冶屋町元惣年寄）平井喜左衛門（堀内村）庄屋勘兵衛（鐘木町年寄）平野屋傳六（帶刀町年寄）伊賀屋作兵衛

▽（板橋二丁目元年寄）文珠九助（京町北七丁目元年寄）丸屋九兵衛

以上七人腰繩旅手鎖四ツ手籠

▽髮結惣右衛門

京都東西奉行與力同志十四名附添にて同二十八日江戸着、二十九日寺社奉行勘定奉行江戸町奉行等が龍ノ口評定所に審問し、越えて翌年五月六日に至り獄始めて定まり、この間死する者相次ぎ九助、九兵衛、下村宗左衛門、平井喜左衛門、小堀和泉守側では小堀權左衛門、長井彌次右衛門、淺山紋右衛門、杉山鄕右衛門、宮川庄太夫、長瀨五郎左衛門等は何れも死亡、小堀政方は領地召上げ大久保加賀守預けとなり後ち小田原に放浪して死亡、和泉守の子主水は改易、遠藤下野守預け、

▽與力三輪源太左衛門は中追放▽同小野三十郎は押込▽同心近藤小八郎は中追放▽同小林小十郎は押込▽用人財滿平八郎は死罪▽給人森奥十兵衛も死罪▽用人太田垣伊右衛門は遠島▽家老加藤又兵衛も遠島▽納屋町伊賀屋作兵衛は過料五貫文▽本鐘木平野屋傳六も同じく過料五貫文▽七瀨川佐渡屋次郎右衛門は江戸拂伏見共▽髮結惣右衛門は重き叩き拂ひ▽庄屋勘兵衛は無御構

斯くて小堀政方の所領江州小室は伊井掃部頭に處置し、小堀家正統は斷絕し、又京都所司代戸田因幡守と京都町奉行丸毛和泉守は本件取調遷延の咎により差控に處せられ、事件は大團圓を見たのであつた。

深草と元治の事變

幕府は安政戊午の大獄に天下の志士を刑したが此結果は却つて勤王の志士を激生せしむるに至り、萬延元年三月櫻田門外の變あり、志士の氣勢は益々昂るにつれ德川幕府の威勢次第に薄らくのであつた。されば京都の咽喉を扼する伏見奉行所の管內は志士の往來極めて頻繁となり、幕府また大に警戒し、物情騷然、人心を刺戟せしむ

ること甚だ多かつた。此間にあつて薩藩志士爭鬪の寺田屋の變が起り、後ち二年を經て所謂長州燒けの稱ある元治甲子の變があつた。即ち此元治の事變は島津久光によりて鎭壓され事なきを保つて居た急進組の企圖が、遂に爆發したものと観るべきである。

當時長藩は急進組の首領であつて、寺田屋事變から計劃失敗した殘黨の眞木和泉等が入京するに及んで互ひに聯絡を取り事を謀つてゐたが、此間彼の池田屋事件の勃發で尊攘黨の志士多く殪れ又は獄に下り、此報一度び長藩に達するや一層憤激の度を高め、寧ろ幕府の追討を受けて賊名を蒙らんよりは、自ら進んで路を拓くに如かずと藩を擧げて主戰論に決し、六月十七日老臣福原越後は三百餘人を率ゐ出發し、同十四日伏見京橋表町の藩邸に到着した。之れより先、土州の志士及び眞木和泉を始め佐久保佐兵衛等の遊擊隊は久坂義助、中村圓太等二百五十餘人を率ゐて東上し山崎に屯するあり、一方來島又兵衛を總督とし弘膝之進を隊長とせる長藩百數十名は隊伍を整へて伏見を出て、上鳥羽、川勝寺を經て嵯峨の天龍寺に立籠るあり、又長藩の中老兒玉小民部は兵四百を率ゐて上京、山崎の營に投じ翌日は國家老國司信濃の兵三百、十四日には家老益田右衛門の兵六百が何れも山崎、男山に到着、嵯峨、山崎相對して物情刻々急を告げて來たのである。

茲に於て幕府は長藩の老臣福原越後を召し速かに兵を退けよと嚴命したが、從兵既に死を決して諭すも聽かずと答へたので、遂に慶喜は追討の部署を定め諸藩に令するに至つた。此伏見方面に於ける部署は

▽伏　見

一ノ先――戸田釆女正氏彬　（大垣藩）

二ノ先――井伊掃部頭直憲（彦根藩）

但掃部頭は禁闕を守るべし、且桃山は井伊家にて只今より取布べし

二ノ見――松平肥後守容保（會津藩）

松平越中守定敬（桑名藩）

但職柄に付方面の諸軍を令し進退を司るべし伏見長州屋敷へ入る

遊　兵――蒔田相摸守廣孝（備中淺尾藩）

有馬遠江守直純（越前丸岡藩）

小笠原大膳太夫朝幹（小倉藩）

但伏見勝利の後戸田、有馬、小笠原の三手地形をしめて爰に備へ其餘山崎の奇兵たるべし

▽伏見土州屋敷

山内土佐守豊範（土佐藩）

▽豊後橋

間　部　卍　治（越前鯖江藩）

小出伊勢守英侚（丹波園部藩）

但宇治橋も心得べし

長藩及び急進組は追討の決定とゝもに三營齊しく兵を發し、伏見滯留の福原越後は兵五百（大砲二門、鐵砲五六

十挺）を率ゐ午後十時伏見を進發した。その隊兵を指揮する主なるものは、熊谷勇記、吉田岩雄、福原民之助、三分利德三郎、宍戸久之進、出羽孫四郎、田中誠助、浦忠三郎、飯田熊三郎、桂勝三郎等であつて、後陣は隊長中村九郎兵衛之れを固め京師に入らんとするのである。而して之れに向ふ追討軍は大垣藩が先鋒となり、彦根、會津、桑名諸藩は後續隊であり、大垣藩は小原仁兵衛が隊長として伏見街道（稲荷南方）を警め、息小原主計、高岡兵衛に二百人を分ち、街道の左右に篝火數箇所を設け、民家の疊を積んで柵とし、梁燈を掲げて兵の所在を隱し、仁兵衛は殘餘の二百人と共に第二陣となり二町餘の後方に控え、長州勢は一路直違橋を寶塔寺前に至つたが、突如大垣勢の發砲せるに驚き、直ちに應戰して第一陣を破り第二陣に迫つたけれど、二陣よく防戰して之れを撃退した。

此時伏見豐後橋を警衛せる鯖江藩が急を聞いて走せ、竹田街道に陣した會津、桑名勢、隊長近藤勇の新撰組等も稲荷黑門邊で合し大垣藩を援けた處から、長州勢は一層窮地に陷り、桂勝三郎、田中誠助、出羽孫四郎等相次で重傷を負ひ、隊長福原亦肩を打貫かれて落馬し兵に擁せられて退却した。一方彦根藩は藤ノ森に屯し砲勢を開くや進撃して長州勢の後陣に迫つたれば愈々混亂し、福原は民家から駕籠を徴して伏見藩邸に引返し、更に敗兵を進めて再擧を圖り三百餘人を率ゐて丹波橋邊り迄進んだが、此時既に會津、桑名、彦根、大垣、鯖江の各藩は要所を堅めて居り、遂に策盡きて横大路に退き山崎方面へ走り、嵯峨駐屯の長州勢が蛤門、中立賣門、堺町御門に迫つて撃退せられたると天王山に合して兵を撤し西奔したのであつた。

此擧に依つて長州は、禁闕に發砲し其罪輕らずとせられ長州征討の議も起つたが、毛利敬親の謝罪で終結し、

翌慶應元年に入つては復又主戰黨が擡頭、幕長の確執を再び生じたので、將軍家茂が長州再征を決し入洛したが此頃より薩、長二藩の盟約が其他各藩の排幕聯盟にまで進んだので幕府方の形勢は日に非となり、遂に慶應三年十月十四日將軍慶喜は大政奉還を奏上、翌十五日奏請允許の御沙汰を拜して、玆に十二月九日王政復古の大號令が煥發されたのである。

之れより先き毛利敬親父子並に七卿赦免の令出で其入京を許し、薩長二藩の兵を以て禁闕の護衛に充てしめたが、前將軍麾下と會津桑名二藩は薩長を惛むこと甚しく、時に朝廷では岩倉具視等が前將軍の退官納地の實行なきを憤り、若し彼れより之れを爲さねば則ち我より命ずべしと爲し、既にその草案が成つたと傳へられて德川麾下の士は益々憤激し、城の內外に屯集するもの約一萬人、將に薩長二藩を擊たんとするの勢ひあり、慶喜はこの不測の變を慮つて一旦大阪城に退き、衆心鎭靜に復するを俟つて、退官納地を奏請するに決したのであつた。

然るに瀧川播磨守、勘定奉行小野友五郎等が江戶より大阪へ着き、江戶に於ける藩邸潛伏浪士の暴狀を具申するに及んで、大阪城中の議論はまた沸騰し、薩賊を斷乎掃蕩して君側を清めねばならぬとの說が勢力を占め、明治元年正月二日夕刻、會津藩の兵二百人は先づ伏見京橋に先着、忽ち戰時狀態となつて人心恟々たるに至つた。此時薩藩の淵直右衛門其他が伏見御堂に於て會津側の林權助等と會見、押問答をやつたが一向埒明かず、翌三日夜にはモウ鳥羽街道の幕軍先發と銃火を交ゆるに至り、玆に鳥羽、伏見の役が始められて附近市街は又も修羅場化し、四日早くも仁和寺宮嘉彰親王は軍事總裁となられ、征討大將軍進發の報が傳へられたので、幕軍は全く戰意を失ひ、大阪に退き、慶喜は海路江戶へ去つたのである、

詩歌俳句の深草

昔は深草の地一帶、高貴の人々の別莊、名賢の古廟、靈佛の寺院等多かつた由緒ある地なれば古歌も甚だ多く詩に俳句に吟詠されたもの數限りない。茲には他の各篇に蒐錄したものに洩れたものを掲げる。

▽

深草や鶉の床はあと絶えて春の里とふ鶯の聲　後京極攝政

▽

深草の山の裾野の淺ちふに夕風さむみ鶉啼くなり　寂超法師

▽

深草の里の月かけさひしさも住こし儘の野べの秋風　通具

▽

深草や霧のまがきにたれ住みて荒れにし里に衣うつなり　雅經

▽

山人のいまうち群れてかへり坂その初午のおもひ出つゝ　爲尹

▽

神のやとみつの社に祈りすとけふより君と坂はゆかなむ　壬生忠見

▽ 景樹

稲荷山けふきさらきの初午にみやこのたつみ賑ひにけり

▽ 能宣朝臣

さしてくる稲荷の山の道とてみ花のあたりに宿やからまし

▽ 橘爲仲朝臣

卯の花の垣根ならねとほとゝきす杉むらにてそはつ音聞ゆる

▽ 小侍從

むらさきの雲とそよそに見えつるは本高き藤の森にそ有ける

▽ 信實

深草は名のみなりけり藤の杜春かけてこそ花咲きにけり

▽ 圓空上人

咲なはと契りし日より深草の花やみやこの人を待つらん

▽ 前大納言爲氏

めくりあふ影は昔のかたみそと思へば月の袖ぬらすらん

▽ 藤杜吟 元政上人

草取董狐筆、大成太史編、史編三十軸、廣長一千年、

詩歌俳句の深草

昔は深草の地一帶、高貴の人々の別莊、名賢の古廟、靈佛の寺院等多かつた由緒ある地なれば古歌も甚だ多く詩に俳句に吟詠されたもの數限りない。茲には他の各篇に蒐錄したものに洩れたものを掲げる。

▽

深草や鶉の床はあと絶えて春の里とふ鶯の聲　後京極攝政

▽

深草の山の裾野の淺ちふに夕風さむみ鶉啼くなり　寂超法師

▽

深草の里の月かけさひしさも住こし儘の野への秋風　通具

▽

深草や霧のまがきにたれ住みて荒れにし里に衣うつなり　雅經

▽

山人のいまうち群れてかへり坂その初午のおもひ出つゝ　爲尹

▽

神のやとみつの社に祈りすとけふより君と坂はゆかなむ　壬生忠見

▽ 景樹

稲荷山けふきさらきの初午にみやこのたつみ賑ひにけり

▽ 能宣朝臣

さしてくる稲荷の山の道とてみ花のあたりに宿やからまし

▽ 橘爲仲朝臣

卯の花の垣根ならねとほとゝきす杉むらにてそはつ音聞ゆる

▽ 小侍從

むらさきの雲とそよそに見えつるは本高き藤の森にそ有ける

▽ 信實

深草は名のみなりけり藤の杜春かけてこそ花咲きにけり

▽ 圓空上人

咲なはと契りし日より深草の花やみやこの人を待つらん

▽ 前大納言爲氏

めくりあふ影は昔のかたみそと思へば月の袖ぬらすらん

▽ 藤杜吟 元政上人

骨取董狐筆、大成太史編、史編三十軸、廣長一千年、

佛道不曾削、皇猷相並傳、歐陽爲底事、只今學斯賢、

▽謁藤杜社　　山崎垂加翁

親王彊識出群倫、端拜廟前感慨頻、渺遠難知神代卷、心識求去豈無因、

▽大龜谷　　龍草廬

風香雪白大龜溪、千樹梅光東復西、若使林逋知此地、孤山春靜鎖幽栖、

▽觀梅　　賴山陽

十里飛塵漲軟紅、狐王廟外鼓鼕々、藤林一折觀梅路、千雪堆明夕照中、

▽草山晩眺　　元政上人

愛山又出門、投杖倚松根、秋水界平野、暮煙分遠村、
霞昇林際白、星見樹梢昏、自覺坐來久、蒼苔已有痕、

▽偶成　　道元禪師

生死往來雲變更、迷途覺路夢中行、唯止一事醒猶記、深草閑居夜雨聲、

元政舊庵にてこの沙門日蓮宗なれど常に佛の數もならんす
たゞ釋迦のみ尊く見えたもうを

箔のない釋迦にふかしや秋の色　　鬼貫

深草の土くれぬすむ燕かな　　蕪村

深草は露の里なり遅さくら　梅室

深草の鶉ともならで墓の聲　曉臺

牛御亭車に落す草の露　鬼貫

町中や深草寺のやれ芭蕉　虚明

初霜の寺の朝寝を敲きけり　靑々

深草の笠しのばれぬ霞かな　蕪村

秋の雨深草の町に行かゝり　曉臺

深草や芭蕉も知らぬ後の月　虚子

深草の低き木に掛けおどり籠　同

靑田せり番神山の片麓　梅尺

深草や琴に鴫鳴く下屋敷　芹雨

冴え返る雀の宿の吊ひさご　蘇南

立ちくさる大浴場や藪じらみ　同

二ン月の竹の枯葉を焚きにけり　野葡萄

春泥や京の外れの種物屋　同

冷やかに篁深くすまゐけり　同

凍て解けの土のねばりや大根引く　笛童

流燈の溜りとなりぬ丹下ダム　無果

柿の里竹の下道いづれとも　同

深草や十月にして別れ螂　同

野薊や神とし祀る一ツ岩　水峡

瓦焼くけむりにむせてなく鶉　許六

粟の穂をこぼしてこゝら啼く鶉　惟然

第九、民政

維新前の區劃編制

徳川氏政權を握るや、伏見と伏見廻り八ヶ村は共に伏見奉行の支配に屬し、中世に至つて市街の膨脹から大別して南組（百五ヶ町）北組（百五十八ヶ町）とし、更に之れを各九組に分ち、其北組に於て本町、古屋、両替町、聚楽、大龜谷、聚樂、高田、坪井、御小人の九組となつたが、其他に尙ほ地方付と稱する二十七ヶ町があつたのである後ち天保年間に至つて町數は二百六十五ヶ町に膨脹した處から、北組も亦十二組に分つことゝした。

此市街の廣袤は北は稲荷附近から、南は向島にわたり、東は六地藏に至り、西に三栖、竹田に境し、伏見廻り八ヶ村も以上の地に接續して居たのであるから、之れを範圍に加ふる時は舊紀伊郡の東部一帶を占めた譯である

而して以上に包括された伏見奉行所支配に屬する戸數は

▽寶暦年間に於て　六千二百五十戸

▽明和年間に於て　六千二百五十六戸

此人口　二萬七千四百五十人

▽天明年間に於て　七千三百八二十戸

此人口　三萬千三百八十五人

▽天保年間に於て　一萬三千二百八戸

此人口　四萬九百八十人

この天保年間に於ける市街の編成を泰平伏見役付鑑、伏見諸集記より抽けば（深草地域に關係ない南組各町、其他は省く）

組	字名	軒數	年寄名
彌助組 五ヶ町	直違橋片町	一九	竹屋喜兵衛
	同南一丁目	三五	高島屋清吉
	同北一丁目	四三	百姓重兵衛
	同北二丁目	三四	万屋太兵衛
	同三丁目	三三	年行事 津國屋平兵衛
權助組 八ヶ町	直違橋四丁目	四一	茨木屋善五郎
	同五丁目	四〇	籠屋太右衛門
	同六丁目	三四	柴屋太四郎
	同七丁目	三四	米屋忠八
	同八丁目	三六	紀國屋市兵衛
	同九丁目	四二	土器屋平右衛門

同十丁目	三七		伏見屋文四郎
同十一丁目	三八		百姓甚四郎

六 地蔵組

十四ケ町

新町	三八		砂屋庄次郎
大津町	二八	扣年行事	笠屋喜兵衛
西町	一六		百姓七兵衛
東町	二〇		柴屋九右衛門
見附町	二九		新屋定次郎
中島町	三一		高井屋伊八
同一丁目	三八	年行事	井筒屋五兵衛
札之辻町	二八		米屋與兵衛
茶屋町	二八		同人
畑町	一一		米屋吉兵衛
石田町	一八		百姓文右衛門
柿木町	一一		醍醐屋七右衛門
柴屋町	一七	年寄代	源藏
同紺屋町	一一	同	藤助

北組本町　十二ケ町

京町五丁目	三五	年行事	綿屋權兵衛
同　六丁目	三一		伊勢屋次兵衛
同南七丁目	三四	扣年行事	丹波屋仁兵衛
同北七丁目	三四		大石屋磯右衛門
同南八丁目	三七	見習	茂三郎
同北八丁目	三二	同	源藏
同　九丁目	三九		近江屋喜兵衛
同　十丁目	三一		信次屋市兵衛
鍛冶屋町	三一		醍醐屋忠兵衛
魚屋町	三一		泉屋市右衛門
山崎町	二七		大津屋喜兵衛
伊達町	二七		森口屋半右衛門

墨染組　十一ケ町

南鑓屋町	一六		津國屋卯兵衛
北鑓屋町	三六		鶏冠井屋次兵衛
舛屋町	三五	扣年行事	竹田屋儀右衛門
墨染横町	八		伊勢屋彌右衛門

北古家組
九ヶ町

山村町	三二	百姓 四郎兵衛
鍵屋町	四四	淀屋 忠兵衛
南蓮池町	三〇	百姓 庄兵衛
北蓮池町	三二	｜
七瀬川町	二五	樽屋 太兵衛
寺内町	二三	百姓 金右衛門
飯食町	二五	年行事 百姓 太郎兵衛
八丁目横町	一四	大阪屋 四郎兵衛
堀之上丁	五	久我屋 傳兵衛
恵美須町	三五	万屋 治郎兵衛
勘助丁	七	竹屋 九兵衛
七拾軒丁	四二	百姓 善兵衛
松下丁	七	百姓 平右衛門
出雲丁	七	同 人
樋之上丁	二〇	百姓 善兵衛
最上町	一一	年行事 伊賀屋 太郎兵衛

北古家南新町組		墨染七軒町	一一	大黒屋和助
	六ヶ町	京町北新町 同南新町	五六	中野屋與兵衛 年行事 竹屋藤兵衛 扣年行事
		玄蕃丁	三一	竹屋伊右衛門
		十九軒町	一八	大黒屋新兵衛
		極樂町	三五	米屋平兵衛
稻荷組	三ヶ町	御前丁	四二	寢覺屋長兵衛
		中之丁	三七	丹波屋卯兵衛
		榎木橋丁	三二	二文字屋伊兵衛
大龜谷組	十三ヶ町	大津町一丁目	一四	百姓善兵衛
		越前町	一七	年行事 百姓甚兵衛
		風呂屋町	一八	百姓市左衛門
		坂口丁	一〇	百姓甚助
		千本丁	一四	百姓彌兵衛
		舛屋町	一七	百姓善右衛門
		南寺町	一七	庄左衛門

中寺町	六	同人
北寺町	五	扇屋長五郎
大谷丁	八	椿屋松之助
久寶寺丁	六	筆屋仁兵衛
谷口町	九	五兵衛
鳥居崎町	九	伊賀屋庄右衛門

地方附町　江戸町　自一丁目　至二丁目　江戸町半丁　江戸町四分一、立石前丁、淸水谷、伏見坂、峠敦賀町、宮谷町、山新町、笹屋町、櫻町、六體町、五郎太町、三軒屋、三栖六軒町、御香宮門前丁、三栖金井戸丁、牢之町、中書島、向島茅屋町

（以上家數二九二）

伏見廻八ヶ村　堀内村、景勝村、毛利治部村、三栖村、六地藏村、大龜谷、向島村、深草村

維新前の町村役人

豐富秀吉の伏見築城によりて形成せる南北兩組二十八町には二十八名の年寄を置き、町務を掌握せしめたが、

それが徳川氏に入り市街は膨脹しても依然二十八名を以て町務を掌らしめ、元和年間小堀遠江守奉行時代は減じて十三名とし、正保年間水野石見守時代は八名、天和年間戸田長門守時代は更に減じて六名、元錄年間建部內匠頭時代は三名となつた。然し斯樣に年寄定員は減じても、それ以外に於て町役人の選人あつたは事實であり、此時に制度を新たに確立し、南北各組に正副二名、次に與頭は高田組、聚樂組、坪井組、御小人組の各組に各一人宛を置き、總代は南組本町新町組以下七組に二名、北組本町両替町筋以下六組に二名を置き、以上を三役と稱したのである。

此外に町方取締方は四名乃至八名、(年行事出役を云ふ)は每町に正副二名、町年寄は每町に一名、五人組は每町に二名乃至三名(これは戸數の多少に依る)傳馬所年寄一名、問屋役人三名、立會掛定役、川浚助勤方(これは定員なし)を置いた。更に伏見廻り八ケ村落は庄屋一人、年寄一人乃至五人、百姓總代一人乃至三人を置き村務を掌らしめたのである。茲に安永八年に於ける町役人名を擧ぐれば

北組惣年寄	下村惣左衛門
同	平井喜左衛門
南組惣年寄	山本次郎右衛門
同	山田藤藏
見習	山本新藏
聚樂組與頭	三雲東治

高田組與頭　高田義藏
坪井組與頭　｜

▼天保十二年末に於ける町役人名左の如し

南組惣年寄　才藏、並五郎
北組惣年寄　源藏
見習　茂三部
高田組與頭　高田正造
聚樂組與頭　三雲良藏
坪井組與頭　坪井一右衛門
御小人與頭　富田屋太郎兵衛
見習　甚之助

（以下年行事）

御小人組與頭　淺田太郎兵衛
北組惣代　高野曾介
南組惣代　友田太郎八
北組下惣代　田守宗兵衛

南組下惣代　辰木久八
伏見馬借方年寄　下村六兵衛
六地藏馬借方年寄　徳力彌左衛門
惣代　新藏
同　忠右衛門
同　宗八
同　元三郎
町方取締役　北古家組御駕籠町　木屋市兵衛
同　南本丁下油掛町　津島屋彌平
同　南本丁南濱町　近江屋恒吉
同　南組本町上油掛町　綿屋利八
同見習　新町四丁目　茶屋五兵衛
南本丁　本材木丁　灘屋泰吉
南組　新町筋八丁目　茨木屋佐兵衛
南古家組　立賣一丁目　花屋市右衛門
材木下組　三栖半丁　三文字屋忠左衛門

京橋島	表町	鍵屋彦兵衛
三栖組	五丁目	百姓佐助
彌助組	三丁目	津國屋平兵衛
權助組	五丁目	三文字屋九右衛門
北本町	京町五丁目	綿屋權兵衛
両替町	八丁目	美濃屋安兵衛
墨染組	飯食町	百姓太郎兵衛
大龜谷組	越前町	百姓甚兵衛
稲荷組	榎木橋町	萬屋重左衛門
北古家組	竹中町	伊勢屋甚助
北小屋組	最上町	伊賀屋太郎兵衛
聚樂組		伊賀屋宗助
同	白銀町	米屋七兵衛
同	聚樂町	木屋宇兵衛
同	上板橋町	糀屋仁右衛門
坪井組	堀詰新町	木屋儀兵衛

車町　小刀屋力八兵衛
六丁目　伊勢屋太左衛門
村上町　柴屋長兵衛
山崎町　市右衛門
上北濱　肥後屋淸兵衛
南七丁目　丹波屋仁兵衛
二丁目　八幡屋伊右衛門
升屋町　竹田屋儀右衛門
今町　茨木屋平右衛門
京通南新町　竹屋藤兵衛
（副年行事を掲げず原本通りとす）
壚屋町　木屋六兵衛
高田組
神泉苑町　近江屋庄兵衛
御小人町組
西町　津國屋源右衛門
六地藏組
一丁目　井筒屋五兵衛
下西新町　百姓源左衛門

東町東組		河内屋　伊兵衛
大津町		笠屋　喜兵衛

▼嘉永四年現在に於ける町村役人は左の如し、

南組惣年寄	京町二丁目	上田三郎右衛門
同	大阪町	山本頭右衛門
北組惣年寄	京町北八丁目	下村源兵衛
同	鍛冶屋町	平井喜左衛門
南組　惣代	下油掛町	友田太郎八
同	同	辰木久兵衛
北組　惣代	銀座四丁目	高野善藏
同	京町四丁目	岡田宗八
高田組與頭	上板橋町	高田源助
聚樂組與頭	桝屋町	三雲東助
坪井組與頭	東尼ヶ崎町	坪井伊三郎
御小人組與頭	東町	留田甚兵衛
町方取締方	新町四丁目	松田伍兵衛

同　上油掛町　久富　長兵衛
同　京町一丁目　齋藤　伊兵衛
同　上北濱町　岩村　清兵衛
同　下南部町　宮原　九左衛門
同　同　松田　文右衛門
同　小豆屋町　巽　小兵衛

▼伏見廻り八ヶ村

庄屋　堀内村　吉村　勘兵衛
同　景勝村　甲田　左衛門
同　葭島新田　坪井　長圓
同　六地藏村　岡本　治郎兵衛
同　毛利治部村　甲田　左衛門
同　三栖村　小森　茂右衛門
同　深草村　吉澤　新左衛門
同　大龜谷村　武村　武兵衛
同　向島村　曾我　小平次

町役人の職務、選任

「惣年寄」は町役人中の最高なるもので、年々江戸表へ年頭の禮に參向する外、町内諸入費決算披露に立會をなし、「與頭」は各組内を統轄し日々奉行所詰所へ出勤して御觸書を初め其他諸事の公用を勤め、宗旨改め並に人別改めの帳簿を調製し、御用金又は囚人通行止宿の際等に勤番するを例とし、「惣代」は奉行所構内詰所に詰めて市中人民より訴ふる訴訟書等を當番役所へ傳達し、又各掛人より達する諸件を町民へ傳達し、觸書捉書が奉行より發せられる時は各町へ夫々配付の手續をなし、又宗旨人別改めの帳簿を調製して各町民より調印を求め之れを奉行所に納め、變死人ある時は現場へ出張、檢視の上掛り役に具申し、許可を經て之れが處置を爲す等である「町方取締方」は市中一般にかゝる經費收入支出を管理し、町會所に集會して諸件の可否を論議し其決議事項を筋組年行事へ通達し、又南北總年寄と立會して半年末町方一般にかゝる經費計算の帳簿を整理し各筋組へ配布する等であり。「年行事」は其筋組を管理し、總年寄及び町方取締方よりの諸達を其組町年寄に傳達し、組内取締の可否を監督し、町方一般にかゝる經費を各町年寄より取纒め町會所へ送達し、市中一般に關する諸件に就て南北年寄、町方取締方より協議を受けたる時は町會所に集合し其可否を辯論し、其一ヶ筋組各町の年寄を集合せしめて議事の報告をなし、又市中一般にかゝる經費收支決算報告を町方取締より廻送せる時は、筋組各町に配付する外、川浚助勤方を補助し、川浚石錢取立のため三栖四丁目に設けられた石錢番所へ順次出勤し、氏神祭祀に際しては祭事に關する諸般の取扱ひを爲す等である。「町年寄」は年行事より繼げる町一般にかゝる事件を町内各

戸主を集合せしめて之を傳達し、宗旨人別調査に從ひ、又賦課金を徴收して年行事に廻送する等、凡そ一町內に關する諸件は町年寄に於て總理すること現在の公同組長の如くである、而して此下に屬する五人組は德川時代に於ける自治の根本を爲したものだ。又廻り八ヶ村に於ける「庄屋」は村內諸事一切を總括し「年寄」は庄屋を補佐し、「百姓總代」は百姓一同にかゝる一切を庄屋、年寄に申出づるのである。

南北總年寄は文祿年間、市街編成に當つて功勞あつた者の中から奉行に於て撰任し、與頭は各村の郷士たりし者より奉行に於て選任し其苗字を以て組名としたものらしい。總代は寛永年間小堀遠江守時代、與頭三雲休波の推擧により兩名を任命し、後年それが四名となり、以上何れも世襲である。町方取締方は富豪にして名望ある者を町方より選定し、奉行に上申すれば大白洲に於て之れを任命し、年行事は其組內に於て適宜者を選び、各町年寄より町方取締方に具申し、取締方之れを適當と認むる時は奉行所へ上申、奉行所では當直與力出廳訴所に於て之を任命し、町年寄は其町內に於て相當の者を選任し、與頭又は總代の手を經て豫め奉行へ上申し、奉行所では御用日に本人を召し、大白洲に於て之れを任命した。其他の諸役は皆これに準じ、世襲以外の諸役には年限がないから長きは二十年に達するもあり、各町年寄は天保三年頃迄五日乃至十日を以て交代しつゝあつたが、以後奉行の許可を得て一年又は三年を定期とした。また庄屋にあつては村高相應に所有する者の中より百姓協議の上選定し、奉行所へ上申任命せられ、諸役も概して町役人選定の方法と同じ事である。

南北總年寄の給料は、役料銀又は渡し金と稱し、北條遠江守奉行勤役中、享保六年より一人分一ヶ年銀百目であつたが、天明二年小堀和泉守時代には一人分一ヶ年銀六百目となり、同八年久留島信濃守に至つて前給に復し

た。與頭の給料は禮銀禮錢と稱し、其筋組により差があり、坪井組は一ヶ年分銀六百十匁、聚樂組は一ヶ年分銀二十枚、高田組は一ヶ年分錢二十六貫文を給與したが天明三年より同八年迄は總町方より一人に付一ヶ年銀二百目を給料として給與し次で舊に復した。總代の給料は明白でないが一ヶ年切米銀一貫三百匁、年行事は「正」が年給金二分「副」が年給金一分、町年寄は袴摺れと稱して一ヶ年分銀二百目或は鳥目三貫文を各町より給したらしい。而して町役人の賞としては帶刀、苗字御免、御紋付庇上下、即銀等があり、罰としては閉門、役取上げ、追放等の定めであつた。

町内又は聯合寄合

以上の町役人制度に依りて觸等、掟書の布達や町內經費の收支決算等迄夫々役柄により取運ぶのであるが、尙ほ自治組織の根本を爲すものに町村寄合なるものがあつた。之れには一町內に屬するものと、數町聯合に屬するものと二つあるが、前者にあつては

一、年寄初寄合

一、八朔勘定寄合

一、年末勘定寄合

一、宗旨判取寄合

一、五人組寄合

一、臨時寄合

とし、後者にあつては

一、町方二季勘定寄合

一、神事寄合

である。年寄初寄合は町計と稱し、町内各戸順次に之を勤め、膳部は出席者自ら持參し、酒は寄合當番家より出すを例とした。席順配列は嚴なりしも時に酩酊に及んで遂に亂する事多く、八朔寄合は正月より半年諸入用の收支精算を爲し、年末寄合は後半年の諸入用收支精算を爲し、宗旨判取寄合は、宗門並に各戸主の名を取調べ捺印せしむるもので五人組寄合は、其組下に通達を要する事項又は談ずべき事項等を議するもの、臨時寄合は臨時に事件の發生せる時に於て爲し、町方二季總勘定寄合は、惣年寄、町方取締方、年行事等立會の下に市中一般の諸入用收支の精算を爲し、出納簿に明記するのである、神事寄合は町議に關する事項にあらざるも慣習おのづから常例となり、御杳宮神社祭禮等に當り、筋組順番に芝居、狂言、輕業等の興業を爲し、一般に觀覽せしむる等に關して協議をなすもので、年行事各町年寄立會した。町方二季勘定寄合は、六月十二月を定期とし、町會所に於てなし、神事寄合は其筋組に於て、七月又は八月年行事宅等に於てなし、各町限りの寄合は、八朔は七月末、年末寄合は十二月に各戸順番に於てなし、宗旨判取寄合は十月に多く町年寄宅に於て會し、其他の諸會合は定期がなく、町會所の設けなき町を除く外は、各戸順番、或は寺院（寺院住職は月行事自身番等の諸役を免ず）、に會し、町方二季勘定寄合並に神事寄合には辨當以外手當を給せず、其費用は町或は筋組の負擔とした。

村内に於ける寄合は、頭百姓寄合、數村聯合寄合は、八ヶ村葭島新田聯合庄屋寄合、八ヶ村葭島新田聯合村役寄合等とし、頭百姓寄合は村費諸精算及び檢見下調年貢免割水損旱損等總て村內一般に關する事項を議し、各村聯合庄屋寄合は、各村庄屋九人集會し、聯合に關する諸入用精算及び植付の調査稻作檢見願等の事を議し、又は奉行所より達したる臨時の事項を議し、各村々役寄合は、各村庄屋年寄集合し年貢上納等に關する諸精算を爲すものである、各村定期の集合は正月、三月、五月及び七月より十二月迄每月庄屋宅又は寺院に於て開き、聯合にかゝる定期寄合は、筆頭庄屋の通達に依り、奉行所門前の八ヶ村會所に開會し、集會に要する費用は村入費を以てし、辨當を給する以外に手當なく、この外伊勢講と稱し、每年一回各町（村內の一部落）毎に集金し、皇大神宮を祀り、戸主以下兒童を集め膳を饗し、鬮を以て其年の伊勢參宮代表者二名又は三名を選び費用の一部は町內各戸より醵出充當する外、町內に於ける家督相續又は婚姻振舞料等の收入を之等の費用に流用した。

維新後の區劃編制

慶應三年十二月九日王政復古に依る諭告文發せられて幕府時代の諸制茲に一新し、此月、田宮如雲伏見驛取締として任に就き、下板橋二丁目元尾州藩邸に市中取締所を置き、明治元年三月大阪町東本願寺掛所（別院）へ役所を移し、同日京都裁判所出張伏水役所と改稱、四月十九日府縣制實施あるや京都府所轄に屬して二年二月十二日伏水京都府出張廳と改稱され、權大參事大山彥八其長官となつた。後ち六年二月之れを廢して本府に直屬し、十二年四月十一日伏見區役所を設置し、京都府戸籍係であつた竹中秉和區長となり、十四年にはその伏見區を廢

して紀伊郡に併合し、紀伊郡役所の管轄に屬したが大正十四年四月郡制廢止から郡役所は廢せられた。

之れより先き明治四年四月四日、同五日を以て區劃編成並に戶長、副戶長の制令發布せられ、五年五月總區長助役、各區に區長、副區長、每町に戶長、副戶長を置き、市中取締役所に、大年寄役場、總區長役場を置いたが十二年三月廢止せられ、中年寄、副年寄、正長、副區長役場は各番組各區に、年寄役場は每町に置かるゝ事となつた。後ち伏水區の下に戶長役場を設け、各組に戶長を置いたが十四年一月紀伊郡に屬し、各町聯合して聯合戶長役場を設けた。この間區劃分合各町番組の編成は屢々變更したが、明治二十二年町村制實施に至る迄の變遷を示せば左の如くである。

▼明治元年十二月二十六日從前の筋組を十七番組に劃し二百六十九ヶ町を統轄

（深草地域に關係なき番組各町は省く）

四番組十八ヶ町　堀ノ上町　鐙屋町　惠美須町　桝屋町
墨染横町　七軒町　南新町　北新町　藤森玄蕃町
十九軒町　山村町　鍵屋町　南蓮池町　北蓮池町
七瀬川町　寺内町　飯食町　極樂町

五番組十六ヶ町　直違橋片町　直違橋南一丁目　直違橋北一丁目　直違橋二丁目
直違橋三丁目　直違橋四丁目　直違橋五丁目　直違橋六丁目　直違橋七丁目
直違橋八丁目　直違橋九丁目　直違橋十丁目　直違橋十一丁目　稻荷御前町

稲荷中之町　榎木橋町

十五番組二十二ケ町　谷口町　久保寺町　大谷町　北寺町

中寺町　南寺町　桝屋町　千本町　阪口町

風呂屋町　越前町　出雲町　松下町　七十軒町

鳥居崎町　大龜谷一丁目　樋ノ上町　最上町　伊達町

山崎町　魚屋町　鍛治屋町

▼明治五年五月十三日從前の番組の稱呼を廢し十六區に劃す

伏見第一區　元五番組　伏見第二區　元十五番組　伏見第三區　元四番組

伏見第四區　元三番組　伏見第五區　元十一番組　伏見第六區　元十二番組

伏見第七區　元二番組　伏見第八區　元八番組　伏見第九區　元十番組

伏見第十區　元七番組　伏見第十一區　元九番組　伏見第十二區　元十六番組

伏見第十三區　元十四番組　伏見第十四區　元一番組　伏見第十五區　元六番組

伏見第十六區　元十三番組 十七番組

▼明治七年八月二十七日從前の區劃を四區域と爲し二百六十七ケ町を管す

第一區　五十六町

谷口町　久寶寺町　大谷町　北寺町　稲荷榎木橋町

稲荷中ノ町　稲荷御前町　直違橋十一丁目　直違橋十丁目　直違橋九丁目
直違橋八丁目　直違橋七丁目　直違橋六丁目　直違橋五丁目　直違橋四丁目
直違橋三丁目　直違橋二丁目　直違橋北一丁目　直違橋南一丁目　直違橋片町
南新町　北新町　七軒町　鳥居崎町　藤森玄蕃町
十九軒町　墨染横町　山村町　極楽町　飯食町
寺内町　七瀬川町　北蓮池町　南蓮池町　北鍵屋町
西桝屋町　鑓屋町　北恵美酒町　堀ノ上町　魚屋町
鍛冶屋町　伊達町　大亀谷一丁目　樋ノ上町　松下町
出雲町　越前町　最上町　七十軒町　山崎町
中寺町　南寺町　東桝屋町　千本町　阪口町
風呂屋町

第二區　六十ケ町

第三區　七十ケ町

第四區　八十一ケ町

▼明治十年四月左記字町を分割して所屬村へ編入

深草町（大龜谷村）十六ケ町（伏見第一區）

大龜谷一丁目　越前町　風呂屋町　阪口町　千本町
桝屋町　南寺町　北寺町　中寺町　大谷町
久寶寺町　東堀ノ上町　出雲町　松下町　七十軒町
樋ノ上町

堀內町　五ケ町（伏見第一區）

鍛冶屋町　魚屋町　山崎町　伊達町　最上町

深草町（深草村）六ケ町（伏見第二區）

飛越町　上西新町　下西新町　上夷町　下夷町
北奈良屋町

▼明治十二年四月十一日郡區編制法實施の爲伏見市街を總治して伏見町と爲し之を六ケ組に分ち二百十九ケ町を統治す

伏水第一組　三十五ケ町

直違橋片町　直違橋南一丁目　直違橋北一丁目　直違橋二丁目　直違橋三丁目
直違橋四丁目　直違橋五丁目　直違橋六丁目　直違橋七丁目　直違橋八丁目
直違橋九丁目　直違橋十丁目　直違橋十一丁目　稻荷御前町　稻荷中ノ町
稻荷榎木橋町　堀ノ上町　西桝屋町　鐺屋町　寺內町

北恵美酒町　墨染横町　七軒町　南新町　北新町
藤森玄蕃町　十九軒町　山村町　北鍵屋町　南蓮池町
北蓮池町　七瀬川町　飯食町　極樂町　鳥居崎町

伏水第二組　五十一ヶ町
伏水第三組　三十ヶ町
伏水第四組　四十ヶ町
伏水第五組　三十五ヶ町
伏水第六組　二十八ヶ町

▼明治十四年一月十四日伏見區を廢し紀伊郡に併合し區域名稱を改む

紀伊郡第五組　元伏見第一組　紀伊郡第六組　元伏見第二組
紀伊郡第七組　元伏見第三組　紀伊郡第八組　元伏見第四組
紀伊郡第九組　元伏見第五組　紀町郡第十組　元伏見第六組

▼明治十四年十月十九日組名を廢し左記の通改稱す

山村町外三十四ヶ町聯合　元紀伊郡第五組
京町南八丁目外五十ヶ町聯合　元紀伊郡第六組
京町北七丁目外二十九ヶ町聯合　元紀伊郡第七組

東町外三十七ヶ町聯合　元紀伊郡第八組

南濱町外三十四ヶ町聯合　元紀伊郡第九組

鍋島町外二十七ヶ町聯合　元紀伊郡第十組

明治十七年七月十一日從前の名稱は聯合戸長役塲位置變更に依り左記改稱す

直違橋三丁目三十四ヶ町聯合　元山村町外三十四ヶ町聯合

米屋町外五十ヶ町聯合　元京町南八丁目外五十ヶ町聯合

新町六丁目外二十九ヶ町聯合　元京町北七丁目外二十九ヶ町聯合

東菱屋町外三十九ヶ町聯合　元東町外三十九ヶ町聯合

南濱町外三十四ヶ町聯合　元南濱町外三十四ヶ町聯合

両替町一丁目外二十七ヶ町聯合　元鍋島町外三十四ヶ町聯合

▼明治二十二年五月十五日市町村制實施の際伏見管內左記字町を分割して所屬村へ編入

深草町（深草村）二十八ヶ町（直違橋三丁目外三十四ヶ町聯合）

直違橋片町	直違橋南一丁目	直違橋北一丁目	直違橋二丁目	直違橋三丁目
直違橋四丁目	直違橋五丁目	直違橋六丁目	直違橋七丁目	直違橋八丁目
直違橋九丁目	直違橋十丁目	直違橋十一丁目	稲荷御前町	稲荷中ノ町
稲荷榎木橋町	北新町	藤森玄蕃町	十九軒町	山村町
北鍵屋町	南蓮池町	北蓮池町	七瀬川町	寺內町

飯食町　極樂町　鳥井崎町

向島村　三ケ町（両替町一丁目外二十七ケ町聯合）

向島橋詰町　向島中ノ町　向島下ノ町

維新後の町役人

明治初年より、町村制發布に至るまでの町役人は左の如くである。

▼大年寄及總區長氏名

任命年月日	退任年月日	氏名
明治元年十二月二十六日	明治五年五月四日	友井文助
明治元年十二月二十六日	明治四年六月七日	立本省吾
同	同	石田源兵衛
明治五年六月八日		村上市兵衛

▼大年寄助役及總區長助役氏名

任命年月日	退任年月日	氏名
明治元年十二月二十六日	明治二年三月十七日	松田伍兵衛
同	同	大倉治右衛門

同	同	齋藤伊兵衛
同	明治五六月八日	村上市兵衛
同	明治四年正月二十三日	今堀喜右衛門
同	明治七年十月二日	伊藤長左衛門
明治二年八月十四日	明治五年二月二十七日	奥田吉兵衛
同	明治五年三月二十二日死亡	中井忠兵衛
明治四年六月二十五日	明治五年一月二十二日	清水清三郎
明治五年十一月二十二日	明治七年四月十九日	今堀喜右衛門
明治七年十月八日		海老池太兵衛

▼中年寄及副年寄區長及副區長氏名

▽第一區（元五番組）

中年寄區長		副年寄副區長	
任命年月日	氏名	任命年月日	氏名
明治元年十二月	今村長造	明治元年十二月	松村善右衛門
明治四年四月	松付善右衛門	明治四年四月	伊東善五郎
明治六年九月	今村長造	明治六年八月	大石長兵衛

		明治七年六月	松井平右衛門

▽第二区（元十五番組）

明治元年十二月	武村宗吉	明治元年十二月	尾崎清五郎
明治四年八月	尾崎清五郎	明治四年八月	大久保次郎右衛門
明治五年八月	大久保次郎右衛門	明治五年八月	山田源左衛門

▽第三区（元四番組）

明治元年十二月	奥田吉兵衛	明治元年十二月	宇野又七
明治二年八月	宇野又七	明治二年八月	寺内市右衛門
		明治六年九月	万保利兵衛

▼四区域に変更当時の区長、副区長氏名

▽第一区

区長		副区長	
任命年月日	氏名	任命年月日	氏名
明治七年八月十五日	大久保次郎右衛門	明治七年八月十五日	宇野又七

▼聯合戸長氏名

直違橋三丁目外三十四ケ町（元伏見第一組）

任命年月日	氏名
明治十二年四月十四日	大久保次郎右衛門
明治十二年十一月十八日	文珠四郎兵衛
明治十八年十一月九日	今村這之助

町村制發布以後

明治二十二年四月一日、新たに町村制實施せられて茲に從來の山村町外三十四ヶ町聯合戸長役場の制度が更改され、現有各町を總轄せる深草村役場を設置するに至つたが、此年福稲村榎木橋以北は京都市へ編入され、次で大正七年再び十條通以北の地を市へ編入されたのである。

而して町村制實施に伴ふ最初の村會議員は同年四月十九日一級、翌二十日二級と分ち選擧され、同二十日直ちに村長大久保治郎市、助役森守信の兩氏が推擧され、茲に自治機關が構成を遂げたのであつた。

▽歷代町村長

當選	退職	氏名
明治二十二年四月二十日	明治二十三年三月三十日	大久保治郎市
同二十三年三月　日	同二十五年十二月十三日	森守信

同二十五年十二月十三日	同二十七年八月二十五日	愛川鉄次郎
同二十七年八月二十五日	同二十七年八月二十七日	大久保治郎市
同二十七年十一月二十八日	同二十七年十一月二十八日	小西七左衛門
同二十八年一月七日	同三十年九月十五日	尾崎潔次
同三十年九月十五日	同三十一年七月三十一日	田村太吉
同三十一年八月十七日	同三十三年七月三十一日	松村小三郎
同三十三年八月十一日	同三十三年八月二十五日	森務
（森氏は職務管掌を命ぜられ、村長就任に付解職）		
同三十三年八月二十日	同三十四年三月二十八日	今邑範這
同三十四年六月三日	同三十四年十月三十一日	熊谷永次
（熊谷氏は臨時代理を命ぜられ、村長就任に付解職）		
同三十四年十月十八日	同三十七年四月十九日	愛川鉄次郎
同三十七年五月三十日	同三十八年十一月九日	今邑範這
同三十八年十二月十五日	同四十一年八月十八日	石田吉左衛門
（今邑氏は疾病辭職し、石田氏は營業上村内に居住し得ざるため辭職）		
同四十一年八月二十九月	同四十一年八月三十日	今邑範這

（疾病のため當選辭退）

同四十一年十月五日	大正元年十月十二日	青山和造
大正元年十月二十五日	同五年十一月四日	石田吉左衛門
同六年二月十日	同十年二月九日	愛川金二
同十年五月十三日	同十四年五月十二日	同
同十四年九月　日	昭和二年九月　日	石田吉左衛門
昭和三年一月　日	同六年三月三十一日	同

▽歴代助役

明治二十二年四月二十日	明治二十三年三月　日	森守信
同二十三年四月十四日	同二十五年五月九日	遠山純肇
同二十五年五月九日	同二十五年十二月二十三日	愛川鉄次郎
同二十六年一月六日	同二十八年一月三十日	小西七左衛門
同二十八年一月三十日	同三十年九月十五日	田村太吉
同三十年十月二十日	同三十二年一月十九日	尼崎甚四郎
同三十二年三月二十日	同三十三年三月二十九日	武村佐太郎

同三十三年四月十一日	同三十三年八月十一日	石田吉左衛門
同三十三年九月二十一日	同三十四年五月三十日	山田清兵衛
同三十四年十月十八日	同三十五年十一月二十四日	尾崎甚四郎
明治三十四年十二月十四日	明治三十八年十二月十五日	田村萬次郎
同三十五年十二月二十六日	同三十八年四月十五日	山田清兵衛
同三十八年九月五日	同三十八年十二月二十二日	石田吉左衛門
同三十八年十二月二十五日	同四十二年二月十五日	愛川金二
同四十三年五月十八日	同四十四年七月十八日	松井孫兵衛
同四十四年十月廿五日	大正四年十一月六日	清水楳太郎
大正五年六月二十四日	同六年二月十日	愛川金二
（村長就任のため辭職）		
同六年十月一日	同十年九月三十日	芳澤喜三郎
（大正九年三月一日「章」と改名）		
同十一年一月　日	同十五年一月　日	芳澤章
同十五年十月三十日	昭和五年十月二十九日	平岡作兵衛
昭和六年二月一日	同六年三月三十一日	今邑幹令

（田村氏は有給助役として就任）

▽町村會議員 （本欄は横讀みにせず立て讀みに配列せり）

選擧年月日	退職年月日	氏名
明治廿二年四月	明治廿五年三月	田中長左衛門
同	同	森守宗
同	同	寺内計之助
同	明治廿五年三月	今邑範這
同	同	大石長兵衛
同	同	田村太吉
同	同	宇地井源助
同	同	林戸太三郎
同	同	武村佐太郎
明治廿五年四月	明治卅一年三月	寺内計之助
同	同	森守信
同	同	田中長左衛門

選擧年月日	退職年月日	氏名
同	同	武村宗吉
同	同	大久保治郎市
同	明治廿二年七月	松村小三郎
同	同	小西七左衛門
同	明治卄八年四月	北野六之助
同	同	寺内秀次郎
同	同	宇野彌四郎
同	明治廿五年三月	久保安之助
同	同	山田清兵衛
同	同	久保安之助
同	同	久保彌太郎
明治廿三年三月	明治廿八年五月	尾崎潔濯

同	同	尾崎潔次
明治廿五年四月	明治卅一年三月	武村佐太郎
同	同	小西安次郎
同	同	尾崎甚四郎
同	同	中村德次郎
明治廿八年五月	明治卅四年五月	尾崎潔濯
同	同	田村太吉
同	同	北野六之助
同	同	寺内七郎兵衛
同	同	杉井治三郎
明治卅一年三月	明治卅七年三月	石田吉左衛門
同	同	田中長左衛門
同	同	久保彌太郎
同	同	尾崎甚四郎
同	同	久保安之助

同	同	松村小三郎
同	同	松井市右衛門
同	同	今邑範還
明治廿六年十月	明治卅一年三月	愛川鉄次郎
同	明治廿八年五月	寺内七郎兵衛
同	同	尾崎潔次
同	同	大石長兵衛
同	同	小西七左衛門
同	同	松村小三郎
明治卅一年三月	明治卅五年七月（死）	宇地井五兵衛
同	同	松井市右衛門
同	同	片桐鶴之助
同	同	愛川鉄次郎
同	同	中村德次郎
明治卅四年五月	明治卅四年七月	増田宗右衛門

明治卅四年九月	明治卅七年三月	寺本甚兵衛
明治卅四年五月	明治卅四年七月	伊東藤吉郎
明治卅四年九月	退任	尾崎潔次
明治卅七年三月	明治四十三年三月	長谷川喜太郎
同	同	増田宗右衛門
同	同	片桐鶴之助
同	同	久保松之助
明治卅四年九月	明治卅七年三月	寺内七郎兵衛
明治卅四年五月	明治卅四年五月	山田清兵衛
明治四十年五月	明治四十二年五月(死)	武村房次郎
同	同	小寺常次郎
同	同	愛川金二
同	同	靑山和造
同	同	石村彌七
同	同	松村小三郎
明治卅四年九月	明治卅八年四月	山田清兵衛
明治卅四年五月	明治卅四年五月	尾崎潔濯
明治卅四年五月		柴田倉太郎
明治卅七年三月	明治四十三年三月	石田吉左衛門
同	同	小西小三郎
同	同	田村太吉
同	同	大石長兵衛
同	明治卅七年三月	西村松之助
同	同	北野六之助
同	大正二年四月	上田松之助
同	同	西村豊次郎
同	同	―
同	同	加藤幸助
同	同	―
同	同	―

｜	｜	｜
｜	｜	｜
明治四十三年三月	同	清水楪太郎
同	同	増田宗右衛門
同	同	梅野藤次郎
同	同	久保安之助
同	同	今邑範這
同	同	藪良造
大正二年五月	大正五年十一月（死）	小寺常次郎
同	大正六年五月	平岡佐太郎
同	同	青山和造
同	同	愛川金二
同	同	松井伊三郎
同	同	西村豊次郎
同	同	清水楪太郎
同	同	伊東藤吉郎

｜	｜	｜
｜	｜	｜
明治四十三年三月	同	中井末次郎
同	同	西村丈右衛門
同	同	河合伊三郎
同	同	松井平右衛門
同	同	柴田倉太郎
同	同	尾崎潔次
大正二年五月	大正六年五月	石田吉左衛門
同	同	松村小三郎
同	同	今邑範這
同	同	田村太吉
同	同	久保喜三郎
同	同	西村丈右衛門
同	同	林戸徳次郎
同	同	川崎治郎吉

同	同	松井平右衛門
同	同	增田宗右衛門
大正六年五月	大正十年四月	松井平右衛門
大正七年一月	大正十年四月(補缺)	林戸德次郎
同	同	西村丈右衛門
同	同	平岡佐太郎
大正七年一月	大正十年四月(補缺)	石田吉左衛門
大正六年五月	同	今邑幹令
同	同	久保喜三郎
同	大正六年八月(辭職)	清水楳太郎
大正六年五月	同	西村松之助
同	大正九年十一月	長谷川喜三郎
同	同	芳澤喜三郎
同	同	長谷川幸次郎
同	同	奥田淺太郎
大正十年五月	大正十四年四月	松井市太郎

同	同	河合伊三郎
大正六年五月	大正十年四月	青山和造
同	大正六年九月(辭職)	西村豐次郎
大正六年五月	大正十年四月	伊東藤吉郎
同	同	愛川金二
同	大正六年八月(辭職)	籔良造
大正六年五月	大正十年四月(補缺)	川崎治郎吉
同	同	小西小三郎
同	同	田村太吉
大正七年一月	大正十年四月(補缺)	辻松之助
大正六年五月	同	辻井孫太郎
同	大正十年四月	杖野末吉
同	同	中井末次郎
同	同	加藤幸助
同	同	後藤吉之助
同	同	石田吉左衛門

同	同	愛川金二	同	同	川崎治郎吉
同	同	今邑幹令	同	同	長谷川幸次郎
同	同	芳澤章	同	同	伊東藤吉郎
同	同	青山和造	同	同	中井新次郎
同	同	西村松之助	同	同	久保元
同	同	杖野末吉	同	同	田中種吉
同	同	平田鶴之助	同	同	藪良造
同	同	高木庄左衛門	同	同	西村茂吉
同	同	寺石瀧次郎	同	同	河合伊三郎
同	同	尾崎彦四郎	同	同	中井末次郎
同	同	木村長兵衛	大正十四年五月	昭和四年四月	高木庄左衛門
同	同	久保元	同	同	寺石瀧次郎
同	同	大久保孝三	同	同	杖野末吉
同	同	林長治郎	同	同	長谷川幸次郎
同	同	今邑幹令	同	同	平岡作兵衛

同	同	林戸徳次郎
同	同	藪良造
同	同	愛川金二
同	同	石田吉左衛門
同	同	岡本幸次郎
同	同	西村豊次郎
同	同	清水楳太郎
昭和四年五月	昭和六年三月	石田吉左衛門
同	同	西村豊次郎
同	同	今邑幹令
同	同	大石和三郎
同	同	久保源之助
同	同	山本丈之助
同	同	杖野末吉
同	同	池田竹
同	同	久保元

同	同	芳澤章
同	同	川崎治郎吉
同	同	青山和造
同	同	小西龜次郎
同	同	奥田徳次郎
同	同	武田慶三郎
同	同	西村茂吉
同	同	奥田徳次郎
同	同	西村秀孝
同	同	吉仲久三郎
同	同	長谷川岩松
同	同	西山勝次郎
同	同	石田久次郎
同	同	愛川金二
同	同	梁川正太郎
同	同	小西龜次郎

同　同　小西巻三郎　同　同　大久保孝三
同　同　高木健次　同　同　寺石瀧次郎
同　同　古川長太郎　同　同　岡本幸次郎

土地と生産の現勢

昭和六年度に於ける民友地總反別は、有租地五四四町七反（内徴收免除三五町九反）、免租地二九町九反であつて此有租地に於ける地目別集計を擧ぐれば

▽田一〇八、六反▽畑二三七、六反▽宅地九〇、八反▽池沼一反▽山林一〇六、四反▽原野一、二反▽合計五四四、七段

であり、次に免租地に於ける種類では▽學校敷地一町二反▽墳墓地五町六反▽用悪水路八反▽溜池七町七反▽堤塘一反▽軌道用地五町▽隔離病舍敷地一反▽射撃場敷地四反▽鐵道用地一町▽運河用地八町▽合計二十九町九反である。

更に耕地面積の現狀では

	一毛作田	二毛作田	畑
自作地	二九反	一二五反	九八七反
小作地	〇	六四〇	一二六六
合計	二九	七六五	二二五三

次に公私有林野面積の現狀では

	部落有	寺院有	私有
▽立木地			
針葉樹林	五反	九反	六五六反
濶葉樹林	〇	〇	八三
針濶混合林	六	三	二一〇
竹林	〇	一一	一四六
▽無立木地	〇	〇	七八

即ち立木地は部落有に於て一一反、寺院有に於て二三反、私有に於て一〇九五反であり、無立木地は部落有、寺院有にはなく私有に於て七八反ある譯である。

次に昭和六年調査の學區內に於ける農產物、畜產物、林產物、鑛產物、工業物を擧ぐれば

▽先づ農產物に於て

米	六八三反	一、六八〇石	三〇、二四〇圓
麥	三二八	三一六	二、九八二
食用產物	五六	—	一、四六五
蔬菜花卉	—	—	一六七、五七四

▽性質上農產物なれど工業物と觀らるべき製茶に於ては

製茶		二、七八四貫	三四、四〇二圓
内	玉露	一、四二〇	二一、三〇〇
	煎茶	八四四	六、七五二
	番茶	一〇〇	五〇
	碾茶	四二〇	六、三〇〇

茲に農産物の生産數量に就て現勢と比較對照し興味あるは明治十年前後の生産數量であると思ふ、即ち時の總代より夫々槇村知事へ報告せる數字は

▼明治十三年三月第一組深草村總代小西七右衛門氏より知事への報告に▽米二千百二十九石八斗（平年出來高）▽麥九百二十石▽菜種百三十石▽筍一萬八千貫▽蕃藪四千五百貫▽獨活二百六十五貫▽桃二萬千五百箇▽梨三萬二千二百箇▽柿八萬二千箇▽此農業（男）百十七戶（女）三戶、賦金百九十二圓五十四錢（內、國稅四十八圓、府稅百四十四圓五拾四錢）。

▼明治八年に調査し大龜谷村總代松井市造氏より知事への報告に▽米二十一石▽麥七十五石▽筍一萬九千八百目△薩摩芋五千貫▽獨活六千三百貫▽桃一萬二百箇▽梨三萬百箇▽柿九萬三千箇▽梅百石▽李桃六萬箇▽此農業（男）二十四戶（女）ナシ、貢租四十五錢五厘（內、國稅拾六錢、府稅二拾九錢五厘）

▼明治拾五年十一月、福稻村戶長曾野守信氏より知事への報告に▽米八百九十七石▽麥九十五石五斗▽菜種四十二石四斗▽茄子二千四十貫▽大根一萬四百貫▽蕪四百八十貫▽干藍五百二十貫▽水菜三千貫▽此農業（男）五十二戶（女）ナシ、賦金五拾八圓三十錢（內、國稅六圓五十錢、府稅五十一圓七十五錢）。

▼更に明治八年調査の伏見第一區（谷口町外五拾五ケ町）に於ける農工其他一般生產物の數量は左の如くであるが、此種目を眺める時、現在既に其生産を失へるものあり地方的に職業の推移を窺ひ知る事が出來ると思ふ

大根一萬五千七百八十四貫八百目味美俗ニ城山大根ト稱ス、青蕃椒六百二十九貫目品良下同、蕃椒粉二石

五斗八升、宛豆三百貫目、刀鞘豆百九十五貫目、孟宗筍四百九十八貫目、品位中等下同、梨子五萬六千二百顆、柿子九千八百顆、當歸二百四十貫目、製茶八千六百三十斤、刻煙草百四十四貫目、鷄三百七十七羽鷄蛋三千三百三十九個、晒木綿六萬九千五十反、塵紙千百八十五束、錫箔押紙十二萬枚、鍬二百十柄、薄刄三百枚、鋸七千五百七十七枚、鉋一萬二千百枚、剃刀二千三百枚、土製火鉢千六百三十個、同火鑪千百五十個、同三德八百五十個、土器三千枚、燒瓦一萬二千九百枚、竹籠千四百四十個、同箒一萬五千柄、同皮笠千個、同扇骨一萬四千枚、同彫七百五十個、杉盥桶類千八百八十五個、同箱類三萬二千六百九十二個、同燈明臺三千八百十個、同屋根板八百餘束、椋ノ棒四百條、樫板鍬六千柄、桐下駄五千九百足、苧繩類五百條、眞鍮眼鏡廓四千八百個、栂子墜子一萬二千個、牛骨緒〆四萬六千個、同簪七萬二千四百股、土偶人類二萬九千九百五十個、

▼昭和六年度調査の農產物以外に於ける生產種目と其價格に於ては

▽畜產物——牛、九八〇圓、豚、二二一八圓▽牛乳、一二、四八〇圓▽鷄一七、二八一圓▽馬糞寢藁、四、〇〇〇圓

▽林產物——林野伐採、一四六圓▽林野產物、五六、六二一圓

▽鑛產物——石材土石、五、三〇八圓

▽工業物——藁製品、一、二四八圓▽罐詰、二九二、八六七圓▽綿織物、二〇〇圓▽染物（賃金）、三六〇、九一八圓▽帽子、一五〇圓▽陶磁器、一五、五〇〇圓▽瓦及土管、一、六〇〇圓▽皮革製品、四一、

茲に農產物の生產數量に就て現勢と比較對照し興味あるは明治十年前後の生產數量であると思ふ、即ち時の總代より夫々槇村知事へ報告せる數字は

▼明治十三年三月第一組深草村總代小西七右衛門氏より知事への報告に▽米二千百二十九石八斗（平年出來高）▽麥九百二十石▽菜種百三十石▽筍一萬八千貫▽蕃藷四千五百貫▽獨活二百六十五貫▽桃二萬千五百箇▽梨三萬二千二百箇▽柿八萬二千箇▽此農業（男）百十七戸（女）三戸、賦金百九十二圓五十四錢（内、國稅四十八圓、府稅百四十四圓五拾四錢）。

▼明治八年に調査し大龜谷村總代松井市造氏より知事への報告に▽米二十一石▽麥七十五石▽筍一萬九千八百目△薩摩芋五千貫▽獨活六千三百貫▽桃一萬二百箇▽梨三萬百箇▽柿九萬三千箇▽梅百石▽李桃六萬箇▽此農業（男）二十四戸（女）ナシ、貢租四十五錢五厘（内、國稅拾六錢、府稅二拾九錢五厘）

▼明治拾五年十一月、福稻村戸長曾野守信氏より知事への報告に▽米八百九十七石▽麥九十五石五斗▽菜種四十二石四斗▽茄子二千四十貫▽大根一萬四百貫▽蕪四百八十貫▽干藍五百二十貫▽水菜三千貫▽此農業（男）五十二戸（女）ナシ、賦金五拾八圓三十錢（内、國稅六圓五十錢、府稅五十一圓七十五錢）。

▼更に明治八年調査の伏見第一區（谷口町外五拾五ケ町）に於ける農工其他一般生產物の數量は左の如くであるが、此種目を眺める時、現在既に其生產を失へるものあり地方的に職業の推移を窺ひ知る事が出來ると思ふ

大根一萬五千七百八十四貫八百目味美俗ニ城山大根ト稱ス、靑蕃椒六百二十九貫目品良下同、蕃椒粉二石

五斗八升、宛豆三百貫目、刀鞘豆百九十五貫目、孟宗筍四百九十八貫目、品位中等下同、梨子五萬六千二百顆、柿子九千八百顆、當歸二百四十貫目、製茶八千六百三十斤、刻煙草百四十四貫目、鷄三百七十七羽鷄蛋三千三百三十九個、晒木綿六萬九千五十反、塵紙千百八十五束、錫箔押紙十二萬枚、鍬二百十柄、薄刄三百枚、鋸七千五百七十七枚、鉋一萬二千百枚、剃刀二千三百枚、土製火鉢千六百三十個、同火鑪千百五十個、同三德八百五十個、土器三千枚、燒瓦一萬二千九百枚、竹籠千四百四十個、同箒一萬五千柄、同皮笠千個、同扇骨一萬四千枚、同彫七百五十個、杉盥桶類千八百八十五個、同箱類三萬二千六百九十二個、同燈明臺三千八百十個、同屋根板八百餘束、椋ノ棒四百條、樫板鍬六千柄、桐下駄五千九百足、苧縄類五百條、眞鍮眼鏡廓四千八百個、栂子墜子一萬二千個、牛骨緒〆四萬六千個、同釋七萬二千四百股、土偶人類二萬九千九百五十個、

▼昭和六年度調査の農產物以外に於ける生產種目と其價格に於ては

▽畜產物——牛、九八〇圓、豚、二二一八圓▽牛乳、一二、四八〇圓▽鷄一七、二八一圓▽馬糞寢藁、四、〇〇〇圓

▽林產物——林野伐採、一四六圓▽林野產物、五六、六二一圓

▽鑛產物——石材土石、五、三〇八圓

▽工業物——藁製品、一、二四八圓▽罐詰、二九二、八六七圓▽綿織物、二〇〇圓▽染物（賃金）、三六〇、九一八圓▽帽子、一五〇圓▽陶磁器、一五、五〇〇圓▽瓦及土管、一、六〇〇圓▽皮革製品、四一、

五五〇圓▽木製品、三八、〇四五圓▽竹製品、一、九六五圓▽綿糸紡績、八八一、六七六圓…和紙、二、八八〇圓▽煉瓦、一〇、一二八圓▽被服絹綿九、九六二圓▽電氣及瓦斯機具材料、二二、五〇〇圓▽金屬製品、三七四、二、一二圓▽彫刻玉石細工、三六、七二〇圓▽石土製品、四一四、四二九圓▽履物類、三五九圓▽印刷製本、一二、三〇五圓▽文具類、三二七圓▽表裝類、五、一七四圓▽紙製品、一、〇〇〇圓▽祝祭具、六〇〇圓▽賣藥及清涼飲料、八、五〇〇圓▽飲食雜類、二、九二〇圓▽車輛、三六〇圓。

會社及支店所在地

▼銀　行

川崎第百銀行稻荷支店（稻荷中之町）

▼會　社

一、松田商事株式會社（榎木橋町）

一、合資會社仁張工務所（一ノ坪町）

一、林材木店（野手町）

一、合資會社近善商店（直違橋南一丁目）

一、合名會社林又商店（直違橋九丁目）

一、農林産株式會社（直違橋九丁目）

一、芳澤土地建物合資會社（北新町）
一、合名會社南商店（西ノ內町）
一、吉河合資會社（直違橋南一丁目）
一、深草製針所（綿森町）
一、合資會社朝日織物製作所（野手町）
一、株式會社京華洋行（直違橋南一丁目）
一、株式會社竹中罐詰製造所（北新町）
一、日本研磨砥石株式會社（中ノ島町）
一、京都工業合資會社（上横縄町）
一、稻荷自動車株式會社（稻荷御前町）
一、合資會社黑川友染工場（西川原町）
一、合資會社中央染工場（下横縄町）
一、合資會社三福（開土町）
一、合資會社北村石材店（直違橋八丁目）
一、合資會社三大寺藥局（直違橋二丁目）
一、玉鍵屋（稻荷御前町）

一、稲荷合同運送株式會社（榎木橋町）
一、丸コ畑商店（北新町）
一、合名會社深磯商店（加賀屋町）
一、合名會社河幸商店（北鍵屋町）

市編入問題の去就

昭和六年、京都市隣接市町村編入に就き佐上知事が關係編入市町村へ發した諮問は可成り紛糾し容易に滿足な答申が得られぬ雲行になつた處から、知事以下部長及び關係課長は此等市町村當局を歴訪して嚇しつ宥めつ說得に頗る努むる處あり、最後には內務省の次田地方局長迄が編入反對の强硬な主張をなす自治體へ乘出し意見を求むる處あつた。而して此時に於ける深草町長石田氏は次田局長へ對し佐上知事へ述べたると同樣の反對理由を以て陳情する處あつたが、其要旨は

　京都市が編入案に直面し現在に至るも尙ほ學區制度を廢止せないは奇怪である。此等は市に誠意のない事を表明するもので、現狀の儘深草町が京都市へ編入せんか初等敎育上に重大な不利を忍ばねばならぬ。實に强制編入は地方自治體の攪亂である、

と云ふのであつた。更に深草町會では本問題を愼重に考慮する必要上から全議員を四班に分ち、名古屋、大阪、神戸、京都の四都市へ出張し、既に編入を斷行した各町村に就きその實狀を調査したが、此參考資料に徵するも

編入された地域は多く惠まれて居らず、單に深草、京都の經費負擔を對照した丈けでも

京都市は家屋一坪當り十二錢八厘、家屋稅個數一個に對する步合は三錢二厘であるに對し、深草町（五年度豫算額十二萬四千八百三十四圓）は家屋一坪當り八錢八厘六糸（家屋坪數十四萬一千七百六十坪二合）家屋課稅個數一個に對する步合は二錢二厘一糸（課稅個數五十六萬七千四十八）で、深草町は京都市より家屋一坪當りで四錢安、家屋課稅個數に對する步合は一錢安、

であり、斯かる不利を忍んで迄編入すべき理由を發見せないと、議員を擧げて反對の腰は確かなものがあつた。

之れに對應して紀伊郡全體の意嚮は吉祥院、上鳥羽兩村を除外し强硬な反對說であり、若し竹田、深草を除き他の接續地各村を强制編入する場合は、深草、竹田兩村が合體し新市の建設に猛進し以て負擔の輕きに就かうとの理事者同志の談合も成立したのであつた。而して他方伏見市の本問題に對する態度も、同樣に大勢は反對に傾いて居り、更に向島村の如きは議員の反對結束を監守し援助する意味から村民大會の名で本問題の調査委員を擧げ、上田村長に反對陳情書を突付けて猛運動を起した處から、佐上知事は焦慮して福田內務部長、中村事務官を帶同して訪れ、反對代表村民九十名と村役場に會見し說得頗る努めたが容易に緩和されず、知事の歸つた後で依然雲行が險惡なため再び反對猛運動を起すべきを申合せたのであつた。

斯うした時、深草側では向島村の此强硬な態度よりも寧ろ伏見市の態度に期待する處が多かつたのである。それは伏見市が若し編入に傾けば京伏の中間に介在する深草としては到底强制編入は免れずと觀じたからである。果せる哉、伏見市會議員の一部は知事の諮問に對する答申附議市會を開く前宵から警察署長の活動となり、續々

警察署へ招かるゝあり、歸來俄かに反對の氣勢が鈍つて編入贊成側が過半數を制するに至り、遂に票決の結果は會場に臨める知事の微笑を以て迎へられるに至つたのである。されば大勢既に定まり深草町も策全く盡き、茲に向島其他の各村と共に大勢順應を餘義なくされたのであつた。

水道と疏水の恩惠

深草地域を縱斷して丹下ダムより伏見堀詰に至る疏水は、琵琶湖に取水せる京都市疏水の第一期工事に伴ふものであつて、北垣知事には

山河襟帶自然の城たるを誇る京都も徒らに舊習を墨守するのでは益々萎微衰頽する、將來の都市の盛衰は一に懸つて商工業の發達如何にあるを覺らば、此際一大英斷を以て工業の發達を促進すべく疏水開鑿をせねばなるまい

との抱負があり是れを實現せしむべく市當局を說き起工せしめたものである。從つて其第一期工事の竣成は、更に延長して伏見に至り淀川と繋く時、茲に北陸の物貨が長濱より舟積の儘で大阪へ運輸するの利便が生ずるもので、敦賀港より鐵道を藉りてのみ運送せし物貨が疏水沿道の企業をも刺戟することは地方產業上慶すべき事だと云ふにあつた。而して此疏水開鑿は深草に於ける農耕地にも非常な恩惠となり、從來「深草の田焙れ」と稱せられた程に耕作地は旱跋に惱まされたのであるが、疏水開鑿後は自由に灌漑用水を得られ、疏水以西に於ては豐穰疑ひなき良田を生ずるに至つたのである。

此工事は二十五六兩年度繼續事業として豫算十二萬一千三百二十八圓餘を投じ、深草の福稻に水路事務所を置き工事を督して同二十八年三月末竣功したが、七條以南丹下溜に至る第四工區の距離二千九百六十二間の收用土地には田畑の潰れ地も可成り多いが水利上から農耕地の甦生せるを見れば深草としては惠まれた工事とせねばならぬ。

次に現在の伏見區地內に於て率先水道布設の計劃を爲せるは深草である。之れに倣ふて桃山が計劃し、伏見も亦京都市編入前に獨立水源池による給水計劃を立案したのであつたが、土地の西半部は地殼の自淨作用による深層湧出水が豊富に得らるゝ關係から餘り乘り氣にならず、結局覆え切らぬ儘で編入し現在に及んでゐる。卽ち深草は曩年消化器性傳染病の續發に恐惶を來したことがあり、是れを豫防するには井戸水を使用しての水温の快感に浸る目先經濟に囚はれず、先づ健康水を得ねばならぬてふ自覺から上水道敷設を計劃し、昭和四年二月二十七日の町會に之れが建設資金充當のため拾萬圓起債(年利六分五厘以內)の件を附議し、此起債額は上水道使用料其他一般歲入を以て償還財源とする事を可決したのであつた。

斯くて第一次敷設計劃に於ては榎木橋より直違橋三丁目迄を六吋管、それ以南を四吋、西折して飯食町より營所道に出て、瓦斯管代用にて墨染に達し一方極樂寺町より分岐せるものは省線鐵路の西側を南下して西出一帶を迂回せるものであり、此水道組合の事業を繼承して更に第二次擴張工事を起し、此建設及び買收豫算十六萬一千五百五十九圓を市編入直前の昭和六年三月末日に可決した事は、起債償還額を市へ轉嫁せしむるものであり鮮やかな理事者の手腕と稱さねばならぬ。

惟ふに市編入問題に當面しての深草の立場を考ふる時は、第一に負擔關係を詳知する必要あり、その甚だ不利なる事實は理事者及び議員の蒐集せる資料によりて明白であるが故に、編入は大勢に於て餘儀なしとすれば其編入直前の決議を以て計劃事業に要する費額を起債に仰ぎ、その償還額を轉嫁するは或意味に於て利益を町民へ奪還するものであり、脆くも大勢に順應するものへの當然の報酬とせねばなるまい。

今や此事實は京都市の誠意を以て迎ふる處となり、承繼せる處の配水管

▽二五四粍が一五四一米▽一五二粍が七五四四米▽一二七粍が一八四九米▽一〇二粍が四六四八米▽八九粍が九一八米▽七六粍が八六四三米

以上の延長は昭和六年度末に於て完全に給水工事を終り、住民は一般にその恩惠に浴して居るのである。

師團用地の買收

第十六師團は明治四十一年三月より各所屬兵營其他の起工あり、十月に竣成、師團司令部は十一月一日を以て假駐屯所より移轉、各隊もそれぐ\移轉し來つたのであるが、之れより先、第三十六聯隊の設置あり、明治二拾九年に練兵場用地を物色して萬疊敷に長山御林を加へた約五萬坪を買收するに內定し、土地所有者の思惑を怖れて當時の村長尾崎潔次氏は郡長荒井公木氏其他吏員と倶に夜陰窃かに提灯をつけ實測したことが遂に所有者側の知る處となり、土地收用法を翳して耕地買收を喘し打ちに行ふ如きあれば我等の生活は脅かされると村民は西岸寺に集合し酒樽の鏡を拔いて氣勢を擧げ小作を煽動するあり、交渉波瀾を極めたが、結局買收額に當局の讓步を

見て之れに應ずるに至つた。

超えて明治四十年には師團司令部及び各所屬部隊兵舍の建設に伴ふ深草練兵場の新設計劃があり、現今の騎兵聯隊以東一帶に渉る耕地に於て尠くとも三十萬坪を買收するの意嚮であつたが、此地域は住民の生活上から耕作地として手離しかねる苦情が續々起り、餘儀なく現今の練兵場(三十五萬坪)に就き買收交渉を進むるに至り、所有者側と接衝して坪一圓八拾錢、之れに地上物件買收費及び小作人に對する補償を含めて坪當り二拾錢を增額し茲に坪二圓にて契約の成立を遂げたのであつた。

引續き射擊場用地の買收が同樣坪二圓で成立し、尙ほ飯食部北側、師團街道の東に沿ふ秣倉庫用地三千五百坪の買收交渉が起り、此時の坪二圓五拾錢は不當なりとして本省の增師支廠長田中大佐は土地收用法を適用するに至つたが、本問題の府參事會へ諮問せらるゝや參事會員は土地所有者側へ好意を示し射擊場附近と地價を著しく異にする理由を鮮明したので結局法適用の效なく地主側の主張は認められて豫定の買收額を收受するに至つた。

斯くして兵舍の竣成、附屬所有地の買收は一段落を告げたが、此間に於ける深草村當局の勞苦は想像に餘りあるものあり、知事、郡長の壓迫と師團御用商人請負師の不當な威迫に不安な幾日かを過し、時には身を以て危ふく暴力漢の難を避けた事もある抔、今は單に往時の語り草ながら悲壯な幾場面が繰られたのであつた。

深草の改正町名

昭和六年三月二十三日京都府告示第二百十九號を以て同年四月一日接續二拾七ヶ市町村を編入し茲に大京都市が

實現の結果、同年五月十五日市告示第九十九號で此等編入市町村名を改稱し、全部學區制となつたが、その中に深草地域に於ける改稱町名を摘記すれば

（總て町名は横讀みにせず一行毎に縱て讀みにする）

深草稲荷榎木橋町	同稲荷中之町	同稲荷御前町	直違橋十一丁目
同直違橋十丁目	同　九丁目	同　八丁目	同　七丁目
同　六丁目	同　五丁目	同　四丁目	同　三丁目
同　二丁目	同北一丁目	同南一丁目	同　片　町
深草十九軒町	同藤森玄蕃町	同　鳥居崎町	同　北新町
同　芳本町	芳　永　町	同　極樂町	同　飯食町
同　寺内町	同　七瀬川町	同　北蓮池町	同　南蓮池町
同　下高松町	同　上横縄町	同　下横縄町	同　森吉町
同　相深町	同　藤田坪町	同　中川原町	同　六反田町
同　北鍵屋町	同　山村町	同　西川原町	同　下川原町
同　向川原町	同　一ノ坪町	同　鈴塚町	同　祓川町
同フケノ内町	同　平田町	同稲荷鳥居前町	同　車阪町
同　正覺町	同　願成町	同　本寺山町	同　開土町

同　開土口町	同　笹山町	同　藪之內町	同　大門町
同　野手町	同　極樂寺町	同　西出町	同　田谷町
同　坊　町	同　僧坊町	同　瓦　町	同　東瓦町
同　東伊達町	同　西伊達町	同　枯木町	同　向畑町
同　藤森町	同　石橋町	同　中ノ島町	同　墨染町
同　紺屋町	同佐野屋敷町	同出羽屋敷町	同柴田屋敷町
同　善導寺町	同加賀屋敷町	同　泓ノ壺町	同　新門丈町
同越後屋敷町	同大島屋敷町	同　闕屋敷町	同　小久保町
同　フチ町	同　池ノ內町	同　西飯食町	同　堀田町
同　キトロ町	同　西浦町	同　五反田町	同　八反田町
同　野田町	同　町通町	同　陵　町	同　松本町
同　カラメ町	同　小森町	同　綿森町	同　ケナサ町
同　川久保町	同　今在家町	同ス丶ハキ町	同石峰寺山町
同寶塔寺山町	同　西出山町	同　坊山町	同眞宗院山町
同　僧坊山町	同中ノ郷山町	同　砥粉山町	同極樂寺山町
同　扇ケ原町	同　飯食山町	同　鞍ケ谷	同　馬谷町

同神明講谷町	同　向ヶ原町	同　霧ヶ谷町	同　東軸町
同　砂子谷町	同　白砂町	同　鐙ヶ谷町	同　谷口町
同　宮谷町	同　兜山町		
深草大龜谷西久寶寺町	同　西寺町	同　八島町	同　内膳町
同金森出雲町	同　六躰町	同東久寶寺町	同　大谷町
同　東寺町	同　大山町	同　萬疊敷町	同　五郎太町
同　古御香町	同　敦賀町	同　安信町	同　岩山町
同　古城山			

計　百四十七町

町名の由來考察

昔は極樂寺村、北村、飯食村――この三村は深草の本郷であつたが共濫觴の年月は詳かでない、然し現在の西出、田谷、坊、僧坊、此四町は北村に屬したものであるは推測に難からぬ處だ。飯食村は明治元年の町名組替に當り四番組十八ヶ町に數へられて藤森玄蕃、七瀨川以南の各町と共に、直違橋通各町の五番組と分れたが、以後は深草地内に數へられて居り、豊公文錄三年伏見築城の時朝覲の爲め今の伏見街道を開いたその時に軒檐相接する町並みを爲したものであらう。又、中古には深草を三郷に分ち、上ノ郷（今の稻荷前より一本松附近迄の東を

包含する一帶）中ノ郷（それ以南、藤ノ森附近迄）下ノ郷（墨染界隈から土橋竹田口邊り迄）に分てる事は、德川初期の檢地高調べにも現はれて居る。

大龜谷は狼谷であること具さに日本紀の欽明朝の記にあり、秦大津父が深草より谷口、小野を經て近江地方へ往復した頃、二狼相鬪ふを助けた物語りがある。後年或る者は淸凉庵で德川義直（五郎太丸）を生んだお龜の局の名に因みお龜谷が正しいと說を爲したけれど、既に欽明帝時代に狼谷の稱ある限り疑ふ餘地はない。竟り深草地方の方言で（おほかみ）を（おほかめ）と云ふ處から狼が大龜に誤られたのであらう。

德川時代に於ける大龜谷村の字名は頗る多く

玉泉寺下、元善香、道庵、水呑道庵、北口北裏、谷口川端、遠藤但馬、高田屋敷、岡本吉右衛門、北條屋敷、佐々木、瀨成、橋廻り、土岐玄昌、玉泉寺前、佐竹、秋田太郎、酒井下總、不破平右衛門、大津町、海寶寺町屋敷、村田權右衛門、原田市十郎、藤森誓願寺、稻葉彥六、兼松源兵衛、藤森山下、松平和泉、中村又藏屋敷、大平、櫻町正圓寺、紅雪、山岡修理、土岐左馬、奧山、堀監物、八島坂口北裏、遠藤與右衛門、水野石見、右京、藤森長通り、織田三十郎、南部屋敷、入安、水淵左馬屋敷、小栗栖道、萬疊敷山畑、紅雪元屋敷、土岐玄昌、闕東山、分部左京、山新町、宮谷南側、山新町北側、長谷川、酒井作右衛門紀伊守、谷口西川端、谷口西右近、服部權太夫、お大屋敷、高橋、谷口番屋、本鐵、川原櫻町、淨安寺、大昌寺、大昌寺山谷崎中尾、鳥居崎、宮谷北側、監物屋敷、谷口久寶寺町、中川七右衛門、我孫子、川勝谷口川端岩石、谷川端、談所山、櫻町笹屋町、笹屋町、庚申山新町、中町千本町東裏、池ノ端、又助畑高

畑、北五郎太町、大山最上町、鳥居前、大谷山東山、大昌寺山畑、山大谷、大谷中ノ段。

以上の如くである。斯くも伏見築城に基く武家屋敷又は社寺領賦田に因む名稱など頗る小字が多かつた處から維新後地租改正の際、傳來の字稱を十六に合併したが、即ち

北寺町西、七拾軒町、中川内膳、金森出雲、六躰町西、安信、敦賀町、久寶寺南辻、古御香宮、萬帳數、五郎太町、久寶寺西南、六躰町、千本中町中ノ山、大山、寺町東裏。

以上である。而して此改稱の際、民家現在の地字は其儘に保存された。

尙ほ京都市編入直前に改正されて現在使はれてゐる町名のうち筆者が名稱の由來を探り得たものでは

▽車坂町――稻荷の東北、東福寺の東山中にあり稻荷三ケ峰祠へ行幸の御車が過ぎ給ひしより名づくか、

▽鈴塚町――中古鴨川洪水の時祇園社の神輿流れ來り該地に於て鈴の止まりしより名づくとの傳說がある、

▽祓川町――稻荷社水無月大祓執行の小川の流れを灌漑用水とした處から該川の名を流域の地名とした。

▽鳥居前町――稻荷大華居の正面に當るためその名を採れるもの

▽ケナサ町――足利時代迄は現在の砂川をケナサ川と云つた。即ち此川は福稻村と深草の境界を爲したもの、のである。

▽五良太町――石淸水八幡宮の社司であつた志水加賀守宗淸の女は家康の側室お龜の局であり、この局が淸凉庵に居り二子を生み、一人は夭死し、もう一人は尾州大納言義直公である。即ち義直公の幼名が五郎太丸な

▽南蓮池町――北蓮池町も同じく、此界隈は昔濕澤地で蓮多く、夏ともなれば碧瑠璃の淨盆を浮べて白に噇に

色美しく蓮の花が咲いたらしい。

▽飯食町――我々の主食物たる飯に限らず總て語原的に解釋すれば穀物は「イヒ」である。祈年祭の祝詞に「初穗乎汲千穎八百穎――」とあり、この穎（カヒ）を普通に穗と解してゐるが、汁に對する語としては調理したものを擧げるのが妥當であり、傳說時代には既に稼穡の道が開けたれば果實に露命を繋ぐ原始時代を想像する必要がなく、此意味から（炊）カシ、食爲（クシ）を知る神への供饌は炊したものが正當とされる往昔飯食町は藤森社の神田を作りカシヒを祭典の時捧げたこともあつたと思はれる。

▽七瀨川町――傳說では谷口町の篠ケ谷から出て東洞院迄に七曲り七瀨ある處から地名とされた、とある。然し筆者は更に此地名に異なる判斷を下したい。夫れは我神祭の上に固有な且つ重要な行事として祓があり、京都附近で往昔行はれたものに七瀨祓があつた。山城では大島、橘、小島で行つたと古記にあるけれど斯かる地名の所在は詳かでない。若し平安京の隅々に大將軍社を祀つた陰陽道からの神事とすれば藤森社にはその大將軍があり、七瀨祓も亦行はれた方面との推考もつく譯だ。尙ほ此靈所祓に特に七の數を選んだことは、七が五に次いての支那では喧しい數とされて居り、日月五星を合せて七星と稱する事は道家の重んずる處だ。之れに擬へて七經七廟七賢七荼など因んだ名數は甚だ多い。

▽開土町――開土口町も同樣だが、山の麓を尾根と云ひ、藤ノ尾が既に拓けて祠があつたやうに、稻荷山は麓から人々に拓かれてゆき、新たに開拓されて住宅街を爲した土地柄を指すものであらう。

▽西川原町――松ケ崎、大文字兩山塊の隘路を破つて大湖の水が流下し、そこに岩倉盆地が出來たと觀る地質學

者の研究が眞實であれば加茂川は一直に南下し、洪水毎に氾濫して流域民を惱ましたものに違ひない。即ち鈴塚の傳說も有史以前の考察を後に永く繰返して現實とした洪水に基くものであり、練兵場附近から伏見へかけての濕澤地は耕作も居住も不可能であつた時代があつたらうと思はれる。されば此加茂川の一直に南下した沿岸から西に當る地域なので名づけたものであらう。筆者が此考察を價値づけるものに大正七年京都市へ編入された福稻地内の字施餓鬼田がある。此地は平安朝時代に法性寺の僧侶が盂蘭盆の大施餓鬼を執行した處で、當時は加茂川の大洲であつたとの記錄があり洪水毎に加茂川が暴威を振つた地域であるを識るのである。

其他豐公築城後の武家屋敷に因むもの、或ひは伽藍の結構で洛南に羈稱された極樂寺所在の地域に因むもの抔頗る多いが、それには考察の筆を止めて、近年傳說に富む地名が心なき官公吏の手に整理されゆくを惜む處から、今は俚人の口ノ端に纔かに殘る舊字名を纒め、他日篤學の士の考證の資料に供して置かう。

御所ノ内、竈前堂ケ原、堂庭、茶カ庭、水汲、家山、柏原野、松蔭、大日、一丈ケ原、土師、堤山、日野谷、火打谷、御輿塚、藥師堂、馬場口、高山、十輪、東ノ車塚、西ノ車塚、岡田井、戒檀、念佛堂、念佛講、茶臼田、御隱、御所階土、鎌倉井、和田森、松本、反橋、佛水、鐘樓、八幡塚、帶刀、蜜柑、コボチ、鱗谷、濘ケ谷、聖ケ坂、大平、

第十　教育

私塾寺小屋時代

安政元年伏見奉行内藤豐後守は組下與力小野三十郞、杉山左右介、組同心谷源之進等に命じて組屋敷廓內に學舍を創設し其事務を司らしめ、組與力同心の子弟及び市中有志者の子弟の入學を許して優則學舍と稱した。教科書は小學、四書五經、史記、左傳等であつて、每日辰刻より授業を始め午後に終業したが、講義は例月十二次、要術は例月六次にして、十五年以下の生徒には文武兩道を兼修せしめた。武技は寒稽古と稱して例年寒三十日缺席せないものには金百疋を賞與し、例月講義の爲め出勤する教員二名には二箇月に金二百疋を給與し、讀方教授のため日勤する教員には二箇月に五百疋、助教兼世話掛凡そ十名へは各年給三百疋、助教は更番に日々二名宛出勤、武技の師範三名には各二箇年に百疋を給與した。而して教員は文武教員が五名、助教兼世話掛が十名、小使一名で生徒は六十餘名あり、講義日には奉行が臨席し、時としては奉行自ら書を講じた事もあり、例年歲始、稽古始、冬至には聖像を壁上に掲げ各自之れを拜し、組與力、同心の父兄も亦生徒と共に講義を聽いたのである。

一方此優則學舍に對して庶民の教育機關には私塾寺小屋があつた。維新に於ける此等の機關に就ては其詳細を識ることが出來ぬけれども全盛を極めたるは嘉永安政以後のことである。而して此等の私塾寺小屋も明治に入りては多く業を廢したが當時の主なるものを擧ぐれば

▽治　源　堂（文久—明治）（男八〇、女四〇）山　村　町　松本雄太郎
▽晴　雲　堂（慶應—明治）（男五〇、女四〇）山　崎　町　淺田伍兵衛
▽　——　（慶應—明治）（男　四　〇）大龜谷村　遠山純惠
▽　——　（慶應—明治）（男　二　〇）深　草　村　毘尼薩臺巖
▽　——　（安政—明治）（男三〇、女二五）六　地　藏　南　唯　實
▽　——　（安政—明治）（男五〇、女三〇）同　　　　幡山豊次郎
▽蟠　龍　堂（文久—明治）（男五〇、女三五）新町八丁目　久連松良純
▽文　專　堂（文久—明治）（男四〇、女二〇）指　物　町　隅田周次郎
▽松　竹　亭（嘉永—明治）（男一二〇、女八五）上板橋町　御牧仁左衛門

以上私塾は深草地域より距離の近いものを擧げたに過ぎぬが此以外で創設古く最も盛んにして伏見奉行所役人等も師事し、他に一頭地を拔いたのは新町四丁目（原思軒）奥野精一の私塾であつた。

維新後の教育

明治二年京都市は全國に卒先して教育機關を創設し舊時の面目を一新したが是れ王政維新文運發展の機運に刺戟されたからとは云ひ主たる動機は突如として起つた聖駕奉遷にあつた。當時住民は驚愕失望して爲す處を知らず、人心消沈し百事衰廢し、千有餘年の帝都の面目は一朝にして地に墜ちたのである。されば官民有志は深くこ

れを憂ひ、此際頽勢を既倒に挽回するの策は教育の普及發達を圖り實業を振興し富力の增進に俟つより途がないと觀じ、茲に千障萬難を排して遂行實現に努めたのである。即ち明治三年十二月京都府は學體を下して

道の體たる物として在らざるなく、時として存ぜざるなし、其理は則綱常、其事は則政刑、學校は斯道を講じ、實用を天下國家に施すものなり、然則孝悌倫教、治國平天下の道、格物窮理日新の學、是皆宜しく究覈すべき所にして、內外相兼ね、彼是相資け、所謂天地の公道に基き、知識を世界に求むるの聖旨に副はんを要す、勉めざるべけんや。

と、以て管內の教育振興を圖り、施設已に學制頒布以前に於て見るべきものあつた事が分ると思ふ。而して畏くも明治天皇陛下に於かせられては、深く故都の盛衰を軫念あらせられ、車駕東幸に際しては現米一萬石、金十萬両を御下賜になり、此恩賜金は府の教育基金に充てられて居るが、更に叡慮を京都の教育制度に用ゐさせられて御駐輦に際しては特に聖駕を枉げさせられ教育の狀況を臠されしこと一再に止まらぬのである。即ち伏見第一校は京都の倘德、柳池兩校と共に當時聖駕光臨の榮に浴したるもので、聖恩の厚きに感激せねばならぬ。

伏見は明治五年八月二日の學制發布に先ち、小學校建營の急務を認め、同年一月二十日之れが願出を各組より爲したが、其要旨は「幼童之者藝術執行之儀は今日の要務須臾も不可忽既に京都は從御廳厚御世話被爲在各組落成に候就ては伏水の義も便利の地相撰小學校三ヶ所建營仕度と奉存候（中略）何卒御許容被成下候樣偏に奉願上候」大年寄、助役之れに奥印して提出したる處、六月に至つて許可あり、且つ三校に對し百圓宛下附されたので同年十月二十日深草村の內字山村に創立し他の下板橋、南濱と共に三校相次で竣成し授業を開始したのであ

る。

當時府の定むる教則に依れば、小學校を上等、下等の二等に分ち、各八級とし、學則に句讀、算術、習字の三科あり、教場は舊態の儘で寺小屋、私塾と異なる處なかつたが、明治八年七月改正されて教室其他の施設を改め四名列びの長卓を用ひ椅子を付し所謂立教式となつたのである。後ち明治十二年教育令發布と共に制度も亦一變し、大學區を廢止し、學制上の條規たる漢書、習字、算術、地理、歴史、修身、物理、博物の大意を授くるに至り、同十四年には從來の學校定期休業日たる一日、十五日を廢して日曜を休業日と定め、更に教則の改正から小學校を初等科目自六級至一級、中等科目自六級至一級、高等課目自四級至一級の三等に分ち、初等科學科は修身漢書、習字、算術、體操、中等科は地理、歴史、圖畫、博物、物理を加へ、高等科は更に化學、生理、幾何、經濟を課し、教科書は多く初步の漢本所謂洋書直譯の小學讀本であつた。即ち此當時に於ける府下一般の學事は他府縣に比し著しく異彩を放つたもので、長官の學事視察は頻繁に行はれ、巡視官は自ら試問を爲し、以て教員を督勵し、試驗には大、中、小の區別を設け嚴格なる檢査の下に行ふたが、受驗生徒は當日特に衣服を更め、附添ひの父兄に擁せられて未明に試驗場へ入るを例とし、門前には菓子店、露店等立ち列び、宛然氏神の祭禮當日を彷彿せしめたと云ふことだ。

遡つて深草第一校の前身たる伏水第一小學校創設當時に及べば、當時の通學區域は榎木橋以南、現在伏見學區に屬する堀上以北の三十五ケ町と舊伏水第二區の大龜谷地域を包括したもので、翌六年には深草小字淵に一校を設け、舊深草、福稻及び竹田村との組合とし之れを深草小學校と稱した。其後明治十五年に至り此組合學校は夫

々分離して各一校を創設する事となり、此時深草小學校は墨染小學校と改稱されたが校名は學校所在の地名に據つたこと勿論である。次で十八年八月、墨染校は位置の便宜上から直違橋三丁目現在の地に移轉增築され循誘小學校と改稱し、同二十年七月、尋常の二字を加へ、同二十二年四月町村制實施の結果學區域の離合があり、此時舊堀内部内であつた小字峠、五郎太町は大龜谷へ編入され、南新より堀ノ上に至る七ケ町は伏見町へ編入されて榎木橋以南、山村町迄の二十八ケ町は深草村區域となり此時深草尋常小學校と改めたのである。

當時稻荷地内にあつた福稻小學校は深草校の分教室としたが、明治二十四年四月之れを廢し同年八月學校敷地を取擴げ、廢校後其儘存置された舊深草小學校々舍を移して使用し爾來拾餘年間持續し來つたが人口增加に伴ふ就學兒童の增加から校舍の狹隘を告げたるを以て同三十七年一月より新築工事を起し同年八月竣功、尙ほ引續き舊校舍の改築を行ひ三十八年漸く完成せしに、程なく義務敎育年限の延長に遇つて學級增加の必要に迫られ同四十二年更に校地の買收を行ひ新校舍の增築を四十三年に起し同年七月竣成以て今日に至つたのである。

歷代小學校長

就職	退職	氏名
明治廿二年八月十九日	同年十一月十三日	長谷川 榮之進
同 年十一月 日	同四十五年五月卅一日	藤田道二郎
大正元年八月一日	同七年三月卅一日	梶 常藏
同七年三月卅一日	同八年三月卅一日	橫田秋次

同八年三月卅一日　同十年三月卅一日　大石右一
同十年三月卅一日　同十一年三月卅一日　今井清明
同十一年三月卅一日　同十一年十一月八日　調子金之助
同十一年十一月八日　昭和六年七月十五日　齋藤篤吉
同六年七月十五日　――　澤井堯夫

▽明治五年伏水第一小學校創立當時の校長は太田家顯、同六年以後は的場秀勝、杉本雄太郎、棚橋春水、岡田正興の諸氏順次就任したがその就退職年月を詳かにし得ない。

▼大正五年深草尋常小學校に高等科を併置し、同時に第二校を增設したので校名を深草第一尋常高等小學校と改稱し、增設校は深草第二尋常小學校と稱した。即ち第二校は同年四月一日より分離設置されたものであるが校舍の新築落成迄第一校に校務を執つて竣功を俟ち同年十月十六日漸く校舍が完成した處から移轉したのである。後ち大正八年四月に高等科を併置し次で昭和六年京都市へ編入と同時に高等科を廢止し現在に及んで居る。（校地面積一五〇〇坪、內屋外運動場は五二四坪）

▼歷代小學校長

加藤四郎、中井淸藏、橫田秋次、池田正次郎、鈴木喜重郎、

▼幼兒の心身を健全圓滿に發達せしめ善良なる性情を涵養せんとせば先づ幼稚園を設け以て家庭敎育を補ふことがなければならぬとの主張から昭和四年六月十七、十九日兩回に涉り深草町當局は町會を召集し町立幼稚園建設

案を附議したが、此財源には部落有財産を賣却して充當する事とし、直違橋三丁目外二十七ケ町から二千七圓、大字深草から二千九百九十七圓、福稻から二千九百五十六圓の部落有財産賣却に依る合計資金七千九百六十圓を以て建設することを可決し、現在では既に開園保育に從事し良好な成績を收めてゐる。

▼都市生活を量の上に表はすものは人口であり、京都市も數次の編入によりて地域を擴大せなかつたならば中央部は既に人口飽和の狀態にあり人口增加の餘地はなかつた筈である。此意味から市隣接地として深草は市電と京阪電鐵との交通網に惠まれ發展を著しく促進し、曩きには大正五年の第二小學校新設の必要を生ぜしめ、後ち又茲に第三尋常小學校增設の必要を痛感せしむるに至つた。即ち深草町は市編入の直前に當り、十七萬九千七百圓の建築費起債一時借入れの件を可決し、以て藤森神社南へ建築を了したのである

▽學校長　奥村耕治郎

▽學校醫　大谷範治

▽大谷範治氏は明治三十九年開業以來の村醫、學校醫である。

▽學區會議員

學區會議員　（學務委員）　今邑幹令

同　（同）　大久保孝三

同　（學區會議長）　高木健次

同　（同　副議長）　梁川正太郎

同　林戸徳次郎

同　久保榮次郎

同　芳澤　章

同　北野信太郎

同　小西卷三郎

同　村上彌三郎

同　吉仲久三郎

同　西村政太郎

同　愛川俊三

同　長谷川豐次郎

同　石田久次郎

同　中村捨次郎

深草の方言訛言

▽匆卒の調査なれば誤りなきを保し難い

▽矯正すべきは……、禁止すべきは◎の記號

一、名　詞

◇天　體

よだち　ゆうだち（夕立）　しづき　しづく（雫）　あらり　あられ（霰）

◇地　理

あで　あぜ（畔）　じやり　ざり（砂利）（小石）

◇人　體

じやんぎり　ざんぎり（散髪）　くちびら　くちびる（唇）　かんち　かた目（片眼）

ひざぼん　ひざぶし（膝節）　いび　ゆび（指）　おみや（足）

まいげ　まゆげ（眉毛）　でぼちん（額）　ほゝべた　ほべた（頬）

ほところ　ふところ（懐）　かだら　からだ　はげちよろ　はげ（禿）

◎せうんべん　せうんべ　せうべん（小便）　のぞ（喉）　◎どたま　すこたん（頭）

どすごゑ（大聲）　ふとぼん　ふともん　ふともゝ（太股）　ひんがらめ　ひがらめ（斜視）

おつも　おつむ　おつもり（御頭）

◇衣服類

じばん　じゆばん（襦袢）
ぢようり　ふじくら　ざうり（草履）
べゝ　きりもん　きもの（着物）
もよぎ　もえぎ（萠黄）
まいだれ　まへだれ　まへかけ（前掛）
ひぼ　ひも（紐）
しやつぽん　（帽子）
ふつきん　ふきん（布巾）
わらんじより　わらぢ（草鞋）
ゆびや　ゆびわ（指輪）

くつしやみ　ぐさめ（嚏）
はんてん　はんちや　はんて（半手）
しす　しゆす（繻子）
せきだ　せつた（雲駄）
ばつち　ぱつち（股引及下迄ノモノ）
びろど　びろうど（天鵞絨）
しやなだ　さなだ（眞田）
はなご　はなを（鼻緒）
ちやんぶくろ　ちやぶくろ（茶袋）
のゝ　ぬの（布）
つゝぽ　つゝそで（筒袖）

けはん　きやはん（脚絆）
もんめん　もめん（木綿）
のゝこ　ぬのこ（布子）
はぶたい　はぶたへ（羽二重）
てのごひ　てぬぐひ（手拭）
ひとへもん　ひとへもん　しとへもん　ひとへもの（單衣）
づきん　づきん（頭巾）
ぞつきん　ざうきん（雜巾）
たーびー　たび（足袋）
おむつ　むつき（襁褓）

◇飲食

こーこ	こうもん（香物）	かい	かゆ（粥）	こー	こ（粉）
すー	す（酢）	こうまい	こまい（古米）	たぼこ	たばこ（煙草）
おむし	みそ（味噌）	しょゆう	しやうゆ（醬油）	べんと	べんとう（辨當）
きいみ	きみ（卵黄）	ぶゞ	（湯）	かしん	くわし（菓子）
あも	もち（餅）	いば	ゆば（湯葉）	こぶ	こんぶ（昆布）
ふー	ふ（麩）	くもじ	（漬菜）	こうしゆ	こしゆ（古酒）

◇住　居

せんち	せついん（雪隠）	すてんしよ	ステーション（停車場）	げんかん	げんくわん（玄關）
ゑべす	ゑびす（夷子）	ちやまが	ちやがま（茶釜）	とりえ	とりゐ（鳥居）
ほとけさん	ほとけさま（佛様）	のゝさん	ほとけさま（佛様）	みど	みぞ（溝）
ふど	ふろ（風呂）				

◇動　物

たのき	たぬき（狸）	おほかめ	おほかみ（狼）	おさぎ	うさぎ（兎）
けつね	きつね（狐）	おんごろもち	むぐらもち（土龍鼴鼠）	とんび	とび（鳶）
きんぎよう	きんぎよ（金魚）	ゆはし	いわし（鰯）	おなぎ	うなぎ（鰻）
あい	あゆ（鮎）	あへる	あひる（家鴨）	おきんた	（目高）
つばくろ	つばめ（燕）	たねし	たにし（田螺）	はい	はへ（蠅）

しゞめ　しゞみ（蜆）
とゝ　さかな（肴）
げんじ　かぶとむし（兜虫）
なめくぢら　なめくじ　なめくちら（蛞蝓）
うはばめ　うはばみ
じやこ　ざこ（雑魚）
しらめ　しらみ（虱）
ほーたろ　ほたる（螢）
かいろ　かへる（蛙）
かいろこ　かへるの子（蛙子）
めゝづ　みゝづ（蚯蚓）

◇植　物

ごみ　ぐみ
じやくろ　ざくろ（柘榴）
くわゐ　くわゐ（慈姑）
こんぼ　ごぼう（牛蒡）
びや　びは（枇杷）
ちしや　ちさ（苣）
さゝぎ　さゝげ（大角豆）
くのぎ　どんぐりの木　くぬき（椚）
ちんちくり　まつかさ（松毬）
ねぶか　（葱）
ねんじん　にんじん（人蔘）
つんばな　つばな（茅花ノ轉）
いすらんめ　ゆすらんめ
なつてん　なんてん（南天）
だいこ　だいこん（大根）
よごみ　よもぎ（蓬）
ちそう　しそ（紫蘇）
しゆうろ　しゆろ（棕櫚）

◇人倫並性情

◎おかー　（母）
いとちやん
いとさん　（令嬢）
とうさん
おなごし　（下女）
ぬすつと　ぬすびと（盗賊）
ぼんさん　ぼうさん（僧侶）
◎あほたれ（人ヲ卑ミテ稱スル時ニ用フ）
しやかん　さくわん（左官）
あばさん　をばさん（伯叔母）
◎あにき　◎にー　あに（兄）
◎ちんこ　こびと（小人）
◎どんた　（横着物）
わたし　わし　わたくし（私）

のんだくれ　　（酒のみ）　ちやり　　（滑稽物）　◎けちんぼ　◎けち　（吝嗇）
としま　としまさり（年長者）

◆器　具

たんごー　たご　（擔梁）　みしろ　むしろ　（莚）　へつつい　かまど　（竈）
あんど　あんどん（行燈）　きせろ　きせる　（煙管）　れんげ　れんぎ　（楝木）
ながたん　ながたな（菜刀）　てしよ　てしほ（手塩皿）　つぶれ　つるべ　（釣瓶）
おしろい　おしいれ（押入）　らんぽ　らんぷ　（洋燈）　ばつちよがさ　竹ノ皮ニテ造レル笠
えんぺつ
いんぴつ　ゑんぴつ（鉛筆）　せけひつ　せきひつ（石筆）　こがたん　こがたな（小刀）

◆雑ノ部

てづま　てじな　（手品）　ぐろり　まわり　（周り）　まい　まゆ　（繭）
げん　えんぎ　（緣起）　けつたい　（奇態）　きびしよ　きゆす　（急須）
いまき　ゆまき　（湯卷）　のつけ　はじめ　とつくり　とくり　（德利）
ふくろべ　ほころび　（綻）　もつとひ　もとゆい（元結）　ひち　しち　（質）
かげぼし　かげぼうし　じよろくむ　あぐらくむ　ずす　るす　（留守）
じやうほう　りようほう（兩方）

◆自分のコト

◎めんめ　◎こち　◎あて　◎うち　◎おれ　わし　◎おら

◇他人ノコト

◎われ　おまはん　あんた　あんたはん　◎そち　◎てまへ　あいつ　◎どいつ

◎きさま　◎おい　◎やい　◎こら　◎うぬ　やろう　他ニ　ほれ　それ　◎いんぜー　否

二、形容詞

ちつこい　ちつぽい　小さい　ちよびつと　ちびつと　少し　やろこい　やらかい　柔い

どえろー　ひどい　◎どいらい　◎どてらい　たいしたもの　てれくさい　馬鹿らしい

づゝない　えらい　苦しい　◎いもろい　おもろい　面白い　やつと　澤山多い

ひやこい　ちめたい　ちびたい　つめたい　けなり　けなるい　かんこくさい　紙綿類焼ケ臭キヲ云フ

こすい　すこい　づるい　くわい　こわい　めれたい　めでたい

えぞい　よい　あないな　あのやうな　だんない　だいじない

三、動詞

◎どけ　のけ　よける　さける　おせる　おしへる

いける　埋る　おくんなはい　下さい　あげよう　あげませう

いでる　ゆでる　こじける　コヾエルノ意　なぜる　なづる

ほる　投る　すてる　ねふる　ねむる　なろぶ　ならぶ

めがく	みがく
ぐずる	ねだる
けつまづく	つまずく
ほぜる	ほじる
なぐる　しばく	たゝく
つくばる　へたる	すねる
しやがむ	かゞむ
ひつちやくる	ひつたくる
ぼかー　遊ぶかー　遊ぶけー	遊びませうか
いりまへん	いりませぬ
しとくれ	して下さい
◎いふてけつかる	いふて居る
つかはれ	つかはされ
いひあがる	いいつのる
けつらかす	けちらかす

一服する	ひと休みの事
はそむ	はさむ
あなづる	あなどる
つろくする	つりあふ
ぼやく	つぶやく事
◎どやす　◎どつく　◎なぐる	なぐる
のたうつ	のたくる
かなん	かなはぬ
いかはれ　いきなはれ	行きなされ
ちうたら	といふたら
しなはんなー	しなさるな
こつた	ことだ
◎ぬかす	言ふ
◎ゆきくさる	卑める言葉 他人の行くを云ふ
でける	できる

ほたへる	ほたゆる
ちふ	といふの場合に用ふ
ほつたらかす	うちやる
ねらむ	にらむ
いごく	動く
ほつとく	捨テオク
あすぶ	あそぶ
しかむ	しむ
◎きよつた	こられた
するていと	するといふと
きやへん	きません
◎やつたれ	やつてやれ
◎さらす	する
こつてす	ことです
かな	たやすい

あらける	おつる	しなんすな	しなさるな		

四、副詞

あんぢよう	味良く	ちよつこと	見事に	どひらい	非常に
やつと	澤山	やつぱし	矢張り	せんぐり	順序に
いつぱし	一様に	ちよぼつと ちびつと	少しく	すつてんで	少しのことで
もーちよつと	も少しで	もーつと	もちつと	ちよつきり	丁度
そないに	其様に	まつこと	まこと	にんにやか	にぎやか
かいもく	皆無	とつくりと	とくと	じようじ	常に
ばつかし	ばかり	ちよこ〳〵	時々	ちよい〳〵	折り〳〵
どつちや	どちら	こないに	此様に	ろくしか	ろくに
てんと	とんと	こんだけ	これだけ	よつぽど	よほど
あないに	あのように	ぢようさん ぎようさん	澤山	あんだけ	あれだけ

五、接續詞

さかい	が故に	なんで	何とて	それでも	然れども
そうゆもん やさかい	其様な物なが故に	ほんで そんで	それ故	ほて	そして
ほたら	そしたら				

六、雑ノ部

◇他　人

◎こら　これ　◎こいつ　このやつ　◎そいつ　そのやつ
◎あいつ　あのやつ　◎どいつ　どのやつ

◇方　面

どつち　どちら　どつこなと　どこなと　こつちや　こちら
あつちや　あちら　あこんとこ　あのところ　こゝんとこ　こゝのところ
そこんとこ　そこのところ

◇未　來

きやしよまい　きやせまい　來まい　起きやへんやろー　起きまい　見んやろー　見まい
◎せんとけ　せずにおけ　買ふたろー　買ふてやろふ　休まう　休みませう
買つてる　買つてゐる　置いたる　置てある

◇推　量

そやなー　そうでせう　そうかしらて　そうかしらんて　そうやろか　そうでせうか

◇打　消

しやせん　しやへん　しませぬ　しやはらせん　せられない　いかんとけ　行かずにおけ
せんとけ　せずにおけ

◇不　能

買えへん　買えない　行けへん　行けない　行かれへん　行かれやせない

◇願　望

買ふてーなー　買ふてください　買ふてくれ　買ふてください

◇命　令

◎これをさらせ　これをせよ　おいなはれ　來たれ　おいなはい　來たれ
◎しやがれ　せよ　◎死にくされ　死ね

◆禁　止

云はんとけ　云はずにおけ　よせ　なすな　せんとけ　ゐずにおけ

◆間　ふ

宜いやらふ　宜いであろふ　えゝけー　よろしいか

◆反　語

あるもんけ　あるものか　あるかれ　あるかい
あるもんか
出來んくせに　又出來へんのに　出來ないに

◆噂

云ふこつちや　云ふことである　云ふことであるげな　云ふことであるそうな
云ふことや

◆而して——そいから　ほれから　ほてから　へてから　そえから　してから——夫れから

◎なんかしてけつかる
◎なにぬかしやがる　}　何を云つてゐる

◆卑　語

◎こい　◎きやがれ　◎こんかい　◎きさらせ　◎きくされ　來れの意
◎あほ　◎ばか　◎まぬけ　◎ぬけさく　◎おたんちん　◎ぬけそう　◎ぼけ
◎あんぽんたん　◎あんけらかん　他人を卑めて云ふに用ふ
◎食つてよる　◎食はんかい　◎食いさらせ　他人食事せる際に用ふ
◎あるけい　◎あるかんかい　◎あるきやがれ　あるきさらせ　行けの意

醫師及助産婦

▼醫　師

藤森玄蕃町（内）　飯田　花次（電伏七六二番）
西　出　町（児）　西　　靜憲（　　　　）
直違橋六丁目（内児）　西村　郡三（同　三九七番）
一ノ坪町（内眼児）　加治　安義（同一五八〇番）
願　成　町（内）　村上彌穂若（　　　　）
稲荷仲之町（同）　久野　正碩（同　二三〇番）
スヽハキ町（婦）　伊藤　廣武（　　　　）
祓　川　町（全）　大岡　正亮（同一五六六番）
直違橋二丁目（内外眼）　岩中　三郎（同　八四八番）
北　新　町（内児）　西田　義文（同一二六九番）
直違橋十丁目（全）　大谷　範治（同一〇五〇番）
七瀬川町（内児）　田原　留吉（同一四一三番）
稲荷仲之町（内児）　久野愛之助（同　二三〇番）
稲荷御前町（児）　中村　八郎（同　二三三番）
一ノ坪町（耳）　大山　榮雄（　　　　）

▼助　産　婦

直違橋片町　氏家　カツ（電伏一二九五番）
同　八丁目　樋口　久惠
同南一丁目　中大路ハナ（電伏一六〇九番）
同西ノ内町　三森　ソノ
稲荷榎木橋町　松井　サク
大龜谷久寶寺西裏　川崎　みよ
同　七丁目　緒方　シヅ
同　二丁目　小西　基子
福稲一ノ坪町　木村　孝子
同　下横縄町　釘宮　滋子
寺　ノ　内　町　佐々木多賀（電伏一七二一番）

昭和八年十一月一日印刷
昭和八年十一月十日發行

【非賣品】

不許複製

深草誌奥付

京都市伏見區舞臺町四五番地
著作
發行者　宗形金風

京都市伏見區東大黒町一〇三三番地
印刷者　福本久造

京都市伏見區東大黒町一〇三三番地
印刷所　文明舍印刷工場
電話伏見一四三五番

京都市伏見區舞臺町四五番地
發行所　郊外社

頁	誤	正
▽一頁五行目	擧げ擧る	擧げ得る
▽一〇九頁九行目	持主	敎主
▽二〇〇頁十行目	大津町一丁目	大龜谷一町目
▽二四四頁十一行目	三十六聯隊	三十八聯隊
▽二四五頁七行目	飯食部	飯食町
▽二五一頁六行目	あつたと思はれる	あり近年此行事が復興された
▽二五八頁七行目	岡田正興	平木保景、岡田正興、小森梅太郎
▽二五九頁十行目	學校醫大谷範治	第一、二兩小學校醫 大谷範治 第三小學校醫 飯田花次